

社会科学年報

第 48 号 2014

論文

- 『資本論』第2部「第1草稿」の対称性 内田 弘
- ミャンマーのブランド「ミャンマー」とラオスのブランド「ビアラオ」
＜補遺＞ 梶原 勝美
- 科学方法論からみたコウホート分析の新解釈
— 危機からの脱出のパラダイム — 川口 雅正・森 宏
- 食品廃棄物削減と食品リサイクルの現状と課題 佐藤康一郎
- 片倉越後製糸株式会社の株主分析 高梨 健司
- よみうりランドと川崎市戦災復興事業 — 戦後レジャー会社と地方競馬 —
..... 中田久美子・永江 雅和
- 「復元論」と「分化発生論」について
— 宇野弘蔵と山口重克の方法論をめぐって — 新田 滋
- 学校の性教育に対する近年日本における批判動向
— 「性教育バッシング」に対する政府対応 — 広瀬 裕子

研究ノート

- 総力戦体制から国民的総動員システムへ 桑野 弘隆

所報

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

社会科学年報

第 48 号

2014

目 次

〈論文〉

『資本論』第2部「第1草稿」の対称性……………	内田 弘	3
ミャンマーのブランド「ミャンマー」とラオスのブランド「ビアラオ」 ＜補遺＞……………	梶原 勝美	45
科学方法論からみたコウホート分析の新解釈 —危機からの脱出のパラダイム— ……	川口 雅正・森 宏	65
食品廃棄物削減と食品リサイクルの現状と課題……………	佐藤康一郎	93
片倉越後製糸株式会社の株主分析……………	高梨 健司	105
よみうりランドと川崎市戦災復興事業 —戦後レジャー会社と地方競馬— ……………	中田久美子・永江 雅和	147
「復元論」と「分化発生論」について —宇野弘蔵と山口重克の方法論をめぐって— ……	新田 滋	169
学校の性教育に対する近年日本における批判動向 —「性教育バッシング」に対する政府対応— ……	広瀬 裕子	193
〈研究ノート〉		
総力戦体制から国民的総動員システムへ……………	桑野 弘隆	213
所報……………		235
編集後記……………		249

『資本論』 第2部 「第1草稿」の対称性

内田 弘

「交換は通約性 (symmetria = 対称性) なしにはありえない」
(アリストテレス『ニコマコス倫理学』)

[1] 分析基準

マルクスの『資本論』は如何なる原理で編成されているのであろうか。この課題について筆者はすでに論文「『資本論』の《不変の対称的構造》」を公表している。¹⁾ それは『資本論』「第1部 資本の生産過程」全体が如何なる原理で編成されているかを論証したものである。本稿はそれを踏まえて、『資本論』第1部の刊行(1867年)の少し前に執筆した『1863-65年草稿』の中の『資本論』「第2部 資本の流過程」「第1草稿」が『資本論』第1部と同じ論理構造を成しているかどうかを検証したのものである。その検証の結果、「第1草稿」もまた基本的に同じ論理構造を編成していることが判明した。第1部で検出された編成原理が第2部「第1草稿」に再現し貫徹しているのである。

このことを説明するためにまず、第1部で検出した編成原理とは何かをここで再確認する。

マルクスは、単純商品論冒頭第1章第1節の始めで「諸商品の交換関係を明白に特徴づけるものは、まさに諸商品の使用価値の捨象である」という。²⁾ 「使用価値の捨象 (Abstraktion)」の裏面で同時に進行する事態は「価値の抽象 (Abstraktion)」である。「価値の抽象」は、具体的な使用価値に思惟の上で「通約性・共通尺度 (syn + metros = symmetria) = 対称性」をあてがうことで行われる。マルクスは価値の抽象に関して「感性的に異なる諸物は本質の同等性 (Wesensgleichheit) なしには通約可能な量 (kommensurable Größen) として相互に関連しえない」と指摘する。³⁾ この引用文の *kommensurable* は、典拠となったアリストテレスの『ニコマコス倫理学』では、*συμμετρα* (*symmetra*)、すなわち「対称的」である。⁴⁾ マルクスの価値概念は「対称性」を根拠とする。対称性とは相異なる形態に現象する同等性である。相異なる形態を通約可能な存在に転態するのは思惟の *Abstraktion* の働きである。

価値の根拠としての通約性 = 対称性を前提にして、第1章第1・2節は『資本論』第1部全体、さらには『資本論』全3部を編成する原理を論証する基準を提示する。マルクスはそこで、商品を生産する「生きた労働」を「使用価値を生産する具体的有用労働」と「価値の実体となる抽象的人間労働」に分析する。その両者が経済学を理解する決定的な旋回軸になると指摘し、「商品に含まれる労働のこの二面性」は「経済学を理解するうえで決定的な点であり」、その点は1859年に刊行された『経済学批判』で指摘してある、と注記している。⁵⁾ 「労働の二面性」は『資本論』の体系を編成する原理を規定する基準なのである。では、その二重性は如何なる編成原理を成すのであろう

か。『資本論』第1部単純商品論の冒頭で前提する「生きた労働の二重作用」（価値の社会的実体としての抽象的人間労働と、使用価値の自然的実体としての具体的有用労働）とその結果である「価値と使用価値」は、『資本論』の体系を編成する三重の原理となる。すなわち、

- ① 相異なる使用価値の交換関係から価値が抽象される（価値の自立化）。
- ② 自立した価値は相対する商品の使用価値に憑依する（＝仮象 [Schein]。価値の使用価値への鏡映 reflection）。
- ③ 価値の鏡映態になった使用価値は逆に価値に自己を鏡映する（価値と使用価値の相互媒介関係＝相互鏡映）。

①②③の論理構造はそれぞれ、価値論のつぎのような三要素に展開する。

- ①＝価値形態（『資本論』第1部第1章第3節）
- ②＝商品物神性（同上第4節）
- ③＝交換過程（同上第2章）

①価値形態論は或る商品の「価値の抽象と表現様式」を解明する。②商品物神性論は「価値が使用価値の姿態で現象する仮象」を解明する。①価値形態論が或る商品に限定しそれが自己の価値を觀念の中で表現する「理論的可能性」を解明するのに対して、③交換過程論は、商品世界に参加するすべての商品が自己の商品の価値および使用価値を同時に実現しようとする現実的矛盾から貨幣が生成する「実践的必然性」を論証する。

【鏡映理論と価値論】では、①価値形態論、②商品物神性論、③交換過程論は、如何なる論理構造で連結しているのだろうか。マルクスは『資本論』始めの価値形態論で、その複合的論理構造に入るパスワードを用語「価値鏡 (Wertspiegel)」で与えている。その意味を解説することが『資本論』の世界に入る不可欠な前提条件である。以下でまずその前提条件をあきらかにする。

『資本論』が主題にする「価値」とは「鏡映関係 (Rückbeziehung, reflection)」である。人間は「鏡 (Spiegel)」をもって生まれてこないけれど、資本主義に生まれた人間は「価値鏡」をもって鏡映しあう関係で生活するという。では、なぜマルクスは「鏡」という用語を援用したのであろうか。なぜならば、鏡を見る人間が視覚上の錯視に陥ると同型の錯視に、資本主義に生きる人間は価値関係で陥るからである。

人間は鏡を見ると鏡に映る像＝鏡像の左右が逆転しているかのようにみえる。その錯視の根拠を分析しよう（別掲の図「なぜ鏡に映る像は左右が反転して見えるのか」の左側の図解を参照⁶⁾）。

鏡の外部から鏡の内部をみる人間（鏡映外存在）は無意識に二重の操作をおこなっている。一方で自分の観点を鏡の内部の存在（鏡映内存在）の観点に変換する。「図」にあるように、それは [1] 自分の観点を、向こう正面から自己をみる観点到180度回転した位置に、変換する操作である。その操作と同時に、[2] 鏡をみる「鏡映外存在」である人間は、自分自身の位置そのものからみる観点を「鏡映内存在」に鏡映する (mirroring, Spiegelung)。この二重操作は、[1] 鏡映内存在にとつての観点からみる「右-左」に、[2] 鏡映外存在にとつての観点からみる「左-右」を重ねる（射影する）操作である。その結果、鏡映内部の「右」に鏡映外部の「左」が対応し、鏡映内部の「左」に鏡映外部の「右」が対応して、鏡映の内部と外部では左右が逆転しているかのようにみえるのである。

この錯視は鏡映外存在である人間が鏡像に対して二重の観点に立ってみることから発生する。鏡映理論では、自分の観点を180度回転して鏡映内存在の観点に立つこの操作を「回転対称 (rotational symmetry)」という。同時に、鏡映外存在である自己の観点自体から鏡映内存在をみる。その結果、鏡の内部と外部では左右が逆転して見える。これを鏡映理論では「反転対称 (inverse symmetry)」という。つまり、「回転対称」と「反転対称」の同時操作という「二重の観点の措定」こそ、鏡像左右逆転の錯視を生み出す根拠である。

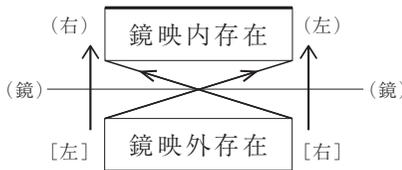
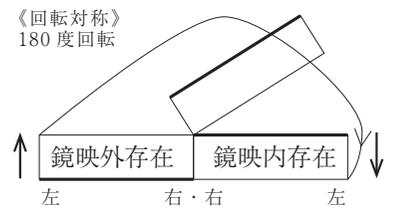
マルクスはこの無意識の鏡像逆転の錯視を価値論に援用する。まず上記の鏡像逆転と同型の錯視をみよう。それは相異なる使用価値をもつ商品aと商品bの交換関係である (同図の右上を参照)。

+++++

《なぜ鏡に映る像は左右が反転して見えるのか》

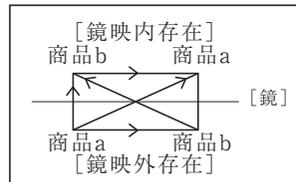
—鏡映と商品交換・価値形態の同型性—

2013/08/24
Hiroshi Uchida



《反転対称》(左右変換)

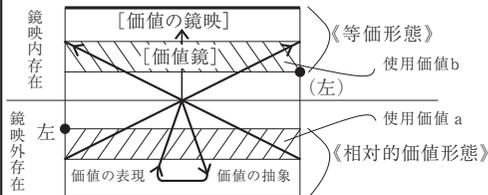
鏡映外存在は自己の観点を鏡映内存在の(右)(左)に変換する(回転対称)。同時に自己の[左][右]の観点を鏡映内存在に投射するから、鏡映内存在の(右)(左)が逆転して見える(反転対象)。



《商品交換と鏡映》

商品所有者 A と商品所有者 B が相対する関係は「回転対称」に相当し、両者間の商品 a 商品 b の持手交換は「反転対称」に相当する。

《価値形態と鏡映》



《回転対称》使用価値 a,b の相対的価値形態と等価形態とへの転換 [左●→(左)●]

《反転対称》使用価値 a,b の等置

= 使用価値 a,b の捨象・価値の抽象

= 相対的価値形態の価値の

等価形態の使用価値 b(価値鏡)への鏡映



+++++

商品aの所有者は商品bに相対し交換関係を結び商品aを商品bに等置する。相対し等置するこの行為は自己の観点からみて180度回転した観点を措定する(回転対称の)操作と同じである。同じ操作を商品bの所有者も商品aに対して行う。通常の鏡の左右の区別に対応するのが商品aと商品bの使用価値の相違である。マルクスが価値形態論でフィヒテのA=Aの自己同一の哲学を批判するのは、まったく同じものどうしでは鏡映関係を結べないからである。《我は、我であるがゆえに、我である》は同義反復でしかない。自他の区別があってこそ、その区別に同一性が現象するのである。

商品aと商品との等置行為は、すでに指摘した相異なる「使用価値の捨象」である。使用価値の捨象の裏面は「価値の抽象」である。相異なる商品を等しいものとして等置する行為が価値を抽象する。ところが、商品所有者はその「等置行為→価値の生成」を逆転して、その等置行為以前から商品に《価値なるもの(実体)》が本源的に存在すると思念する。価値が自から現象するかのよう

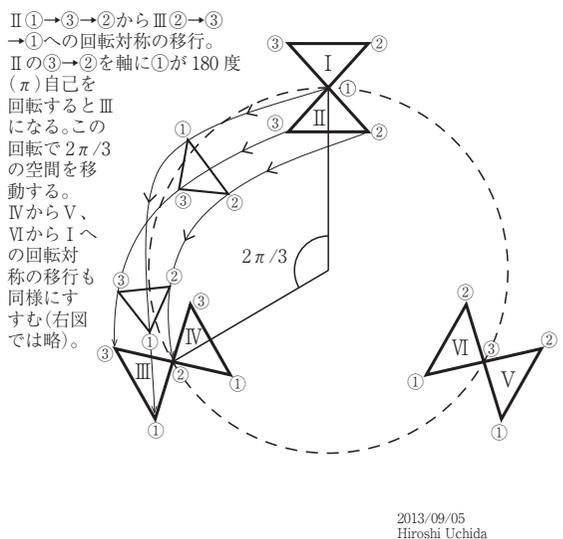
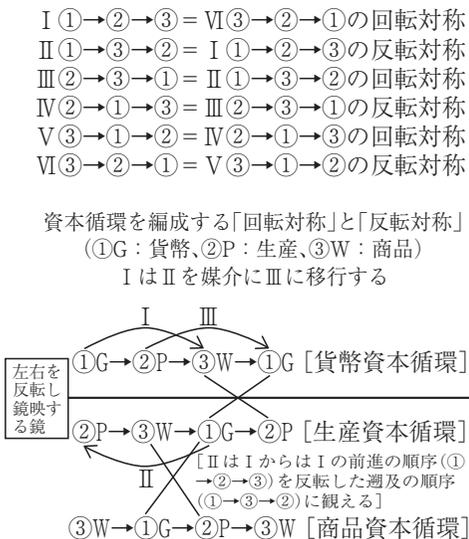
にみえる。等置行為の結果である価値を前提にすり替える。⁷⁾ ついで商品所有者たちは実際に商品 a と商品 b を交換する。これは鏡像における左右逆転に相当する行為である。

つぎの図の右下に図解した価値形態論は、商品の実践的な交換過程を、商品交換の一方の商品の観点から、商品の観念的な価値表現を理論的に考察する。商品 a を商品 b に観念的に等置し、そこから抽象される商品 a の価値を商品 b の使用価値で表現する。通常の鏡面は、鏡面に映る具体的なものの以外は存在しないという意味で抽象的である。これに対して価値表現では、価値という抽象的な存在を表現（鏡映）する媒体（鏡面）は、商品の使用価値というすぐれて具体的な存在である。通常の鏡と価値鏡とでは、具体と抽象でまったく逆の関係にある。

自己の価値を表現する商品 a は商品 b の使用価値を価値鏡とする。商品 a が相対的価値形態であり、商品 b が等価形態である。商品 a が商品 b を自己に相対する存在に位置づける行為は「回転対称」に相当し、商品 a を商品 b に観念的に等置し価値を無意識に抽象し、その価値を相対する商品 b の使用価値で表現する行為は「反転対称」の操作に相当する。

〔価値形態論・商品物神性論・交換過程論〕『資本論』では価値形態論を継ぐのが商品物神性論であり、そのつぎに交換過程論が接続する。⁸⁾ 価値形態論が価値の使用価値への観念的表現の構造を解明する〔価値（使用価値）〕。商品物神性論は、使用価値の等置関係から生成した価値が逆に使用価値に憑依し、⁹⁾ その価値憑依態があたかも使用価値それ自体の自然属性であるかのように現象する商品世界が論じられる〔使用価値（価値）〕。つぎの交換過程論は、諸商品の「価値および使用価値の同時実現」をめぐる矛盾が貨幣（一般的等価形態）に止揚される事態をあきらかにする〔価値（使用価値）・使用価値（価値）〕。価値形態論では、価値が主語であり使用価値は述語である。商品物神性論では、逆に使用価値が主語であり価値は（隠れた）述語である。交換過程論では、すべての商品の価値も使用価値も主語であろうとし、その行為が逆に自己の商品の使用価値も価値も述

《資本循環を編成する「回転対称」と「反転対称」》



語にされるという矛盾が貨幣という解決形態を獲得する過程を論じる。つまり、価値と使用価値はつぎのように対称性を成して連結する。③は①と②で構成されることに注目したい。

- ① 価値形態論：価値（使用価値）
- ② 商品物神性論：使用価値（価値）
- ③ 交換過程論：価値（使用価値）・使用価値（価値）。

資本の反復する運動形態が《貨幣→生産→商品→貨幣》という循環形態である。その循環を基礎づける観点が《①価値形態→②商品物神性→③交換過程→①価値形態》である。①②③は『資本論』「第2部 資本の流過程」の論理次元でみれば、①貨幣資本、②生産資本、③商品資本に展開している。①貨幣資本はすぐれて「価値」を体現する形態であることによって、「資本の循環」を代表する。②生産資本は資本の価値が「使用価値」に憑依する形態であることによって、「資本の回転」を代表する。③商品資本は「使用価値と価値の媒介形態」であることによって、使用価値の相違で区分＝結合する「諸資本の再生産＝流通」を代表する。

代表的な貨幣資本循環（貨幣資本→生産資本→商品資本→貨幣資本）の各元（①貨幣資本・②生産資本・③商品資本）は、出発点でありかつ復帰点であるという二重の規定態である。その規定態は円環を描く。貨幣資本だけでなく、生産資本も商品資本も出発点でありかつ復帰点である。資本は貨幣資本循環・生産資本循環・商品資本循環の3つの円環軌道を運動する。この3つの円環軌道は相互に媒介しあうことで資本の総再生産過程を「不変の対称的構造」として維持発展させる。¹⁰⁾

本稿は、以上の三つの元①・②・③は独自の配列順序で『資本論』「第2部 資本の流過程」「第1草稿」¹¹⁾を展開する「観点」となっていることを解明する。その配列パターンは基本的に『資本論』第1部と同じである。

①→②→③の順序は②→③→①、③→①→②というように、元①②③を順送りに入れ替えて進行する。数学の群論でいう「元（①②③）の置換（permutation）」が展開する。その全体はつぎのように円環を編成する（別掲図「資本の運動が編成する「回転対称」と「反転対称」の円環」を参照）。価値論を基礎づける「回転対称」と「反転対称」は『資本論』体系を貫徹する対称性である。

- I (①→②→③) の反転対称 = II (①→③→②)
- II (①→③→②) の回転対称 = III (②→③→①)
- III (②→③→①) の反転対称 = IV (②→①→③)
- IV (②→①→③) の回転対称 = V (③→①→②)
- V (③→①→②) の反転対称 = VI (③→②→①)
- VI (③→②→①) の回転対称 = I (①→②→③)

上記の「反転対称（inverse symmetry）」とは、二番目の元（要素・項）と三番目の元（要素・項）が左右に入れ替わる場合を意味する。「回転対称（rotational symmetry）」とは、三つの元の順序のちょうど逆の方向に向かう場合を意味する。上に記したように、回転対称と反転対称とは交互に登場する。しかも最後の（VI）は回転対称を媒介にして（I）に再帰＝鏡映し、円環運動を編成する。マルクスが「第1草稿」で資本循環は「三つの円環運動」から成るという場合、¹²⁾ 直接には（I）（III）（V）の三つを指すであろう。しかし（I）から（III）に移行するには（II）という「反転対

称」という媒介が不可欠である。同様に、(Ⅲ) から (Ⅴ) への移行には (Ⅳ) という媒介運動が不可欠であり、(Ⅵ) から (Ⅰ) への移行にも (Ⅵ) の反転対称が不可欠である。さらに①②③を元とする I~Ⅵはそれ自身が元となって I・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅰという置換群を成す。このような重層構造を資本主義的生産様式の運動が編成する。

別掲図に示されているように、マルクスが経済学批判で提示する資本の運動形態は、けっして建築材料のブロックを横に並べたようなものではないし、ブロックを縦に積み重ねたようなものでもない。自らを180度回転し左右に反転しつつ、運動の諸形態の順序を入れ替えつつ、各々の形態の機能と意味を変換してゆく過程を『資本論』は記述するのである。元(要素)の配列順序が変換するにしたがって、それぞれの意味も変換する。元のすべて(全体)とそれぞれの元(部分)の関係は内面的に相互作用しあう。3つの元の円環を成す運動はそれぞれ、二次元閉曲面(メビウスの帯)を二重に結合した「クラインの壺(面)(Kleinsche Fläche [Flasche])」を構成する。「第1草稿」における「貨幣・生産・商品」という3つの資本の運動形態(3元)はそのような論理空間を編成する。価値論、転化論、剰余価値論、蓄積論などを《バラバラな部分を積木重ねる》ように読む『資本論』誤読は払拭しなければならない。

「第1草稿」にも『資本論』の編成原理が潜在している。本稿の「第1草稿」の考察はその原理を顕在化する作業である。『資本論』「第1部 資本の生産過程」では、すでに前掲別稿で解明したように、上記の6つの順序が貫徹している。その直前に書かれた「第1草稿」はその「不変の対称的構造」を編成する原理が胚胎しているか否か、それを検証する作業が本稿の課題である。以下の考察は上記の①②③の3つの観点から、3つの章からなる「第1草稿」の編成を解明してゆく。

[2] 第1章 資本の流通

[2-1] 第1節 資本の変態

マルクスは第1節の冒頭で「諸商品はその価格によって規定される価値で販売される……と前提される」(傍点強調は原文。以下同じ)と限定し、「資本の変態」を「①価値の観点」から解明することを確認する。ここでは使用価値は副次的契機を担うにすぎない。使用価値が独自の要因として登場するのは「第2章 資本の回転」・「第3章 流通と再生産」においてである。ここでは価値の観点から等価交換を前提し、プルードンたちのいわゆる(利潤の源泉=)不等価交換を捨象する。「多くの、流過程にとってさえ重要な実在的な諸規定は度外視され、その諸規定は第2部の第3章で取り扱われる」と限定する。¹³⁾

マルクスがここで前提する商品は、「資本の流過程」の直前に執筆した「第1部 資本の生産過程」「第6章 直接的生産過程の諸結果」の最後の部分、「資本の生産物としての商品」で措定された商品である。¹⁴⁾ そこですでに「ひとつの商品大量として現れる」「資本の総生産物」はこれから「商品変態を経過しなければならない。……諸商品はまずその価格で観念的に自立化されているだけのその諸価値(Werthe)を実現しなければならない」(M141: 訳10)と確認していた。その確認を継承し、冒頭の第1節に定められた観点が価値にあること、商品の実在的契機(使用価値)は副次的区別にすぎないことを再度確認する。

したがって、資本循環は何よりも先ず「価値の循環」なのである。商品は「資本の生産物としての商品」、剰余価値を含んでいる「商品資本」である。商品資本は価値の観点からは「貨幣資本」に転化しなければならない。貨幣資本は「(完全実現態に向かって [der Entelechie nach]) 実現された資本」(M142: 訳11) である。「エンテレケイア (en tele cheia)」とはアリストテレス用語である。それは、形相因 (eidos) が質料因 (hylē) を活用する過程の究極状態、自己を完全に実現した目的因 (telos) を意味する。この場合は、資本の流過程で商品資本が貨幣資本に転化した状態 ($W - G'$)、価値そのものの形態 (貨幣資本) に転態 = 再帰した状態を意味する。資本は自己の価値そのものを増殖する主体である。

【マルクスの数学研究】マルクスは生涯を通じて数学を研究した。『1863-65年草稿』の剰余価値論では微分学を援用して剰余価値を規定している。微分学における原始関数と導関数の比率や、それと関連するテイラー展開 $[(x + h)^n = x^n + hx^{n-1} + \dots + h^{n-1}x + h^n]$ が織りなす対称性 (Symmetrie) に関心を寄せた。¹⁵⁾ 「第1草稿」でも、「増分 (fluens)」(M142: 訳11)、「積分計算」(M143: 訳13)、「全体を運動する円環」(M179: 訳55)、「曲線」(M206: 訳85)、「円弧」(M206: 訳85)、「円周と中心」(M207: 訳87)、「分数・分母・分子」(M237: 訳119)、「反比例」(M206, 240: 訳85, 123)、「円と螺旋」(M353: 訳266) など、数学用語が頻繁に経済学批判に援用されている。この援用をみると、マルクスの数学研究が特に盛んに行われたのは1870年代と80年代であるとする『マルクス数学草稿』の編集者の判断は正確ではない。むしろ1860年代、特に『1863-65年草稿』執筆から本格化したと判断される。編集者はマルクスの数学研究の経済学批判への関連には一言も言及せず、マルクスがもっぱら数学それ自体を目的にして研究したかのように評価している。マルクスの数学研究は経済学批判の不可欠な要因となっていたのである。

【貨幣資本・生産資本・商品資本の二重規定】すぐれて価値の観点である資本循環は貨幣資本から始まる。貨幣資本循環 ($G - W - G'$) は資本の生産過程に媒介されている。即ち、 $G - W \dots P \dots W' - G'$ である。その運動の結果が剰余価値を含む貨幣資本 (G') である。資本は、剰余価値という「増分 (increment)」に対して、資本自身に帰属する「自己の増分」として関与し、かつ自己が増加した部分、「自己の増分」として二重に関与する (M142: 訳11)。単に自己を元本と増分に質的に区別するだけでなく、増分に対して量的に関与する。このことによって、貨幣資本循環の出発点における可能的資本は現実的資本に生成したことを確認する。出発点の可能的貨幣資本は現実的貨幣資本になり、出発点の形態に復帰する ($G \rightarrow G' = G$)。

単に貨幣資本だけでなく生産資本も商品資本も、資本循環のすべての諸契機は自己から出発して自己に復帰する。あらゆる契機は「出発点でありかつ復帰点でもある」という二重規定性をもつ。復帰した貨幣形態では、剰余価値生産に寄与した実在的な生産過程は消滅している。出発点に復帰した貨幣資本はただちに再出発しなければならない。110ターレル (= 10ターレルという剰余価値を実現した貨幣資本100ターレル) に増加した貨幣はもはや復帰形態ではなく、ただちに再出発すべき形態とみなされる。「まえよりも大きい価値量の資本が資本として機能する」(M142: 訳12)。復帰点が即、出発点でもあるように、資本の循環諸形態 (貨幣・生産・商品) は自己に再帰する円環を成す。貨幣資本のこの観点から規定する資本循環こそ、資本の本性が顕現する形態である。マルクスは当初4つの循環範式を導き出すが、つぎの貨幣資本循環、商品資本循環、生産資本循環の

3つの循環範式にまとめる (M190: 訳66-67)。

- I : 循環 G-W-P-W'-G' [貨幣資本循環]
- II : 循環 P-W'-G'-W-P [生産資本循環]
- III : 循環 W'-G'-W-P-W' [商品資本循環]

ここで確認すべきことは、資本循環の3つの範式が左から右への「先後継起」としてだけでなく「同時並存」として存在し、両者が相互転化可能態であることである(別掲の図《「回転対称」を媒介にする資本循環の円環》を参照)。ただしここ循環論では、資本の価値がまとう形態である貨幣・生産・商品という区別は副次的契機にすぎない。自己増殖する価値が貨幣・生産・商品という形態変化を媒介に円環を描く運動の把握が主題である。副次的契機の相違に着目すれば、貨幣資本循環・生産資本循環・商品資本循環という相異なる循環形態で区別される。

「抽象的な統一としては、資本はただ前貸しされた価値額としてのみ、かつこの価値額がそこで増殖される過程として、つまりそれが自己増殖する価値での過程としてのみ存在する」(M180-181: 訳57~58)。「これらの部分すべて[生産・商品・貨幣]が一体(Eins)としての資本の総額あるいは統一をなしている。こうした意味で、G-W-G'がやはり再生産過程を支配する統括的な形態なのである」(M181: 訳58)。

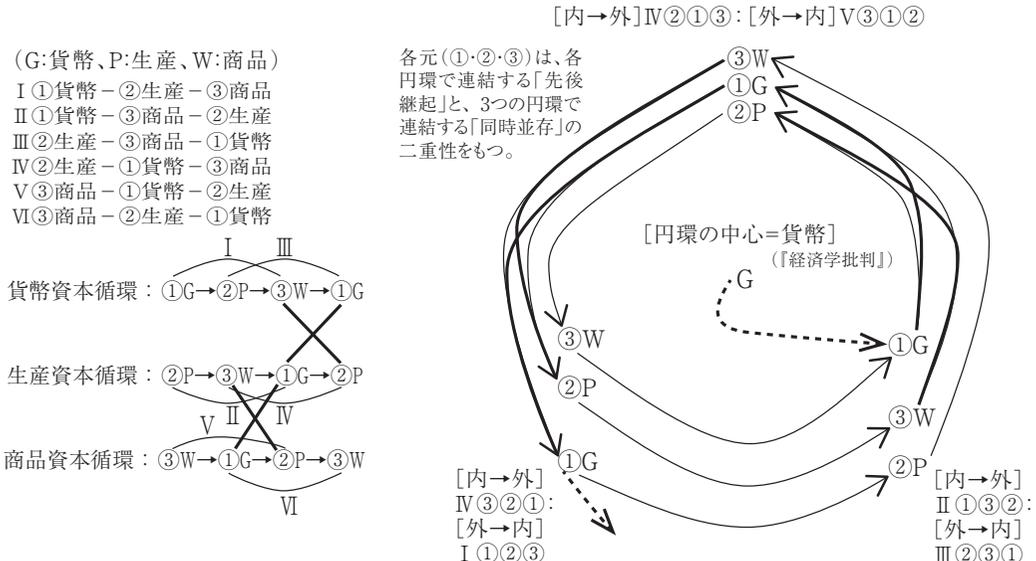
しかも、いずれの資本循環も総過程の「連続性」で表現される。

「その[自己増殖する価値額、すなわち資本の]過程の不断の反復と連続性(Kontinuität)とが資本の本来的な再生産過程をなす」(M181: 訳58)。

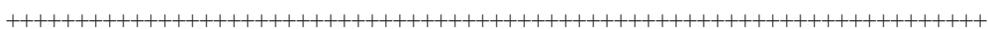
以上要するに、マルクスが第1章第1節では一貫して、①「価値の観点」から、資本の自己増殖する「価値の循環運動」を考察していることが確認できる。



《「回転対称」を媒介にする資本循環の円環》



2013/09/07
 Hiroshi Uchida



[2-2] 商品資本

[価値喪失=価値増殖の自己矛盾] つぎは商品資本である。マルクスはまず商品資本が商品取扱資本の手元にある $W'-G-W$ の W' の場合を想定する。その運動 $W'-G-W$ は $G-W-G$ に補完される。



しかし、「これは第3部第4章に属する事柄である」(M183: 訳61) として、 W' を直接的生産過程の結果としての商品資本に限定する。

「資本主義的・生産過程の直接的生産物は商品である。……資本の価値増殖は、それが資本の生産物としての商品として、すなわち資本の商品資本への転化において実現されているかぎりでは、それは同時に資本の価値喪失 (Entwertung) である」(M183-184: 訳61)。

「価値喪失」とは商品資本が貨幣資本に転化できずに価値を失う事態である。

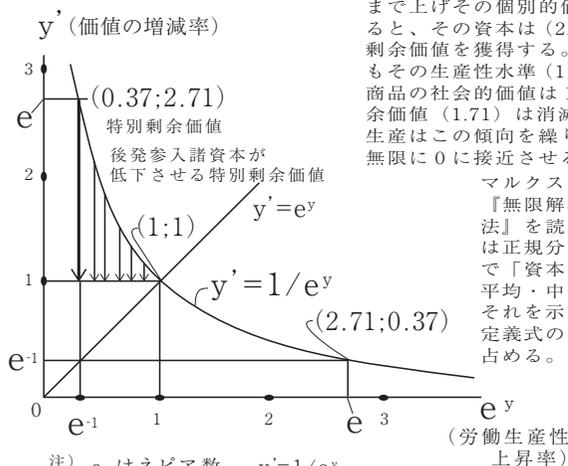
Verwertung と Entwertung との逆説的・自己関連は、まず特別剰余価値に存在する。別掲の図「特別剰余価値の生成と消滅」に示めされているように、競争する個別資本が自己の個別的労働生産性上昇率 (a) を他の資本のそれを凌駕し、必要労働時間を V から V/a に短縮し自己の商品資本の「個別的価値 ($C + V/a + M$)」をその「社会的価値 ($C + V + M$)」よりも少なくすること (Entwertung) によって、その差 ($V [1-1/a]$) を特別剰余価値として取得し、自己の個別資本の価値を増殖する事態 (Verwertung) にも妥当する。その事態は原点を対称点とする双曲線の軌跡を描く。資本とはゼロに向かって自己を減少させること (entwerten) で無限に増殖しよう (verwerten) とする価値で

+++++

《特別剰余価値の生成と消滅》

-資本の価値増殖のための価値減少-

y	e^y	$y' = 1/e^y$
2	7.34	0.14
1	2.71	0.37
1/2	1.65	0.61
1/4	1.28	0.78
1/8	1.13	0.88
0	1	1
-1	0.37	2.71
-2	0.14	7.34



例えば、ある商品の労働生産性の水準が 0.37、社会的価値が 2.71 であったところ、先駆的個別資本が労働生産性を 1 にまで上げその個別的価値を 1 にまで下げると、その資本は $(2.71-1)=1.71$ の特別剰余価値を獲得する。やがて他の諸資本もその生産性水準 (1) に追いつき、その商品の社会的価値は 1 に低下し、特別剰余価値 (1.71) は消滅する。資本主義的生産はこの傾向を繰り返し、商品価値を無限に 0 に接近させる運動を展開する。

マルクスはL.オイラーの『無限解析入門』『微分計算法』を読んだ。彼は経済現象は正規分布するというモデルで「資本一般」を考察した。平均・中位などの彼の用語がそれを示唆する。正規分布の定義式の中にネイピア数が占める。

注) e はネイピア数。 $y' = 1/e^y$ は対数 ($y = \log x$) の導関数。

2013/09/28
Hiroshi Uchida

+++++

ある。マルクスの資本概念は無限とゼロが媒介しあう双曲面を運動する（別掲の図《特別剰余価値の生成と消滅》を参照）。

特別剰余価値という資本の生産過程に根拠をもつ「価値減少」と「価値増殖」との逆説的な関連が資本の流過程にも存在する。商品資本は貨幣資本に転化しない間は「資本の危険（Risiko）」に晒されている。それは「商品の使用価値に含まれている価値を同一価値の貨幣形態に再転化することが〔遭遇する〕危険」（M184：訳62）である。資本の危険は商品資本の所有者である「資本家の危険として現象する」（M184：訳62）。その商品資本を現実生産した「労働者にとっては疎遠な所有物の事故として…現象する」（M184：訳62）。実際は自己の労働で生産物を生産物しながらも、その労働も労働生産物も法的観念的には自己のものではない。この観点はすでに1844年の『経済学・哲学《第1》草稿』で指摘されている。賃金労働者にとって、労働と労働生産物が自己の所有ではないように、その労働生産物が販売できないという危険も自己のものではない。

商品資本が貨幣資本に転化することは、本源的に「価値に生成する」という意味での *Verwertung* である。商品資本の「価値としての実現」によってこそ、商品資本の形態をとっている前貸資本が回収されるし、その商品資本に潜在する可能的剰余価値が現実の剰余価値に転化する。前貸した未だ可能的な資本が剰余価値を取得し現実的な資本に転化する。価値実現こそ価値増殖の本源的絶対的条件である。逆に、商品資本が貨幣資本に転化できないときは、前貸資本そのものの価値が失われる（*Entwertung*）。したがって商品資本の貨幣資本への転化は資本にとっても「命がけの飛躍」なのである。資本の運動はリスクな運動であるからこそ、その「中断」を避け「連続性」を至上命令とする。

【資本の流過程の仮象】商品資本の貨幣資本への転化がこのように価値を喪失するかもしれない危険な過程であるからこそ、一旦その転化に成功すると、あたかも資本の価値増殖の本源地は資本の流過程であるかのようにみえる。マルクスはつぎのように指摘する。

「資本家は剰余価値を、労働者の搾取から・直接的生産過程からではなくて、流過程から・彼の商品の販売から引き出すという仮象（Schein）が生じる」（M184：訳62）。

この仮象はつぎのような事情でさらに強化される（M184：訳62）。すなわち、商品を価値以上で販売するか、価値以下で購買するという行為から利得が発生する。売り手と買い手の間の瞞し合いである。そのことが逆転されて、おおよそ利得の本源地は流過程そのものであるかのような仮象が生まれる。人間の相互欺瞞はすでに『経済学批判要綱』で相互詐欺（*wechselseitige Lüge*）・相互瞞着（*wechselseitige Prellerei*）という語法で指摘されている（MEGA,II/1.2,S.344）。さらにこの事態はすでに1841年の学位論文で指摘されている。¹⁶⁾しかし『資本論』「第2部 資本の流過程」は等価交換を前提にするから、価値以上＝価値以下による売買から発生する利得は捨象される。

剰余価値が資本の生産過程からではなくて資本の流過程から発生するかのような「仮象」について、マルクスは使用価値と価値の関係でつぎのように指摘する。

「資本は商品としてはひとつの使用価値に現象する交換価値である。そのような交換価値であることは、譲渡と使用価値としてのその形態を捨て去ることを通じてのみ証明され表示されるのでなければならない」（M186：訳64）。

資本の商品形態はその価値と一定の使用価値との統一形態である。資本の流過程は資本の「価

値実現＝価値増殖（Verwertung）」にとって死活を制する過程である。この過程そのものが価値増殖の本源地であるかのように現象する。これをマルクスは「仮象」という。この観点は「②商品物神論の観点」からする資本規定である。

[2-3] 市場と在庫

〔イギリス資本主義と世界市場〕「商品資本」と題する節の後半は「市場」（M186：訳65）である。それは資本の生産物が商品形態に留まる事態であり、「商品資本としての商品資本」（M186：訳65）である。商品資本は、③交換過程の観点からみえる同じ「使用価値と価値の統一物」である。

特に1850年代のインド・中国に関する時事論文や『経済学批判要綱』の「貿易と資本の文明化作用」を援用しながら、「市場に存在する商品の量と（使用価値の）多様性」は、1) 労働総生産物のうち商品に転化している程度と、2) 生産物をもっぱら商品として生産する資本主義的生産様式の発展の度合いを指示する、という。1)と2)とはインド・中国とイギリスというマルクス自身があげる事例のように関連する。イギリスの資本主義的生産様式の発展はインド・中国にも波及し、そこをイギリス製品の販売市場に転化する。その転化＝商品需要増大に刺激されて、イギリスでは過剰産業投資が進み、インド・中国との交易に不均衡が生じる。不均衡を是正するために、その交易はより広範な製品販売市場・原料購買市場をもとめて、インド・中国に資本主義的生産様式を布教する。

「この不均衡は、イギリス人などを駆り立てて中国・インドなどにおける旧来の生産様式をなぎ倒してそこを商品生産に、それも国際分業にもとづく商品生産（すなわち資本主義的生産）に適合する姿をとった〔生産〕に変形し変革させる拍車である」（M190：訳67）。

先に多くの諸資本が商品＝貨幣関係で連結する資本循環の「同時並存」が指摘された。この空間的な同時性は固定したものではない。絶えず拡大する。その具体的形態がイギリス資本主義のインド・中国への浸透である。

「（資本主義的）生産の直接の目的は資本の価値増殖、剰余価値の生産であり、しかも資本の蓄積である。生産は大規模にしかも絶えず拡大してゆく規模で行わなければならない、したがって、生産規模を規制するものは、現存の諸欲望の与えられた範囲ではなくて、生産諸力の発展によって推進される規模である。それゆえ、市場は不断に拡大させなければならない」（M191：訳68）。

しかし、不断に増大する生産の量と質は止めどなく流通するのではない。在庫がさまざまな個所で発生する。在庫は「生産者の倉庫・店舗・貯蔵庫・再販売店・波止場（港湾倉庫）などの貯水池」（M194：訳71）に配分され出荷を待っている。在庫はいずれの場合にも生産と消費の中間段階の形態であり、その「合間（Intervall）」（M192：訳69）に存在する。しかし在庫商品はつぎつぎと流れ去るものでなければならない。「再生産過程がよどみのない連続性のうちにあるときには」（M194：訳71）、同じ商品が生産過程・市場・消費過程に存在する。マルクスはそれを喩えて「鉄道はいつも満員でありながら、いつも違う乗客で満員である」（M194：訳72）という。在庫は資本主義的生産様式が発展するにつれて、[1] 産業資本家は前貸資本の停滞である在庫をできるだけ減少させ、[2] 個人消費者にはできるだけ多く販売するのでその在庫は増加する（M195：訳73）。過

剰消費者の創造は資本主義の帰結である。

以上の「第1章 資本の変態」の前半の解明を総括すると、記述順序はこうなる。

- ① 価値形態論の観点からする貨幣資本の考察 (M140-182: 訳9～59)。
- ② 商品物神論の観点からする商品資本から貨幣資本への転化の考察 (M182-190: 訳60～67)。
- ③ 交換過程論の観点からする商品在庫の考察 (M190-195: 訳67～73)。

「第1節 資本の変態」前半の考察順序は①→②→③である。

[2-4] 貨幣資本

商品資本の考察について貨幣資本の考察に移る (M195: 訳73)。貨幣資本は2つの流通形態、 $G - W - G'$ と $W - G - W'$ に現れる。その貨幣資本は単純流通の場合と同じ規定である。

「純粹に形態的にみれば、貨幣は資本の形態的変態においては、商品の変態におけるのと同様に、購買手段ないし支払手段として機能し、しかも中断が発生するかぎりでは貨幣として機能する」(M196: 訳74)。

資本の販売と購買は時間の上で分裂し、資本の運動の連続性の障害となるかもしれない。それ備えて予備貨幣が欠かせない。石炭採掘、自然時間に規定される原料生産(棉花)、週給である賃金など貨幣資本の周期は異なる。生産・販売・購買の間の時間上のずれは、一方で貨幣資本の不足をもたらす、他方で貨幣資本の余裕をもたらす。両者の間の資金調整がおこなわれる。しかし、万が一の事態にそなえて「第3種類の予備貨幣資本」が貨幣形態をとっている剰余価値から調達される。

以上のように、貨幣資本は「①価値の観点」から考察されている。この①は「資本の流過程」[第1節 資本の変態]冒頭の①への再帰(reflection)である。ここで「貨幣資本」が取り上げられるのは、それが価値の観点からする資本循環論を代表する形態であるからである。同時に「第2節 流通時間」として存在する資本形態の代表でもある。その移行規定をかねている。

[3] 第2節 流通時間

[3-1] 空間の時間への変換

マルクスは本節の冒頭で「商品資本の流過程 $W - G - W$ は時間と空間で行なわれる」(M202: 訳79)と規定する。先の「第1節 資本の諸変態」の最後が貨幣資本の考察で終わることを前提しそれを継承しているのである。即ち、この節の冒頭の $W - G - W$ の $W - G$ は $G - W$ を二重に前提にする。最初の $W - G$ が実現するには $G - W$ を前提する。さらに商品から貨幣に転化した資本 ($W - G$) はさらに商品へ転化する ($G - W$)、つまり $W - G - W$ は $G - W - G$ を前提にする。その意味で、第1節末の貨幣資本の考察は第2節の流通時間の前提を措定する。

資本の循環運動は空間と時間で規定される。資本の循環運動はさまざまな段階を継的に通過してゆく運動である。この運動は量的に観るかぎり、あらゆる運動と同様に、時間を尺度とする。

「[量的測定という] 観点からすれば、空間的契機は、つまりこの [流通] 過程の物理的条件として現れる位置の変化は、それ自体が単なる時間的契機に解消する」(M203: 訳80。[] は引用者補足)。

資本の流過程における「空間的契機の時間的契機への変換」とは何であろうか。マルクスはその変換を「物理的条件として現れる位置の変化」という。生産物を生産地から消費地に運ぶ運輸労働は使用価値を高める労働である。可能的商品を現実的商品に転化する労働である。この認識は『経済学批判要綱』の考察を継承するものである (MEGA, II/1.2, S.424f.)。売れない場所にある商品は単なる使用価値にとどまり、いつかは自然の摩滅作用に晒されて無に解体し、それに投下した前貸資本は消失する (entwerten)。

「位置＝空間という物理的条件」は使用価値を規定する要因である。空間上の限界を超えるために要する時間（生産地から販売地への運送時間）を短縮し、さらに遠方の場所を市場に転化し、そこまで運ぶ時間を短縮する。遠い場所により早く大量に商品運び、「時間距離（時間に変換された空間）」を短縮する。この運動は使用価値を価値の単位である時間に変換する運動である。使用価値を価値ある形態（現実的商品）に転態し、使用価値を価値の現象形態に変換する運動である。他の条件が一定ならば、「流通時間」が短縮されるほど、前貸資本の年回転数は増え、年剰余価値はより多くなる。「流通時間の短縮」は資本が剰余価値をより多くもたらすという意味で生産的である。したがって、資本の価値増殖は流通時間の関数に変換される。

「資本の価値形成は資本の流通時間の一つの関数 (Funktion) である。……流通時間がプラスの増分を受け取るのに対して、価値形成はマイナスの増分を受け取る。これは、たとえば特定の曲線における横座標と縦座標との関係と同じように、一方が減少すれば、同じだけ他方が増加する」(M206: 訳85)。「価値増殖の程度は、流通時間に逆比例して (im umgekehrten Verhältniß) 増減する」(M206: 訳85)。

マルクスは資本の運動を双曲空間で考えている。資本は逆の方向に増減する双曲空間上の運動形態を展開する。

[a] 資本の生産過程における価値増殖は、個別的価値を社会的価値以下に「マイナスの増分」を実現して、その差を特別剰余価値として取得する個別資本の競争がもたらす。その競争が総合された社会的一般的结果が相対的剰余価値である。このことはすでに第1部で解明されている。平面上の双曲線は原点ゼロを対称点にして、縦軸と横軸の双方の無限の延長の彼方の間を運動する軌跡をしめす。

[b] 同じように資本の流過程では資本の流通時間が長ければ、それだけ少ない「マイナスの増分」を取得する。それが短ければそれだけ「プラスの増分」を獲得する。資本の価値増殖は逆比例的に規定される。

その「流通時間の相対的な長さ」はつぎの諸条件が規定する (M206: 訳85-86)。

- (1) 生産場所から販売市場までの実在的な距離の延長。
- (2) 生産量と販売量の増大。
- (3) 自然諸条件に規定された生産過程の周期性。

このような資本にとっての制限を「運輸＝交通手段の発展」(M207: 訳87) によって克服することも資本の傾向である。「資本主義的生産は、発展するのに比例して市場を拡張し、したがって生産場所をその中心にして半径を累進的に増大させながら市場の円周を描いてゆく」(M207: 訳87)。こうしてますます、資本の流過程こそが資本の価値増殖の源泉であるかのようにみえてくる。

「流通部面における資本の運動は……資本による労働の搾取の外部で、資本の生産資本としての独自の存在形態の外部で行われる運動、あるいは機能として現象する。資本の価値創造および剰余価値創造は—まさにそれが流通時間によって規定されているという理由で—神秘的な仕方では貨幣資本ないし商品資本としての資本に固有に属する隠された諸属性から生じるかのような、つまり資本によって搾取される労働の分量とは、すなわち不払労働の取得とは何の関わり合いもない、しかも労働時間のその尺度としない他の諸属性から生じるかのような仮象 (Schein) が発生するのである」(M205: 訳84)。

この事態は「②商品物神性の観点」からする資本循環論である。

[3-2] 第3節 生産時間

マルクスはつぎに資本の生産時間を考察する。この節の少し先で、この第3節では生産時間は「第2章 資本の回転」の諸規定を捨象して、単純に考察すべきであると限定する (M216: 訳96-97)。生産時間は使用価値が生産される時間である。生産時間は労働時間とは必ずしも一致しない (M210: 訳91)。使用価値を生産する生産時間は価値を生産する労働時間と同じかそれよりも長い。

「労働時間から区別される生産時間は、商品の使用価値の生産に内在する一契機である。生産過程は自然過程として継続しているのであって、そこでは人間労働の関与は中断されている。

これに対して、流過程は、逆に商品の交換価値の形態にのみ関与している」(M215: 訳95)。
労働時間ではない生産時間は価値を生まないし剰余価値も生まない。

「このような生産時間を短縮する可能性はすべて、流通時間の短縮と同様に、価値増殖過程を増大させる。……この観点から生産時間の縮減を労働時間の縮減から区別しなければならない」(M215: 訳94)。

労働時間の縮減は、同一分量の生産物を生産する時間をより少量にすることを意味し、生産時間の縮減は労働過程の中断を短縮し、その短縮した生産時間の期間に搾取される労働者の分量を増加することにある。

生産時間とは使用価値が生産される時間である。生産時間は「労働時間から区別された生産時間」(M214: 訳94)である。資本主義の母国である温暖な気候のもとでは、「最も自然発生的な度量基準」である1年が自然的な再生産時間である (M210: 訳92)。労働日は基本的に1日が時間尺度である。生産時間には労働時間が重なる時間と重ならない時間がある。例えば、ブドウが発酵する生産時間がある。樽に詰められたブドウの液体は、労働による働きかけなしに、自からの自然力で発酵しブドウ酒という新しい使用価値になる。労働時間が中断しても生産期間は連続するし再生産の連続性は生じる (M213-214: 訳93)。資本は労働時間を短縮し特別利潤を獲得しようとするだけでない。労働時間ではない生産時間も短縮しようとする。

【並進対称を媒介する反転対称・回転対称】資本は生産時間と流通時間の両方を循環する。資本循環の時間を短縮するために、同じ過程を異なる時間帯に配列して交替で連続性を確保する。「こうして生産期間の全体にわたり全生産領域の労働またはその一部をできるだけ同時に配分する」(M210: 訳91)のである。資本はつぎのような、いわば「並進対称性 (translational symmetry)」を成す。下記にあるように、最下から右上に通流する貨幣 (G) が諸商品の資本間移動を媒介し、諸

資本は自己を再生産する条件を獲得する。

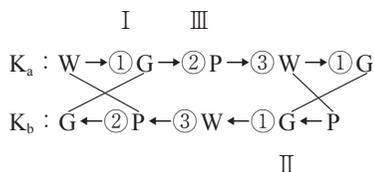
$$\begin{aligned}
 &P_4 \cdots W_4 - G - W_5 \cdots P_4 \\
 &P_3 \cdots W_3 - G - W_4 \cdots P_3 \\
 &P_2 \cdots W_2 - G - W_3 \cdots P_2 \\
 &P_1 \cdots W_1 - G - W_2 \cdots P_1
 \end{aligned}$$

資本の流通時間は生産過程を前提し、あるいは生産過程を措定する。「流通時間から生産時間へ」。マルクスがここで定める考察の順序は資本の「前進する順序」とその逆の「遡及する順序」の二重規定をもっている。すなわち、

$$\begin{array}{ccc}
 K_a : P_a \cdots W_a' & \begin{array}{c} \diagdown \\ \diagup \end{array} & G' \\
 & & \\
 K_b : G & \begin{array}{c} \diagup \\ \diagdown \end{array} & W_a \cdots P_b
 \end{array}$$

という2つの資本 (K_a , K_b) の間の交換関係のみれば、この交換関係は、 K_b にとっては、貨幣で商品 W_a を購入し商品 W_b の生産 P_b に「前進する順序」である。しかしこの関係は、 K_a にとっては、 K_b に販売する商品 W_a は生産過程 P_a の結果であり、流通時間 ($W_a - G$) から生産時間 (P_a) へ「遡及する順序」である。 K_a にとっての遡及順序が K_b にとっての前進順序の前提になっている。逆に K_b の「前進する順序」が前提されてこそ、 K_a の「遡及する順序」が存在できる。したがって、マルクスのここでの順序「流通時間から生産時間へ」は前進と遡及との対称的観点として定められているのである。いいかえれば、「流通時間から生産時間への順序」は「生産時間から流通時間への順序」を潜在しているのである。¹⁷⁾

資本循環の「並進対称」は「反転対称」と「回転対称」が媒介する。下記の K_a の資本循環 [I ①G → ②P → ③W] は下の K_b の資本循環が補完する。 K_b の順序は K_a から観て [III ①G → ③W → ②P] である。I と II は「反転対称」である。その II の「回転対称」が [III ②P → ③W → ①G] である。 K_a の商品の販売可能性 ($W-G$)、すなわち I から III への移行は K_b の貨幣 G が担保する。II が I から III への移行を媒介するのである。



以上要するに、この「第3節 生産時間」は「使用価値と価値の統一の観点」、すなわち「③交換過程論の観点」で考察される。

[3-3] 第4節 流通費

ここの「流通費」は「第3節 生産時間」の「使用価値の問題」の延長（続論）である。マルクスは流通費についてつぎのように規定する。すぐれて観念的な近代的所有権（川島武宜）の移転である商品売買は観念上での出来事であるから、何の費用も発生させない。しかし、その実務上の移転は流通費を発生させる。流通費は「商品の価値からの控除である」。「生産された剰余価値からの

控除である」(M222: 訳105)。諸商品の流通部面での滞留は、商品資本の保存、庫入などのために、労働および諸商品の出費をまねく」(M225: 訳108)。商品売買の帳簿への記録(簿記)、商品の蔵入れ・蔵出し(保管費)、運輸保険料負担などの実務費がかかる。さらに、貨幣は摩滅するからその代替費は流通費に入る。したがって「貨幣を無価値の代理物に置き換えようとするのが、資本主義的生産の傾向である」(M230: 訳113)。金属貨幣を紙幣へ代替し、あるいは現金の授受を銀行預金勘定での決済に代替する。他方で、商品を生産地から消費地へ移動する運輸労働はその使用価値を高める(M226: 訳109~110)。

この運輸労働は商品の耐久性に関わる。物品の使用価値の耐久性には限界がある。商品の使用価値が無くなれば価値も無くなる。

「流通時間の限界は、商品の耐久性を制約している商品の使用価値である」(M213: 訳92)。

「一商品の可能な流通時間の最大限が、すなわち一物品が市場で商品としてもちこたえうる時間が長ければ長いほど、その商品はそれだけ資本主義的生産様式に、つまり大規模生産などに適している。これが一般法則である」(M213: 訳93)。

流通時間(価値実現の時間)と使用価値の耐久性とは相互に限界づけあうから、一方では流通時間の短縮する努力となり、他方で使用価値の耐久性を強化する努力となる。使用価値の耐久性が長くなるほど、販売可能性が高まり価値増殖の可能性が高まる。このように商品の使用価値と価値とは相互に制約しあう。

これまでの考察を総括すると、「第1章 資本の変態」を考察する観点はつぎのように編成されている。

- ① 資本循環 = 価値形態論の観点 (M140-182: 訳9-59)。
- ② 商品資本 = 商品物神性論の観点 (M182-190: 訳60-67)。
- ③ 市場 = 交換過程論の観点 (M190-195: 訳65-73)。
- ① 貨幣資本 = 価値形態論の観点 (M195-202: 訳73-79)。
- ② 流通時間(空間の時間への解消) = 商品物神性論の観点 (M202-209: 訳79-90)。
- ③ 生産時間(市場の多様性) = 交換過程論の観点 (M209-222: 訳90-113)。

すなわち、《①→②→③→①→②→③》という反復する順序である。

[4] 第2章 資本の回転

[4-1] 第1節 回転時間と回転

この第1節と第2節では、流動資本と固定資本の形態の区別、および剰余価値の蓄積は捨象して、もっぱら前貸資本の価値の回転を主題に限定する。

【回転・回転数】まず前貸資本の回転と回転数を規定する。

1年という期間をU、前貸資本が1回転する期間をuとすれば、前貸資本の1年当たりの回転数は $U/u = n$ と書ける。その例をあげれば、

$$12 \text{ ヶ月} / [3 \text{ ヶ月} / 1 \text{ 回転}] = 4 \text{ 回転。}$$

同じ500の前貸資本でもその年回転数が異なれば、年間売上総額は異なる。

資本I： $500 \times 4 = 2000$ 。

資本II： $500 \times 1 = 500$ 。

或る所与の期間に生産される剰余価値の量は、前貸資本の大きさと回転時間の長さとの複合比率によって規定される（M239：訳121）。

同一搾取度 m を前提すると、年間に生産される剰余価値の量は前貸資本の量の比例し、回転時間（流通時間 Z_z + 生産時間 P_z ）に反比例する。

年間剰余価値量 = $Vmn = Vm [U / (Z_z + P_z)]$

〔特別剰余価値 = 資本が運動する反比例の双曲空間〕 ここでもマルクスは資本の運動を双曲線上の反比例で捉えている。生産時間が一定の場合、流通時間が短ければ短いほど、資本の回転数が多くなり、それだけ年間剰余価値量が多くなる。すると、剰余価値が流過程から生成するかのようにみえてくる。

そこでマルクスはつぎのような流過程に取り憑く「仮象」を指摘する。

「(1回転当たりの) 労働の搾取(率) が同じであっても(年) 剰余価値率(しかも前貸資本と比較した剰余価値の大きさ) は異なる。……ここから、等しい大きさの前貸資本が一定の期間内に大きさの異なる剰余価値量をもたらすという結論がでてくる。しかもこのことが、剰余価値は流過程のあいだに作用する秘術的オカルトな属性(aus occulten Eigenschaften) から発生するかのような、あるいは、資本によって搾取される労働とは無関係に、資本が剰余価値の独立の源泉であるかのような仮象(Schein) をつくりだすのである」(M240：訳123～124)。

資本の価値増殖の本源はその生産過程である。そこに導入された固定不変資本こそ、その動因である。いかえれば、競争する他の諸資本よりも高い労働生産性を実現し、その格差を特別剰余価値として獲得する。すべての資本が同じ競争様式を採用するから、労働生産性格差は消滅し、先駆的例外的資本が獲得してきた特別剰余価値が消滅し、しかも当該産業の生産物の社会的平均価値は特別剰余価値だけ減少する。端的に言って、資本は価値増殖するために個別的価値を減少させその格差を特別剰余価値として取得する。その社会的結果が社会的平均価値の減少である。《個別資本の価値減少→個別資本の価値増殖→生産物の社会的な価値減少》という循環を描くのが資本主義的生産様式である。このような特性をマルクスはつぎのように指摘する。

「現存する諸資本のこのような価値減少(Depreziation) は、資本の個々の要素の価値を低下させる労働の生産力の発展によって、たえず発生するのである」(M170：訳44)。

労働者は前貸資本のうちの可変資本で生活手段を購入し消費し労働力を再生産する。その生活手段の取得は資本家から労働の生産物のすべてを受け取ったかのような現象を生み出す。したがって、資本家の手元に残る剰余価値は資本の生産物であるかのように現象する。しかも前貸資本の回転数が多いほど年間剰余価値の率も量も大きい。すなわち、

「労働者に対する生活手段の前貸は、資本主義的生産に固有の単なる形式である。この形式によって労働者が総生産物の一部分を彼の個人的消費のために取得することが媒介され偽装されている(vermittelt und verkleidet wird)。資本主義的再生産過程はそれを連続性において……考察すれば、こうした過程のなかでは、総資本—可変資本も不変資本も—の前貸ですら、単なる形式として、その出発点への過程の復帰として……出発点からの過程の繰返しとして現象す

る。労働者の労働は生産物において表示される。その生産物の再生産過程が1年に更新される回数はさまざまである。そこでこのことが……繰り返し用いられる資本があたかもより大きな生産性をもつかのように現象する」(M243: 訳128)。

資本の流通時間が短いほど、回転数が多いほど、年剰余価値率が高くなり剰余価値量が多くなるということから、あたかも資本の流過程が剰余価値の源泉であるかのような仮象が生まれる。労働者は労働して生産したすべてを取得し、残る生産物は資本の生産物であるかのように現象する。回転期間が短ければ短いほど、回転数が多ければ多いほど、資本は生産的なものとして現象する。これは「②→③→①」のうちの「②商品物神性論の観点」からする指摘である。

[4-2] 「第2節 固定資本と流動資本、など」の考察

〔流動資本・固定資本の三重規定〕ここでマルクスは、まず「③使用価値と価値を統一する交換過程論の観点」から流動資本と固定資本を規定する。この規定は基本的にすでに『経済学批判要綱』の「II 資本の特殊性」で行われていた。¹⁸⁾ それをここに援用しているのである。すなわち、

[1] 資本はその本性からして流動資本であり、かつ固定資本である。

[2] 資本は絶えずこの2つの状態にある。

[3] その結果として、その一方はつねにその反対物への転化である (M245: 訳130)。

資本は絶えず連続的に1つの循環を経過しつづける。生産過程から流過程へ、流過程から生産過程へと、収束することのない運動を持続する。そのかぎりでは資本は絶えず流動している。しかし、資本は或る瞬間でみれば必ず一定の形態をとっている。そのかぎりでは固定資本である。資本の運動形態が出发点でありかつ復帰点であると同様に、資本は流動性と固定性の二面性をもつ。

流動資本と固定資本との両規定は具体化している。流動資本は商品資本と貨幣資本の形態で実存する。他方、固定資本は生産資本、とりわけ機械装置という形態で実存している。生産資本としては生産過程に存在し、商品資本・貨幣資本としては流過程に存在する。

さらに立ち入ってみれば、原料などを度外視した資本の生産過程の「一般的諸条件、すなわち建築物・容器・用具・機械など」の固定資本は、「その使用価値とともにその交換価値を失ってゆくのに比例して、それが機能して反復される労働過程の生産物にただ漸次的にのみその価値を譲渡してゆくこと」、しかもその譲渡は「その機能の平均的な持続時間によって度量される観念上の平均計算にしたがって割り当てられる」(M246: 訳131 - 132)。実際に存在する固定資本は多様である。資本一般の本性を把握する『資本論(草稿)』では、資本の運動は社会的平均で記述される。社会的平均は多様な資本の相互依存関係に媒介されて現実的に抽象される概念である。その値にびたりと一致する実値があったとしても、それは偶然の一致である。その意味で実値とは異なる次元に属する平均は観念上の値である。しかしそれは現実にも根拠をもつ値である。資本の生産過程で活用される固定資本の「使用価値および価値」は、漸次的に消費されその価値が生産物に移行し、その生産物は商品形態になり販売されて貨幣形態にもどり、その貨幣で償却された固定資本があたりに設置される (M249-250: 訳133 - 134)。

他方、固定資本以外の資本は「非固定資本としての流動資本」として規定される。

まず原料などの不変資本部分は流動(不変)資本である。可変資本も流動資本である。生産物は

商品となって流過程に移行するから流動資本である。このように流動資本は「非常に異質な要素を含んでいる」(M251: 訳136)。流動不変資本は可変資本と一括されて流動資本に包摂されて、不変固定資本に相対する。すると、「不変資本と可変資本の本質的な対立が隠蔽されることになる」(M252: 訳136)。

ついでマルクスは流動資本と固定資本の価値の流通＝回収のテンポの相違を取り上げる (M253f: 訳137下段以下)。

固定資本は、その使用価値に規定されて断片的部分的に生産物に移行する。固定資本の耐久期間までその価値は償却され、その期間がくれば、積立基金である「蓄積ファンド」(M255: 訳140)で代替される。固定資本の流通とは「価値として流通するのであって、使用価値として流通するのではない」(M255: 訳140)。固定資本の価値は商品資本に移行した価値のみが貨幣資本に転化して回収される。「総資本の回転が行われるのは、流動資本〔商品資本〕の諸回転においてだけである」(M256: 訳142)。

〔資本回転の対称性〕資本が展開する対称性は、先に資本循環論でみた「回転対称・反転対称」だけではない。資本の回転も対称性を展開する。

マルクスはスミスの「流動資本」と「固定資本」の概念規定を批判的に再構成する。「流動資本(貨幣資本)」によって「流動資本(商品資本)」の形態の生産諸条件(労働力と生産手段)を購入し、両者を結合して「流動資本(商品資本)」を生産し「流動資本(貨幣資本)」に再転化する。生産諸条件のうち、労働力・原料は「流動資本」であり、機械装置・用具は「固定資本」である。その「流動資本」の価値は1生産期間に全部が「流動資本(生産物＝商品資本)」に移行し、「固定資本」の価値はそれに部分的に移行する。このように「流動資本・固定資本」のタームで資本の再生産＝流通を再把握する。この作業はすでに『要綱』で行われていた。¹⁹⁾ すなわち、流動資本(貨幣資本) → 流動資本(生産資本＝流動資本＋固定資本) → 流動資本(商品資本) → 流動資本(貨幣資本)。

資本は、生産資本の「流動資本(K_z) + 固定資本(K_f)」を鏡[:]に、貨幣資本や商品資本を流動資本(K_z)の形態のもとに包摂して、

《 K_z (貨幣資本) → K_z (商品資本) : ($K_z + K_f$) : K_z (商品資本) → K_z (貨幣資本)》

という対称性を成す。この対称性こそ資本の再生産を根拠づける条件である。

〔回転循環〕つぎにマルクスは「回転循環」(M268: 訳158)を考察する。これも『要綱』を継承するものである(MEGA, II/1.2, S.521, S.609)。この概念は固定資本の価値の回収(減価償却)を基準にして、流動資本を含め回収される総価値を規定する。マルクスの回転循環の規定はつぎのようである。

「総資本の回転に必要な資本の流動部分の回転数を1年に n とし、固定資本の損耗した総価値が流通する年数を x 年とすれば、前貸固定資本が現場で補填されるとき初めて完了する機能資本の総再生産過程は、総資本のうちの流動部分の nx 回転と総資本の総価値の x 回転とを含んでいる。このような期間を私は資本の回転循環(Umschlagscyclus des Capitals)とよぶ」(M268: 訳158)。

固定資本の総価値が回収される期間(x 年)に、固定資本の総額の回収とその他の回収の合計は

どれだけになるか、数式化してみよう。

固定資本総額をFとすれば、Fはx年を経過してすべて回収される。回収総額はFであり、1年当たりの回収額はF/xである。流動資本の1年当たりの回転数はnであるとすると、流動資本の価値総額をZとすれば、1年間にZが回収される総額はnZである。固定資本の1回転期間x年間に流動資本が回収される総額はxnZである。したがって、1年間に回収される総額は(F/x + nZ)であり、固定資本が1回転するx年で回収される価値総額は(F/x + nZ) x = F + xnZである。すなわち、固定資本総額Fと流動資本総額xnZの和(F + xnZ)である。

マルクスは「前貸固定資本が現場で補填される時」、すなわち、それがすべて償却され新たに代替される時までの期間をx年としているので、「総資本のうちに流動部分」=流動資本がnx回転すると規定するのは正しい。しかし、前貸固定資本が1回転するx年間に「総資本の総価値(Z + F)のx回転も含んでいる」とするのは不正確である。マルクスのこの考えによれば、x年間に回収される総価値は、流動資本部分の総回収額(xnZ)と総資本の総価値(Z + F)のx回転、したがって後者は[x(Z + F)]となり、x年間に回収される総価値は、

$$xnZ + x(Z + F) = xnZ + xZ + xF = xZ(n + 1) + xF$$

となる。したがって、[xZ(n + 1) + xF] - (xnZ + F) = xZ + F(x - 1)だけ過剰に回収されることになる。正確な回収総価値額はxnZ + Fである。

マルクスは『要綱』執筆のとき、エンゲルスとの往復書簡で固定資本の平均償却時間を10年とみていた。²⁰⁾ この「第1草稿」にその10年説を継承する(M268:訳158)。

回転循環にともなって「労働の再生産の連続性」が必然化する。

「固定資本は〔流動資本とは〕別個の範囲(Umfang)を占め、しかもこのような別個の図体(Umfang)が資本主義的生産の発展と歩調をそろえてすすむ。この別個の図体は資本主義的生産の産物であり、多様な産業部門に投下された個別の資本のいわば生活期間を延長し、ひいては多様な産業部門における労働と再生産の連続性(Continuität)を生産様式自身によって命じられた一つの物質的な必然性にする」(M268:訳158-159)。

その連続性こそ、資本の総再生産過程の自立化の根拠である。資本の連続性は多様な規則性のある対称性を媒介に貫徹する。産業革命過程から本格化する固定資本の諸産業への浸透拡大は本来的マニュファクチュア時代を終焉させる。マルクスは、本来的マニュファクチュア期ではなく、機械制大工業体制(相対的剰余価値生産体制)の確立期をもって、資本主義的生産様式が自分の脚に立つようになったとみる。生きた労働を実質的に包摂する固定資本こそ、資本の価値増殖本性が使用価値そのものに体化した形態(Materiatur)である。この固定資本規定は、「③使用価値と価値を統一する観点」からする資本規定である。

〔経済的形態規定の自然属性としての仮象〕についてマルクスはスミスの流動資本と可変資本との混同をとりあげる。

スミスは、あらゆる(機械・用具などの)固定資本は、本源的にはそれをつくる材料という流動資本と、それを固定資本に作り替える労働者の生活手段という流動資本から生産される、という。固定資本は流動資本から生まれるように見える。こう見えるスミスの視点では、使用価値=労働過程に限定され、それが担う価値を見過ごす。マルクスが着目するのは労働者の生活手段が可変資本

の形態をとる点である。スミスは「流動資本と可変資本との混同」の誤りを犯している（M274：訳164）。

スミスはさらに、機械装置などを物の物的な固定性の側面のみで、その価値の流通の側面をみない。機械装置が固定資本になるのは使用価値の特性によるのではない。機械装置が固定資本という経済的形態規定を受け取るのは、ただ総資本の流過程における、機械装置に投下した資本価値が断片的部分的に商品資本に移行するという特殊な役割による。ところがスミスは機械装置を使用価値の側面だけで観て、それを固定資本そのものの経済的規定であるかのように誤解する。

「資本主義的生産様式では一般に、諸物（Dinge）の経済的形態諸規定あるいは社会的諸規定は、それら諸物自体に内在する諸属性として現象する。商品の場合がそうであり、貨幣の場合もそうである。流動資本が労働者を養うとA・スミスがいうときもそうである。……経済学者たちは、労働手段の固定資本としての規定とそれらの存在様式に固有な質と、つまり物的な事柄として（as a material thing）みているのである」（M276-277：訳166）。

経済学者は商品物神性と同一錯視に囚われている。彼らには、経済的形態規定が自然的な物の属性にすり替わってみえるのである。ちょうど、貨幣としての金の属性を自然物質としての金の特性と取り違えるのと同じ錯視に陥っているのである。

「普通の経済学者は、こうした経済的形態規定を物的属性として（als dingliche Eigenschaften）粗雑に放置し、そのためこうした諸規定の弁証法によって（durch die Dialektik dieser Bestimmungen）混乱に陥り、固定資本と流動資本の違いは簡単には把握できないとか、恣意的なものであるとか、いって満足しているのである」（M277：訳167）。

この引用文の「こうした規定の弁証法によって」とは、どのようなことであろうか。その代表例が機械装置である。機械装置は、経済的規定のもとでは、流動資本（商品資本）として生産されるが、購入されて生産過程に据え付けられれば固定資本になる。その価値は断片的に徐々に流動資本（商品資本）に移行し流動資本（貨幣資本）で回収される。同じ機械装置が経済的文脈で流動資本になり、固定資本に変態し、再び流動資本にもどる。円環を成す置換群の元として当該資本が如何なる位置にあるのかによって異なる規定態に変態する。変態をくりかえす資本の運動を「経済的形態規定の弁証法」とマルクスはいうのである。それが経済学者にはわからない。《マルクスの資本概念とは機械装置のことである》との論定もその例である。

「[経済的形態規定態である]固定資本としてそれら[生産用具]の機能がその素材的な規定性を呼びよせるとしても、けっしてそれらの素材的な規定態が固定資本としてのその機能を呼びよせるのではない。したがって、諸物（Dinge）の経済的形態規定態をその物それ自体に見る物神崇拜（Fetischismus）は必然的にその裂け目に落ち込むのである」（M278：訳169）。

「その裂け目に落ち込む」とは、経済的形態規定を映し出す素材的形態そのものを経済的形態規定と見間違ふことである。産業革命期に起きた機械打ち壊し運動者も、資本の機械装置の形態でなく、機械装置という物体が自分たちを解雇するのだという物呪いに陥っていた。生産物の耐久性が長ければそれは固定資本であるというリカードウの理解もまた「資本主義的生産様式に囚われた人々に生み出される思惟形態にとって特徴的な物神崇拜なのである」（M279：訳170）。

神を描いたフレスコ画に神が宿るように見える。だから、下手に補修（restore）してはいけない

(!)。宗教心で想像したイメージが或る具体的な形象に表現されると、その形象そのものが信仰の対象になる。同じように、単なる印刷物にすぎない物に経済的価値が実在すると思う者が多く存在すると、それが紙幣として流通する。その流通自体がその印刷物に紙幣としての通用力を賦与する。人々の共同的な信任行為がその印刷物を紙幣に変換するのに、それを逆転して、その印刷物には《価値なるもの》が実在するから紙幣であると信任する、神・紙幣はそのようなものとして信じる者たちが共存する関係（*Gemeinwesen*）でのみ通用するが、その世界を超えたところでは嘲笑的になる。或る世界の内部での絶対はその外部では相対化される事態を、マルクスが学位論文作成中に作成したノートで指摘していた。²¹⁾

以上の資本回転論における物神性論には「②商品物神性論の観点」が対応する。

【**資本価値の回転**】マルクスは以上のような経済学者の物神崇拜を批判したあと、鉄道・運河・橋梁などの通信運輸手段だけでなく、灌漑・排水路、鉱山採掘作業用施設などの例をあげながら、固定資本の価値の回転に視点を移動する（M280f：訳171以下）。固定資本の価値の回転の分析の前に、まず流動資本の価値の回転を分析する。流動資本のうちの貨幣資本の位置と機能に視点を据えつぎのように指摘する。

「貨幣それ自体は……つねにどのような形態の商品にも転換できる。したがって、流動資本のこのような属性はそれが貨幣であるかぎりでは、その貨幣としての定在から生じるのであり、その資本としての定在から生じるのではない。……貨幣形態をとるということ自体が流動資本としてのその諸機能の1つなのである」（M284：訳176）。

他方の固定資本の価値はどのように流通し回転するか。固定資本の価値は商品資本としての「流動資本の価値成分」（M284：訳176）として移行し回収される。資本の価値の回収＝可動性の視野を拡大して、「労働の変異性」「原料の利用可能性」なども検討するが、ここではマルクスは先ず「流動資本の特性」をみる。

「資本は自己増殖する価値に等しい。資本が存在する使用価値の形態はそれ自体としてはどうでもよいものである。そのかぎりでは、流動資本は価値が或る特定の形態の使用価値であり、この使用価値の或る特定の機能である固定資本よりも、より資本の概念に照応しているのである」（M286：訳178－179）。

その意味で、資本とはすぐれて流動して自己増殖する価値・流動資本である。

【**固定資本の将来支配と有価証券**】流動資本の可変性に対して、固定資本はどうか。固定資本こそ、まさに資本主義的生産様式の駆動力である。

「固定資本は……独自の資本主義的生産様式が自らのためにつくりだす実在的な基礎（*die reelle Basis*）であり、資本のこの形態は、資本主義的生産様式が発展するのと同じ度合いで発達し、その範囲を（本来の機械の形態においてだけでなく、あらゆる可能な形態で）拡大する」（M286：訳179）。

しかも、固定資本は耐久性が長いことによって将来の労働時間も支配する。

「資本としては、固定資本は将来の労働（しかも……剰余労働）に対する指図書である。それゆえ、固定資本の発展とともに有価証券（*Werthpapiere*）も増加する。この有価証券は、その価値に対する所有権原（*Eigentumstitel*）を表現するだけでなく、したがって、この価値の将

来の再生産に対する所有権原を表現するだけでなく、同時にその将来の価値増殖に対する権原、すなわち総資本家階級によって強奪されるはずの剰余価値の分け前（利子など）に対する権原も表現するのである」（M288：訳181）。

固定資本の総価値が回収される長い期間、固定資本に前貸される価値は、将来の生きた労働を支配しそこから搾取する剰余価値を取得する権原の根拠となる。固定資本の価値は巨額である。総額が有価証券となって分割される。その有価証券が販売されて、巨額な資金が調達される。有価証券を購入しその資金を拠出する者も将来の剰余価値の取得権原をもつ。将来生産されるべき剰余価値への指図書が有価証券という信用形態をとるのである。さらに、その将来の剰余価値の配分が資本還元され、その予想利回りが証券化されて売買される。鉄道株の場合のように、現実には前貸資本として生産に投資されている価値と、それとは別の「株主の書類鞆の中にある鉄道株の価値」というように「二重に計算してはならない」（M288：訳182）。しかし現実には、債券の時価は資本が投資されている現場とは無関係な諸事情によって変動する、と指摘する。これは擬制資本の規定である。株式・国債などの有価証券はまさに金融貴族（レントナー）の労働者の将来支配の重層的形態である。

以上は「③使用価値と価値を統一する交換過程論の観点」からする考察である。

[4-3] 第3節 回転と価値形成

〔流動資本・固定資本＝使用価値と価値の統一〕マルクスはこの第3節の冒頭でつぎのように注意書きをする。

「この問題〔第3節のタイトル《回転と価値形成》〕は前の第2節で、固定資本と流動資本との違いが考慮されるかぎり、あますことなく論じられている。（そしてそこで語られたことはここへ移すべきである）」（M290：訳184）。

「この問題」とは、固定資本および流動資本が纏う素材的違いによって、それぞれの価値が回収されるテンポの違いの問題である。流動資本の価値が1生産期間で全部一挙に回収されるのに対して、固定資本の価値は断片的部分的にその耐用年数に応じ長期間かかって回収される。その回収のテンポの相違の問題は、前貸資本が投下された「使用価値に媒介された価値の回収テンポの相違」の問題である。その観点は、いままでみてきたように、第2節の最後の固定資本と有価証券の問題に貫徹してきた。したがって、この第3節を考察する観点は同じ「③使用価値と価値を統一する観点」として、第2節の最後から連続している。

マルクスは続けてつぎのよう問題を限定する。

「大きさが等しい諸資本が年間に異なる額の剰余価値を生産する……ということだけでなく、それらの資本が異なる価値量を形成する。……年々に生み出される価値量の大きさが不等であっても、剰余価値率や剰余価値の額も同一であり得る」（M280：訳184）。

可変資本額をV、1生産期間の剰余価値率をm、年間回転数をnとすれば、年間剰余価値の額はVmnである。資本総額が等しくても有機的構成（c/v）が異なる場合がある。残る変数mとnのうちmが同じであっても、nが異なれば、Vmnも異なる。マルクスはこのように考察をつづけるが、途中（草稿97頁末尾）で、「しかし、この問題はここには属さない。その全体の問題は再生産過程

の第3章に属する」(M291: 訳185) と打切る。

〔労働の中断〕 この第3章で主題的に論じるのは、「生産過程の期間中における労働の中断」の問題である。中断が問題になるのは、資本は「価値増殖の連続性」を至上命令とするからである。資本の価値増殖は「連続性と対称性」で自己を維持する。

ところで「第1草稿」は95頁と96頁が無く、草稿は94頁から97頁に飛んでいる。そのためであろうか、この「労働の中断」の問題は現存する草稿では γ から始まる。その直後で、「§ γ 」と「現行「第1草稿」には存在しない」§ β 」との両者が真っ先に論じられなければならない」(M291: 訳196) と書く。その直後で、「諸資本のさまざまな回転時間と結びついている諸事情」4つの場合に分けて指摘したあと、あらためて、先に定めた「労働の中断」の問題を本格的に第3節の最後まで考察する。よって第3節の主題は「労働の中断」である。それは次の三つの場合である。

- (1) 労働過程における中断なしに、生産部面での滞留が延長される場合。
- (2) 生産過程により長く留まる場合、あるいは労働過程の中断がある場合。
- (3) より長い復帰期間あるいは流通期間の結果、回転時間の延長がある場合。

(1) の場合では、労働は中断されないから、充用される資本はすべての労働を運動させ、したがってまたすべての剰余労働を運動させる。資本は労働を所与の剰余価値率で搾取する。

(2) の場合は、労働時間を含まない生産時間が存在する場合である。当然、生産される剰余価値の量と所与の回転期間における剰余価値の率とが減少する。

(3) の場合は、流通時間がより長く、そのため回転期間が長くなり回転数が少なくなるから、年間剰余価値の量と率が低下する。その低下を抑えるために運輸=通信手段の発達が決定的要因となる。ここで「問題なのは……地理的な距離それ自体 (die *geographischen* Distanzen as such) ではない」(M298: 訳195)。²²⁾ 地理的距離空間は運輸=通信手段によって経済的時間に変換される。変換された距離は時間距離である。時間距離は剰余価値の量と率を規定する関数である。このような手段をもって臨む資本にとって、回転期間の延長は、投下した資本の価値と剰余価値の生産の減少に他ならない。「回転時間の延長は価値と剰余価値の生産の減少に等しいのである」(M298: 訳196)。これが (3) の一般的結論である。

以上のようにこの第3節は、流動資本と固定資本の使用価値の相違による経済的規定の相違、使用価値を生産する生産時間および労働時間、価値を生産する労働時間、生産物(使用価値)の相違による生産時間および流通時間の相違を考察する。総じて、それは「③使用価値と価値の統一の観点」から行う考察であるから、原理的に③交換過程の観点に対応する。その意味で「第2節」の最後の個所を直接に継続する考察である。

第2章の考察の観点の順序を総括すればこうなる。

- ② 資本の回転 (M231-245: 訳114-130)。
- ③ 固定資本・流動資本 (M245-253: 訳130-137)。
- ① 資本の価値 (M253-273: 訳137-162)。
- ② 資本の回転 (M273-279: 訳162-170)。
- ① 資本の価値 (M279-284: 訳170-176)。
- ③ 固定資本・流動資本 (M284-300: 訳176-198)。

このように第2章は『資本論』第1部の中間の考察順序 [(Ⅲ②③①) → (Ⅳ②①③)] と同じ順序で考察している。

[5] 第3章 流通と再生産

この第3章は9つの節からなる。その前半は事実上「単純再生産」を考察する「第1節から第5節まで」であり、後半は「拡大再生産=蓄積」を考察する「第6節から第9節まで」である。

[[『資本論』第2部の問題枠] 『資本論』第1部では「不変資本はつねに1つの個別的資本である」。第2部では「資本の流通する諸変態に注目するだけであって、第1部と同じように、もっぱら資本一般を代表する特殊な1つの資本のみを考察する。これに対して、この「現実の再生産過程の考察では事情が異なる。我々ははじめから社会の総資本をその運動において考察しなければならない」(M341: 訳249)。再生産=流通の考察は、使用価値の契機が価値の契機と同等な契機となって相互に媒介されるような問題枠である。

まず「第1節 資本と資本との交換、資本と収入との交換、および不変資本の再生産」のタイトルから分かるように、マルクスは、生活手段と生産手段に部門分割し、両部門間および部門内の交換を分析する。この単純再生産については、すでに『1861-63年草稿』でケネーおよびスミスの経済学を批判的に検討することを通じて考察してきた。その成果をここで援用しているのである。ここで生産手段部門内の交換は1本に単純化される (M301: 訳199)。さらに様々な生産部門の生産力は一定と前提する (M302: 訳200)。つまり、「まず単純再生産を考察する。当面、剰余価値の資本への転化は捨象して、剰余価値のうち資本家の私的消費に当てられる部分だけを考察する」(M302: 訳200)。ただし、これまでの考察と異なる。これまでは「資本の総流過程=再生産過程を……ただ形態的に (formel) 考察してきた。……今度はこの経過が進行しうるための実在的な (real) 諸条件を研究しなければならない」(M302: 訳200)。

貨幣はこれまで、再生産を媒介すると消滅する形態として機能するものとして考察してきた。これからは資本の物質的再生産と労働者の労働力の再生産および資本家の個人消費を媒介する貨幣として考察する。これまでは資本の価値の纏う使用価値の形態も消滅する副次的な契機として考察されてきた。しかしこれからは、使用価値は生産手段および生活手段に分割されて、資本の再生産を実在的に担う相異なる質として考察される。しかも「個人的消費は総再生産過程の1つの契機を成す」(M305: 訳201)。不変資本が生産手段に投下され資本の再生産の構成要素になる。労働力の購入に投下された可変資本の貨幣形態は賃金労働者の収入となり生活手段の購入に当てられる。マルクスはこの第1節を考察する観点をつぎのように確認する。

[[「第1草稿」では] 資本主義的生産様式が支配的に行われている生産形態であるばかりでなく、一般的かつ排他的な生産形態であると前提されている。[したがってすべての生産物は] 資本の生産物として、商品資本として存在する。それゆえ、[1] 収入に入る商品資本と収入に入る他の商品資本との交換、ならびに [2] 収入に入る商品資本と不変資本を形成する商品資本との交換、[3] ならびに不変資本を形成する商品資本の相互の間の交換が行われなければならない」(M306: 訳202)。

まずマルクスはこの再生産論では、商品資本・生産資本を実在的な使用価値の観点から区別しなければならぬと指摘する (M306: 訳203)。この観点は「③使用価値と価値の統一の観点」から考案である。ついで再生産を媒介する貨幣の流通機能に観点を移動する。この観点は「①価値の観点」である。労働者および資本家は各々の収入を貨幣賃金や剰余価値貨幣という貨幣形態で獲得し、それを生活手段の購買に当てる。したがって貨幣は生活手段部門の資本家としての資本家の手元に還流する。他方、生産手段部門内でも貨幣が異なる生産手段を生産する資本家の間の交換を媒介する。

再生産を媒介する貨幣の機能の考察 (M307-314: 訳204-213) を閉じるにあたって、マルクスはつぎのように注記する。

「最終的な叙述では、この第1節を (1) 総再生産過程における商品資本の現実的物質代謝、(2) この物質代謝を媒介する貨幣流通、という2つの部分に分離したほうがよいだろう。いまそうなっているように、貨幣流通を考慮に入れることは、たえず展開の脈絡を破ることになるからである」 (M314: 訳213)。

つぎにマルクスは両部門の価値構成 (不変資本 + 可変資本 + 剰余価値) に分析して、生活手段部門と生産手段部門との間の交換、生産手段部門内部の交換を分析する。そのうえで、両部門の収入になる部分、すなわち可変資本 ($V_a + V_b$) と剰余価値 ($M_a + M_b$) が「すべての生産部面で付加された新しい生きた労働の全分量 [総価値生産物] に等しい」 (M315: 訳215)。と判断する。

【再生産表式と生きた労働の二重作用】マルクスは『1863-65年草稿』の「第1部 資本の生産過程」 「第2章 不変資本と可変資本」における資本の生産過程に包摂された「生きた労働の二重作用」をここで援用する (M315: 訳214)。²³⁾ すなわち、生きた労働は、抽象的人間労働としては新たな価値「可変資本と剰余価値」を生産し、具体的有用労働としては生産手段の旧使用価値を生産的に消費し新使用価値を生産することによって、生産手段の価値「不変資本」を新生産物に移行 = 保存する。したがって、生きた労働は可変資本と剰余価値を生産する労働時間と、不変資本を (再) 生産する労働時間とを、別々に行うのではない。必要労働時間で生産される必要生産物の価値は、可変資本だけでなく、可変資本を生産するために消費した生産手段の価値 = 不変資本からなる ($V + C_v$)。同じように、剰余労働時間で生産される剰余生産物の価値は剰余価値だけでなく、剰余価値を生産するために生産的に消費した生産手段の価値を含む ($M + C_m$)。したがって、生産物 (商品資本) の総価値は $[(V + C_v) + (M + C_m)] = (C + V + M)$ である。ここ「第1草稿」ではスミス再生産論をベースに、生活手段部門 (A) と生産手段部門 (B) に分割されている。生活手段部門 (A) および生産手段部門 (B) の生産物 (商品資本) の価値構成はつぎようになる。

$$W_a = C_a + V_a + M_a$$

$$W_b = C_b + V_b + M_b$$

注目すべきことに、この二分門分割はつぎのことを含む。すなわち、

「各々の商品の価値は過去の労働 [のみ] を表示する一方の部分 [生産手段 (B) 部門] と、他方の追加的労働 [のみ] を表示する部分 [生産手段 (B) 部門] とに分割される」 (M315: 訳214)。

商品資本 W_b は過去の労働 $[C_a + C_b]$ のみを代表し、商品資本 A は新たに追加された労働 $[(V_a +$

$V_b) + (M_a + M_b)$ のみを代表する。このような特性をもつ両部門の間では、再生産のために自己の部門の内部だけでは再生産の条件を満たすことはできない。

【部門内・部門間交換の必然性と単純再生産表式】 生活手段部門の生産物は生活手段のみである。その部門の労働者の労働力の再生産と資本家の個人的消費手段は部門内部で調達できる。しかし、つぎの生活手段の生産には生産手段が必要である。それは生産手段部門から調達しなければならない。

生産手段部門の生産物は生産手段のみである。その部門の内部の労働者の労働力の再生産や資本家の個人的消費に必要な生活手段が外部の生活手段部門から調達しなければならない。当該部門の生産手段の生産にも生産手段が必要である。これは部門内で調達する。こうして必然的に部門間交換と部門内交換が行われる。その再生産の諸条件の満たす交換は、つぎの3つの交換からなる。

- [1] 生活手段部門内の賃金労働者の収入と資本家の収入による生活手段の購入。
- [2] 生産手段部門の「生産手段の形態」をとる労働者の賃金収入および資本家の剰余価値収入と、生活手段部門の「生活手段形態」をとる不変資本との交換。
- [3] 生産手段部門内の生産手段同士の交換。

生活手段部門の生産物 ($C_a + V_a + M_a$) は両部門の労働者および資本家の収入 ($V_a + M_a + V_b + M_b$) によって購買される。したがって、 $(C_a + V_a + M_a) = (V_a + M_a + V_b + M_b)$ 、すなわち、 $C_a = V_b + M_b$ という単純再生産表式が導かれる。

【単純再生産表式の対称性】 別掲の図「単純再生産の置換群」にあるように、置換群 (I・II・III・IV・V・VI) は逆時計回りしつつ、単純再生産表式の部門間交換 (元 I・III・V) および部門内交換 (元 II・IV・VI) によって、単純再生産の諸条件を満たす。マルクスの対称性の観点は単純再生産表式にも貫徹する。

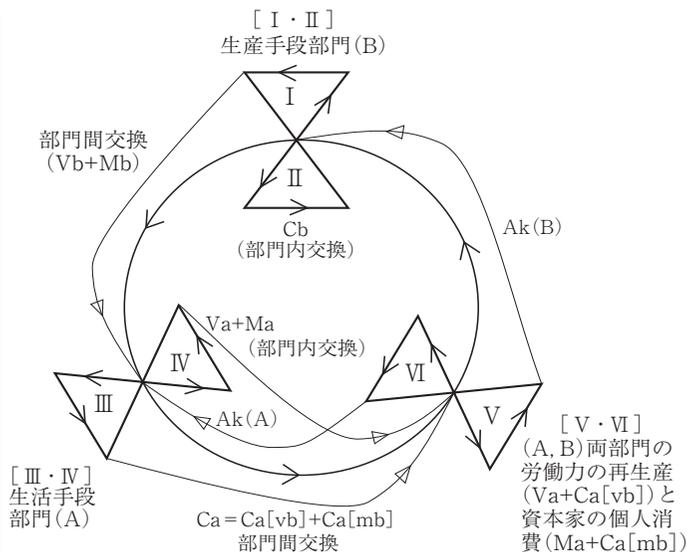
+++++

《単純再生産表式の置換群》

2013/08/25
Hiroshi Uchida

生活手段部門(A): $C_a+V_a+M_a$
 生産手段部門(B): $C_b+V_b+M_b$
 単純再生産表式:
 $C_a=V_b+M_b$

《部門間交換: I・III・V》
 生活手段の形態をとる生産手段部門向けの C_a は同部門の労働力再生産ファンド ($C_a[vb]$) と資本家の個人消費手段 ($C_a[mb]$) に配分される。それらと生活手段部門向けの生産手段 (V_b+M_b) が交換される ($C_a=V_b+M_b$)。
 《部門間交換: II・IV・VI》
 生産手段部門内では同部門向けの生産手段 (C_b) が同部門内で交換される。
 生活手段部門内では同部門向けの労働力再生産ファンド (V_a) と資本家の個人消費手段 (M_a) が同部門内で交換される。



+++++

単純再生産表式にはつぎのような対称性がある。まず部門間交換の等式： $C_a = V_b + M_b$ である。この等式の両辺は価値として等しい。同時に使用価値では現在の価値とその価値が転態すべき使用価値とが両辺で相補しあう。左辺の C_a は現在の使用価値は生活手段であるが、転態すべき使用価値が生産手段である。逆に右辺の $V_b + M_b$ は現在の使用価値は生産手段であるが、転態すべき使用価値は生活手段である。互いに欲しい使用価値を相手も持っているという対称性をなしている。これはまず、自分を180度 (π) 回転した位置に交換相手を措定する「回転対称」と、その措定された交換相手と所持する商品を交換する「反転対称」の双方を成す。

さらに部門内交換が2つある。生活手段部門内の交換 $V_a + M_a$ と生産手段部門内交換の C_b である。それぞれの部門の内部に等価で交換すべき使用価値が存在する。これも部門内で交換相手を措定する「回転対称」とその措定した交換相手と交換を実行する「反転対称」からなる。

【《V + Mのドグマ》の《不可解さ》】 スミスは再生産 = 流通をすべて流動資本に還元し、流動資本で説明しようとする。スミスの観点からは、不変資本の流動不変資本と固定不変資本の区別は不変資本が後者の固定不変資本（機械装置）に集約されて解消される。機械装置という固定不変資本は、労働力と原料という流動不変資本・流動可変資本で再生産されることになる。スミスは、資本の価値の流動性を資本の使用価値形態の流動性に解消する。これがマルクスのいうスミスの「V + Mのドグマ」が発生する根拠である。マルクスの観点からすると、スミスはつぎのような誤りを犯している。

「消費者として、すなわち収入の支出者としてみるならば、AおよびBの資本家および労働者の全体は、Bの不変資本部分のうちのいかなる部分も支払わないし、どの部分をも買わない」（M321：訳221）。

なぜマルクスはこのようなことを確認するのであろうか。その理由は、スミスには「生きた労働の二重作用」を把握していないために、生産過程に生産手段（C）と労働力（V）を投入しても、産出する生産物はすべて収入に分配される、労働者の賃金と資本家の利潤（V + M）に分配される、とみえるからである。マルクスの観点からは必要労働時間の生産物価値は $[V + Cv]$ であり、剰余労働時間の生産物価値は $[M + Cm]$ である。労働時間の総生産物価値は $[(Cv + Cm) + V + M = C + V + M]$ である。したがって、「年間労働の生産物価値 $[C + V + M]$ は労働の年間価値生産物 $[V + M]$ とは異なるのである」（M316：訳215）。しかし、スミスの観点では、不変資本（C）がすっぱり消失する。スミスにとっては、年間生産物価値は価値生産物 = 総収入 $[V + M]$ に等しいのである。

「消費者は結局、生産に年々前貸しされる資本と彼らによって年々生産される商品資本との全部の価値を支払うのであり、彼らの貨幣流通は貨幣流通全体を補填する、いいかえれば、商品資本全体……にその貨幣形態を与え回復させる、とA・スミスがいつているのは、途方もない誤りである」（M321：訳221）。

マルクスは、生産物価値（C + V + M）を価値生産物（V + M）に還元するスミスの誤りを執拗に追求し、この誤りが生み出すアポリアを3つあげる（M326-327：訳229）。

- [1] すべての商品資本の価値は或る分量の対象化された労働に分解する。
- [2] 価値生産物によって総生産物価値が買い戻されるかのように見える。

[3] 或る国民は自分の資本のすべてを収入として年々食いつぶし、次年度の始めでは一切の生産手段・生活手段なしに、生産過程を再開できるかのように見える。

「生きた労働の二重作用」が分からない欠陥から生まれる困難な問題は、収入（V + M）を生産する労働時間とは別に、不変資本を再生産する労働時間を想定するほかない。しかし、その労働時間は幻のように不在の労働時間である。

「労働日全体はV + Mとして現象するのであって、それ以上の労働は行われないのであるから、この不変資本を補填する労働はどこで行われるのであろうか」（M327：訳230 - 231）という問題に答えられないのである。マルクスは、すべての生産物価値は「賃金プラス剰余価値」に分解するだけでなく、他の或る生産部門で新たに追加された労働から成り立つ商品の不変資本も「賃金プラス剰余価値」に分解するという、ヘーゲルのいう「悪無限進行、すなわち我々を包み込む問題、難題、難問を遙か彼方に無限に延ばしてゆく進行を遮断しなければならない、と指摘する（M329：訳233）。

要点はこうである。この難問を解決する基礎はまさに「生きた労働の二重作用」の把握にある。この把握抜きにしては、スミスの「V + Mのドグマ」を無批判に継承するブルードンを批判できない。

「ブルードンがいうように……不変資本を含んでいるような生産物を買うことになるという事態は、実際は不可解な（*ungreiflich*）ままにとどまるのである。同じ不可解さは労賃および不変資本を含む商品を自分の利潤で買う資本家たちにとっても存在する」（M341：訳249）。

この不可解な誤謬では、不変資本（生産手段の価値）が収入（賃金と剰余価値）の使用価値（生活手段）に転態し消失する。端的にいえば、価値が使用価値に消え、使用価値に仮象する。そのドグマの不可解さの解明は「②商品物神性論の観点」からする考察である。『資本論』第1部で把握された「生きた労働の二重作用」がここで有効性を本格的に発揮する。その分析力でスミス＝ブルードンの誤謬が明確に解明され、不変資本がなぜか消失してしかみえない誤謬の根拠があきらかになるのである。

以上の第3章の前半の考察は、「不変の対称的構造」の順序でみれば、

- ③ 使用価値と価値の統一する観点
- ① 価値の観点
- ② 価値の使用価値への現象の観点

という順序となる。この順序 [③→①→②] は第2章の順序 [②→③→①]：[②→①→③] の後半の [②→①→③] の回転対称を規則的に継承する。

第3章の前半は第1節のあとに第2節、第3節および第4節が続く。そのうち最初の2つの節は第1節で論じられた問題の再論である。[第4節 再生産の弾力性] は、「第1草稿」の最後に書かれた第3章の項目にあるように（M381：訳294）、つぎの第5節以後の拡大再生産に属する内容である。したがって第3章の前半の実質的内容は長い第1節のみである。

[6] 「第5節 拡大再生産」の考察

つぎは第3章の後半の「拡大再生産」の解明である。

〔**拡大再生産の諸前提**〕 まず、単純再生産を同じ半径の軌道を運動する「円」として、拡大再生産を半径が絶えず拡大される「螺旋」として表現する（M353：訳266）。『1863-65年草稿』「第1部 資本の生産過程」「第6章 直接的生産過程の諸結果」の剰余価値論で微分学が援用されていることが代表するように、ここにマルクスの経済学批判が数学を参照基準の一つとしていることが示唆されている。ついで同じ「第1部 資本の生産過程」の第5章の蓄積論を回顧し、資本の生産過程の結果である剰余生産物が全部、資本家の個人消費に当てられる「単純再生産」と、剰余生産物が [1] 資本家の個人消費と [2] 資本蓄積とに配分される「拡大再生産」を規定する。[1] と [2] の比率は可変的である。さらに、この二つの間の比率が同じであっても、蓄積の度合いは可変的でありうる。その可変性の要因は労働生産力である。労働生産力は資本の生産物の価値と使用価値の関係を変化させる。

「労働の生産性の程度に応じて、同一分量の労働（同じ価値量）が資本に再転化される可除部分はより多くの量の使用価値、あるいはより少ない使用価値 — 生産手段と生活手段 — で現れるであろう」（M354：訳266-267）。

必要労働は労働生産性上昇率（ a ）だけ減少するから、価値生産物（ $N = V + M$ ）の構成比率は $V/a + [M + V(1 - 1/a)]$ に変化する。資本家の個人消費と蓄積基金は $[M + V(1 - 1/a)]$ に変化する。必要労働時間が減る分 $[V(1 - 1/a)]$ 、剰余価値が増加するのである。この変化はすでに『要綱』で把握されている。念のために指摘すれば、 V から V/a への減少は、労働者の賃金の価値が減少することを表示し、実質価値（実質賃金：使用価値タームの賃金＝賃金バスケット）は不変であることを示す。労働生産力の上昇は「同一分量の生産的労働がそれだけの生産手段を運動させるか」、その比率を決定する。すなわち、労働生産力は生きた労働量に対する生産手段の量の比率（資本の技術的構成）を変化させると確認する。その確認には「資本の有機的構成」も変化させることを含意しているだろう。

しかしここでは「我々の現在も目的のためには、労働の生産力は与えられたものとみなされる」（M354：訳267）。この前提で、剰余生産物の資本への「再転化の實在的諸条件」（M354：訳267）を解明する。いいかえれば、資本蓄積のために、労働力という独自の使用価値も含めて、如何なる諸使用価値が必要なのかを検出する。蓄積される剰余価値は生産資本に転化する。剰余価値は可変資本と不変資本に配分される。追加可変資本には「追加労働」が必要である。追加労働の供給源には、[1] これまで雇用されてきた労働者が労働時間の延長によってより搾取されるか、[2] 過剰人口や増加した人口が雇用されるか、[3] 不生産的労働者が生産的労働者に転化するか、[4] 賃金労働者でなかった人口が賃金労働者に転化されるか、などが想定されるが、それらはここでは捨象される。ここでは単純に追加労働の供給を前提するのみである。「追加労働」にはそれを再生産する「追加生活手段」が必要である。

他方の「追加不変資本」には「追加生産手段」が必要である。「それは不変資本として機能することができるように形態で、つまり道具・機械・あらゆる形態の固定資本・原料・補助材料といった形態で再生産されていなければならない」（M355：訳268）。

このような諸条件を要求する剰余価値（収入）の資本への再転化は「労働者たちの不払超過労働の一部がこの同じ労働者たちに対して改めて資本として対立する生産手段に実現するというこ

と」(M356：訳270)にはほかならない。価値は剰余価値の抽象的規定であること、資本は剰余価値の蓄積であること、したがって、『資本論』冒頭の価値は、蓄積された価値(資本)の論理的抽象である。その論理的射程で、剰余価値(不払労働=不等価物)の蓄積である資本がさらに規模を拡大して労働者に剰余価値(不払労働=不等価物)を生産させることを説明するのが資本蓄積論である。

【拡大再生産表式】ここで「第1草稿」では指摘されていないけれども、拡大再生産の表式を確認する。²⁴⁾ 剰余価値の資本への再転化=蓄積の比率を a とすれば、2部門分割[生活手段部門(a)、生産手段部門(b)]のそれぞれの生産物価値(W_a, W_b)は次のように分割される。

$$W_a = C_a + V_a + a M_a [= MC_a + MV_a] + (1 - a)M_a$$

$$W_b = C_b + V_b + a M_b [= MC_b + MV_b] + (1 - a)M_b$$

したがって、

$$\text{部門間交換：} C_a + MC_a = V_b + MV_b + (1 - a)M_b \text{ (拡大再生産表式)}$$

$$\text{部門内交換：生活手段(a)部門内交換：} V_a + MV_a + (1 - a)M_a$$

$$\text{生産手段(b)部門内交換：} C_b + MC_b$$

マルクスはさらに拡大再生産には相対的過剰生産が伴うと指摘する。

「すべての蓄積、すなわち拡大された規模での再生産は、継続的な相対的過剰生産に、すなわち既存の資本……を再生産するだけの再生産に比較して過剰な生産に帰着する。しかもこうした過剰生産は、資本主義的生産様式の不断の継続的な内在的な一つの契機である」(M357：訳270)。

ここでは労働生産性の上昇は捨象されているので、その条件を込みにした過剰生産発生の諸条件には立ち入らないで、上記の拡大再生産の表式で過剰生産をみる。マルクスがこの過剰生産を「相対的な過剰生産」と規定しているように、ここでの過剰生産は部門間不均衡か、あるいは部門内不均衡か、あるいは両者がからみあった場合である。そのうち、部門間不均衡は、部門間交換をしめす拡大再生産表式、

$$C_a + MC_a = V_b + MV_b + (1 - a)M_b$$

が成立しない場合である。表式の左辺の《生産手段への需要をしめす生活手段部門の $C_a + MC_a$ 》と、表式の右辺の《生活手段への需要をしめす生産手段部門の $V_b + MV_b + (1 - a)M_b$ 》の間に不均衡が発生する場合である。その不均衡の要因は、生産手段部門で生産=供給される追加生産手段がその需要 $[C_a + MC_a]$ と比べて過不足が発生した場合、あるいはその逆に、生活手段部門で生産=供給される追加生活手段がその需要 $[V_b + MV_b + (1 - a)M_b]$ と比べて過不足が発生した場合である。あるいは、その両者の物的な過不足ではなく、追加労働力の供給がその需要を満たさない場合(人不足)の場合もありうる。しかし、資本主義的生産様式では人口増加と労働者の過剰人口の形成、したがって、蓄積のための予備人口が存在する(M358：訳271)。資本蓄積に比べて労働人口の増加には自然制約(無理)があると想定するのは、未だ本来の本格的な資本主義的生産様式に到達していない段階の特性を本来の本格的な資本主義的生産様式へ一般化した誤謬である。

【拡大再生産表式の対称性】この拡大再生産表式でも、さきに単純再生産表式で部門間交換および部門内交換について指摘した「回転対称」と「反転対称」でもって、つぎのような部門間交換および

び部門内交換が編成されている。

$$\text{部門間交換： } C_a + MC_a = V_b + MV_b + (1 - a)M_b$$

$$\text{部門内交換：生活手段 (a) 部門内交換： } V_a + MV_a + (1 - a)M_a$$

$$\text{生産手段 (b) 部門内交換： } C_b + MC_b$$

以上の部門分割などの拡大再生産の諸条件の検出は、「③使用価値と価値を統一する観点」からの拡大再生産の考察である。

[7] 「第6節 蓄積を媒介する貨幣流通」の考察

この節は「第1草稿」の140頁の途中から141頁の最後まで1頁半というように短い。ここでは、拡大再生産を媒介する貨幣について、つぎのように確認する。

「蓄積、あるいは拡大された規模での再生産の結果、前貸される可変資本の価値も、年々収入として流通する生産物の価値も、様々な資本の間で進行する価値転換も、いずれも拡大するのである」(M359：訳274)。

したがって、拡大再生産にはより多くの貨幣が必要である。そこで、まず或る国民の剰余生産物の一部分が金銀と交換され、最初に個々の資本家が販売した商品資本の貨幣形態として再帰し、ついでその貨幣は、収入の流通手段であろうと、資本の流通手段であろうと流通に入ってゆく。拡大再生産にともない貨幣の増大は、流通過程に存在する貨幣や蓄蔵貨幣という形態をとる。すでに指摘した、国債など将来の収益に対する所有権原の集積にすぎないいわゆる「貨幣資本」は「まったく資本ではない (no capital at all)」(M360：訳275)。国債所有者が国債を売却してその資金を生産的資本に転化しても、その国債を購入した者は逆に資金を生産的資本から引き上げるのであって、全体的にみれば増減はない。マルクスの同時代の Great Britain では、政府が発行する元本保証付きの国債を地主貴族などが地代資金で購入し、その資金がインドの鉄道網建設資金に転化し膨大な剰余価値を吸着していた。この実情はマルクスの時事論文で詳細に指摘されている。²⁵⁾

以上の貨幣資本の考察は「①価値の観点」からする考察である。

[8] 諸資本の「同時併存＝先後継起」の運動 (第7節) の考察

【諸資本の同時併存・先後継起】マルクスは資本の運動をみる観点を個別資本の相互媒介関係に移動する。個別資本の運動は生産そのもの (P) からその結果としての生産物 (Pt) の運動 (P……Pt) と生産物の商品資本 (W') への移行から貨幣資本 (G') への流通 (W'……G') からなる。流通は再び生産に再帰する (P……Pt……W' - G' - P)。そのうち、生産物から商品資本への移行には生産地から販売地への運搬活動が不可欠である。運輸業は生産過程に含まれ、「運輸業が商品に追加する価値は運輸業が商品を輸送するのに応じて支払われる」(M363：訳276)。個別資本の価値は、或る瞬間に或る部分は生産過程 (P) に存在し、或る部分は在庫 (Pt) として存在し、或る部分は商品資本 (W') として存在し、或る部分は貨幣資本 (G') として存在する。このような相異なる形態および段階で同時的な存在様式をとる。それが「1つとして考察された再生産過程の並行であ

る」(M364: 訳277)。

個別資本はいくつかの段階に配分されて同時に存在するこの様式は、社会的総資本でも再現する。例えば、或る個別商品の商品が個人的消費に入るとき、他の個別資本はその個別資本に供給する原料を生産している。他の或る個別資本は当該個別資本に供給する機械を生産している。当該資本の或る段階ではその原料と機械を購入して最終消費財を生産しつつあり、その先の段階ではその生産物が在庫の形態で存在し、さらに先の段階ではまさに販売される段階にある。生産的消費と個人的消費の間には、或る個別資本の諸段階が有機的に関連し、そのような個別諸資本が需要=供給で有機的に関連する。

「全体としてみた再生産過程は、あらゆる商品のさまざまな生産要素を提供するもろもろの生産過程の並存および同時性 (das Nebeneinander und die Gleichzeitigkeit der Produktionsprozesse) に帰着するのであって、これを我々は並行 (Parallelismus) とよぶ」(M364: 訳277)。

[3-2] でみたように、個別資本の再生産は有機的の自己関連で可能である。しかも或る段階はつぎの段階への出発点であると同時に、そこに再帰する終着点でもある。すべての段階が始元かつ終局であることによって、全体として円環を成す。同時に個別諸資本は、商品の生産と(生産的)消費のために販売と購買で有機的に関連し、再生産の諸条件を満たしている。こうして「生産過程の連続性」(M364: 訳277)の諸条件が個別的にも社会的にも(総資本にとっても)満たされる。

個別的かつ社会的な同時並存と先後継起が資本の運動状態に実存することの論証の哲学的意味は、実はカント・第1アンチノミーに対するマルクスの批判である。カントは『純粹理性批判』のアンチノミーで「同時並存 (Nebeneinander) と先後継起 (Nacheinander)」の両立は不可能であると主張していた。²⁶⁾ その主張をマルクスは1841年の「差異論文」以来、一貫して批判してきた。その批判は『経済学批判要綱』・『経済学批判』からこの「第1草稿」へと継承されているのである。

或る個別資本の再生産過程が「循環」であるのに対して、諸資本の間のその有機的関連は「上向する段階的連続」(M364: 訳278)である。例えば、亜麻(農業)は糸(紡績業)の原料になり、糸はリンネル(織布業)の原料になる。リンネルはハンカチ・テーブルクロス(縫製業)の原料になる。このような有機的産業連関では、或る段階の生産は、その後の諸段階が如何なる使用価値を求めているのかによって規定される。逆に、先行する諸段階で如何なる使用価値が生産されたかによって、当該生産段階の生産は制約される。所定の品質が供給されなければ、予定の質をもった生産物は生産できない。したがって、最終消費物という目的因 (final cause) がそれに先行するすべての生産諸段階の生産を規定し調整する。使用価値の有機的社会的関連は「最終目的に合った」という意味で合目的でなければならない。そうでないと、社会的総生産過程は「中断」される(M367: 訳278)。

このような一方的な生産(生産的消費)と消費(生産的消費: 個人的消費)の「上向的序列」のほかに、相互に生産条件を供給し合う有機的関連=「一つの循環 (ein Kreislauf)」(M367: 訳279)もある。例えば、石炭と機械の相互的関連がそうである。「石炭が補助材料として機械製造に入り、しかも機械が労働手段として石炭製造に入る。両方の生産部面の生産物は相互に補填し合う」(M367: 訳279)。

【総再生産過程の対称性】「上向する諸段階」は、諸個別資本によって生産される様々な使用価値

が一方向に向かって有機的に関連する「並進対称 (translational symmetry)」を成す。他方の「循環」は、個別資本が相互に相手の生産物で再生産の条件を補完しあうという意味で「反対の (inverse)」使用価値を生産し結合する「反転対称 (inverse symmetry)」を成す。マルクスは、「並進対称性」と「反転対称性」という用語こそ用いていないけれど、「第1草稿」の記述内容に則せば、その用語は適合する内容を記述していることが注目される。

或る瞬間で、総再生産過程をみれば、個別諸資本は一方で他の個別資本から一定の生産物を購買し、他方でそれでもって生産した生産物を他の個別資本に販売している。このような「購買＝生産＝販売」で個別諸資本は有機的に関連しあっている。そこでは相互依存の「反転対称」をなす相互依存関係は2つの「購買＝生産＝販売」に分離して現象する。総再生産過程に必要な物が生産され、販売され購買され生産的に消費されている状態が現象する。

「商品は同時にその発端の諸形態で、その系列をなす諸形態で、その最後の終局的な諸形態で並行して生産される。しかもそれらの諸形態の継起 (Nacheinander) と混交 (Durcheinander) [=反転対称] とは、それらのこのような並存 (Nebeneinander)、すなわち、さまざまな段階における生産諸過程の並行 [=並進対称] によって制約されている。……すべての過去の労働、すべての対象化された富がただ、総再生産過程の流れ去る契機としてだけ、総じて1つの過程の契機としてだけ現象するのである。資本主義的な見方はそれを固定する」(M368: 訳280)。

総再生産過程は、論理的な空間上の諸点 (P, P, P……) の同時並存 (P₀, P₀, P₀, P₀, P₀) を成すと同時に、時間上の先後継起 (P_{t-2}, P_{t-1}, P_t, P_{t+1}, P_{t+2}) も含意する。個別的契機は総再生産過程に依存し、総再生産過程はまさに個別的諸契機に依存する。「個々の商品は、その生産諸要素を供給するすべての部門における同時的持続的な生産がなかったら、その生産過程を継続することはできないし再生産することはできない」(M368: 訳280)。しかし、総過程があたかもそれを担う個別的諸契機なしに、それとは独立して存在するかのように「不変の対称的構造」として現象する。²⁷⁾

〔総過程の諸契機の疎外＝結合様式〕総再生産過程を担う労働は「受動的なもの (passivum)」に転化される。受動的な労働が担う総再生産過程そのものが積極的な主体に転化している。そこに投入された契機は生産的に消費され、その過程から流れ去る。総再生産過程に流入するものは流出し消え去る。現存するのは総資本としての総再生産過程である。この自立した過程こそ、『資本論』「第2部 資本の流通過程」を総括する存在である。資本の総再生産過程では「生産の前提は再生産の過去の諸結果として現象する。しかも生産の結果は再生産の前提として現象した。いかなる再生産においても、前提がすべて結果として、しかも結果がすべて前提として現象する」(M369: 訳281)。《結果→過程→前提＝結果》、これは1844年の『経済学・哲学《第1》草稿』「疎外された労働」の4つの規定に他ならない。はるか20年前に獲得した労働疎外論がここ「第1草稿」にきちんと継承＝再論されている。持続するマルクスの問題意識がここに確証される。総資本の総再生産過程は生きた労働を疎外する体系として自立する。《結果→過程→前提＝結果》の円環を確認した直後、マルクスは「疎外」語を用いてつぎのように指摘する。

「資本主義的生産様式の基礎はまさに、直接的生産者の、生産者大衆の、つまり労働者の消費と生産とが相互にまったくなんの関係もなく、むしろ資本主義的生産様式の発展に比例して分裂してゆくということにある。この〔消費と生産という〕両契機の相互に対する疎外

(Entfremdung) と、他方での両契機の内面的関連、あるいは相互一体性とは、それらの暴力的な均衡化、恐慌において自己を貫徹する」(M371: 訳284)。

価値関係による消費と生産の分離=疎外こそ、消費と生産の有機的関連を生きた労働から自立させる動因である。その価値関係はいまや自立する総再生産過程として現象する。経済学批判の冒頭の商品物神性論は「第2部 資本の流通過程」の最終でそのような理論的含意をもつ次元にまで展開してきたのである。

続く「第8節 必要労働と剰余労働(剰余生産物)」はエンゲルス編の現行『資本論』「第21章 蓄積と拡大再生産」(第8草稿)「第1節 大部門Iにおける蓄積」の「仮想的追加資本」に展開してゆくものと判断される。ここでもマルクスは「V+Mのドグマ」を引き合いに出し「総生産物のうち、過去の労働によって生産されたその価値部分だけ表示する部分が欠けている」(M372: 訳285)を指摘する。その後、重商主義・重農主義・スミス・リカードウ・シスモンディを引き合いに出して、資本蓄積をめぐる論点を考察している。「第9節 再生産過程の攪乱」は表題のみが書かれている。

総じて、以上の第7節・第8節は「②商品物神性の観点」からする考察であると判断される。「第3章 流通と再生産」の前半「単純再生産」と後半「拡大再生産」についての考察をまとめれば、それはつぎのように編成されている。

- ③ 単純再生産 = 交換過程論の観点 (M301-307: 訳199-204)。
- ① 貨幣還流 = 価値形態論の観点 (M307-314: 訳204-213)。
- ② 「V+Mのドグマ」 = 商品物神性論の観点 (M314-353: 訳213-265)。
- ③ 拡大再生産 = 交換過程論の観点 (M353-359: 訳266-272)。
- ① 貨幣還流 = 価値形態論の観点 (M359-360: 訳273-275)。
- ② 同時並存する諸契機の仮象 = 商品物神性論の観点 (M363-381: 訳276-294)。

[9] 「第1草稿」の編成原理

【第1章の編成問題】以下では、不規則な順序が若干ある第1章と第3章を、記述内容に内在して再検討する。「第1章 資本の変態」を考察する観点はつぎのように編成されている。

- ① 資本循環 = 価値形態論の観点。
- ② 商品資本 = 商品物神性論の観点。
- ③ 市場 = 交換過程論の観点。
- ① 貨幣資本 = 価値形態論の観点。
- ② 流通時間(空間の時間への解消) = 商品物神性論の観点。
- ③ 生産時間(市場の多様性) = 交換過程論の観点。

最初に生まれる疑問は、「①→②→③という同じ順序をなぜ2回も繰り返すのか、それらは1回に纏められたのではないか」という疑問である。

さらに、後半順序①→②→③における②「流通時間」と③「生産時間」という順序に内容上の問題がないであろうか。それを検討するために「第1草稿」の後に書かれた「第2部 資本の流通過程」に関する諸草稿で、当該の内容の順序「流通時間と生産時間」(「流通時間→生産時間」の順

序)に関わる草稿をとりあげる。

現行『資本論』「第2部 資本の流通過程」は8つの草稿をエンゲルスの判断で取捨選択し編集したものである。そのうち、「第1草稿」「第1章 資本の変態」「第2節 流通時間」と「第3節 生産時間」に対応する個所は、現行『資本論』「第2部 資本の流通過程」「第1編 資本の諸変態とそれらの循環」「第5章 通流時間」である。その草稿は「第4草稿」(1867-68年執筆)からを採用した。

注目すべきことに、そこに記述された内容は決してエンゲルスのつけたタイトル「流通時間(流通時間)」だけではない。その内容は「生産時間と流通時間」なのである。しかも、その執筆順序は「生産時間(S.124-127)から流通時間(S.127)へ」であり、その後、両者の媒介関係を論じる(S.127-130)。マルクス自身、この順序を「生産時間と流通時間」という「時間上の系列」(MEW, Bd.24, S.124)として確認している。「第1草稿」の「流通時間から生産時間へ」とは逆の順序である。

〔草稿の順序《生産時間から流通時間へ》〕そこで現行『資本論』第2部の当該個所Die Umlaufzeit (MEW, Bd.24, S.124-130)の元になったマルクスの草稿をメガで確かめると「2) Produktionszeit und Umlaufzeit」(MEGA, II/4.3, S.325-332)となっている。注目すべきことに、マルクスの草稿のタイトルはエンゲルスがつけた第12章のタイトル「流通時間」ではなく、「生産時間と流通時間」なのである。しかも草稿の内容も「生産時間から流通時間へ、そのあと両者の媒介関係」という順序である。基本的にタイトル通りの順序の内容である。現行『資本論』の当該個所とメガの当該個所の記述内容を比較すると、若干の語句の変更、段落の変更を除けば、基本的に同じである。

メガのマルクスの草稿のタイトル「生産時間と流通時間」に関連して、「第1草稿」の冒頭にあるページづけのない用紙に書かれた「資本の流通過程」のメモが目される。そこで問題の個所に対応するのは「第1章 資本の流通」「2 生産時間と流通時間」である。マルクスは「生産時間と流通時間」というタイトルで、その記述順序を「生産時間から流通時間へ」と考えていたのであって、その逆「流通時間から生産時間へ」とは考えていなかったであろう。あきらかに「第1草稿」の執筆順序「第2節 流通時間」→「第3節 生産時間」ではなく、その逆の順序である。

ところで、『資本の流通過程』(マルクス・ライブラリ3)の訳注(8頁上段)には、「マルクスによって手稿の番号の付されていない第1紙葉に書かれた以下の執筆プランは……」(傍点強調は引用者)と注記されている。本訳書の訳者たちは、このページづけのない(「0頁」とよばれる)冒頭のメモを、あたかも「第1草稿」そのものの執筆「以前」にその「冒頭」で書かれた「執筆計画」であるかのように想定している。しかし、その用紙が遺稿の一番上に置かれて残存しているからといって、執筆の最初からそこにあったとは断定できない。マルクスが「第1草稿」執筆の後にそれを読み直して得た構想を、新しく一番上に重ねた用紙に、メモしたとも想定できるのである。

〔不自然な執筆プラン説〕「執筆プラン」説の想定に従えば、「流通時間」と「生産時間」の順序はつぎのように2回変更されたことになる。すなわち、

- 「執筆プラン」での「生産時間→流通時間」という順序
- 「第1草稿」での「流通時間→生産時間」という順序(変更)
- 「第4草稿」での「生産時間→流通時間」という順序(変更)

結局、2回変更したことになる。「第4草稿」(1867～68年執筆)から「第1草稿」(1864年)執筆冒頭の3～4年前の構想に戻ったことになる。しかしその間、マルクスは1867年に『資本論』第1

部初版を刊行している。その刊行で、第1部の第2部への関連と第2部の編成は1864年の「第1草稿」のときよりもっと明確になっていると想定するのが当然である。であるのに、「構想プラン」説によると、その間（1864～67・68年の間）、マルクスは、「生産時間と流通時間の順序」に関して、結局は放棄することになる不正確な順序を考えていたことになる。

もうひとつのあり得る順序は、「執筆プラン」と名づけられた「0頁」のメモは「第1草稿」を執筆した（直）後に（無論「第4草稿」執筆以前に）、「第1草稿」を読み直し、その「流通時間から生産時間へ」という順序を再検討し、「生産時間から流通時間へという逆の順序」に変更したという想定である（「再検討メモ」という）。この想定では、生産時間と流通時間の順序はつぎのようになる。

- 「第1草稿」での「流通時間→生産時間」という順序
- 「再検討メモ」での「生産時間→流通時間」という順序（変更）
- 「第2草稿」での「生産時間→流通時間」という順序（変更なし）

注目すべきことに、現行『資本論』第2部に「第2草稿」（1868～70年執筆）を採用した「第2編 資本の回転」でも「第12章 労働時間」・「第13章 生産時間」・「第14章 通流時間」という順序で執筆している。この順序はいま確認した「第1編 資本の循環」の当該箇所と同じ順序である。マルクスは「第4草稿」および「第2草稿」で、同じ順序「生産時間→流通時間」を堅持しているのである。

現行『資本論』第1部第2編「第12章 労働時間」の元となった「第2草稿」のタイトルは「b）生産行為における持続性の相違（労働期間における相違?）」（MEGA, II/4.3, S.178）であり、「第13章 生産時間」の元となった「第2草稿」のタイトルは「労働時間と生産時間の相違」（ibid., S.190）であり、「第14章 通流時間」の元となった「第2草稿」のタイトルは「通流時間の相違」（ibid., S.208）である。

以上要するに、マルクスは「第1草稿」を執筆した後それを読み直し、²⁸⁾「第1草稿」の「流通時間→生産時間」の順序を「再考メモ」で「生産時間→流通時間」という順序に変更し、それ以後この順序を変更せずに堅持した、と判断するのが妥当であろう。「執筆プラン」説では、上記のように、「生産時間と流通時間の順序」に関して、《約3～4年後の1867-68年に1864年当時の構想に逆戻りするという、変更に変更を重ねるマルクスの動揺》を想定することになる。「生産時間→流通時間」という「時間上の系列」（MEGA, II/4.3, S.325）は「第1草稿」執筆のほぼ直後に確定し、その後は堅持されたと思われる。

したがって、「第1草稿」執筆（直）後のマルクスの構想では、「第1章 資本の変態」の構成は、マルクスの経済学批判の観点の編成順序でみれば、

- ① [資本価値の循環] → ② [商品資本] → ③ [市場] → ① [貨幣資本] → ③ [生産時間] → ② [流通時間]

という順序であったと判断される。したがって、「第1草稿」は執筆（直）後ではつぎのように再編成されている。

- ① 資本循環 = 価値形態論の観点。
- ② 商品資本 = 商品物神性論の観点。

- ③ 市場 = 交換過程論の観点。
- ① 貨幣資本 = 価値形態論の観点。
- ③ 生産時間（市場の多様性） = 交換過程論の観点。
- ② 流通時間（空間の時間への解消） = 商品物神性論の観点。

この順序は拙稿「『資本論』の不変の対称的構造」²⁹⁾で『資本論』第1部について確証した編成原理の順序と同じである。『資本論』「第1草稿」も第1部と同じ編成原理が貫徹しているのである。エンゲルスは現行『資本論』第2部を編集するにあたって、このようなマルクス自身の編成原理は知らなかったであろう。それを知っていれば、「第1草稿」を上記のように再編しそれを第2部の基本構造とし、その構造に照応する第2部のその他の草稿を選択し適切な個所に編集したと思われる。『資本論』の編成原理の解明はエンゲルスの『資本論』編集の適否を判断する基準を提示するのである。

【《第3章 流通と再生産》の編成順序の検討】さらに、「第1草稿」の「第3章 流通と再生産」の順序はどうであろうか。その順序はこうであった。

- ③ 単純再生産 = 交換過程論の観点。
- ① 貨幣還流 = 価値形態論の観点。
- ② 「V + Mのドグマ」 = 商品物神性論の観点。
- ③ 拡大再生産 = 交換過程論の観点。
- ① 貨幣還流 = 価値形態論の観点。
- ② 同時並存する諸契機の仮象 = 商品物神性論の観点。

問題は最後の①と②の順序である。「第3章 流通と再生産」の後半の「③→①→③」という順序は、前半の順序を反復するものである。そこでまず、先の第1章の順序の場合と同じように、《なぜ「③→①→②」という同じ順序を2回も繰り返すのか、その重複する順序は1回に纏められないのか》という問題が生じている。

マルクスの編成原理では、「前進する順序」とそれを「遡及する順序」が交互にあらわれる。なぜだろうか。資本主義的生産様式が円環運動であるからである。「前進する順序（③→①→②）」の前提である③は如何に措定されたか、このことを論証するのが「遡及する順序（③→②→①）」である。「遡及する順序（③→②→①）」は「前進する順序（③→①→②）」とは順序が逆である。その2つの順序があきらかにするのは、《…③⇄①⇄②⇄③…》という順逆の円環である。①②③が数珠つなぎに円環をなす。順序VとVIはその一環③が出発点 = 復帰点の場合である。マルクスが「第1草稿」で《資本の循環・回転・再生産で各々の項は出発点でありかつ復帰点である》と強調するのは、そのような円環で資本の運動を考えているからである。

このように、前進と遡及が相互に補完しあう円環運動を前提にすれば、上記の後半の遡及する順序は、前半の前進する順序③→①→②を結果から過程を経て前提 = 出発点（始元）に遡及する順序、すなわち、③→②→①であろう。「前進 = 遡及の順序」は「第1草稿」の第1章、第2章にも妥当する。第2章はこの順序に従っている。『資本論』第1部全体もそうである。

再生産の現実的条件は部門分割にある。それは両部門の生産物の使用価値が異なり、その相違は相互に相手の使用価値は自己を再生産する不可欠の条件となっている。しかも部門間交換は等価交

換である。つまり「使用価値の区別と価値の同一性」を条件としていることを確認する。これが③の作業内容である。つぎの①では、その部門間交換が貨幣を媒介にすることを確認する。②ではその部門間交換にともなうアダム・スミスの誤解を「V+Mのドグマ」として批判する。労働者の生きた労働が「抽象的人間労働」としては価値生産物（V+M）を生産し、具体的有用労働としては生産手段の価値を生産物に移転・保存する。スミスはこの「生きた労働の二重作用」が分からない。そのため、一定の労働時間の生産物の価値構成（ $[V+C_v]+[M+C_m]$ ）を（V+M）に置換し、部門間交換 $C_a = V_b + M_b$ を念頭に、無意識に抹消した不変資本Cを無限遡及的に（V+M）へ還元する。このドグマでは、生産手段（固定不変資本）が収入（流動資本 [賃金・利潤・利子・地代]）に収束することなく還元される。

遡及する後半では、③の生活手段と生産手段の区別を受け、つぎに②その部門間交換が展開する場、諸資本が同時に存在し前進運動する場を想定する。そこでは総資本の再生産=流過程自体が自立し自己を存続するかのように現象する。その存続を部分的に担うそれぞれの契機（貨幣・生産・商品）はつぎつぎと投入されその総過程に活用され消滅してゆく。ついで、①その諸部門の再生産を維持する諸資本間の交換を貨幣が媒介する。このような順序も理論的に可能である。むしろ、前進 [③→①→②] = 遡及 [③→②→①] という相互に補完しあう論証順序のほうが、論証上の一貫性をもつ。このように判断できるとすれば、「第1草稿」の「第3章 流通と再生産」の編成順序は、前進 [③→①→②] = 遡及 [③→②→①] となる。

それでは、なぜマルクスは「第3章 流通と再生産」の前半だけでなく、後半でも2番目に貨幣資本を論じたのであろうか。その理由は『経済学・哲学草稿』以来の「貨幣」のモチーフがマルクスを捉えて放さなかったことにある。マルクスは『経済学・哲学草稿』を準備中、スミスの『国富論』のノートを取った。そのさい注目すべきことに、第1編の第8章の冒頭までノートしてから、いきなり第2編第2章の貨幣論にジャンプしてノートする。スミスは第1編の第6章や第8章の冒頭で、資本が蓄積され土地が領有されてからは、労働の生産物は労働者から分離され、賃金・利潤・地代として分配されるという。それでは、その諸収入の分配を担う媒態は何か、それは貨幣ではないか、と直観し、マルクスはスミス再生産論における貨幣論に飛躍したのである。

その貨幣論の強いモチーフのため、マルクスは「第1草稿」の「第3章 流通と再生産」の前半だけでなく後半でも、拡大再生産の条件を検出したのちに、ふたたび貨幣資本を論じる。貨幣の問題は拙稿で指摘したように、すでに1841年の学位論文「デモクリトスの自然哲学とエピクロスの自然哲学の差異」で宗教と経済、神と貨幣が同じ存立根拠をもつ存在としてとらえている。この貨幣=神のモチーフはその後、「ユダヤ人問題によせて」『経済学・哲学草稿』『聖家族』『ドイツ・イデオロギー』『哲学の貧困』『経済学批判要綱』『経済学批判』と持続して解明されてきた主題である。貨幣論モチーフはマルクスに取り憑いて離れない。その強い理論的動機が「第1草稿」「第3章 流通と再生産」の後半でも拡大再生産の直後に貨幣資本の解明を促したのである。

省みれば、「第3章 流通と再生産」の前半では、再生産にとって「貨幣は……現実的再生産過程の形式的かつすぐに消滅してしまう媒介にすぎない」（M302, 305 [2頁飛び]：訳201）とみて、労働生産物を商品形態の生活手段および生産手段に区別した。したがって、この前半は「③使用価値と価値の統一物としての商品」から始まる。ついで商品の価値の要因が自立した「①貨幣」が

づく。そのあと③「V + M のドグマ」の取り違えを解明する。この前半の「前進の順序（③→①→②）」に対して対称的な順序である後半（拡大再生産）の「遡及する順序」では、③商品の使用価値による区分＝「使用価値—生産手段および生活手段—」（M354：訳267）の両部門に分割した。つぎは、前半が「価値」の側面から「②貨幣」に移行したのに対応して、後半では「使用価値—生産手段および生活手段—」の側面を一般化する。再生産＝流過程のために多様な使用価値を生産する諸部門が「同時並存」する総資本を概観する観点が定めることも理論的に可能である。この観点からの考察が実際は「第3章 流通と再生産」の後半では、「③→②→①の順序」の②においてではなく、「③→①→②の順序」の最後に②で行われている。1844年の『国富論』研究からマルクスを捉えてきた。強烈な貨幣論モチーフのために貨幣論を優先させて論じたために生じた順序である。

こうして、「第1草稿」は、『資本論』「第1部 資本の生産過程」に貫徹する「不変の対称的構造」の編成原理によって基本的に記述されているだけでなく、その資本循環論・資本回転論・再生産＝流通論がそれぞれ独自の対称的構造で編成されていることが明らかになったのである。（以上）

〈注〉

- 1) 内田弘『『資本論』の《不変の対称的構造》』『情況』2013年5・6月合併号。この拙稿を大幅に改稿した英訳論文が刊行された。Cf. Hiroshi Uchida, Constant Symmetrical Structure of Marx's *Capital*, in *Critique: Journal of Socialist Theory*, Issue No.65, Routledge, November 2013. なお、本稿の主題である「第1草稿」について、伊藤武「『資本論』第2部第1稿」の資本循環論（『大阪経大論集』第58巻第5号）は、資本循環の4範式から3範式へ総括するマルクスの取り組みを論じている。早坂啓造『資本論第Ⅱ部の成立と新メガ』（東北大学出版会、2004年）は、第2部の「1884－85年草稿」に関する極めて詳細な研究書である。しかし「第1草稿」に関する研究ではないので、本稿では論及しない。大谷慎之介「《流過程および再生産過程の実体的諸条件》とはなにか」（『立教経済学研究』第66号第4号、2013年3月）は「第1草稿」の本格的な研究である。大谷は本稿で、社会的総資本の再生産を媒介する貨幣流通の重要性を分析している。なお大谷は「第1草稿」における「実体的（real, reell）」の意味を詳細に考察しているが、この訳語は、すでに定着している「Substanz」の訳語「実体」との区別を考慮しないで、使用してよいのだろうか、むしろreal, reellは「実在的」の方が適訳ではないかと思われる。
- 2) *Das Kapital*, Dietz Verlag Berlin, Erster Band, 1962, S.52: 『資本論』翻訳委員会訳『資本論』新日本出版社、1982年、64頁
- 3) *ibid.*, S.73: 訳101頁。
- 4) Aristotle, *The Nicomachean Ethics*, with an English translation by H. Rackham, Harvard University Press, 1934, p.286.
- 5) *Das Kapital*, *ibid.*, S.56: 訳71頁。
- 6) この図解は前掲拙稿「『資本論』の不変の対称的構造」に掲載した図解をより平明にするために若干修正したものである。
- 7) 通常の経済学が価値ないし価格を外挿し与件とするのも、この思念と同じ行為である。マルクス経済学者の『資本論』価値論の理解も同じであろうか。
- 8) マルクス価値論の理論構成の起点は『経済学批判要綱』である。価値論の構成は『要綱』では価値実体論→商品物神性（依存関係史）論→価値形態論→交換過程論である。『経済学批判』では価値実体論→商品物神性論→《価値形態論→交換過程論》（2回繰り返し）で『要綱』とほぼ同じ順序である。『資本論』（初版以後）は基本的に、価値実体論→価値形態論→商品物神性論→交換過程論の順序になる。価値形態論・商品物神性論・交換過程論のこのような配列順序の置換可能性が価値実体論（労働の二

- 重性論)を不動の前提とした『資本論』の記述順序に展開する。
- 9) 「価値対象性 (Wertgegenständlichkeit)」のフランス語版『資本論』のパラフレーズが「商品の価値が取り憑く実在態 (la réalité que possède la valeur de la marchandise)」、すなわち「価値憑依態」である。
 - 10) 慧眼の読者は、マルクスが「第1草稿」で資本の諸形態が出発点(始元)でありかつ復帰点であるという二重規定態をもつと指摘する論点に、マルクスの学位論文(1841年)におけるカント・(時間上の始元、空間上の限界の)第1アンチノミー、(全体と部分の)第2アンチノミーに対するマルクスの批判が経済学批判という形態で持続していることを洞察するだろう。内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』2012年、通巻11号を参照。注27)も参照。
 - 11) MEGA, II/4.1, Dietz Verlag Berlin 1988, S.139-381: 中峯照悦・他訳『資本の流過程』大月書店、1982年。この日本語訳は、「訳者あとがき」によれば、タイプライター起しの解説文を底本にロシア語訳を参照して作成された。したがって当該MEGA版より刊行が早い。翻訳者は竹永進・松尾純・平子友長・飯盛信男・上野俊樹・角田修一・大谷禎之介であり、校閲は中峯照悦と大谷禎之介が行った。本稿への引用では若干訳文を変更した個所がある。
 - 12) 正確に記せば、マルクスは「第1草稿」では「4つの相異なる円環運動の統一 (die Einheit dieser 4 verschiedenen Cirkelläufe)」と書いた(M179: 訳55)。これは、商品資本循環を在庫の有無で2つに分け、その2つと貨幣資本循環・生産資本循環で合わせて循環範式を4つあげたことを念頭においている。しかしすぐに商品資本循環範式を1つに纏めたので、それ以後のマルクスの念頭にある円環は「3つ」である。本稿ではその「3つの円環」を援用する。
 - 13) MEGA, II/4.1, S.140: 訳9頁。以下「M140: 訳9」と略記する。傍点強調は原文イタリック。
 - 14) MEGA, II/4.1, S.24-51: 向坂逸郎訳『資本論綱要』岩波文庫、1953年、244-278頁。
 - 15) 前掲の内田弘「『資本論』の不変の対称的構造」を参照せよ。
 - 16) 前掲の内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」を参照せよ。
 - 17) 「流通時間と生産時間」のこの順序問題は本稿の[9]に関連する。
 - 18) 内田弘『[新版] 経済学批判要綱の研究』御茶の水書房、2005年、277頁を参照。
 - 19) 前掲書内田弘『[新版] 経済学批判要綱の研究』第4章を参照。
 - 20) 前掲書内田弘『[新版] 経済学批判要綱の研究』314-315頁を参照。
 - 21) 前掲の内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」を参照せよ。
 - 22) Cf. David Harvey, *Cosmopolitanism and the Geographies of Freedom*, Columbia University Press, 2009. 大屋定晴ほか訳『コスモポリタニズム』作品社、2013年、参照。
 - 23) 『1863-65年草稿』「第1部 資本の生産過程」の章の構成については内田弘「『資本論』成立史における『直接的生産過程の諸結果』」『専修経済学論集』第10巻第2号、1976年2月を参照せよ。「第1草稿」第3章で「生きた労働の二重作用」を4回論究する(M315, 325, 327, 341: 訳214, 227, 230, 248)。
 - 24) エンゲルス編の現行『資本論』第2部の当該個所でも、拡大再生産表式は明記されておらず、不等式を含意する文で示されている(Vgl. MEW, Bd.24, S.492)。
 - 25) 的場昭弘・他編『新マルクス学事典』弘文堂、2000年、「イギリス資本主義」(内田弘)を参照せよ。
 - 26) 前掲の内田弘「『資本論』の不変の対称的構造」を参照せよ。マルクスが「差異論文」執筆のさい主要参考文献としたヘーゲル「フィヒテとシェリングの哲学体系の差異」(1801年)でヘーゲルは、産出的構想力としての理性が維持する「根源的同一性は……空間・時間の同時並存および先後継起、すなわち客観的全体性にまで拡張した」と指摘する(Hegel Werke 2, Suhrkamp, 1970, S.112)。マルクスはヘーゲルの無限遠点(der unendliche Fokus, *ibid.*, S.43)からするこの規定を批判的に継承する。
 - 27) 「資本一般」を前提するマルクスのこの資本認識は、或る系に不変の連続的な対称性が存在する場合には、そこに保存則が存在すると規定する「ネーターの定理」(1915年)に対応すると思われる。
 - 28) 「再検討メモ」の裏の頁に「第3章(流通と再生産)」に関する「危険」などの5つの項目に対応する「第1草稿」のページ数が書かれている。
 - 29) 前掲の内田弘「『資本論』の不変の対称的構造」を参照。

ミャンマーのブランド「ミャンマー」と ラオスのブランド「ビアラオ」＜補遺＞

梶原 勝美

目 次

1. はじめに
2. ミャンマー連邦共和国のブランド「ミャンマー」
3. ラオス人民民主共和国のブランド「ビアラオ」
4. おわりに

1. はじめに

これまでブランドの事例研究の国際比較を試みてきた^(注1)が、その結果、ブランド・マーケティングはアメリカ、日本、ヨーロッパなど一部の先進諸国だけにみられるものではないユニバーサルな現象^(注2)で、封建主義経済や社会主義経済ではなく、市場経済のもとにあるほとんどすべての国においてみられるものであることが明らかになった。しかしながら、果たしてそうであろうか。ブランド・マーケティングには辺境がないのであろうか。

本研究は、このところ急に話題となり、2012年11月19日、アメリカ大統領オバマが再選後に現職大統領として初めて訪問したミャンマー連邦共和国（以下、ミャンマーと表記する）と2012年11月5～6日、アジア欧州会議‘ASEM’の首脳会議が開催されたラオス人民民主共和国（以下、ラオスと表記する）を研究対象国に選び、両国におけるブランドの事例研究を試み、ブランド・マーケティングの一般的、普遍的か

つユニバーサルな理解を求めるものである。

これまで両国は日本ばかりか世界に対してもほとんど情報の開示や発信がなく、もちろん、私の知る限りにおいてはブランド研究も全く行われていない。そこで、ブランド・マーケティングの辺境の地のひとつと考えられるミャンマーとラオスのブランドについての事例研究を試みることにした。それは多くの制約の中、暗中模索からの研究となった。

ミャンマーは最近まで世界から孤立していたため、また、ラオスはベトナム戦争終結以降、日本ではあまり情報受信がないため、すなわち、両国についての情報がほとんどなく、「コカ・コーラ」や「トヨタ」「ソニー」といったグローバル・ブランドは恐らく消費者に浸透していることは想像できるが、両国の国産ブランドについては事前に把握が困難であった。果たして国産ブランドが存在するかどうかともわからないまま、2012年9月7日から11日までミャンマーとラオスを訪問し、街の小売店を調査することから始め、研究対象のブランドの選定をしたのが第1回目の実証研究である。また、2012年11月14日から18日までミャンマーとラオスを再訪問し、第2回目の実証研究を試みた。さらに、2012年12月23日から26日まで第3回目の実証研究としてミャンマー訪問を行い、その後、2013年8月8日から12日までラオスの第3回目の訪問、すなわち、第4回目の実証研究を試みた。

本稿は、2回にわたる実証研究をもとにして

発表した「ミャンマーのブランド『ミャンマー』とラオスのブランド『ピアラオ』」^(注3)に第3回目（ミャンマー単独）と今回の第4回目（ラオス単独）の訪問による実証研究の新たな成果を加え、補遺として、まとめたものである。

2. ミャンマー連邦共和国のブランド「ミャンマー」

ミャンマー（1989年、ビルマから呼称変更）、すなわち、正式国名、ミャンマー連邦共和国は多くの日本人にとっては馴染みのあまりない国である。もちろん、ミャンマーのブランドについては何も知らないというのが実情である。いまだ呼称変更前のビルマのほうがより馴染みがあるかと思われる。ビルマと聞いてイメージするのは、ビルマの堅琴、故ウ・タント第3代国連事務総長などである。しかしながら、最近では次第にミャンマーの認識が深まってきたが、それを促進したのがノーベル平和賞を受賞した民主化指導者のアウン・サン・スー・チー^(注4)の存在かもしれない。

ミャンマーは面積68万平方キロメートル（日本の約1.8倍）、人口は6,242万人（2011年）、在日ミャンマー人は8,577人（2010年12月末現在）、一人当たりのGDPは702ドル（2010年）、通貨はチャット‘Kyat’、国民の90%が仏教徒であり^(注5)、天然ガスや宝石といった豊富な地下資源を持つ親日的な国である。ミャンマーの略歴を記せば次のようになる。

18世紀にビルマを統一したコンバウン王朝ビルマは19世紀に入り、イギリスと三次にわたる英緬戦争の結果、1885年に滅亡し、イギリス領インドに併合され、その1州になる。

独立運動を経て、1943年、日本の後押しでビルマ国が建国されるが、連合軍がビルマを奪

回し、再びイギリス領となった。

1948年、イギリス連邦を離脱して、ビルマ連邦として独立。その後、軍事政権の時代、なかでも1962年から1988年まではビルマ式社会主義を導入し、主要産業の企業や貿易は国家の管理下に置かれ、土地も国有化されたが、1988年、社会主義計画経済の放棄と自由市場経済体制への転換を決めるなど混乱が続き、経済発展が他の東南アジア諸国‘ASEAN’から遅れた^(注6)が、2011年、民政移管が行われ、政治の民主化と経済改革の第1歩が始まり、国際社会がその変化を評価し、今や世界的に注目の国となっている^(注7)。

研究開始。ミャンマーの最大の都市かつ旧首都であったヤンゴン（日本での慣習的呼称：ラングーン）の街を歩き始めたところ、歩道ばかりか、車道にも物販や飲食の屋台（写真1・2、参照）が立ち並んでいる中に大型の近代的な店舗があり、入り口で荷物、持ち物のチェックがあったが、中に入るとわれわれがいう総合スーパー（GMS）のミャンマー版で、もちろん、セルフ・セレクション、セルフ・サービスの営業形態であった。売り場の商品は現地ミャンマーの商品だけではなく、多くの中国産の商品があり、タイの「レッド・ブル」も売られていた（写真3、参照。梨は中国産であった）。その店とは「ルビー・マート」（写真4、参照）といい、店内には多くのミャンマー産および輸入ブランドの飲料・食料品や雑貨などが棚に山のように並べられていた。そこで目に付いたのが、ビールのブランド「ミャンマー」（写真5、参照）である。店に居合わせた店員と何人かのお客である消費者に「ミャンマー」について聞いたところ、ミャンマーで一番有名でおいしいビールであるという答えが返ってきた。そこで、「ミャンマー」の1缶（330ml）を800チャット（日

写真1 歩道での物販の屋台



写真2 歩道での飲食の屋台



写真3 スーパーでの買い物



写真4 「ルビー・マート」



写真5 「ミャンマー」



写真6 SCの「ジャンクション・スクエア」



本円で約80円)で買い求め、飲んでみたところ思いのほかおいしいビールであった。なお、最近、日本の100円ショップのダイソーが入店している新しいショッピング・センターができ、流通の近代化の動きの一端がみられる(写真6、7、参照)。

したがって、ミャンマーにはブランドが存在し、「ミャンマー」というブランド・ネームのビールの存在やその「ミャンマー」の看板(写真8、参照)、現地のレストランで見たロゴ入りのビール・サーバー(写真9、参照)やロゴ入りのグラス(写真10、参照)^(注8)などからデ

写真7 SCの「ダイソー」



写真8 「ミャンマー」の看板



イーラー・ヘルプスばかりか消費者へのコミュニケーションも行っており、レベルの違いはあるかと思われるが、明らかにブランド・マーケティングの一端が行われていると思われる。そこで、ミャンマーでの研究対象のブランドを「ミャンマー」と決めたのである。

しかしながら、ミャンマーで入手した「ミャンマー」についての情報はこれまでであった。そこで、日本に帰国して研究を再開することとなった。なお、ビールのブランド「ミャンマー」にはパッケージが缶だけではなく瓶（びん）のものもあり、しかもそれぞれ複数の容量のものがあるが、本研究では、容量330ml、アルコール度数5.0%の缶入り「ミャンマー」に限定し、考察を試みることにする。

まず、インターネットで調べたところ、「ミ

ャンマー」についての書き込みがいくつかみられた^(注9)が、それを確かめるべく「ミャンマー」のHP^(注10)に接してみたが、次のようなわずかな情報しか入手できなかった。ミャンマー醸造会社 'Myanmar Brewery Limited (MBL)' は1995年に設立され、1997年に「ミャンマー」の販売開始、現在、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、バングラデッシュ、中国、香港、日本、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドに輸出されている。

日本に輸出されているということで、日本で「ミャンマー」を販売している業者を探し、何らかの情報ないし資料を求めることとした。幸いにも「ミャンマー」のネット通販をしている業者がいることがわかった。それは「ミャンマー」の日本総代理店をしている株式会社藤江商会であり、ヒアリングのために同社を訪問した際に

写真9 ログ入りビール・サーバー



写真10 ログ入りビア・グラス



若干の資料と貴重なアドバイスを頂いた^(注11)。以下の記述は、頂いたミャンマー醸造会社のパンフレット、(株)藤江商会のHPおよび同社でのヒアリングによるものである。

1995年、「ミャンマー」のブランド企業であるミャンマー醸造会社「Myanmar Brewery Limited (MBL)」はシンガポールでビールのトップ・ブランドの「Tiger」を展開している「Fraser and Neave (F&N)」が資本の55%、残りの45%は「the Union of Myanmar Economic Holdings Ltd (UMEHL)」による合弁企業として設立された。なお、UMEHLはミャンマー政府が45%、残りの55%を軍関係機関および軍関係者が資本を所有し、投資、通商、製造、サービスにわたるビジネスを行っている。具体的には、繊維、衣料、コンデンス・ミルク、PVCパイプ、石鹸、木製品、タバコ、製材機、磁器、薬ばかりか銀行も所有している一種の企業集団である。

1997年、MBLは合弁相手のF&Nのブランド「Tiger」をはじめ、「ABC Stout」、「ANCHOR」、「RA!Shandy」そして「ミャンマー」Myanmar」といったマルチ・ブランドの展開を始めたのである(写真11、参照)。

1998年、缶ビールの「ミャンマー」発売開始。

写真11 MBLのマルチ・ブランド



「ミャンマー」という国名を名乗るブランド・ネームは、日本では商標法で禁止されているが、ミャンマーに商標法があるのかないか、もしある場合にはその内容については、現時点では、わかりえない。同社のパンフレットの記述によれば、「ミャンマー」はミャンマー人の強い帰属意識と愛国心を意図したビールのブランドとして創造されたものである。味と品質は国際レベルで、ちなみに、モンド・セレクションで1999、2000、2001、2004、2005、2006年と金賞を6回受賞したのをはじめとして多くの賞を受賞している。

現在、「ミャンマー」はミャンマーで最も人気のあるビールのナショナル・ブランドかつトップ・ブランドとなっている。国内市場だけではなく、前述したように、「ミャンマー」はいくつかの外国へも輸出されているようである。したがって、「ミャンマー」はまだ歴史は浅いが、ローカル・ブランドのレベルを経ず、わずかな時間でナショナル・ブランドとなり、今やリージョナル・ブランドとなりつつあるといえよう。しかしながら、「ミャンマー」のブランド企業MBLは国家の資本が入っているとはいえ独占企業ではないので、トップ・ブランドといってもその地位は競争にさらされている。第2回目の訪問で調査したところでは、前述した「ルビー・マート」には多くのビールのブランドが売られており(写真12、参照)、価格については、図表1「ヤンゴンのスーパー『ルビー・マート』におけるビール・ブランドの価格」にまとめた。同図表から価格が安いビールのブラ

写真12 「ミャンマー」の競合ブランド群



図表 1 ヤンゴンのスーパー「ルビー・マート」におけるビール・ブランドの価格

ブランド名	容量 (ml)	アルコール (%)	価格 (チャット)	コメント
ミャンマー	330	5.0	800	
ミャンマー DS	330	7.7	780	MBLの新ブランド
Andaman	330	5.0	500	MBLのブランド
ABC	330	8.0	1,000	MBLがライセンス生産黒ビール
Tiger	330	5.0	850	MBLがライセンス生産
Dragon	330	5.0	510	ミャンマーのブランド
ビアラオ	330	5.0	400	ラオスのブランド
Singha	330	5.0	500	タイのブランド
Cheers X-Tra	330	6.5	510	タイのブランド
Chang	330	6.4	520	タイのブランド
Folsom	330	7.2	400	アメリカのブランド
Budweiser	355	5.0	1,050	アメリカのブランド

(調査日時：2012年11月15日：参考：1チャットは約0.1円)

ンドが少なからず存在しているにもかかわらず、「ミャンマー」が国内市場で評価されているのはブランド力によるものと思われる。

また、同図表から国内のライバル・ブランドの「Dragon」をはじめ、リージョナル・ブランド、グローバル・ブランドのミャンマー市場進出の一端がうかがわれ、今後競争が激化するのは明らかである。したがって、ブランド企業 MBLはこれまでの野外看板、ビール・サーバー、ロゴ入りグラスの提供といったディーラー・ヘルプスを行うだけではなく、いよいよ TVCMを開始したということである^(注12) (なお、第2回目と第4回目の実証研究において、「ミャンマー」はラオスのビエンチャンのコンビニ「M-Point-Mart」およびタイ・バンコックの日系デパートの伊勢丹、いずれの店舗においても販売されて

はいなかった。ただ「Tiger」はバンコックの伊勢丹で販売されていたが、それはミャンマーの MBLのものではなく、タイの APBCがライセンス生産しているものであった)。

第3回目の実証研究を行い、「ルビー・マート」だけではなく、そのほかの小売店の「ミャンマー」の価格調査を試みた結果は図表2に示されている。これによれば、「ミャンマー」の価格は定価ではなく、店により多少の価格差があり、競争が存在していることが分かり、きわめて興味深い。なお、「City Mart Supermarket」は日本の生協といった小売店であり、韓国のブランド「Cass」が売られていた。「Ocean Supercenter」はショッピング・センターといわれているが日本の総合スーパーといった小売店である。そこでは、「ミャンマー」が「City Mart Supermarket」

図表 2 ヤンゴン市の小売店における「ミャンマー」の価格

ヤンゴン市の小売店	ルビー・マート	City Mart Supermarket	Ocean Supercenter	Jyanko Super Market	小売居酒屋 China Town
「ミャンマー」の価格	800 チャット	750 チャット	750 チャット	850 チャット	1,200 チャット

(調査日時：2012年12月24日～26日)

とともに最安値で販売されているが、タイの‘Singha’はルビー・マートより高い600チャットで売られていた。‘Jyanko Super Market’は日系の商品を扱っている小型の総合スーパーで、調味料をはじめ多くの日本のブランドが売られている小売店であり、「スーパードライ」が棚に並んでいた。最後のチャイナ・タウンの小売居酒屋は、ビールやウイスキーなど酒類の小売を行うとともにそこで飲酒ができる、日本でいえば立ち飲み酒屋といった小売店である。

したがって、ミャンマーのヤンゴン市場ではブランドの価格は定価、すなわち、一ブランド一価ではなく、価格競争が存在する市場となっていることは明らかである。

次に、輸出先のひとつである日本市場から、「ミャンマー」はリージョナル・ブランドかどうかについて考えてみたい。まず、ほとんどの日本の消費者は「ミャンマー」の存在をまだ知らない。その結果、市場はかなり限定されたものとなっている。以前は九州の業者も輸入販売していたが、輸出用の「ミャンマー」が瓶入りから缶入りに変更された結果、それまでの顧客である飲食店が取り扱いを止めたため、今では総代理店の（株）藤江商会が唯一の取り扱い業者となっている。同社はまさに総代理店かつ日本市場のマーケットターである。同社も缶入りになったため、やはりミャンマー・レストランやその他の飲食店からの注文が減り、売上も減少しているとのことである。

そこで、同社は「ミャンマー」の本格的なチャネル再構築を図っているが、日本市場でのブランド認知がなく、しかも取扱量がまだ少ないため、コストの制約があり、順調とはいえず、販売拡大には苦戦しているようである。そのような状況のもとで経営的には苦しいが、同社はネット通販、(量的には一時よりは減少している)飲食店および主として在日ミャンマー人^(注13)を

対象として生まれたミャンマー版コンビニエンス・ストアへの卸売、そして、次第に評価され、売上が増えつつある同社店頭での直接小売を地道に行っているとのことである。

先日、調査のため在日ミャンマー人が多く集まるリトル・ヤンゴンと呼ばれている高田馬場に行き、とあるミャンマー・レストランでランチを注文したが、その店には日本の瓶ビールの「スーパードライ」が並んであったが、「ミャンマー」はみうけられなかった。その後、ミャンマー版コンビニと思われる雑貨店を訪れてみた。あるビルの8Fのフロアーに4件が軒を並べてあり、いずれもワン・ルーム・マンションの部屋ぐらいの広さに、食料品、飲料、雑貨、薬、書籍などありとあらゆるミャンマーの商品が売られている。そのうちの2軒の店には「ミャンマー」があり、1軒では1缶(330ml)が350円、もう1軒では300円で売られていたので、価格が50円も違い多少不思議な気がした(なお、もう1軒は扱っていなかった。残りの1軒は開店前であったので調査ができず不明)。一方、ネット通販は12缶4,032円、1缶当り336円という価格である。したがって、日本市場ではまだブランドが確立していないためか、価格のコントロールが不十分なことがうかがわれる。

しかし、日本市場ではブランド力のある日本のビールのブランドが1缶(350ml)215円で販売されている。日本の消費者にとっては、「ミャンマー」は何の情報もなく、ブランド力がない上に価格が高い。そうすると日本市場で認知されたとしても評価されるということは困難なことであるといわざるをえない。現時点でいえることは、ただものめずらしい高価格なビールという評価が与えられるだけかもしれない。したがって、日本市場の現状からでは「ミャンマー」はグローバル・ブランドどころかリージョナル・ブランドということもできないといわざ

るをえない。このままでは日本市場において「ミャンマー」が消費者に認知、評価、支持されるには本格的なブランド・マーケティングが必要となるであろう。その前に、コスト競争に勝つために日本のビール醸造企業にOEM生産を委託してコストを下げることから始めなければならないかもしれない。

今後、リトル・ヤンゴンの在日ミャンマー人だけではなく、日本の消費者に向けた「ミャンマー」のブランド・マーケティングが必要とされる時期を迎えるものかと思われる。しかしながら、その主体となるメーカーは日本の総代理店の藤江商会になるのか、MBLが日本に直接進出してMBL JAPANを設立し、その任に当たるのか、現時点では不明である。日本でのブランド・マーケティングに成功して、初めて「ミャンマー」のグローバル・ブランドへの途がみえると思われるが、それにはブランド情報の発信をはじめとして多くの課題が横たわっているといわざるをえない。

3. ラオス人民民主共和国のブランド「ビアラオ」

ラオス、すなわち、正式国名、ラオス人民民主共和国は多くの日本人にとっては馴染みのない国である。ほとんどの日本人にとってはかつてのベトナム戦争でジャール平原の攻防戦などがかすかに記憶の底にあるだけで、ほとんど何も知らない国のひとつかもしれない。第1回目の実証研究で、初めて訪れたが、首都のビエンチャンの市内を走っているバスの多くに日の丸を見て驚いたのが実感である(写真13、参照)。それには「From the People of Japan」と付記されており、日本から贈られたものとわかったが、これまで全く知らないことであった(なお、同じように中央アジアのキルギス共和国の首都ビ

写真13 日本国民から贈呈されたバス



シエクの市内でも同様に日の丸がついたバスを見たことがあった)。もちろん、ラオスのブランドについても何も知らないというのが実情であった。

ラオスは面積24万平方キロメートル(日本の約0.63%)、人口は626万人(2010年)、在日ラオス人は2,639人(2011年8月現在)、一人当たりのGDPは1,203ドル(2011年)、通貨はキープ「Kip」、宗教は仏教で日本とは友好な関係にある^(注14)。ラオスの略歴を記せば次のようになる。

1353年、統一王朝ラーンサーン王国が建国されたが、18世紀、ビエンチャン王国、ルアンパバーン王国、チャンパーサク王国の3つの王朝に分裂し、19世紀半ばごろ、タイの支配下に置かれた。

1893年、仏泰戦争の結果、フランスの保護国となり、仏領インドシナ連邦に編入された。

1945年、日本支配下で独立を宣言したが、第2次大戦後、仏領インドシナ連邦に再編入された。

1946年、第一次インドシナ戦争が起こり、1949年、フランス連合内のラオス王国として名目上独立。1953年、フランス・ラオス条約により完全独立。独立後、右派、中立派、左派(パテート・ラオ)による内戦が長く続いた。

1975年、パテート・ラオが王制の廃止と人民共和国の設立を宣言し、ここに革命が達成された。その結果、現在ラオスの国家建設と統治は、パテート・ラオの主体であった人民革命党が担うことになった。以後のラオスの政治経済史は大きく3期に分けることができる。

第1期（1975年-1985年）は社会主義国家建設期である。

第2期（1986年-1997年）は経済改革期であり、自由市場経済を目指す包括的な経済改革へと変貌した。

第3期（1997年—現在）は、アジア通貨危機から現在までの期間で、経済開発が課題となっている。

人民革命党は経済自由化と対外開放を進める一方、一党支配体制を維持している^(注15)。

なお、2012年11月には、ラオスの首都ビエンチャンでアジア・ヨーロッパ首脳会議‘ASEM’（Asia-Europe Meeting）が開催された。

研究開始。ラオスの首都ビエンチャンは、ミャンマーのヤンゴンからみれば、街はこざっぱりしていて、東南アジア特有の屋台は特定の場所での夜店（Night Market）およびバス・ステーション、大型の商業施設の周辺にはあるが、それ以外の歩道や道路にはあまりみられなかった。また、滞在時間が短かったせいか、中国資本によるショッピング・センター（写真14、参照）はみることはできたが、いわゆるスーパー（GMS）は探すことができなかった。しかし、コンビニエンス・ストアがあり、それは‘M-point-Mart’^(注16)（写真15、参照）というチェーンの店で、店頭にはATMがあり、基本的には日本のコンビニと同様であり、多くのブランド商品が棚に並べられていた。その多くは外国のブランドであり、日本の「キッコーマン」もあった。そのような中で見つけたのが、ビー

写真14 ショッピング・センター



写真15 ‘M-point-Mart’



写真16 「ビアラオ」



写真17 ‘Phimphone Minimart’



ルのブランド「ビアラオ」(写真16、参照)である。なお、その他にワインの品揃えが充実している‘Phimphone Minimart’というコンビニも目に付いた(写真17、参照)。

ラオスを訪問する前には読むことがなかったが、持参したラオスのガイド・ブック^(注17)には、『「ビアラオ」はラオスのナショナルブランドビール』と記されているが、この表現はブランド・マーケティングの観点から翻訳をすれば、「ビアラオ」はラオス唯一の国産ブランドかつナショナル・ブランドのビールであるということになる。しかも第1回目の実証研究の間に日帰りで訪れたビエンチャンからメコン川の友好橋を渡った国境の町、タイのノンカイの小売店にも「ビアラオ」が売られており、また、ここでは「ビアラオ」の看板も多くみられ、ナショナル・ブランドからリージョナル・ブランドへと歩みを進めていることがみうけられた。

試しにコンビニの‘M-point-Mart’で「ビアラオ」の1缶(330ml)を7,000キープ(日本円で約70円^(注18))で買い求め、飲んだところ少し軽い感じがしたがおいしいビールであった。そこで、ラオスの研究対象のブランドを「ビアラオ」に決め、本格的に情報を集めようとした。ガイドブックを見直したところ、「ビアラオ」の工場見学ができる^(注19)というので、資料ないしは情報が入手できるかと思い工場を訪問したが、大変残念なことに工事中のため見学中止という看板が出ていた(写真18、参照)。なお、帰国後、念のため調べたところ最新のガイドブックには工場見学の記事はなかった。事前に何の準備もなく、研究対象を「ビアラオ」に決めたもので、時間等の制約の中、直接ブランド企業にアプローチするすべがなく、何らかの資料を求めて、町を駆け巡ったところ、いくつかの発見があった。それは至る所にある「ビアラオ」の広告看板である。「ビアラオ」がプリン

トされた小売店、レストラン、飲食店の前の道路際に必ずといっていいほど、それはあった。よく見ると「ビアラオ」単独のもの(写真19、参照)とライセンス生産している‘Carlsberg’との両ブランドが掲げられているもの(写真20、参照)とがあった。そのほかにも街にはT

写真18 工場見学中止の看板



写真19 「ビアラオ」の看板群



写真20 「ビアラオ」と‘Carlsberg’



写真21 「ビアラオ」の
Tシャツ



写真22 ログ入りグラス



写真23 ログ入り氷入れ



写真24 ログ入りナプキン入れ



シャツ（写真21、参照）が売られており、また、ホテルやレストランではロゴ入りグラス^(注20)（写真22、参照）、氷入れ（写真23、参照）、ナプキン入れ（写真24、参照）もみられ、プロモーション活動やディーラー・ヘルプスの一端がみうけられた。したがって、「ビアラオ」のブランド・コミュニケーションには著しいものがあり、それはほかならぬブランド・マーケティング活動そのものである（なお、「ビアラオ」のTVCMについては短い滞在時間であったため不明であるが、ラオス航空の機内誌 *Champa Holidays* の裏表紙に「ビアラオ」の全面広告が載っていた。その一方、同誌の表紙裏には 'Tiger' の広告があり、広告合戦の一端が見受けられた。また、今回（2013年の第3回目のラオス訪問時）、新たに発見したのは、日本語の

フリー・ペーパーの「季刊テイスト・オブ・ラオス」No.32（2013年7～9月号）にも「ビアラオ」の広告が掲載されている）。

ラオスでは「ビアラオ」の文献、資料が入手できなかったため、やむなく日本で「ビアラオ」の本格的な研究を開始することになった。もちろん、同ブランドについての著書も論文もこれまで目にしたことはない。

そこで、インターネットによって、情報収集から始めることとなった^(注21)。1971年、「ビアラオ」のブランド企業のラオ醸造会社 'the Lao Brewery Company (LBC)' はフランス、ラオス両国の企業家によって合弁会社として設立された。当時の社名は、Brasseries et Glacières du Laos (BGL)。

1973年、ビール販売開始。国内市場向けのブランドは「ビエーフ・ラリュ」 'Bièrè Larue'、東南アジア市場への輸出向けのブランドは "33" export'。

1975年、革命により、ラオス人民民主共和国が建国され、BGLは国有化され、LBCとなった。

1986年、新経済機構 'the New Economic Mechanism (NEM)' が始まった。

1990年、輸出用のブランド "33" export' 廃止。1993年、LBCは合弁企業として再出発。資

本の49%はラオス政府が所有し、残りの51%は外資 (Loxley: 25.5%、Italian: 25.5%) となった。

1995年、国内向けのブランド 'Bière Larue' の廃止と新たに「ビアラオ」 'Beerlao' ^(注22) の創造。

2002年、ラオス政府が外資の持ち分を買い取り、LBCを100%支配することになったが、同年、カールスバーグ社 'Carlsberg' ^(注23) とタイにおける同社の合弁相手であるTCCの各々が25%ずつ所有することになり、政府の持ち分は50%となった。

2005年、LBCの持ち分が再度変更となり、ラオス政府が50%、カールスバーグ社が50%となった。同年、ブランド拡張をして、オリジナルの「ビアラオ・ラガー」だけでなく、「ビアラオ・ライト」、「ビアラオ・ダーク」を創造した。また、合弁企業のパートナーであるカールスバーグ社のブランド 'Carlsberg' のライセンス生産と展開を始めた。

2007年、インターナショナル・コンペティションにて「ビアラオ・ダーク」が金賞、「ビアラオ・ラガー」が銀賞とダブル受賞した。また、モンド・セレクションでの銀賞をはじめ数々の国際的コンテストで好成績をおさめている。

2008年、新たなブランド、'Xane Xang' を創造した。

2009年、「ビアラオ」はベトナムで開催された東南アジア大会 'Southeast Asian Game' の公式スポンサーになると共に多くのスポーツ・イベント等を後援している。

このように「ビアラオ」のブランド企業であるラオ醸造会社 'the Lao Brewery Company (LBC)' は、資本構成と経営形態の幾度の変遷を経て、今日に至っているのである。同社はシンガポールの有力なリージョナル・ブランドの 'Tiger' (写真25、参照) の進出にもかかわらず、ラオスのビール市場のほとんどすべての市場シェアを握っているとのことである。しかしながら、'Tiger' 以外にも競合ブランドは見受けられる。したがって、市場シェアは次第に下がりつつあるものと思われる。

ビエンチャンのコンビニ 'M-Point Mart' で

写真25 'Tiger' の屋外看板



写真26 競合ブランド群



図表3 ビエンチャンのコンビニ 'M-Point Mart' におけるビール・ブランドの価格

ブランド名	容量 (ml)	アルコール (%)	価格 (キープ)	コメント
ビアラオ	330	5.0	7,000	
カールスバーグ	330	5.0	8,500	LBCのライセンス生産
Singha	330	5.0	9,500	タイのブランド
A&W	325	0.0	4,000	Root Beer ^(注24)

(調査日時：2012年11月17日：参考：1キープは約0.01円)

調査した競合ブランド群（写真26、参照）の価格は図表3に示されるが、「ミャンマー」も‘Tiger’も販売されていなかった（なお、「A&W」は飲んでみたところ、何か香料が入っている感じがして、ビールとはいいがたいものであった）。

また、今回（2013年第3回目のラオス訪問）、ラオス北部のルアンパバーン^(注25)を訪問し、「ビアラオ」の価格調査を試みたが、同地の小売店（写真27、参照）でもビエンチャンと同じ7,000キープであった。したがって、ラオス全土を調査したわけではないが、おそらく均一価格、すなわち、定価販売が行われているようである。もちろん、同地の夜店の屋台（写真28、参照）では、8,000キープで売られていたがそれは小売価格ではなく、飲食店価格であったため割高となっていた。したがって、「ビア

ラオ」は有力なナショナル・ブランド（NB）かつトップ・ブランドとなっていることが推測される。

現在、「ビアラオ」はイギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、日本、ベトナム、カンボジア、フランス、タイ、デンマーク、香港、マカオ、スイス、中国、シンガポール、オランダなどに輸出されている。したがって、同ブランドはすでにリージョナル・ブランド、グローバル・ブランドへの途を歩み始めているようである。しかしながら、果たしてそうであろうか。

前述したように、「ビアラオ」は第2回目の実証研究における調査からミャンマーのスーパーで販売されていることがわかったが、図表1をもとに販売価格を比較すれば、「ミャンマー」が800チャットに対し「ビアラオ」は400チャットとかなり安く売られており、ミャンマーのヤンゴン市場では価格訴求のモノ商品扱いで、必ずしもブランドとみなされているとはいうことができない。また、タイとの国境の街ノンカイでは売られていたことが第1回目の実証研究における調査でわかっていたが、今回（第3回目のラオス訪問）、再びノンカイを訪れてみると、不思議なことに「ビアラオ」はどの店にも見当たらなかった。さらに、タイ・バンコックではコンビニのセブンイレブン、日系百貨店の伊勢丹ばかりか酒類小売店でも販売されていなかった。したがって、輸出といってもまだ本格的かつ大規模なものとは思われない。換言すれば、「ビアラオ」はグローバル・ブランドどころかリージョナル・ブランドであるともいいがたい。

さらに、輸出先のひとつである日本市場についてみてみよう。私の知る限りにおいては、「ビアラオ」を日本の流通において見たことはない。そこで、インターネットで日本における

写真27 ルアンパバーンの小売店



写真28 ルアンパバーンの夜店の屋台



同ブランドの動向について調べたところ、ネット通販を行っている日本の業者が存在することがわかった。それが「ビアラオ」の日本正規代理店の株式会社アムズインターナショナルである^(注26)。同社を訪問し、ヒアリングを試みた^(注27)。その結果、同社は以前には「ビアラオ」を取り扱っていたが、現在、取り扱いをやめているということが判明した。また、もう1社が輸入販売しているようであるといわれたが、後日、調べたところ不明であった^(注28)。

したがって、日本市場の動向から「ビアラオ」はブランド評価ばかりか、ブランド認知もいまだないといわざるをえないといえよう。換言すれば、「ビアラオ」は現状ではリージョナル・ブランドになっているかもしれないが、日本市場から判断する限り、グローバル・ブランドばかりか、リージョナル・ブランドであるとは必ずしもいうことができない。日本でブランドとなるにはブランド・マーケティング活動の必要があるが、それにはマーケッターを誰にするかといった問題をはじめとしてかなりな課題があるといわざるをえないであろう。

4. おわりに

これまでの考察によって、ほとんど情報がなかったミャンマー、ラオスにもブランドが存在し、ブランド・マーケティングが行われていることが明らかとなった。その代表的な事例として本稿で考察したのが、ミャンマーで見つけた「ミャンマー」であり、また、ラオスで見つけた「ビアラオ」であり、ともに国名を名乗るビールのブランドという共通点があった。通常、ブランド名に国名を名乗るということはあまりなく大変興味をそそられ^(注29)、とりわけビールのブランドに国名を使うということは私の知る限りでは他には例がないものであった。そこで、

本稿では、「ミャンマー」「ビアラオ」の両ブランドの事例研究を多くの制約、制限のある中で試みたのである。

「ミャンマー」「ビアラオ」、両ブランドにはいくつかの共通点があるが、それらをブランド・マーケティングの観点から挙げてみれば次のようになる。

両ブランドとも国名を名乗るブランドである。

両ブランドのブランド企業はジョイント・ベンチャー（合弁企業）であり、いずれも国営企業と外国の有力なブランド醸造企業との組み合わせであり、モノとしてのビールについていえば、両ブランドとも味はおいしく、品質は高い。また、ブランド・マーケティングの展開には合弁のパートナーであるブランド企業の影響が強く推測される。すなわち、資本、生産技術ばかりかブランド・マーケティングも導入したものであると思われる。おそらくブランド・マーケティングはパートナーのイニシアティブで行われているが、その根本であるブランドの創造、すなわち、ブランドのネーミングにおいては、「ミャンマー」「ラオス」、それぞれの国営企業の意向が反映されたものと考えられる。その結果、国名を名乗るという極めてナショナリズムを感じさせるブランドが生まれたものといえるであろう。

両ブランドともグローバルにみれば、パイオニア・ブランドではなく、時間的にかなり後発のイミテーション・ブランド、模倣ブランド、追随ブランドである。それにもかかわらず、両ブランドは、ブランドの発展モデル^(注30)に即していえば、装置産業に位置づけられるビールの商品特性のためか、当初より、外国のビール・ブランド企業と合弁し、ナショナル市場を前提とした大量生産を行い、ローカル・ブランドの

段階をパスし、長い時間を経ることなくすでにナショナル・ブランドからリージョナル・ブランド、さらにはグローバル・ブランドを目指し展開中ということである。しかしながら、情報の開示と発信が十分ではない。その結果、国外市場においてはまだブランドとして確立したものであるとはいふことができないといわざるをえない。

当然、今後グローバルな競争に直面することが想定されるが、その一端については後述するが、両ブランドともリージョナル・ブランドさらにはグローバル・ブランドになるには大きな課題がある。それはブランド・ネームそのものによるものと思われる。国名をブランドにすることは、ナショナル・ブランドまでの展開には大なる価値をもたらすものであるが、国内市場を越え、外国市場において展開する際には国名を名乗るブランドというのは必ずしもプラスの価値だけを意味するものではない。それは国家としてのミャンマーとラオスのそれぞれのカントリー・ブランド、すなわち、国家イメージが問題となり、ブランド展開のネックになる恐れが十分にある。そもそも消費者はミャンマー、ラオスと聞いてビールを連想するであろうか。したがって、かなりな困難が待ち受けているといわざるをえないであろう。

最近の報道によれば、「ラオスは1997年にWTO加盟を申請。国内の制度改正などの準備を経て、2012年10月26日、世界貿易機構(WTO)は一般理事会の特別会合を開き、ラオスの加盟を承認した^(注31)」。したがって、ラオスは自国の市場を本格的に開いたのである。同様にミャンマーもこのところ急速に民主化だけではなく、経済の開放を行い始めている。そうになると、グローバルな競争が始まり、「ミャンマー」も「ピアラオ」もこれまでとは違うグロ

ーバルな競争にさらされることになる。たとえば、日本のビール、「サッポロ」が「ラオスでも近くビールを販売する計画。ミャンマーは卸や免税店の運営会社を通じ、輸入ビールの販売が許可されているヤンゴンなどの免税店で売り出す^(注32)」という報道がなされている。いよいよ両ブランドはリージョナル・ブランドおよびグローバル・ブランドとの本格的な競争に入ることになる。そうなる则これまでの高い国内市場シェアの維持が困難になることが当然予想される。

確かに「ミャンマー」も「ピアラオ」も飲んだところ美味しいビールである。しかしながら、グローバルにみれば、両者ともにオリジナルなパイオニア・ブランドではなく、追随ブランドといわざるをえない。たとえば、M.Jacksonの『世界の一流ビール500』^(注33)には両ブランドとも影も形もない。換言すれば、世界には一流といわれているビールのブランドが数多く存在し、競争の中でそれぞれ消費者のブランドとしての評価と支持を得て、展開されているのである。「ミャンマー」「ピアラオ」ともに、このような多数のブランドが存在し、激しいブランド間競争にさらされる次のレベルへと移行するチャレンジの最中といえるのかもしれない。

次に今後のグローバル・ブランドとの競争に対する戦略として、まず、「ミャンマー」についていえば、国内市場を見直すことである。そもそも人口が多いミャンマーはビール市場もかなり大きなものであると推定される。詳しいデータがないので断言はできないが、今後、ビール消費量はますます拡大することになると予想される。その理由として、政治の民主化の進展にともない外国資本による投資の拡大などをはじめとする多くの要因から経済成長が今後一段と高まると思われる。その成果として一人当たりのGDP、すなわち、消費者の所得が2010年

においては702ドルとまだかなり低い、今後急激に上昇し、その一部はビールの消費増大に向かうものと思われる。また、現在では同国の女性は伝統的な宗教や道徳の教えからほとんど飲酒をしないといわれるが、かつての日本もそうであった。ミャンマーも経済成長によって、社会構造ばかりか人々のライフスタイルが大きく変わる可能性があり、そのひとつに女性の飲酒がビールの消費拡大につながる大きな可能性があるということになる。その際に重要な役割を果たすのが、ブランド・コミュニケーションである。したがって、「ミャンマー」はリージョナル・ブランド、グローバル・ブランドを標榜し続けるのは長期的な目標としては結構なことだと思われるが、それよりも国内市場に大きなチャレンジが待っていることになるであろう。すでにその兆候は表れている。前述したように、ヤンゴンのスーパー・マーケットの「ルビー・マーケット」には多くのライバル・ブランドが見受けられる。それらとの競争に打ち勝つためには、いよいよ本格的なブランド・マーケティング展開の努力が求められるといえよう。そのひとつが、ブランド・コミュニケーションとしてのテレビCMの本格的な活用かもしれない。

また、「ビアラオ」についていえば、ラオスの国内市場は人口が少ないために大きくはない。そこで、「ビアラオ」は必然的にナショナル・ブランドから脱却し、リージョナル・ブランドを志向しなければならない。重量があり、その割には価格が安いというビールの商品特性から、当面は物流コストがそれほどかからない陸続きの外国市場に進出し、まず、ミャンマー、タイ、ベトナム、カンボジアなどの隣接する市場でリージョナル・ブランドとしての地位を確立することが最大のチャレンジとなるであろう。日本市場についていえば、代理店が取り扱いをやめたことから明らかなように「ビアラオ」はまだ

ブランドとしては認知されてはいないといわざるをえない。在日ラオス人はその数が少なく「ビアラオ」の核にはなりえない。したがって、強力なブランド力を持つビールのブランドが激しい競争をしている日本市場への本格的な進出にはかなりな困難があり、時間もかかるものと思われる。

「ミャンマー」「ビアラオ」のいずれのブランドについてもいえることは、今後順調に発展し、リージョナル・ブランド、グローバル・ブランドを目指して展開する際に、ブランドの一翼を担う合弁企業のパートナーのブランド‘Tiger’‘Carlsberg’との調整が大きな課題になるものと思われる。それとともに、ビールという商品はミャンマー、ラオスの両国にとって、オリジナルなものではない。世界には、「ギネス」^(注34)、「バドワイザー」、「ハイネッケン」をはじめとするグローバル・ブランドやリージョナル・ブランドが目白押しの状態にあり、外国ブランドの模倣ブランドから始まった「ミャンマー」や「ビアラオ」には世界の消費者に訴える情報の創造と発信が必要と思われるが、それはかなりな困難なものであるといわざるをえない。

第2回目の実証研究によれば、「ミャンマー」と「ビアラオ」両者のブランド比較が可能となる。まず、図表1のミャンマーのヤンゴンのスーパーでの価格比較から、「ミャンマー」が800チャット、一方、「ビアラオ」は400チャットで販売されており、明らかに「ミャンマー」の方がブランド力があることと「ビアラオ」は価格訴求で販売されていることがわかる。このことはラオスのビエンチャンでのコンビニでも同様である。図表2には「ミャンマー」の価格については表示されていないが、タイのブランド「Singha (シンハー)」が図表1にも図表2にもあり、同ブランドを基準に考察を加えれば、ヤンゴンでは「ミャンマー」800チャット、「シ

ンハー」500チャット、「ビアラオ」400チャットであり、ビエンチャンでも「シンハー」9,500キープ、「ビアラオ」7,000キープであり、結局、価格でいえば、「ミャンマー」>「シンハー」>「ビアラオ」となり、「ミャンマー」と「ビアラオ」両者のブランド力が推定されることができよう。

最後に、第3回目のミャンマー訪問の実証研究から、「ミャンマー」の小売価格が750チャットから850チャットまであり、小売り店舗ごとの価格競争が存在していることが明らかとなった。したがって、MBLの価格支配力は完全なものとは思われない。また、特殊な小売居酒屋では1,200チャットであり、飲酒店では価格が高くなるものと思われる。しかし、第2回目の訪問時に行ったミャンマー料理の評判の高いチェーン・レストランでビールを注文した際に、缶入りの「ミャンマー」が缶ごと出てきて、多少驚いたが、通常、レストランではビールを含むアルコール類は価格が小売よりも高くつけられていると思われるが、逆にそのレストランの料金は700チャットで他のどの小売店の価格より安いのでさらに驚いた。詳しい理由は不明であるが、多分、レストラン・チェーンの大量購買が低価格仕入れ、低価格提供をもたらしたのかもしれない。「ミャンマー」の価格についてはさらなる研究が求められるところである。他方、今回（第3回目のラオス訪問）実証研究から、「ビアラオ」の価格についての新たな発見があった。それはビエンチャンばかりか観光都市のルアンパバーンでも同じく7,000キープで売られており、「ビアラオ」は国内市場では圧倒的なブランド力を発揮しているということである。「ビアラオ」の価格についてもさらなる研究が求められるものである。

本稿における「ミャンマー」「ビアラオ」の

事例研究によって、ミャンマー、ラオスともにブランド・マーケティングの辺境の地ではなく、すでに多くのブランドが存在し、消費者が自由にブランドの選択ができるブランド社会に突入していることが明らかとなった。ほとんど情報のない中、限られたごくわずかの資料と実態調査にもとづいて試みた一連の研究は、決して十分なものといえるものではないが、ミャンマー連邦共和国とラオス人民民主共和国の両国において、ブランド・マーケティングの生成と発展が明らかとなった。

本稿は、今後のブランド・マーケティング研究の進展のための踏み石のひとつになればとの思いから纏めたものである。ビールという多くの消費者が日常的に消費するブランドゆえ、「ミャンマー」「ビアラオ」はいずれブランド・マーケティングの研究者たちが関心を持ち、研究の進展がみられることが期待される。なお、本稿では価格についての考察を試みたが、それは限定された都市の特定の店舗におけるものであり、その結果、市場全体を必ずしも正確に表しているものではないかもしれない。そのほかにも多くの足りない点や誤解があると思われる（注³⁵）。

付記 本稿は平成25年度専修大学研究助成・個別研究「ブランド・マーケティングの国際比較（Ⅱ）—ミャンマーとラオス」の成果の一部である。

〈註〉

注1 梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅱ』pp.67-179、創成社、2011年。

注2 同上、p.179。

注3 梶原勝美「ミャンマーのブランド『ミャンマー』とラオスのブランド『ビアラオ』」専修ビジネス・レビュー Vol.8 No.1、専修大学商学

- 研究所、2013年。
- 注 4 根本敬、田辺寿夫『アウンサンスーチー』p.120、角川書店、2012年。
- 注 5 <http://www.mofa.go.jp/mofal/area/myanmar/data.html> (2012/11/06 閲覧)。
- 注 6 桐山昇、栗原浩英、根本敬『東南アジアの歴史』pp.259-260、有斐閣、2003年；藤田幸一「ミャンマーにおける市場経済化と経済発展構造」pp.3-11、藤田幸一編『ミャンマー移行経済の変容』アジア経済研究所、2005年。
- 注 7 根本敬、田辺寿夫、前掲書、pp.24-55。
- 注 8 012年12月24日および25日、ヤンゴンでビア・レストラン「GUZU」のオーナーから、市場では入手できない「ミャンマー」のロゴ入りビア・グラスを頂いた。また、現在では入手不可能なロゴ入りTシャツと大変貴重な「ミャンマー」のプロモーションCDも頂いた（当該プロモーションCDはテレビでCMとして放映されたようであるが、中身は「ミャンマー」の純粋な広告というよりは、MBLが支援しているスポーツの告知を兼ねたブランド・コミュニケーションを意図したディーラー・ヘルプスのひとつと考えられる）。いくつかのアドバイスも頂いた。ここに感謝の意を表するものである。
- 注 9 <http://nakanaokiyoshi.fc2web.com/ygn/60beer/beer.html> (2012/9/18 閲覧)。
- 注 10 <http://myanmarbeer.com/index.php/we-are-myanmar/profile-of-mbl> (2012/9/18 閲覧)。
- 注 11 2012年10月25日、「ミャンマー」の日本総代理店をしている（株）藤江商会副社長の藤江ミイ工學博士に大変お世話になった。ここに感謝の意を表するものである。
- 注 12 第2回目の滞在では短い期間であったが、テレビを見ることができた。MRTV-4ではいくつかのCMが放映されていた。たとえば、「ギャツビー」「ニベア」などがあったが、結局、「ミャンマー」のCMは見ることができなかった。多分、「ミャンマー」のTVCMの出稿量がまだそれほど多くはないと考えられる。
- 注 13 外務省のHPでは前述したように8,577人（2010年12月、外国人登録者数）とあるが、実際はそれ以上のミャンマー人が日本に滞在しているとみられる。
- 注 14 外務省のHP—<http://www.mofa.go.jp/mofal/area/laos/data.html> (2012/11/06 閲覧)。
- 注 15 天川直子「現代ラオスの課題」天川直子・

- 山田紀彦編著『ラオス 一党独裁化の市場経済化』pp.3-4、アジア経済研究所、2005年。
- 注 16 ラオスにJICA専門家として長期間滞在経験のある専修大学経済学部飯沼健子教授によれば、現地のラオス人は「M-point-Mart」をコンビニという認識ではなく、近代的な食品店（スーパー）という認識をしているとのことである。
- 注 17 『地球の歩き方』編集室『地球の歩き方 D23 ラオス 2008-2009年版』p.55、ダイヤモンド・ビッグ社、2008年。
- 注 18 第1回目の実証研究の時点、2012年9月。今回、2013年8月の第4回目の実証研究の時点では、為替の変動があり、約90円である。
- 注 19 『地球の歩き方』編集室、前掲書。
- 注 20 ロゴはLBC社の統一ロゴとして使われ、ビール以外の同社が展開している、たとえば、ミネラル・ウォーターの「Tigerhead」にも付されている（写真29、参照）が、シンガポールのビールのブランド「Tiger」との関係の考えると、奇妙な一面がある。

写真 29 「Tigerhead」のロゴ



- 注 21 http://en.wikipedia.org/wiki/Lao_Brewery_Company (2012/9/18 閲覧)。<http://en.wikipedia.org/wiki/Beerlao> (2012/9/18 閲覧)。<http://www.beerlao.jp/about/index.html> (2012/9/18 閲覧)。
- 注 22 ラオスの正式国名は英語では「Lao People's Democratic Republic」であり、したがって、ブランド名 Beerlao はラオスのビールという意味を表わすことになる。
- 注 23 デンマークの世界的なビール醸造企業で、同社のブランド「Carlsberg」はグローバル・ブランドとなっている。
- 注 24 ハーブエキスを調合したアメリカの伝統的な炭酸飲料。アルコール分は含まれていない。濃い褐色で、注ぐとビールのように泡立つ—<http://www.jkn21.com/body/display/> (2012/12/07

- 閲覧)。
- 注25 ルアンパバーンはラオス北部にある都市。旧王宮や寺院など数多くの歴史的建物が残されている古都で、1995年、ユネスコの世界遺産に登録された観光都市。
- 注26 <http://www.beerlao.jp/company/index.html> (2012/9/18 閲覧)。
- 注27 2012年10月24日、かつて「ビアラオ」の日本の正規代理店であった(株)アムズインターナショナル斎藤真紀代表取締役社長にお会いし、貴重なお話を伺った。ここに感謝の意を表するものである。
- 注28 本稿の執筆のため再度インターネットを調べたところ、ネット通販の業者、寮都産業株式会社がみつかった。
- 注29 日本では商標法によって、国名を称する商標は禁じられているが、企業名、すなわち、商号には日本が使われており、それが企業ブランド化し、ブランドのように扱われているものがある。たとえば、ハム、ソーセージの「日本ハム」、航空会社の「日本航空」'Japan Air Line' などいくつかの日本を名乗る企業ブランドの事例が見受けられる。
- 注30 梶原勝美、前掲書、pp.61-66。
- 注31 日本経済新聞2012年10月27日。
- 注32 日本経済新聞2012年11月2日。
- 注33 M.Jackson, Great Beer Guide, Dorling Kindersley, 2000: 渡辺純編集協力、ブルース・原田訳『世界の一流ビール500』ネコ・パブリッシング、2003年。
- 注34 梶原勝美、前掲書、pp.107-120。
- 注35 本稿について、専修大学経済学部飯沼健子教授より貴重なアドバイスをいただいた。記して感謝の意を表します。
- 付記：本稿で使用した写真はすべて私が撮影したものである。

科学方法論からみたコウホート分析の新解釈 — 危機からの脱出のパラダイム —

川口 雅正・森 宏

序

『経済白書—昭和31年度』は「もはや戦後ではない」を謳ったが、日本経済は1950年以降40年にわたって右肩上がりの成長を遂げた。食料消費は質量ともに大きく変貌したが、伝統的な経済モデル、主として価格と所得のそれで説明しうるものであった。1990年代初頭に「バブル」が崩壊して以来、我が国経済は「失われた20年余」と呼ばれる長期停滞に入り、いまだに抜け出していない。以前と比べ国民所得と諸物価は大きく変わらないが、食料消費は急速に変貌しつつある。これは従来の「洋風化」とか「健康志向」ではない。人口が急速に「少子・高齢化」し、合わせて戦前—戦直後に育った古い人々と「高度成長期」、近年の「情報化時代」に育った新しい人々との世代交代によるところが少なくない。

われわれは、1994年に園芸振興松島財団から創立20周年記念事業として、その後農畜産振興事業団(旧)から二度、さらに専修大学社会科学研究所から1996-98年度にそれぞれ研究助成を受け、食料消費の変貌に、年齢・世代の側面から接近してきた。成果はその都度報告書や学会報告などで発表されたが、2001年に本研究所叢書2『食料消費のコウホート分析—年齢・世代・時代：Cohort Analysis of Japanese Food Consumption—New and Old Generations』森宏編(和英半々)として上梓された。その後、『専修経済学論集』や内外の学会誌と合わせ、本『年報』には第38号(2004)から第47号(2013)まで、連続してコウホート関連の論稿を掲載していただいた。それらの多くは、コウホート分析を異なった品目に適用して、高齢化と世代交代の効果を析出する作業、シミュレーションによってわれわれが主として依存するベイズ型モデルの適合性を検定する作業、最近では従来のA/P/C 3効果モデルに、価格や所得などの経済変数を加えて、デモグラフィック要因から自由な経済弾力性を決定する試みであった。

本稿は、ベイズ型に固執することなく、コウホート分析の統計理論的な骨組みを科学方法論の基本にさかのぼって徹底的に検証し、新しいパラダイムと、従来のそれに捉われない、統計処理的にも実行し易い接近法を提案しようとするものである。その方法の理解をたすけるための事例として、これまでも多く手掛けてきた生鮮果物：タイプの異なる品目としてりんごとバナナに適用したが、結果は、特に後者のケースでは期待したものではなかったように見える。実際の消費動向に詳しい現場の専門家の助言などを受け、価格や所得以外に当該食品の家計消費を動かす要因があればそれらを変数化することによって、より納得しうる結果が得られるのではないかと期待している。今後の具体的な課題である。

科学方法論からみたコウホート分析

(川口 稿)

はじめに

トーマス・クーンはその著書『科学革命の構造』中山訳(1971)の中で、「科学革命」、「パラダイム」、「通常科学」、「危機」という新たなコンセプト(用語)を科学史の分野に導入したことで有名である。「通常科学」とは、特定の科学者集団が一定期間、一定の過去の科学的業績を受け入れ、それを基礎として進行させる研究を意味している(ibid., p.12)。パラダイムという用語は、通常科学という用語と密接に関連するものである。実際の科学の仕事の模範となっている例(法則、理論、応用、装置を含めた)があって、それが一連の科学研究の伝統をつくるモデルとなるようなものを、クーンはパラダイムという用語で示そうと考えたのである(ibid., p.13)。通常科学の研究の中で、専門家の期待どおりの結果にならず、繰返し変則性が生じ「危機」に直面すると、ついにその専門家たちを新しい種類の前提、新しい科学の基礎に導くという異常な追求が始まるのである。専門家たちに共通した前提をひっくり返してしまうような異常な出来事を、クーンは「科学革命」と呼んでいる。上掲書の訳者中山はあとがき(ibid., p.271)の中で次のように述べている。「クーンが本書で導入した新しい用語を簡単に結びつけてみると、「科学革命」が起こって科学者たちは新しい「パラダイム」の下に「通常科学」の伝統を拓き、その伝統の中で「危機」が起ると、次の科学革命を準備する、ということになる。」。

なお、科学史や科学方法論でいう科学とは何であろうか。この点について、後の議論で必要となる範囲内で、筆者の考え(川口、1981)を簡潔に述べておきたい。自然および社会を支配する客観的法則を人間の意識に反映させる、人間の認識活動が「科学」であり、それによって得られる知識の体系は科学の結果にほかならない(牧、1967; 武谷、1968 a,b)。科学は社会的活動として行われるので、クーンが述べるように認識の深化の過程は実際には大変複雑である。しかし、理論的仮説と科学的経験との間の矛盾を原動力として繰返される理論的仮説の修正を通して、理論的仮説は普遍的な法則に一層近いものとなっていく、と考えられる。従って科学的認識の深化にとって、科学的経験に基づく理論的仮説の検証は不可欠であろう。

以上のようなクーンの分析の枠組みを利用すると、本研究の課題は簡潔に次のように述べられる。つまり、A/P/Cコウホート分析の現在のパラダイムはどのようにして形成され、そのパラダイムの下でどのように研究が進展してきたのであろうか。また現在のパラダイムの下で、A/P/Cコウホート分析はどのような危機に瀕しているのであろうか。特に科学方法論からみてどのような危機に瀕しているのであろうか。そのような危機(迷路)から脱出するためには、どのような新たなパラダイムが必要であろうか。本研究の課題はこれらの点について分析し、危機からの脱出のパラダイムについて考察することである。

< A / P / C コウホート分析のパラダイムの形成と研究の進展 >

以下のコウホート分析の基礎データは所謂コウホート表である。コウホート表は纏め方によって

次の三つのケースに分けられる。表1（川口、2007、p.39）のように年次間隔と年齢区分の間隔が等しいコウホート表は「標準コウホート表」と呼ばれている。

表1 「標準コウホート表」—ある食品の年齢階級別消費の推移、1970、1980、1990および2000年（1人当たり—架空例）

	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳
1970年	10	15	18	18
1980年	10	17	20	19
1990年	8	14	21	18
2000年	6	11	18	17

年次間隔と年齢区分の間隔が異なるコウホート表は「一般コウホート表」と呼ばれている。年次間隔ではなく年次区分を利用して纏めたコウホート表を、本稿では「年次区分コウホート表」と呼ぶ。年次区分コウホート表では、特定の個人群が年次によって二つのCohortに属するという重複が生じる点で厳密にはケース1の標準コウホート表とは異なるが、通常形式的には、標準コウホート表と同様に扱われているので、本稿でも同様に扱う。

A/P/Cコウホート分析とは、回帰分析等の統計的な計量モデルを利用して、以上のようなコウホート表の形に纏められた観察結果の変動を、年齢効果（age：A効果と略記）、時代効果（period：P効果と略記）、コウホート効果（cohort：C効果と略記）、という3要因で説明しようとする分析のことである。

このようなA/P/Cコウホート分析のパラダイムがどのようにして形成され、そのパラダイムの下でどのように研究が進展してきたのか、以下簡潔に考察する。考察に当たっては標準コウホート表を利用する。その理由は、①上述のどのタイプのコウホート表を利用しても直面する理論的・本質的な問題点は同じである、②これまでの多くの理論的な議論が標準コウホート表を利用して行われている、ということである。また議論を理解し易くするために、（必要な場合には補足説明をするが）原則として、上述の表1を事例として議論を展開する。

現在のA/P/Cコウホート分析のパラダイムはメイソンら（Mason et al. 1973）によって形成されたと言われている。メイソンらは『識別問題』の存在とその回避の仕方についても詳しく論じており、それがA/P/Cコウホート分析の始まりと考えられる。メイソンらの論点で本稿の以下の議論と密接に関連する部分を要約すると次のとおりである。第一に、A、P、Cの3要因を同時に考慮することが望ましい。第二に、A、P、Cの各要因の効果は、その要因の区分（分割）された水準毎の効果を示すパラメータの線形関数（合計）としてダミー変数を利用して自由（functional free）な形で表わすことが望ましい。第三に、その一般的なモデルの各パラメータの値を統計的に推計するには、『識別問題』を回避するための付加的な制限が必要であるが、限られた知識の下でその制限は必要最小限にすべきである。具体的には「ある一要因の二水準の効果を示すパラメータの推計値は等しい」という制限でよい（メイソンらはここでパラメータの推計値と真の値とを区別していないが、後述のようにこの区別は理論上決定的に重要である）。第四に、仮説的なデータと普通の最小二乗法によるシミュレーション分析の結果によれば、どの要因のどの二水準へ上述の制限を課すかによって、決定係数は変わらないが、一般に各パラメータの推計値は大幅に異なる。ま

たどの制限を課しても一般に推計値は大なり小なり真の値と異なる (Yang and Land, 2013, Chap.4 も参照)。

メイソンらの以上の論点とその後の研究の展開を、上述の表1の事例を利用して、現代ふうの説明すると次のとおりである。表1の年齢区分毎の効果・時代区分毎の効果・コウホート区分毎の効果を示すパラメータを表2の記号 β_i^A ($i=1, 2, 3, 4$)、 β_t^P ($t=1, 2, 3, 4$)、 β_k^C ($k=1, 2, 3, 4, 5, 6, 7$) で表わす。また総平均効果を示すパラメータを μ で表わす。

表2 表1の年齢効果、時代効果、コウホート効果の表記法

	20-29歳 β_1^A	30-39歳 β_2^A	40-49歳 β_3^A	50-59歳 β_4^A
1970年 β_1^P	$Y_1 = 10 \quad \beta_4^C$	$Y_2 = 15 \quad \beta_3^C$	$Y_3 = 18 \quad \beta_2^C$	$Y_4 = 18 \quad \beta_1^C$
1980年 β_2^P	$Y_5 = 10 \quad \beta_5^C$	$Y_6 = 17 \quad \beta_4^C$	$Y_7 = 20 \quad \beta_3^C$	$Y_8 = 19 \quad \beta_2^C$
1990年 β_3^P	$Y_9 = 8 \quad \beta_6^C$	$Y_{10} = 14 \quad \beta_5^C$	$Y_{11} = 21 \quad \beta_4^C$	$Y_{12} = 18 \quad \beta_3^C$
2000年 β_4^P	$Y_{13} = 6 \quad \beta_7^C$	$Y_{14} = 11 \quad \beta_6^C$	$Y_{15} = 18 \quad \beta_5^C$	$Y_{16} = 17 \quad \beta_4^C$

するとこの場合のA/P/Cコウホート分析モデルは次のように表わされる。但し『ゼロ和制約』($\beta_1^A + \beta_2^A + \beta_3^A + \beta_4^A = 0$; $\beta_1^P + \beta_2^P + \beta_3^P + \beta_4^P = 0$; $\beta_1^C + \beta_2^C + \beta_3^C + \beta_4^C + \beta_5^C + \beta_6^C + \beta_7^C = 0$)を利用して β_4^A は $-(\beta_1^A + \beta_2^A + \beta_3^A)$ 、 β_4^P は $-(\beta_1^P + \beta_2^P + \beta_3^P)$ 、 β_7^C は $-(\beta_1^C + \beta_2^C + \beta_3^C + \beta_4^C + \beta_5^C + \beta_6^C)$ と表わされ β_4^A 、 β_4^P 、 β_7^C は消去される。

$$\begin{aligned}
 Y_1 &= \mu + \beta_1^A && + \beta_1^P && && && \beta_4^C && + \varepsilon_1 \\
 Y_2 &= \mu + && \beta_2^A && + \beta_1^P && && \beta_3^C && + \varepsilon_2 \\
 Y_3 &= \mu + && && \beta_3^A + \beta_1^P && && \beta_2^C && + \varepsilon_3 \\
 Y_4 &= \mu - \beta_1^A - \beta_2^A - \beta_3^A + \beta_1^P && && && && \beta_1^C && + \varepsilon_4 \\
 Y_5 &= \mu + \beta_1^A && && + \beta_2^P && && && \beta_5^C && + \varepsilon_5 \\
 Y_6 &= \mu + && \beta_2^A && + \beta_2^P && && && \beta_4^C && + \varepsilon_6 \\
 Y_7 &= \mu + && \beta_3^A && + \beta_2^P && && && \beta_3^C && + \varepsilon_7 \\
 Y_8 &= \mu - \beta_1^A - \beta_2^A - \beta_3^A && + \beta_2^P && && && \beta_2^C && + \varepsilon_8 \\
 Y_9 &= \mu + \beta_1^A && && + \beta_3^P && && && \beta_6^C && + \varepsilon_9 \\
 Y_{10} &= \mu + && \beta_2^A && + \beta_3^P && && && \beta_5^C && + \varepsilon_{10} \\
 Y_{11} &= \mu + && && \beta_3^A && + \beta_3^P && && \beta_4^C && + \varepsilon_{11} \\
 Y_{12} &= \mu - \beta_1^A - \beta_2^A - \beta_3^A && + \beta_3^P && && && \beta_3^C && + \varepsilon_{12} \\
 Y_{13} &= \mu + \beta_1^A && && - \beta_1^P - \beta_2^P - \beta_3^P - \beta_1^C - \beta_2^C - \beta_3^C - \beta_4^C - \beta_5^C - \beta_6^C && + \varepsilon_{13} \\
 Y_{14} &= \mu + && \beta_2^A && && - \beta_1^P - \beta_2^P - \beta_3^P && && \beta_6^C && + \varepsilon_{14} \\
 Y_{15} &= \mu + && && \beta_3^A - \beta_1^P - \beta_2^P - \beta_3^P && && && \beta_5^C && + \varepsilon_{15} \\
 Y_{16} &= \mu - \beta_1^A - \beta_2^A - \beta_3^A - \beta_1^P - \beta_2^P - \beta_3^P && && && && && \beta_4^C && + \varepsilon_{16}
 \end{aligned}$$

ここで ε_i ($i = 1, 2, \dots, 16$) は通常正規分布NID(0, σ^2) をする誤差項である。

..... (1)

なお、観察事項が計量的な事項である場合には、観察結果を直接従属変数とし誤差項が正規分布

をする (1) 式のようなコウホート分析モデルがよく利用されるが、観察事項が計数的な事項である場合には、例えばロジットコウホートモデル (Sasaki and Suzuki, 1987, p.1062) のように、観察結果のある関数値を従属変数とし誤差項が必ずしも正規分布をすることは限らないようなモデルが利用されることもある。特に断らない限り(1)式のモデルを前提として以下の議論を行うが、議論の本質はモデルが異なっても同じである。

このモデルの各パラメータの値を普通の最小二乗法で推計しようとしても、『識別問題』のために唯一の推計値を得ることは不可能である。川口 (2007) が示すように、最小二乗法で得られるのは、 t を任意の実数値として、次式で示されるような無数の推計値 (ベクトル) である。なお (μ) はパラメータ μ の値の推計値を示し、他も同様である。

$$\begin{aligned}
 (\mu) &= 14.75 + (0) t \\
 (\beta_1^A) &= -5.588 + (-3/2) t \\
 (\beta_2^A) &= -0.5293 + (-1/2) t \\
 (\beta_3^A) &= 3.904 + (1/2) t \\
 (\beta_1^P) &= -0.537 + (3/2) t \\
 (\beta_2^P) &= 1.154 + (1/2) t \\
 (\beta_3^P) &= 0.4707 + (-1/2) t \\
 (\beta_1^C) &= 1.574 + (-3) t \\
 (\beta_2^C) &= 0.3827 + (-2) t \\
 (\beta_3^C) &= 0.6913 + (-1) t \\
 (\beta_4^C) &= 1.50 + (0) t \\
 (\beta_5^C) &= -0.1913 + (1) t \\
 (\beta_6^C) &= -1.883 + (2) t \dots\dots\dots (2)
 \end{aligned}$$

ここで上式の t の前の () の中の 13 個の数 (数列) で構成される列ベクトルを B_0 で表わす。また右辺第 1 項の 13 個の数 (数列) で構成される列ベクトルを IE で表す。IE 自身も一つの推計値ベクトルであり、Intrinsic Estimator と呼ばれている。上式で同じ行に現れる、 B_0 の要素、IE の要素、左辺のパラメータは「対応する」ということにする。ベクトル B_0 とベクトル IE は直交する。つまり両ベクトルの対応する要素の積和はゼロである。

ベクトル B_0 は標準コウホート表のサイズ (行数と列数) だけで決まる重要なものであり、 B_0 の各要素の値を (1) 式の対応するパラメータに代入すると、(1) 式の右辺の値は誤差項を除いてすべてゼロとなることが分る。つまり、(1) 式のパラメータの係数列ベクトルが一次独立でないことが分る (μ 以外のどれか一つのパラメータの係数列ベクトルを削除すれば一次独立となることが知られている)。『識別問題』とはこのことを指しているのである。

<パラメータの推計値への制限を課すことによる推計のバイアス>

メイソンらが指摘するように、各パラメータの唯一の推計値を得るためには何らかの情報が必要である。メイソンらは例えば $(\beta_1^A) = (\beta_2^A)$ という制限を課した。ところでこのような制限を課

して得た各パラメータの推計値とパラメータの真の値とはどのような関係にあるのであろうか。この点について考える場合に重要な点は次のことである。まず最初に、総平均効果、年齢区分毎の効果、時代区分毎の効果、コホート区分毎の効果を示す次のような「新たなパラメータ」を導入する。この新たなパラメータは、 θ を任意の実数値として、真のパラメータに列ベクトル B_0 の対応する要素の θ 倍を加えたものであり、 $\theta = 0$ の場合には真のパラメータと同じである。

$$\begin{aligned}
 \mu(\theta) &= \mu + (0)\theta \\
 \beta_1^A(\theta) &= \beta_1^A + (-3/2)\theta \\
 \beta_2^A(\theta) &= \beta_2^A + (-1/2)\theta \\
 \beta_3^A(\theta) &= \beta_3^A + (1/2)\theta \\
 \beta_1^P(\theta) &= \beta_1^P + (3/2)\theta \\
 \beta_2^P(\theta) &= \beta_2^P + (1/2)\theta \\
 \beta_3^P(\theta) &= \beta_3^P + (-1/2)\theta \\
 \beta_1^C(\theta) &= \beta_1^C + (-3)\theta \\
 \beta_2^C(\theta) &= \beta_2^C + (-2)\theta \\
 \beta_3^C(\theta) &= \beta_3^C + (-1)\theta \\
 \beta_4^C(\theta) &= \beta_4^C + (0)\theta \\
 \beta_5^C(\theta) &= \beta_5^C + (1)\theta \\
 \beta_6^C(\theta) &= \beta_6^C + (2)\theta \dots\dots\dots (3)
 \end{aligned}$$

(1)式の構造の下で、この新たなパラメータから生み出されるデータ（真のパラメータの代わりに対応する新たなパラメータを代入して (1)式から得られるデータ）は、いかなる実数値 θ に対しても、真のパラメータから生み出されるデータと全く同じである。このことは上述の『識別問題』の説明から明らかであろう。従って、何らかの付加的な情報が無い限り、どのような θ の値に対応する新たなパラメータからデータが生み出されたのか知ることは不可能である。

そこでメイソンらは、過去の経験に基づいて、例えば年齢の「第一区分の効果」と「第2区分の効果」は等しいという考えに基づいて、年齢の「第一区分の効果」の推計値と「第2区分の効果」の推計値は等しい、という制限を付けるのである。ここで重要な点は、 $\beta_1^A = \beta_2^A$ という関係が本当に成立しているかどうか分らない（神のみぞ知る）のであるが、適当な θ の値に対応する新たなパラメータは、年齢の「第一区分の効果」と「第2区分の効果」は等しいという条件を本当に満たしているということである。 $\theta = (\beta_1^A - \beta_2^A)$ の時第一区分の効果 $\beta_1^A(\theta) = \beta_1^A + (-3/2)\theta$ と第2区分の効果 $\beta_2^A(\theta) = \beta_2^A + (-1/2)\theta$ は共に $(-0.5\beta_1^A + 1.5\beta_2^A)$ で等しい。従って Searle (1971, p. 215) が述べるように、メイソンらが上述のような制限を付けて実際に求めているのは、真のパラメータの推計値ではなく、 $\theta = (\beta_1^A - \beta_2^A)$ の時の新たなパラメータの推計値（しかも線形最良不偏推定 best linear unbiased estimation による推計値）なのである。もちろん $\beta_1^A = \beta_2^A$ という関係が成立している場合には、 $\theta = 0$ となるので、その新たなパラメータは真のパラメータに等しい。かくて、メイソンらの推計値のベクトルには、ベクトル B_0 の $(\beta_1^A - \beta_2^A)$ 倍のバイアスが含まれているのである。以上の考察結果を一般的な命題として纏めると次の命題1のようになる。

(命題1) パラメータの唯一の推計値を得るために、パラメータの推計値へある一つの線形の制限を課すことは、同じ線形の制限を本当に満たす新たなパラメータ (適当な θ の値を選べば必ず一組存在する) の線形最良不偏推定を行うことを意味する。(その線形の制限を利用して一つのパラメータを削除した回帰分析モデルを導き、普通の最小二乗法でパラメータの推計をすると、推計されたパラメータの値はその線形最良不偏推定値になっている。またその線形の制限式に推計されたパラメータの値を代入して、削除された一つのパラメータの値を求めると、その値は削除されたパラメータの線形最良不偏推定値になっている (竹内、1964、pp.109-110)。このようにして得られたパラメータの推計値は、最初の回帰分析モデルの正規方程式を同じ線形の制限の下で解いて得られる推計値と同じである。この命題に関して Searle (1971、p.215) も参照して頂きたい。)

例えば表1の事例で、「パラメータの推計値のベクトルがベクトル B_0 と直交する」という制限を課す場合を考えてみよう。この場合、(2)式から明らかなように、得られるパラメータの唯一の推計値のベクトルはIEである。そして同じ制限を本当に満たす新たなパラメータは、次に示すように、 θ の値が $\underline{\theta}$ の時の新たなパラメータである。つまり、新たなパラメータのベクトルとベクトル B_0 との積和は次式の左辺の合計であるから、その合計がゼロとなる (両ベクトルが直交する) のは θ が (4)式に示す $\underline{\theta}$ に等しい時である。

$$\begin{aligned}
 (0) \mu(\theta) &= (0) \mu + (0)^2 \theta \\
 (-3/2) \beta_1^A(\theta) &= (-3/2) \beta_1^A + (-3/2)^2 \theta \\
 (-1/2) \beta_2^A(\theta) &= (-1/2) \beta_2^A + (-1/2)^2 \theta \\
 (1/2) \beta_3^A(\theta) &= (1/2) \beta_3^A + (1/2)^2 \theta \\
 (3/2) \beta_1^P(\theta) &= (3/2) \beta_1^P + (3/2)^2 \theta \\
 (1/2) \beta_2^P(\theta) &= (1/2) \beta_2^P + (1/2)^2 \theta \\
 (-1/2) \beta_3^P(\theta) &= (-1/2) \beta_3^P + (-1/2)^2 \theta \\
 (-3) \beta_1^C(\theta) &= (-3) \beta_1^C + (-3)^2 \theta \\
 (-2) \beta_2^C(\theta) &= (-2) \beta_2^C + (-2)^2 \theta \\
 (-1) \beta_3^C(\theta) &= (-1) \beta_3^C + (-1)^2 \theta \\
 (0) \beta_4^C(\theta) &= (0) \beta_4^C + (0)^2 \theta \\
 (1) \beta_5^C(\theta) &= (1) \beta_5^C + (1)^2 \theta \\
 (2) \beta_6^C(\theta) &= (2) \beta_6^C + (2)^2 \theta \\
 \text{左辺の合計} &= 24.5 \theta - (3/2) \beta_1^A - (1/2) \beta_2^A + (1/2) \beta_3^A + (3/2) \beta_1^P + (1/2) \beta_2^P \\
 &\quad - (1/2) \beta_3^P - 3 \beta_1^C - 2 \beta_2^C - \beta_3^C + \beta_5^C + 2 \beta_6^C = 0 \\
 \text{左辺の合計がゼロとなる } \theta \text{ の値 } \underline{\theta} &\text{は} \\
 \underline{\theta} &= - (1/24.5) [- (3/2) \beta_1^A - (1/2) \beta_2^A + (1/2) \beta_3^A + (3/2) \beta_1^P + (1/2) \beta_2^P \\
 &\quad - (1/2) \beta_3^P - 3 \beta_1^C - 2 \beta_2^C - \beta_3^C + \beta_5^C + 2 \beta_6^C] \dots\dots\dots (4)
 \end{aligned}$$

かくて、この場合の推計値のベクトルIEには、ベクトル B_0 の $\underline{\theta}$ 倍のバイアスが含まれているのである。もちろん真のパラメータベクトルとベクトル B_0 が直交するならば、(4)式から明らかなように $\underline{\theta}$ はゼロであるから、この新たなパラメータは真のパラメータと等しく、

IEにはバイアスは含まれない。

<どんな推計値に対してもその値が不変な推計値の一次式— estimable functions >

メイソンらが指摘するように、どのような制限を課してパラメータの唯一の値を求めるかによって、得られるパラメータの推計値は様々に異なる。しかしどんな推計値を代入して計算してもその値が不変で常に等しい推計値の一次式がある。そのような推計値の一次式は estimable functions と呼ばれている (Searle, 1971, pp.159-162 : 180-188を参照)。上述の表1の事例を利用して、estimable functions の例を現代風に示すと次のとおりである。つまり (2)式に示す推計値の一次式 $a(\mu) + b(\beta_1^A) + c(\beta_2^A) + d(\beta_3^A) + e(\beta_1^P) + f(\beta_2^P) + g(\beta_3^P) + h(\beta_1^C) + i(\beta_2^C) + j(\beta_3^C) + k(\beta_4^C) + l(\beta_5^C) + m(\beta_6^C)$ の係数ベクトル (a, b, c, d, e, f, g, h, i, j, k, l, m) がベクトル B_0 と直交し、推計値の一次式に t の項が含まれないことが、その一次式が estimable functions であるための必要十分条件である (Kupper et al., 1985, pp.828-830を参照)。

A/P/C コウホート分析のその後の研究の課程で、いくつかの estimable functions が注目されるようになったが、近年特別な estimable functions が注目を集めるようになった。このことを上述の表1の事例を利用して説明しておこう。説明を簡潔にするために最初に次のような記号を導入する。(2)式の各行に対応する B_0 の要素を乗じると次の (5)式が得られる。(5)式の左辺の合計を $(B_0, ())$ 、右辺第1項の合計を (B_0, IE) 、右辺第2項の合計を $(B_0, B_0) t$ で表わすと、 $(B_0, ()) = (B_0, IE) + (B_0, B_0) t$ という式が得られる。

$$\begin{aligned}
 (0)(\mu) &= 14.750(0) + (0)^2 t \\
 (-3/2)(\beta_1^A) &= -5.5880(-3/2) + (-3/2)^2 t \\
 (-1/2)(\beta_2^A) &= -0.5293(-1/2) + (-1/2)^2 t \\
 (1/2)(\beta_3^A) &= 3.9040(1/2) + (1/2)^2 t \\
 (3/2)(\beta_1^P) &= -0.5370(3/2) + (3/2)^2 t \\
 (1/2)(\beta_2^P) &= 1.1540(1/2) + (1/2)^2 t \\
 (-1/2)(\beta_3^P) &= 0.4707(-1/2) + (-1/2)^2 t \\
 (-3)(\beta_1^C) &= 1.5740(-3) + (-3)^2 t \\
 (-2)(\beta_2^C) &= 0.3827(-2) + (-2)^2 t \\
 (-1)(\beta_3^C) &= 0.6913(-1) + (-1)^2 t \\
 (0)(\beta_4^C) &= 1.5000(0) + (0)^2 t \\
 (1)(\beta_5^C) &= -0.1913(1) + (1)^2 t \\
 (2)(\beta_6^C) &= -1.8830(2) + (2)^2 t
 \end{aligned}$$

上式の両辺をそれぞれ項毎に合計すると次式が得られる。

$$\begin{aligned}
 (B_0, ()) &= (B_0, IE) + (B_0, B_0) t \\
 (B_0, ()) &= (0)(\mu) + (-3/2)(\beta_1^A) + (-1/2)(\beta_2^A) + (1/2)(\beta_3^A) + (3/2)(\beta_1^P) \\
 &\quad + (1/2)(\beta_2^P) + (-1/2)(\beta_3^P) + (-3)(\beta_1^C) + (-2)(\beta_2^C) + (-1)(\beta_3^C)
 \end{aligned}$$

$$+(0)(\beta_4^C)+(1)(\beta_5^C)+(2)(\beta_6^C) \dots\dots\dots (5)$$

上述のように、ベクトル B_0 とベクトル IE は直交するから、 $(B_0, IE) = 0$ が成立する。また (B_0, B_0) はベクトル B_0 の要素の平方和 δ を示す正の定数であり、この事例では $\delta = (0)^2 + (-3/2)^2 + (-1/2)^2 + \dots + (2)^2 = 24.5$ に等しい。従って(5)式から $(B_0, ()) / \delta = t$ という関係が成立する。

説明の見通しを良くするために、結論を先取りすれば、特別な estimable functions とは (2) 式の右辺第1項の IE ベクトルの各要素のことである。つまり、(2) 式の右辺第2項 (t の項) を左辺に移項し、 t の代わりに $(B_0, ()) / \delta$ を代入すると IE ベクトルの要素が右辺に現れる次の (6) 式が得られる。(6) 式は、唯一のパラメータの推計値を得るために推計値に課す制限がどのようなものであっても、得られたパラメータの推計値と左辺の式を利用して計算した値は不変であり、その値はベクトル IE の要素に等しいことを示している。

$$\begin{aligned} (\mu) - (0)\{(B_0, ()) / \delta\} &= 14.75 \\ (\beta_1^A) - (-3/2)\{(B_0, ()) / \delta\} &= -5.588 \\ (\beta_2^A) - (-1/2)\{(B_0, ()) / \delta\} &= -0.5293 \\ (\beta_3^A) - (1/2)\{(B_0, ()) / \delta\} &= 3.904 \\ (\beta_1^P) - (3/2)\{(B_0, ()) / \delta\} &= -0.537 \\ (\beta_2^P) - (1/2)\{(B_0, ()) / \delta\} &= 1.154 \\ (\beta_3^P) - (-1/2)\{(B_0, ()) / \delta\} &= 0.4707 \\ (\beta_1^C) - (-3)\{(B_0, ()) / \delta\} &= 1.574 \\ (\beta_2^C) - (-2)\{(B_0, ()) / \delta\} &= 0.3827 \\ (\beta_3^C) - (-1)\{(B_0, ()) / \delta\} &= 0.6913 \\ (\beta_4^C) - (0)\{(B_0, ()) / \delta\} &= 1.50 \\ (\beta_5^C) - (1)\{(B_0, ()) / \delta\} &= -0.1913 \\ (\beta_6^C) - (2)\{(B_0, ()) / \delta\} &= -1.883 \dots\dots\dots (6) \end{aligned}$$

(6) 式の左辺の各項は、(2) 式に示す推計値の一次式、 $a(\mu)+b(\beta_1^A)+c(\beta_2^A)+d(\beta_3^A)+e(\beta_1^P)+f(\beta_2^P)+g(\beta_3^P)+h(\beta_1^C)+i(\beta_2^C)+j(\beta_3^C)+k(\beta_4^C)+l(\beta_5^C)+m(\beta_6^C)$ の形になっており、その値は右辺の定数に等しく t の項を含んでいない。従って係数ベクトル $(a, b, c, d, e, f, g, h, i, j, k, l, m)$ はベクトル B_0 と直交しており、(6) 式の左辺の各項は estimable functions である。実際に係数ベクトル $(a, b, c, d, e, f, g, h, i, j, k, l, m)$ がベクトル B_0 と直交していることは容易に確かめられる。例えば (6) 式の最初の式の係数ベクトルは $(1, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0)$ であり明らかに B_0 と直交する。上から2番目の式の係数ベクトルは $(0, 1 - (-3/2)^2/\delta, -(-3/2)(-1/2)/\delta, -(-3/2)(1/2)/\delta, -(-3/2)(3/2)/\delta, -(-3/2)(1/2)/\delta, -(-3/2)(-1/2)/\delta, -(-3/2)(-3)/\delta, -(-3/2)(-2)/\delta, -(-3/2)(-1)/\delta, -(-3/2)(0)/\delta, -(-3/2)(1)/\delta, -(-3/2)(2)/\delta)$ であり B_0 と直交している。上から3番目以下の式の係数ベクトルが B_0 と直交することも同様に確かめられる。実際 (6) 式の左辺は (2) 式の推計値ベクトルからベクトル B_0 の成分を取除くための Gram-Schmidt の直交化法 (中川・小柳、1982、pp.65-66) の公式そのものである。

このように、(2)式の右辺第1項のベクトルIE (Intrinsic Estimator) は、その要素がestimable functionsであり、ベクトル B_0 と直交するパラメータの推計値ベクトルである。推計値ベクトルIEには、既に述べたようにベクトル B_0 の θ 倍のバイアスが含まれている。また、ベクトルIEとベクトル B_0 が直交することを利用して、(2)式から容易に

$$\begin{aligned} (\text{推計値ベクトルの長さ})^2 &= (\mu)^2 + (\beta_1^A)^2 + (\beta_2^A)^2 + \dots + (\beta_6^C)^2 \\ &= (\text{ベクトルIEの長さ})^2 + \delta t^2 = (\text{ベクトルIEの長さ})^2 + 24.5 t^2 \\ (\text{ベクトルIEの長さ})^2 &= \text{ベクトルIEの要素の平方和} \end{aligned}$$

という関係が導かれる。従って推計値ベクトルの長さ(ノルム)が最小になるのは $t = 0$ の時であり、最小値はベクトルIEの長さである。かくて、(2)式の推計値ベクトルの中で長さが最小である、というベクトルIEの性格が導かれる。

なお、長さが最小の推計値ベクトル(IE)の求め方としては、一般に次のような方法も知られている。つまり、デザイン行列(この事例では(1)式右辺のパラメータの係数で構成される 16×13 行列)の特異値分解(によって得られる特異値の行列と二つの直交行列)を利用して求められるムーア・ペンローズの一般逆行列をG(この事例では 13×16 行列)とすれば、長さが最小になる推計値ベクトル(IE)は行列表示で、 $G(1)$ 式左辺の従属変数Yの16次列ベクトル、と表わされる(中川・小柳、1982、pp.58-65)。

< Intrinsic Estimator (IE) によるパラメータの推計 >

上述のように、どんな推計値を代入して計算してもその値が不変で常に等しい推計値の一次式であるestimable functionsが注目される中で、特にIE (Intrinsic Estimator)が注目され始めた。例えばYang et al. (2004)やYang et al. (2008)は、メイソンら(1973)によって形成された従来の方法と比較して、IEの方が優れていることを強調している。しかし彼らはestimable functionsであるというIEの「長所」は強調しても、IEにどのようなバイアスが含まれているかという「短所」は殆ど明らかにしていない。上述のようにIEにはバイアスが含まれているから、彼等が言うように、一貫性があるから優れている、とは言えないのである。川口(2007、2008、2009)はIEのこのような構造的問題を明らかにしている(Yang and Land、2013、Chap.5特にpp.118-120; O'Brien、2011; Fu et al., 2011も参照)。

< 中村のベイズ型モデルによるパラメータの推計 >

メイソンらが指摘するように、各パラメータの唯一の推計値を得るためには、何らかの付加的情報(side information)が必要である。しかし付加的情報の利用の仕方は、「推計値に一つの簡単な線形の制限を課す」という上述のような利用の仕方だけではない。グレン(Glenn、2005、pp.17-21)は中村のベイズ型モデルによるパラメータの推計法(朝野、2001、pp.350-352)を取上げて、この推計法に関する次のような論争に言及している。

グレン(Glenn、1989)は佐々木と鈴木(Sasaki and Suzuki、1987)による中村のベイズ型モデルの自動的な応用を「不可避免的に多くの誤った結論に至る」と批判し、佐々木と鈴木(Sasaki and

Suzuki, 1989) はその批判に対して、グレンが指摘するような強い自信 (*And they clearly believe that the method will always give correct estimates if the assumption is correct* / Glenn, 2005, p.17 / 隣り合うパラメータは緩やかに変化するという仮定が正しいければ、この方法は常に正しい推計値を与える、ということを彼らは明らかに信じている) を示しながらも、中村のベイズ型モデルの最終的な評価は種々のコウホートデータへのその適用結果によって行われるべきである、とのグレンの意見に同意している。またそのような一事例として、メイソンらの従来の方法を利用して行われた、レントツら (Rentz, et al., 1983) によるソフトドリンクの消費パターンの変化に関するコウホート分析を取上げ、同じデータと中村のベイズ型モデルを利用して鈴木 (1984) によって行われたコウホート分析とを比較し、鈴木の実験結果がより現実的である点を強調している。

なお、佐々木と鈴木 (1989) は最後のパラグラフ (pp.764-765) の中で、「コウホートデータは固有の識別問題を持っている」と述べている。しかし同じデータを利用しても、利用するモデルによっては識別問題は存在しなくなるので、識別問題はコウホートデータではなく分析モデルに固有の問題であると考えられる。

グレン (1989) の批判にもかかわらず佐々木と鈴木 (1989) が強い自信を示すのは、中村のベイズ型モデルの自動的な応用が誤った推定値を与える場合があることを明確に指摘し得なかったからではないだろうか。川口 (2008, 2009) は、中村のベイズ型モデルが誤った推定値を与える場合があることを (1)式のようなモデルの場合に指摘したが、ロジットコウホートモデルの場合にも、全く同様の論理で、同じ指摘ができる。この点を佐々木と鈴木 (1987) の分析事例を利用して簡潔に説明すると次のとおりである。

つまり、オランダに関する標準コウホート表 (p.1069, TABLE 4) の分析結果である、Fig.2 (p.1070) を見ると、ハイパーパラメータの値を「HPV」と略記することにして

$$\begin{aligned} & \text{年齢効果の(最若年の推定値 - 最老年の推定値)} / \text{年齢効果の HPV} \\ & - \text{時代効果の(最先年の推定値 - 最晩年の推定値)} / \text{時代効果の HPV} \\ & + \text{コウホート効果の(最老年の推定値 - 最若年の推定値)} / \text{コウホート効果の HPV} \\ & = (-0.0715 + 0.0950) / 256.0 - (-1.2301 - 0.6177) / 2048.0 + (-1.2617 - 0.7742) / 2048.0 \\ & = -0.00000005 \text{ (この値は理論的にはゼロであるが計算誤差のためゼロと異なる)} \end{aligned}$$

という関係が成立している。パラメータの真の値とは無関係に、パラメータの推定値に関する上式の値は常にゼロになることが理論的に証明される。したがって、「推定値」の代わりに「真の値」を代入して計算した上式の値が、ゼロではない場合には、特にゼロと大きく異なる場合には、推定値は真の値とかなり異なると言える。

日本に関する標準コウホート表 (p.1071, TABLE 6) の分析結果である Fig.3 (p.1072) を見ると、上式の値は

$$(-1.2586 - 0.9286) / 4.0 - (0.2131 - 0.0031) / 2.0 + (0.1476 + 0.0153) / 0.25 = -0.0002$$

となっており、この場合も計算誤差のためゼロではないが、理論値ゼロに極めて近い値であることが分る。

米国に関するコウホート表 (p.1066、TABLE 2) は標準コウホート表ではなく年次間隔が2年で年齢区分の間隔が10年 (但し最初の区分18-24は変則的な7年でモデル分析の際に著者らがどのように扱ったか不明であるがここでは簡単のため区分15-24と同じものと見做す) の一般コウホート表である。一般コウホート表の分析では、合成コウホートのコウホート効果に関する仮定を導入する必要があるが、ここでは川口 (2008、2009) と同様の仮定を導入する。すると米国の場合

$$\begin{aligned} & \text{年齢効果の(最若年の推定値 - 最老年の推定値)} / \text{年齢効果の HPV} \\ & - 0.2 \times \text{時代効果の(最先年の推定値 - 最晩年の推定値)} / \text{時代効果の HPV} \\ & + \text{コウホート効果の(最老年の推定値 - 最若年の推定値)} / \text{コウホート効果の HPV} = 0 \end{aligned}$$

というパラメータの推定値に関する理論的關係が、パラメータの真の値とは無關係に成立する。米国に関する分析結果である Fig.1 (p.1067) を見ると、上式の実際の値は

$$(-0.1514 - 0.1136) / 1.0 - 0.2(-0.1464 - 0.0883) / 0.25 + (-0.1356 + 0.3287) / 0.5 = 0.30896$$

となる。この値が理論値ゼロと異なるのは、上述の私の仮定が著者らの仮定と同じであるならば、計算誤差のせいである。川口 (2008、2009) の経験によれば、この程度の計算誤差は珍しくない。グレン (1989) の批判にもかかわらず佐々木と鈴木 (1989) が強い自信を示したように、川口の上述の批判に対しても我々は同様の自信を持ち続けることが可能であろうか。そのような自信は崩壊せざるを得ないであろう。

< A / P / C コウホート分析の直面する危機 >

このようなパラダイムの下で多くの研究者が A / P / C コウホート分析に関する「通常科学」の伝統を築き上げてきたのである (Yang and Land、2013、Chap.4 も参照)。しかし現在のパラダイムの下では、パラダイムの基本的な論点に反するような研究方向は、決して主導的なものとはなり得ないであろう。現在のパラダイムの基本精神を要約すれば「限られた知識の下で可能な限りの一般性を保持する」ということである。このような A / P / C コウホート分析モデルは、科学方法論から見て、あらゆる邪悪をもたらす、開けてはいけないパンドラの箱であろうか、それともあらゆる恵をもたらす豊穡の角であろうか。

上述のように、可能な限りの一般性を保持することから『識別問題』が発生し、推計値に不明なバイアスが含まれていたり、不当な制約が課せられていたりするので、何を推計しているのかわらなくなるのである。

科学方法論から見た問題はもっと深刻である。つまり A、P、C の3要因の効果を例え正確に推計できたとしても、それらの効果が何によってもたらされているのか、その効果をもたらす個別科学上の実体が不明のままである。メイソンらは個別科学の「限られた知識」を理由に、各要因の区分(分割)された水準毎の効果を量的に把握することだけに焦点を合わせたのであろう。メイソンらが考えたように、個別科学によっては、そのような効果を量的に把握するだけでも、大きな恵となるかもしれない。しかし多くの個別科学にとっては、そのような実体を全く解明しえない分析方法を利用し続けることは、認識活動の放棄に他ならない。上述のように、科学の本質は人間の累積的

な認識活動であるから、認識活動の放棄はその個別科学の放棄に他ならない。

科学方法論から見たもう一つの深刻な問題は、上述の統計学上の問題とも深く関わっている。つまり、現在利用されている上述のようなA/P/Cコウホート分析の推計法では、科学的ないし統計的な仮説の検証ができないという問題である。上述のように、科学的認識の深化にとって、科学的経験に基づく理論的仮説の検証は不可欠であるから、この問題は深刻である。

現在のパラダイムの下での上述のようなA/P/Cコウホート分析は、科学方法論からみて、また統計学的にみて、以上のような深刻な危機に瀕しているのも、私はパンドラの箱であると考えている。しかし「可能な限りの一般性を保持する」ように構成された現在のA/P/Cコウホート分析モデルは、いわばあらゆる可能性を秘めた「IPS細胞」にも例えられるものであり、次に述べるように、その利用の仕方によっては豊穡の角にもなり得ると私は考えている。

<A/P/Cコウホート分析の危機からの脱出のパラダイム>

以上の考察から明らかなように、A/P/Cコウホート分析の危機からの脱出のパラダイムは、次のような条件を満たす必要がある。第一に、各要因の効果をもたらす個別科学上の実体の解明に寄与し得ること。第二に、科学的経験に基づいて科学的（統計的）な仮説の検証ができること。第三に、『識別問題』のような解決しえない統計学上の問題が発生せず、適当な推計法を利用すれば、パラメータの推計値に不明なバイアスが含まれたり不当な制約が課せられたりすることがないこと。

このような条件を満たすパラダイムは、「可能な限りの一般性を保持する」ように構成された現在のA/P/Cコウホート分析モデルの一般性を、各要因の効果をもたらす個別科学上の実体の解明に寄与し得るように、次の方法で若干制約するだけで得られる。この点を、(1)式のコウホート分析モデルを利用した簡単な具体例で、分かりやすく説明すると次のとおりである。

この事例はある食品の年齢階級別消費の推移に関するものであるから、経済学の知識に基づいて、{時代効果は当該食品の「価格」Pと「所得」Iによって説明される}という仮説をたてることにしよう*¹。そこで「価格」Pと「所得」Iの次のようなデータを準備する。なお、小文字の偏差pと偏差iはそれぞれ価格Pと所得Iの平均値からの偏差を示す。仮説に基づいて、

	P	偏差 p	I	偏差 i
1970 年	P ₁	p ₁	I ₁	i ₁
1980 年	P ₂	p ₂	I ₂	i ₂
1990 年	P ₃	p ₃	I ₃	i ₃
2000 年	P ₄	p ₄	I ₄	i ₄
平均値	<u>P</u>	0	<u>I</u>	0

但し、偏差 $p_k = P_k - \underline{P}$ 、偏差 $i_k = I_k - \underline{I}$

時代効果 $\beta_1^P, \beta_2^P, \beta_3^P, \beta_4^P = -\beta_1^P - \beta_2^P - \beta_3^P$ 、を次のように表わす。但し次の式に現れる a と b は、価格と所得の変化によって時代効果を表わすための、理論的な未知のパラメータである。

$$\beta_1^P = a p_1 + b i_1$$

$$\beta_2^P = ap_2 + bi_2$$

$$\beta_3^P = ap_3 + bi_3$$

$$\beta_4^P = ap_4 + bi_4$$

すると (1) 式は (1') 式のように変形される。

$$\begin{aligned} Y_1 &= \mu + \beta_1^A + ap_1 + bi_1 + \beta_4^C + \varepsilon_1 \\ Y_2 &= \mu + \beta_2^A + ap_1 + bi_1 + \beta_3^C + \varepsilon_2 \\ Y_3 &= \mu + \beta_3^A + ap_1 + bi_1 + \beta_2^C + \varepsilon_3 \\ Y_4 &= \mu - \beta_1^A - \beta_2^A - \beta_3^A + ap_1 + bi_1 + \beta_1^C + \varepsilon_4 \\ Y_5 &= \mu + \beta_1^A + ap_2 + bi_2 + \beta_5^C + \varepsilon_5 \\ Y_6 &= \mu + \beta_2^A + ap_2 + bi_2 + \beta_4^C + \varepsilon_6 \\ Y_7 &= \mu + \beta_3^A + ap_2 + bi_2 + \beta_3^C + \varepsilon_7 \\ Y_8 &= \mu - \beta_1^A - \beta_2^A - \beta_3^A + ap_2 + bi_2 + \beta_2^C + \varepsilon_8 \\ Y_9 &= \mu + \beta_1^A + ap_3 + bi_3 + \beta_6^C + \varepsilon_9 \\ Y_{10} &= \mu + \beta_2^A + ap_3 + bi_3 + \beta_5^C + \varepsilon_{10} \\ Y_{11} &= \mu + \beta_3^A + ap_3 + bi_3 + \beta_4^C + \varepsilon_{11} \\ Y_{12} &= \mu - \beta_1^A - \beta_2^A - \beta_3^A + ap_3 + bi_3 + \beta_3^C + \varepsilon_{12} \\ Y_{13} &= \mu + \beta_1^A + ap_4 + bi_4 - \beta_1^C - \beta_2^C - \beta_3^C - \beta_4^C - \beta_5^C - \beta_6^C + \varepsilon_{13} \\ Y_{14} &= \mu + \beta_2^A + ap_4 + bi_4 + \beta_6^C + \varepsilon_{14} \\ Y_{15} &= \mu + \beta_3^A + ap_4 + bi_4 + \beta_5^C + \varepsilon_{15} \\ Y_{16} &= \mu - \beta_1^A - \beta_2^A - \beta_3^A + ap_4 + bi_4 + \beta_4^C + \varepsilon_{16} \\ &\dots\dots\dots (1') \end{aligned}$$

この (1') 式の回帰分析モデルでは、価格 P と所得 I の値が全く変化しないというような非現実的で特異な場合を除けば、通常独立変数の係数列ベクトルは一次独立となり、普通の最小二乗法 (OLS) でパラメータの値を推計することができる。この分析モデルが、A/P/C コウホート分析の危機からの脱出のパラダイムが満たすべき、上述の三条件を満たしていることは明らかである。

*1 筆者らが現在取り組んでいる飲用牛乳消費のケースでは、飲用牛乳価格や家計所得以外に、炭酸飲料のほかペットボトル・缶入りの茶系飲料やコーヒー飲料、最近ではミネラルウォーターなどの普及が、きわめて重要なインパクトを与えていることが計量的にも明らかになりつつある。

この事例から明らかのように、危機からの脱出のパラダイムが満たすべき三条件は、現在の極めて一般的な A/P/C コウホート分析モデルの一般性 (自由度) を、少なくとも一つの要因の効果 (事例では時代効果) を、その効果をもたらす実体の変化に関する少数の変数 (事例では価格と所得) で表わし、制限することによって容易に達成される。

このような研究方向がこれまで見られなかった訳ではない。例えば O'Brien (2000) や Winship and Harding (2008) はその好例であろう (Yang and Land, 2013, Chap.4, 特に pp.66-67 も参照)。しかし O'Brien (2000, p.123 及び p.137) が述べているように、このような研究方向は一般に認知さ

れることがなく知られないままであった。その理由としては次のことが考えられる。第一に、現在のパラダイムの下では、パラダイムの基本的な論点に反するこのような研究方向は、決して主導的なものとはなり得ないということである。第二に、科学方法論にまで遡った本格的な論理展開がなされていないということである。この第二の点は私が本稿を書こうと思ったきっかけでもある。第三に、極めて一般的で自由度が大きいいにもかかわらず、極めて簡潔で分かりやすい現在のA/P/Cコウホート分析モデルと比較して、彼らのモデルが複雑で分かりにくくなっているということである。私はこの第三の点を考慮して、上述のように、現在のA/P/Cコウホート分析モデルの枠組と同じ枠組の「危機からの脱出のパラダイム」を提案したのである。

<事例分析>

リンゴとバナナのコウホート表（付録表1 & 2）を利用して、(1')と同様の分析モデルでコウホート分析を行った結果は次の通りである。但しこの場合のコウホート表は標準コウホート表ではなく一般コウホート表であるから、合成コウホートのコウホート効果に関する仮定が必要であり、その仮定として川口（2008）と同様の仮定を利用した。また消費量、実質価格、実質消費支出（所得）は自然対数値に変換して分析を行った。

表3 年齢・世代効果：りんご 22-72歳、1979-2012 <両自然対数重回帰モデル>

決定係数RR=0.9760 自由度DF=344 定数項1.2758**

A1:-0.0837**, A2:-0.0990**, A3:-0.0042, A4:0.0009, A5:-0.0415*, A6:-0.0800**,
 A7:-0.0768**, A8:-0.0004, A9:0.1032**, A10:0.1296**, (A11:0.1519 ゼロ和制約より)
 C1:0.7765**, C2:0.7706**, C3:0.7919**, C4:0.8328**, C5:0.8346**, C6:0.8274**,
 C7:0.7848**, C8:0.7379**, C9:0.6337**, C10:0.4023**, C11:0.2182**, C12:-0.0620*
 C13:-0.3672**, C14:-0.6549**, C15:-0.9756**, C16:-1.2125**, C17:-1.4795**,
 (C18:-2.8591 ゼロ和制約より)

支出弾力性:1.5349**, 価格弾力性:-0.5712** <時代効果の計算値は下記の通り>

P1:-0.2914, P2:-0.2300, P3:-0.2121, P4:-0.1648, P5:-0.1126, P6:-0.0781,
 P7:-0.1707, P8:-0.0962, P9:-0.0341, P10:0.0411, P11:0.0111, P12:0.0216,
 P13:0.0071, P14:0.0017, P15:0.0981, P16:0.0961, P17:0.0810, P18:0.1115,
 P19:0.1270, P20:0.1294, P21:0.0520, P22:0.0562, P23:0.0170, P24:0.1036,
 P25:0.0921, P26:0.0522, P27:0.0289, P28:0.0206, P29:0.0328, P30:0.0665,
 P31:0.1045, P32:0.0685, P33:0.0155, P34:-0.0460

表4 年齢・世代効果：バナナ 22-72歳、1979-2012 <両自然対数重回帰モデル>

決定係数RR=0.9429 自由度DF=344 定数項1.4547**

A1:-0.8307**, A2:-0.6784**, A3:-0.5602**, A4:-0.5050**, A5:-0.4188**, A6:-0.2435**,
 A7:0.0271, A8:0.3744**, A9:0.7107**, A10:0.9548**, (A11:1.1697 ゼロ和制約より)
 C1:-1.2357**, C2:-1.0206**, C3:-0.7466**, C4:-0.5091**, C5:-0.2858**, C6:-0.1437**,
 C7:-0.0474, C8:0.0232, C9:0.1613**, C10:0.3285**, C11:0.4439**, C12:0.4455**,
 C13:0.4371**, C14:0.4363**, C15:0.4622**, C16:0.4934**, C17:0.5640**,
 (C18:0.1936 ゼロ和制約より)

支出弾力性: -1.5970**, 価格弾力性: -0.3883** <時代効果の計算値は下記の通り>

P1: 0.1528,	P2: 0.1334,	P3: 0.1204,	P4: 0.1077,	P5: 0.0132,	P6: 0.0458,
P7: -0.0045,	P8: 0.0432,	P9: 0.0522,	P10: -0.0270,	P11: -0.0520,	P12: -0.0859,
P13: -0.1056,	P14: -0.1346,	P15: -0.0422,	P16: 0.0104,	P17: 0.0014,	P18: -0.0593,
P19: -0.0670,	P20: -0.0805,	P21: -0.0560,	P22: 0.0068,	P23: 0.0361,	P24: -0.0436,
P25: -0.0253,	P26: -0.0286,	P27: -0.0081,	P28: 0.0284,	P29: -0.0293,	P30: -0.0223,
P31: 0.0005,	P32: 0.0156,	P33: 0.0589,	P34: 0.0449		

備考) **: 1%水準で有意、*: 5%水準で有意

年齢階級は A1: 20-24, A2: 25-29, …… , A11: 70-74 歳、年次は P1: 1979, P2: 1980, …… , P34: 2012、
 コウホートは C1: 1905-09, C2: 1910-14, …… , C18: 1990- 出生である。

まとめ

上述の事例分析は、本稿で提案した新たなコウホート分析法による分析の具体例を示すための、単なる事例分析であることをお断りしておきたい。本格的な応用分析は今後の課題として残されている。

かつてシュンペーターは、資本主義経済の発展を均衡ではなく技術進歩と新結合に基づく創造的破壊の過程として捉えた。またヴェブレンは、資本主義経済の発展に伴って人々の意識形態（慣習として受け入れられている行為規範ないし選好）も進化論的に変化し、競争心に基づく顕示的消費が呼び起こされ、消費パターンも不可逆的に変化すると論じた。

このように経済は長期的には質的变化を遂げ、その分析の論理は形式論理ではなく弁証法的論理でなければならない。形式論理においては、「ひとつのもの」が「あるもの」であり同時に「他のもの」であるということは許されず、また「あるもの」が「他のもの」になるということも許されないからである。なお、人間は自然および社会の中で総経験の所産として質的变化の様相について一定の体系的な知識を持っている。このような体系的な知識は、質的变化を伴う場合の思考を進める際に意識的に利用されるので論理となるが、このような論理は「弁証法的論理」と呼ばれている（川口、1981）。

伝統的な経済学（新古典派経済学）の分析論理は基本的には形式論理であり、質的变化を無視しうる比較的短期的な経済現象の分析のためのものであると考えられる。従って伝統的な需要理論も、ヴェブレンが言うような消費パターンの長期的不可逆的な変化を扱うようにはなっていないのである*2。ヴェブレンの著書『有閑階級の理論』（高哲夫訳、1998）の訳者で同僚の高哲夫は、その訳者解説 457 頁で次のように述べている。「・・・経済の世界は究極的には生産と消費の世界ですが、伝統的な経済学は、とくに効率の視点から生産や分配（価格決定）についての詳細な分析を提供してきただけで、消費の具体的な中身はほとんど分析してきませんでした……」。

現在の需要分析のパラダイムは、基礎が曖昧な不変の効用関数から形式論理だけで導出される需要関数に基づいた、形式的で中身のない需要分析ではないだろうか。このようなパラダイムの下での通常科学では、長期的変化をも分析対象とするコウホート分析と伝統的な需要分析とは相性が悪いのかもしれない。しかし人口の年齢構成が大きく変化する中で、真に中身のある需要分析をする

ためには、社会学等の研究成果を取入れ長期的変化をも分析対象とするコウホート分析の考え方を、もっと取入れるべきではないだろうか。

*2 森・三枝は、伝統的のミクロ経済学の両巨人、Stigler and Becker (1977) の「tastesはcapriciouslyに変化することも、人々の間で有意に異なることもない」を疑問視している（本『年報』44号、2010、p.49）。

なお、上述のような集計データ（aggregate population-level data）ではなく、継続的な標本調査によるマイクロデータ（micro data）や、同一人間集団の時系列的な観察データ（longitudinal data）を利用する、異なったタイプの分析モデル（例えばhierarchical model / Yang and Land、2013、Chaps. 3 and 7）による分析も試みられている。しかし、簡潔で一般的な従来のA/P/Cコウホート分析の枠組の中での、新たなパラダイムの確立をまず優先すべきであると私は考えている。何故なら、異なったタイプの分析法は新たな知見をもたらす可能性がある反面、従来の分析を一層複雑にし、コウホート分析の全体の見通しをさらに悪くする可能性もある、と推察されるからである。

付論：ベイズ型拡大コウホートモデルの適用

（森 稿）

経済分析の領域では、コウホート分析の歴史は極めて浅い。筆者らの目に留まった最初の試みは、Deaton and Paxson (1994) による、台湾の家計貯蓄率の推移に関する分析で、その後Deaton (1997)、Deaton and Paxson (2000) などに、コウホート分析のモデルとしてはそのまま再現されている。ちょうど同じ頃、独立にAttanasio (1993;1998) による米国の家計の貯蓄行動に関するコウホート分析が発表されている。両者は、特にコウホート分析における「識別問題」回避の仕方では、先に詳細に論じてきた疫学や計量社会学における蓄積を踏まえることなく、安易に年齢・時代・世代の3効果のうち実質的に時代効果を無視する（=年々の細かな変動だけを残し、トレンドを見ない）点で似通っている（下のパラグラフ末で簡単に触れる）。

米国農業経済学の分野で最近食料消費のコウホート分析を始めた農務省Stewart et al. (2013) は、「Schrimper (1979) が食料消費の変化における世代効果の必要を提起して以来、多くのコウホート分析が続いた」と述べるが、初めに挙げられたのはMori et al. による日本の生鮮果物の分析 (2006)、次がMori and Saegusaによる日本の鮮魚消費 (2010) で、米国のケースは彼ら自身による生鮮野菜 (2008) と牛乳消費のそれ (2012) にとどまっている (pp.7-9)。本稿執筆段階で、米国経済学会誌、*AER*、農業経済学会誌、*AJAR*のいずれにも、消費・貯蓄行動に関するコウホート分析を冠した論文は1本も見当たらない。

われわれの知る限り、欧米における本格的な食料消費のコウホート分析は、米国農務省のBlisard (2001)、同じくStewart and Blisard (2008)、Stewart et al. (2013) および、ノールウェーのGustavsen and Rickertsen (2009; 2013) など数少ないが、彼らは押しなべて分析モデルの基本を、Deaton, op. cit. に求め、「識別問題」を回避すべく時代効果に（多くの場合）非現実的な制約（上記）を課しているため、時代効果のトレンド部分が、世代効果と一部年齢効果に帰属させられている疑念が残る。上記台湾における貯蓄率のコウホート分析において、無視された時代効果のトレンドの主要部分は、

経済常識的には調査期間における急速な経済成長であったと推測されるから、世帯当たりの GDP を変数として組みこめば、難しい統計処理論はさて置くとして、バイアスのより少ないコウホートパラメータ、特に世代効果の推計が可能であったと思われる*³。Stewart et al. や Gustavsen & Rickertsen による牛乳消費の変化のケースでは、対象期間における牛乳消費の推移に GDP が大きく寄与したとは思えないが、世代交代などの人口動態の変化以外にならば別種の要因を見つけて変数化すれば、年齢・世代効果に過大なバイアスがかからなかったのではないと思われる。Deaton モデルにおける時代効果の取り扱いの難点については、これまで幾度か指摘してきた（森・Clason, 2007, pp.19-21；森, 2011, p.122 など）。付録図 1 にそのまま転記した台湾における家計収入の年齢・年次・コウホート効果の推定値を一目すれば、Deaton モデルの不都合さに気付くだろう（年次効果の縦軸の尺度は、コウホート効果のそれと同じでない点に留意）。Skinner (1994) が見抜いたように、生産性の向上は年々新たに労働市場に参入する最も若いコウホートによってのみ享受されるという想定になっているように思われる（Skinner, p. 360）*⁴。

*³ その点を明確に意識したわけではないようだが、Stewart and Blisard (2008) では、「われわれは野菜消費に関する研究に、コウホートモデルを世帯所得と価格で “augment” することで寄与する」（“Fresh Vegetables,” pp.47-8）ことを試みている。

*⁴ 本節末に添付した付録図 1 は、Deaton (1997, p.118) に図示されている 1976-90 年における台湾の世帯（主）年収（1986 年 1,000 台湾ドル）の、年齢・コウホート・年次 3 効果への分解結果である。図の右上は、1976 年時点の年齢で捉えた出生世代別年収の格差だが（左端は 1976 - 25 = 1951 年出生コウホート；右端は 1976 - 52 = 1924 年出生コウホート）、最も新しいコウホートと最も古いその差は、30,000 台湾ドルと推定されている。他方世帯年収の年次効果は、1976 年から 1990 年まで 1 年に 500 ドル程度の変動はあるが、全期間通してはゼロ水準に張り付いている。報告書の別ページの表によると、この期間 1 人当りの GNP は、70,000 ドルから 180,000 ドルに着実に逡増している。

われわれは本付論において、1979 年から 2012 年に至る我が国におけるりんごとバナナの家庭内消費の、世帯員個々の年齢階級別消費（付録表 1 & 2）を、中村のバイズ型モデルを使い、はじめに従来のコウホート要因、年齢・時代・世代の 3 効果に分解した。次にパラメータとしての時代効果は変数としてモデルに残したまま、調査期間における消費変化の主要な背景をなしていると思われる、価格と家計収入を加えた「拡大コウホート」モデルを用いて（Mori, Saegusa, and Dyck, 2012）、人口動態要因から自由な経済弾力性（Mori et al., 2006）と、他方経済効果を考慮に入れた年齢・時代・世代の 3 効果を推定した*⁵。紙数の制約から結果の詳細を転記することはできないが、「拡大モデル」によるコウホート 3 効果の推計値と、経済諸弾力性は、それぞれ表 A（りんご）と表 B（バナナ）に記載されている。

*⁵ 「拡大モデル」は、その後ワインや牛肉、その他の品目に適用され、微細な修正を経ている。

この際最大の関心は、狭義の A/P/C 分析における P、すなわち時代効果のトレンドないし傾きが、価格と家計所得の経済要因を加えることで、ほぼ消滅する、フラットになるか否かである。りんごのケースでは、経済変数を加えないコウホート分析では、{総平均効果 + 時代効果、自然対数値を実数換算} は、1980 年の 1 人当たり 3.0kg から 1990 年半ばの 4.5kg に、右肩上がりに急増し、その後は 3-4 年サイクルで 0.5kg 前後下落と増加を繰り返しているが、経済変数を加えると全期間を通

してアップ・ダウンはほぼ消滅し、1人当たり4.0kg水準でほぼフラットになっている（図A参照）。他方同じ生鮮果物でも、バナナのケースでは、経済変数抜きでのデモグラフィック分解の場合、時代効果は1980年代前半の3.0kgから2010年の7.0kgまで一貫して増大傾向を示すが、「拡大コウホートモデル」によって経済変数を加えても、推計される時代効果にはほとんど変化は見られない（図B）。すなわち、1980年から2010年に至る一貫した右肩上がりの増大傾向は、価格や所得などの経済要因以外の、何か別の要因（たとえば、バナナの「健康優位性」の社会的認知や、コンビニでも扱うようになったなどが思いつくが、定かでない）によるものであるらしい。後者のようなケースでは、A/P/Cモデルで、Pを残余のコウホート要因：A & Cとの一次線形関係をまぬかれている変数、価格や所得で置き換えても、バイアス・フリーの年齢・世代効果の決定は期待できそうもない。先行の事例分析においても（表3および表4）、バナナのコウホート効果の推定は、Deaton and Paxson（1994）の台湾における家計所得と貯蓄率のケースほどではないにせよ、重大なバイアスを含んでいるように思われる。

表 A りんご消費の年齢・年次・世代効果への分離：
 実質価格と実質家計消費支出*1を加えた「拡大」モデル

総平均効果 = 1.374 (0.01)*2 {自然対数値}

価格弾力性 = -0.743 (0.105)；支出弾力性 = 1.481 (0.422)

年齢効果			年次効果			世代効果		
年齢(歳)		(SD)	暦年		(SD)	出生年		(SD)
20-24	-.043	.041	1979	-.014	.051	1905-09	.853	.065
25-29	-.059	.042	1980	-.002	.049	1910-14	.708	.075
30-34	.010	.043	1981	-.016	.049	1915-19	.736	.073
35-39	.011	.045	1982	-.023	.048	1920-24	.761	.091
40-44	-.033	.049	1983	-.017	.047	1925-29	.775	.105
45-49	-.075	.052	1984	-.022	.046	1930-34	.766	.090
50-54	-.077	.049	1985	-.009	.043	1935-39	.739	.080
55-59	-.014	.045	1986	-.012	.041	1940-44	.670	.082
60-64	.073	.043	1987	-.007	.039	1945-49	.600	.090
65-69	.097	.042	1988	.001	.037	1950-54	.394	.100
70-74	.110	.041	1989	.009	.035	1955-59	.184	.081
			1990	.022	.034	1960-64	-.053	.081
			1991	.042	.033	1965-69	-.382	.086
			1992	.040	.031	1970-74	-.662	.088
			1993	.041	.030	1975-79	-.978	.082
			1994	.034	.029	1980-84	-1.275	.075
			1995	.020	.030	1985-89	-1.523	.068
			1996	-.005	.030	1990~	-2.303	.068
			1997	-.037	.031			
			1998	-.051	.031			
			1999	-.059	.030			
			2000	-.035	.030			
			2001	-.023	.030			
			2002	-.010	.030			
			2003	-.019	.031			
			2004	-.022	.032			
			2005	-.001	.032			
			2006	.018	.033			
			2007	.014	.033			
			2008	.014	.034			
			2009	.028	.035			
			2010	.034	.036			
			2011	.040	.037			
			2012	.027	.038			

注：*1 成人（換算）1人当たり年間支出；*2 ()=SD.

表B バナナ消費の年齢・年次・世代効果への分離：

実質価格と実質消費支出*¹を加えた「拡大」モデル

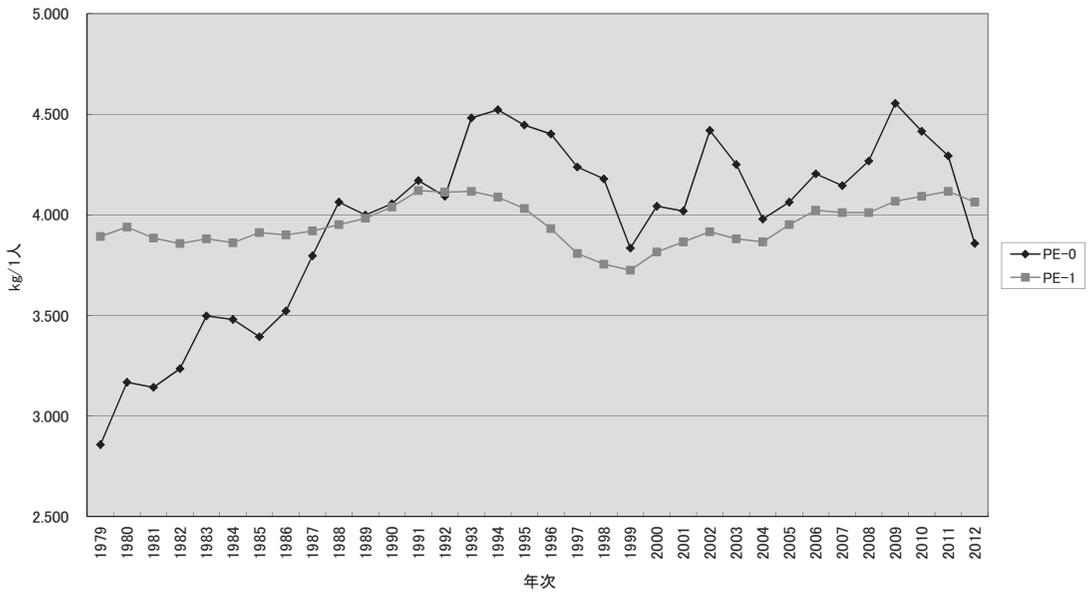
総平均効果 = 1.450 (0.008)^{*2} {自然対数値}

価格弾力性 = -0.515 (0.158)；支出弾力性 = -0.656 (1.024)

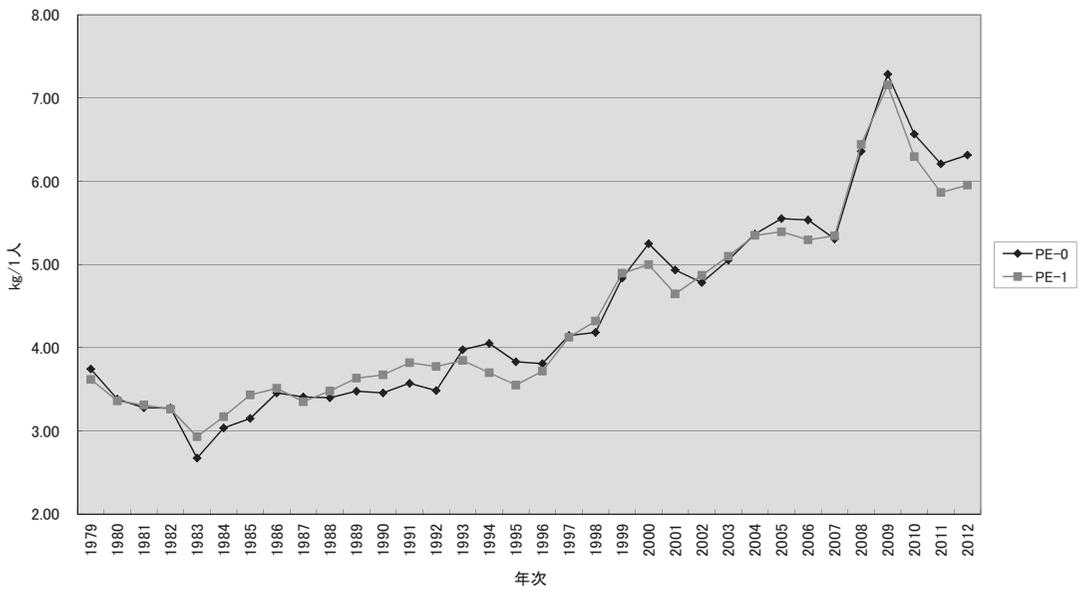
年齢効果			年次効果			世代効果		
年齢(歳)		(SD)	暦年		(SD)	出生年		(SD)
20-24	-.178	.024	1979	-.164	.118	1905-09	-.225	.090
25-29	-.153	.025	1980	-.238	.103	1910-14	-.105	.097
30-34	-.167	.026	1981	-.253	.114	1915-19	.035	.102
35-39	-.242	.028	1982	-.268	.113	1920-24	.154	.112
40-44	-.286	.031	1983	-.375	.110	1925-29	.254	.120
45-49	-.242	.031	1984	-.296	.117	1930-34	.297	.119
50-54	-.102	.028	1985	-.217	.097	1935-39	.274	.118
55-59	.112	.026	1986	-.194	.089	1940-44	.219	.120
60-64	.315	.025	1987	-.241	.090	1945-49	.194	.124
65-69	.428	.024	1988	-.203	.083	1950-54	.230	.125
70-74	.514	.023	1989	-.160	.077	1955-59	.235	.120
			1990	-.149	.069	1960-64	.163	.119
			1991	-.110	.063	1965-69	.009	.119
			1992	-.122	.061	1970-74	-.124	.119
			1993	-.103	.051	1975-79	-.247	.113
			1994	-.142	.048	1980-84	-.341	.102
			1995	-.183	.051	1985-89	-.430	.095
			1996	-.137	.045	1990 ⁺	-.591	.091
			1997	-.033	.044			
			1998	.013	.046			
			1999	.138	.048			
			2000	.159	.046			
			2001	.086	.044			
			2002	.133	.046			
			2003	.179	.047			
			2004	.227	.047			
			2005	.235	.049			
			2006	.217	.049			
			2007	.226	.050			
			2008	.413	.051			
			2009	.518	.056			
			2010	.390	.056			
			2011	.319	.060			
			2012	.334	.056			

注：表Aに準ず。

図A りんごの時代効果_年齢・時代・世代効果のみ (PE-0) と経済変数を含んだケース (PE-1)



図B バナナの時代効果_年齢・時代・世代効果のみ (PE-0) と経済変数を含んだケース (PE-1)



付録表 1 年齢階級別りご家庭内消費の推移、1979-2012年

(kg/1人・年)

	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
1979	3.47	3.41	4.45	4.17	4.35	5.76	5.67	5.36	5.88	7.75	7.79
1980	3.48	3.41	5.82	6.21	6.24	6.88	6.37	7.79	7.30	6.82	6.61
1981	3.93	3.91	4.32	5.69	5.23	5.90	6.29	5.52	7.31	7.41	7.48
1982	4.12	3.97	4.34	5.30	5.52	6.29	4.89	8.12	7.95	6.00	5.82
1983	3.21	3.52	4.86	5.90	6.64	6.02	6.99	8.71	9.30	8.11	7.54
1984	3.64	3.71	5.48	5.32	6.63	7.55	5.04	7.57	7.80	8.43	8.75
1985	2.50	2.67	4.77	5.50	6.12	5.79	6.52	6.84	7.70	8.31	8.60
1986	2.27	2.34	3.86	4.46	6.97	5.94	6.33	9.44	8.54	7.91	7.62
1987	2.34	2.83	4.72	5.94	7.17	6.18	7.42	8.71	9.13	8.90	8.77
1988	2.37	2.52	4.25	4.98	8.28	8.00	8.44	9.38	9.58	9.14	8.91
1989	2.60	2.66	4.50	5.07	6.25	8.11	6.66	7.95	8.27	9.58	10.24
1990	2.12	1.92	3.90	4.98	6.77	7.30	6.70	10.29	9.43	9.69	9.86
1991	1.73	2.18	3.16	6.14	6.21	7.50	8.18	9.34	9.20	10.70	11.02
1992	2.03	1.91	3.27	4.64	6.40	6.40	8.59	7.45	10.01	8.86	8.35
1993	1.92	2.08	3.06	4.92	6.94	7.63	7.60	8.83	10.92	11.21	11.34
1994	1.61	2.01	4.34	4.86	6.43	7.60	8.68	9.61	12.23	11.21	10.78
1995	1.72	1.80	2.15	3.64	4.78	7.15	7.23	9.91	10.46	10.46	10.45
1996	1.86	2.27	3.18	4.49	4.97	6.65	7.69	10.85	8.06	10.19	11.01
1997	1.03	1.33	2.28	4.21	4.90	5.41	7.77	8.99	9.46	10.23	10.62
1998	0.84	1.17	2.19	4.10	4.68	5.99	7.99	8.65	9.62	9.98	10.16
1999	0.73	1.09	1.99	2.86	4.03	4.23	6.51	7.59	8.30	9.27	9.72
2000	1.01	1.53	2.37	3.29	4.24	5.11	6.01	7.34	9.27	10.19	10.76
2001	0.67	1.08	2.14	3.27	4.37	5.21	5.92	7.00	8.52	9.14	9.34
2002	0.88	1.54	2.66	3.56	4.27	5.20	6.47	8.43	10.23	10.58	10.50
2003	0.56	1.34	2.11	2.77	3.40	4.44	6.06	7.89	9.70	10.48	10.92
2004	0.72	1.33	1.80	2.33	2.97	3.89	5.13	6.53	8.20	9.11	9.85
2005	1.71	1.99	1.88	2.04	2.51	3.19	3.94	4.31	8.43	8.84	10.16
2006	1.65	1.93	1.86	2.07	2.61	3.32	4.10	4.54	8.06	9.23	10.13
2007	0.66	0.96	1.86	2.30	2.28	2.98	4.22	6.00	8.89	9.79	10.89
2008	0.75	0.87	1.65	2.18	2.49	3.05	3.79	5.74	10.48	10.28	9.91
2009	0.85	1.18	1.63	2.12	2.66	3.44	4.63	5.26	9.49	9.92	10.46
2010	0.84	1.34	1.49	1.61	1.88	2.61	3.67	4.43	6.41	9.99	10.34
2011	0.60	0.75	1.42	1.78	1.84	2.41	3.46	4.64	6.40	8.71	10.15
2012	0.40	0.54	1.13	1.45	1.50	1.98	2.99	4.99	6.45	7.21	8.02

出所：『家計調査年報』各年版「世帯主年齢階級別」データから、森がTanaka/Mori/Inaba モデルを使って導出。

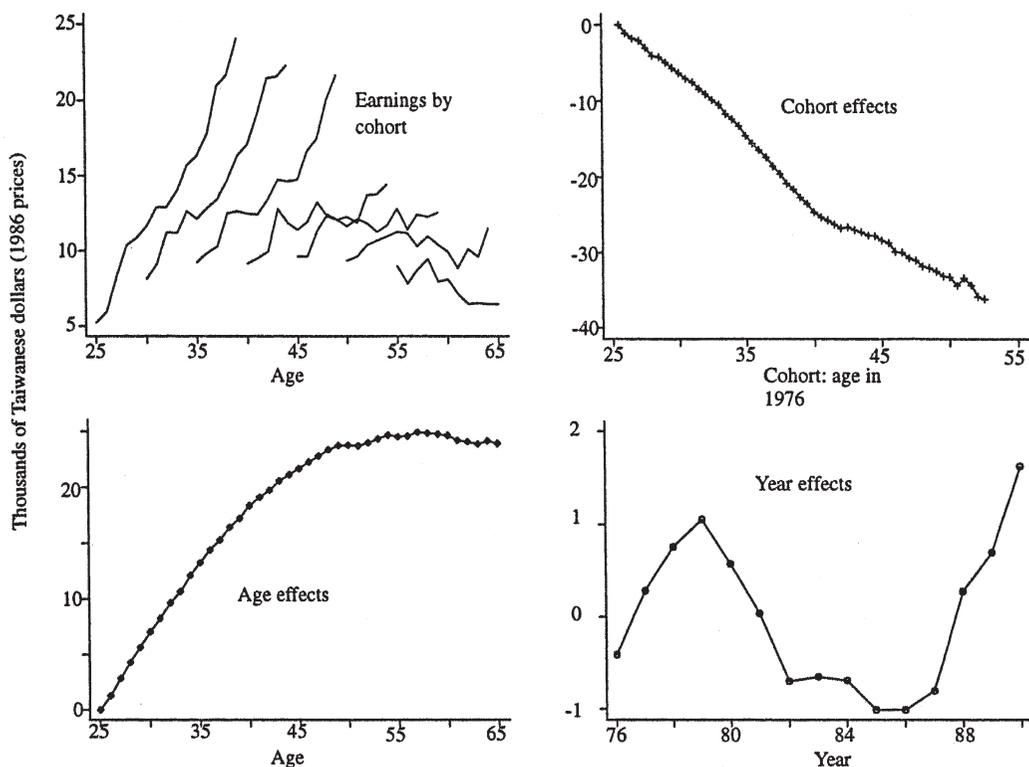
付録表2 年齢階級別ハバナナ家庭内消費の推移、1979-2012年

(kg/1人・年)

	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
1979	4.23	4.57	4.51	3.70	3.84	4.01	4.24	4.88	5.34	5.02	4.84
1980	3.59	3.86	3.94	3.43	3.28	3.63	4.00	4.31	4.55	4.76	4.85
1981	3.66	4.08	3.80	3.18	2.86	3.31	3.88	4.40	4.82	4.80	4.77
1982	3.71	4.09	3.74	3.09	3.20	3.33	3.67	4.43	5.06	5.16	5.18
1983	2.78	3.15	3.00	2.51	2.29	2.40	3.04	3.85	4.15	4.10	4.06
1984	3.14	3.55	3.64	2.86	2.59	2.84	3.12	4.18	5.37	5.33	5.28
1985	3.14	3.61	3.56	2.99	2.60	2.92	3.59	4.28	4.82	5.66	5.98
1986	2.95	3.49	3.90	3.37	3.22	3.45	4.26	5.19	5.93	6.09	6.13
1987	3.08	3.54	3.69	3.36	3.14	3.06	4.10	5.10	5.70	6.07	6.20
1988	3.17	3.52	3.42	3.19	3.05	3.22	4.15	4.85	6.03	6.08	6.08
1989	2.87	3.39	3.68	3.17	3.00	3.22	4.13	5.83	6.20	6.49	6.60
1990	2.56	2.88	3.30	3.23	3.21	3.66	3.97	5.35	6.45	6.79	6.92
1991	2.63	2.95	3.41	3.50	3.38	3.60	4.86	5.29	6.71	6.78	6.79
1992	2.86	3.12	3.13	3.09	3.25	3.26	3.82	5.00	6.11	7.07	7.27
1993	2.82	3.05	3.36	3.68	3.76	3.94	4.48	6.57	7.26	8.84	9.00
1994	2.81	3.05	3.38	3.57	3.85	4.08	4.47	6.38	7.69	8.97	9.16
1995	2.72	2.97	3.23	3.24	3.37	3.57	4.49	5.52	7.81	8.12	8.25
1996	2.54	2.73	3.15	3.34	3.47	3.73	3.95	5.86	7.28	8.20	8.39
1997	2.45	2.81	3.27	3.90	3.75	4.04	4.84	6.48	8.26	9.10	9.39
1998	2.33	2.67	3.03	3.54	3.61	4.25	4.75	6.22	8.34	9.59	9.94
1999	2.95	3.24	3.62	4.03	4.73	4.82	5.37	6.95	9.18	10.46	10.79
2000	3.03	3.42	3.91	4.40	4.88	5.45	6.14	7.34	9.67	11.27	12.25
2001	2.64	2.97	3.47	4.04	4.63	5.16	5.71	6.95	9.37	10.33	11.04
2002	2.30	2.79	3.48	3.94	4.19	4.73	5.55	6.93	9.16	10.03	10.77
2003	2.78	3.15	3.59	4.04	4.49	5.05	5.73	6.96	9.11	10.00	10.71
2004	2.99	3.59	3.76	3.95	4.26	4.94	5.94	7.39	9.71	11.06	12.09
2005	3.15	3.70	3.91	4.15	4.51	5.19	6.16	7.70	9.57	10.51	11.31
2006	2.55	3.14	4.03	4.60	4.87	5.50	6.49	7.71	9.25	10.13	10.75
2007	3.42	4.14	3.85	3.59	3.60	4.20	5.35	6.72	8.35	9.49	10.39
2008	3.16	3.82	4.38	4.80	5.15	6.07	7.87	8.93	9.70	10.63	11.58
2009	3.73	4.52	4.90	5.29	5.81	6.84	8.62	10.10	11.36	12.53	13.52
2010	3.02	3.72	4.27	4.70	5.10	5.99	7.44	8.79	10.04	11.20	12.21
2011	2.89	3.65	4.05	4.25	4.39	5.13	6.46	7.98	9.72	11.04	12.06
2012	2.84	3.60	4.06	4.28	4.34	5.00	6.29	8.11	10.49	11.55	12.37

出所：『家計調査年報』各年版「世帯主年齢階級別」データから、森がTanaka/Mori/Inaba モデルを使って導出。

付録図1 Deatonによる台湾の家計収入の分解



出所：Deaton, op.cit., p.118.

参考文献

- 朝野熙彦 (2001) 「コホート分析の比較方法論的考察」 下記 森宏編 (2001)、347-366。
 川口雅正 (1981) 「統計学の学問的性質について」 『九州大学農学部学芸雑誌』 36巻1号、25-46。
 川口雅正 (2007) 「コメント、特にIEを中心に」 (コホート分析における『識別問題』の克服—中村・IEモデルの比較検討—/田中・三枝・森・川口 1-44頁の分担部分) 『専修経済学論集』 42巻1号、39-44。
 川口雅正 (2008) 「シミュレーション結果の差異に関する理論的考察—IE解および中村のベイズ解の構造的問題—」 (コホート分析における識別問題への対処—シミュレーションによる検定—/森・三枝・川口 69-99頁の分担部分) 『社会科学年報』 42号、専修大学社会科学研究所、81-88。
 川口雅正 (2009) 「推計法の構造的問題について」 (コホート分析におけるベイズ型とIEモデルのシミュレーション比較 (標準コホート表)—改善のための提案/森・川口・三枝 105-134頁の分担部分) 『専修経済学論集』 44巻1号、112-117。
 牧二郎 (1967) 「科学論の哲学的諸問題」 務台理作・古在由重編 『哲学の課題』 岩波書店、117-135。
 森宏編 (2001) 『食料消費のコホート分析—年齢・世代・時代』 専修大学出版局、pp.376。
 森宏ら (2001) 「戦後における食料消費の激変と世代効果—報告と討論—」 森宏編 (2001)、273-309。
 森宏・Dennis L. Clason (2007) 「社会科学研究のためのコホート分析—考え方と手法—」 『社会科学年報』 41号、専修大学社会科学研究所、17-38。
 森宏 (2011) 「食料消費の年齢・世代効果—文献解題を中心に—」 『専修経済学論集』 45 (3)、113-132。
 森宏・三枝義清 (2010) 「食料消費のコホート分析—伝統的ミクロ経済学との関連において—」 『社会

- 学年報』44号、専修大学社会科学研究所、49-67.
- (2013)「牛肉家計消費における O-157 および BSE のインパクトの計測 —「拡大コウホート」モデルを用いて」『社会科学年報』47号、専修大学社会科学研究所、157-182.
- 中川徹・小柳義夫 (1982)『最小二乗法による実験データ解析—プログラム SALS』東京大学出版会、(2007年9月10日初版第12刷)、pp. 206.
- 中山茂訳 (1971)『トーマス・クーン科学革命の構造』みすず書房、(1997年9月30日初版第27刷) pp.277 (Thomas S. Kuhn (1962,1970) *The Structure of Scientific Revolutions*, The University of Chicago Press, pp. 210).
- 鈴木達三 (1984)「市場調査データとコウホート分析」『ブレーン』24巻9号、(昭和59年9月号)、45-56.
- 竹内啓訳/J. ジョンストン著 / (1964)『計量経済学の方法』東洋経済新報社、pp. 304.
- 武谷三男 (1968a)「弁証法の諸問題」星野芳郎編『武谷三男著作集1』勁草書房、1-170.
- 武谷三男 (1968b)「続弁証法の諸問題」星野芳郎編『武谷三男著作集1』勁草書房、171-360.
- 高哲夫訳/T. B. ヴェブレン著 / (1998)『有階級の理論—制度の進化に関する経済学的研究—』筑摩書房、460頁.
- Attanasio, Orazio P. (1993) *A Cohort Analysis of Saving Behavior by U.S. Households*, Working Paper No. 4454, National Bureau of Economic Research, Cambridge, Ma.
- (1998) “Cohort Analysis of Saving Behavior by U.S. Households,” *The Journal of Human Resources*, XXXIII, 3, 575-609.
- Blisard, Noel (2001) *Income and Food Expenditures Decomposed by Cohort, Age, and Time Effects*, Technical Bulletin No. 1985, ERS, USDA.
- Deaton, A. and C. Paxson (1994) “Saving, Growth, and Aging in Taiwan,” *Studies of Aging*, eds. D.A. Wise, Chicago, the University of Chicago Press, 331-357.
- (2000) “Growth and Saving among Individuals and Households,” *Review of Economics and Statistics*, 82 (2), 212-225.
- Deaton, Angus (1997) *The Analysis of Household Surveys: Micro-econometric Approach to Development Policy*, Baltimore, The Johns Hopkins University Press.
- Fu, W.J., K.C.Land and Y.Yang (2011) “On the Intrinsic Estimator and Constrained Estimators in Age-Period-Cohort Models,” *Sociological Methods and Research*, Vol.40, 453-466.
- Glenn, N.D. (1989) “A Caution about Mechanical Solutions to the Identification Problem in Cohort Analysis: Comment on Sasaki and Suzuki,” *American Journal of Sociology*, Vol.95, No.3, 754-761.
- (2005) *Cohort Analysis, second edition*, Sage Publications, Inc., pp. 61.
- Gustavesen, G.W. and K. Rickertsen (2009) “Consumer Cohorts and Demand System,” a Paper Presented at the International Association of Agricultural Economics Conference, Beijing, China, August 16-22, 1-26.
- (2013) “Consumer cohorts and purchases of nonalcoholic beverages,” *Empirical Economics*, Published online: 09 March.
- Kupper, L.L., J.M. Janis, A. Karmous, and B.G. Greenberg (1985) “Statistical Age-Period-Cohort Analysis: A Review and Critique,” *Journal of Chronic Diseases*, Vol.38, No.10, 811-830.
- Mason, K.O., W.M. Mason, H.H. Winsborough, and W.K. Poole (1973) “Some Methodological Issues in Cohort Analysis of Archival Data,” *American Sociological Review*, Vol.38, No.2, 242-258.
- Mori, H., D.L.Clason, and J. Lillywhite (2006) “Estimating Price and Income Elasticities for Foods in the Presence of Age-Cohort Effects,” *Agribusiness: an International Journal*, 22 (2), 201-217.
- Mori, H., and D.L. Clason (2004) “Cohort Approach as an Effective Means for Forecasting Consumption in an Aging Society: The Case of Fresh Fruit in Japan” *Senshu University Economic Bulletin*, Vol.38, No.2, 45-70.
- Mori, H. and Y. Saegusa (2010) “Cohort Effects in Food Consumption: What They Are and How They Are Formed,” *Evolutionary and Institutional Economics Review*, 7 (1), 43-63.
- Mori, H., Y. Saegusa, and J. Dyck (2012) “Estimating Demand Elasticities in a Rapidly Aging Society – The Cases

- of Selected Fresh Fruits in Japan,” *The Annual Bulletin of Social Science*, 46, Institute of Social Science, Senshu University, 123-144.
- O'Brien, R.M. (2000) “Age Period Cohort Characteristic Models,” *Social Science Research*, Vol.29, 123-139.
- (2011) “Constrained Estimators and Age-Period-Cohort Models,” *Sociological Methods and Research*, Vol.40, 419-452.
- OECD Project on Income and Poverty, “What Are Equivalence Scales?”
- Rentz, J.O., F.D. Reynolds, and R.G. Stout (1983) “Analyzing Changing Consumption Patterns with Cohort Analysis,” *Journal of Marketing Research*, Vol.20, No.1, 12-20.
- Sasaki, M., and T. Suzuki (1987) “Changes in Religious Commitment in the United States, Holland, and Japan,” *American Journal of Sociology*, Vol.92, No.5, 1055-1076.
- (1989) “A Caution about the Data to be Used for Cohort Analysis: Reply to Glenn,” *American Journal of Sociology*, Vol.95, No.3, 761-765.
- Searle, S.R. (1971) *Linear Models*, John Wiley & Sons, Inc., pp. 532.
- Skinner, Jonathan (1994) “Comment” on Deaton and Paxson’s “Saving in Taiwan” in *Aging*, op. cit., 358-361.
- Stewart, Hayden and Noel Blisard (2008) “Are Younger Cohorts Demanding Less Fresh Vegetables?” *Review of Agricultural Economics*, Vol. 30, No. 1, 43-60.
- Stewart, H., D. Dong, and A. Carlson (2012) “Is Generational Change Contributing to the Decline in Fluid Milk Consumption?” *Journal of Agricultural and Resource Economics*, 37 (3), 1-20.
- (2013) *Why Are Americans Consuming Less Fluid Milk? A Look at Generational Differences in Intake Frequency*, Economic Research Report No. 149, USDA.
- Stigler, George and Gary Becker (1977) “De Gustibus Non Est Disputandum,” *American Economic Review*, 67 (2), 76-90.
- Winship, C. and D.J. Harding (2008) “A Mechanism-Based Approach to the Identification of Age-Period-Cohort Models,” *Sociological Methods & Research*, Vol.36, No.3, 362-401.
- Yang, Y., W.J. Fu, and K.C. Land (2004) “A Methodological Comparison of Age-Period-Cohort Models: The Intrinsic Estimator and Conventional Generalized Linear Models,” *Sociological Methodology*, Vol.34, 75-110.
- Yang, Y., S. Schulhofer-Wohl, W.J. Fu, and K.C. Land (2008) “The Intrinsic Estimator for Age-Period-Cohort Analysis: What It Is and How to Use It,” *American Journal of Sociology*, Vol.113, No.6, 1697-1736.
- Yang, Y. and K.C. Land (2013) *Age-period-cohort analysis : new models, methods, and empirical applications*, Boca Raton, CRC Press, pp. 338.

食品廃棄物削減と食品リサイクルの現状と課題

佐藤 康一郎

はじめに

2012年度に専修大学社会科学研究所のメンバー6人でアメリカの貧困問題について研究する機会を得た。社会保障や貧困問題を専門とする経済学部経済学科の小池隆生先生と2011年度に何回かアメリカ合衆国の貧困問題について意見交換したことがその出発点である。

2002年に日本フードサービス協会関係者とアメリカ合衆国の外食事情を視察した際に、貧困の連鎖と外食について研究したことがあり、またフードバンク¹⁾の存在もそのころに知った。

そこで、アメリカ合衆国の貧困問題とフードバンク活動を研究テーマとしてグループ研究に参加した。本研究の佐藤担当分は、アメリカ合衆国の貧困問題とフードバンク活動を明らかにすることを最終目的としている。このうち、初年度はフードバンク活動に焦点を当て、とりわけ日本国内でのフードバンクについて研究を始めた。

本稿は、そのフードバンクの活動の前提となる、我が国における食品廃棄についての研究成果をまとめたものである。

世界的な人口増加による食料需要の増加や穀物の国際価格の上昇、バイオエタノール需要の増加、大幅な気候変動などを背景にして、食料需要は逼迫した状況が続いている。

他方、日々大量の食料が廃棄され、食品廃棄の削減の必要性が強くなっている。2012年度の日本の食料自給率はカロリーベースで39%

であるが、自給率を計算する際には捨てられる食料も分母の総供給量も入るため、食品廃棄の削減は自給率の改善につながる。

とりわけ熱量自給率への影響は大きく、輸入依存度が高い食用油や小麦製品などの削減は効果的で、穀物価格が高騰する中で富の流失を防ぐとの指摘もある²⁾。

全世界では、生産される食料40億トンのうち、3分の1ほどが失われているとの指摘もあり、FAOでは消費段階で捨てられるものを廃棄、生産から小売りまでの間をロスと区別している³⁾。我が国では後者を食品ロスと呼んでいる。

2008年8月から12月まで農林水産省で開催され、筆者が傍聴した食品ロスの削減に向けた検討会では、我が国では食品関連企業から年間約800万t及び家庭から約1,100万tの計約1,900万tの食品廃棄物が排出されていると報告された。このうち約500～900万tが食品関連企業からの規格外品・売れ残りの食品ロスであると試算されている。これには製造工程で発生する製造副産物や調理くずなど食用に適さない部分だけでなく、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品ロスが含まれている。

なお、食品ロスの削減に向けた検討会から5年経つが、「食品関連企業から年間約800万t及び家庭から約1,100万tの計約1,900万tの食品廃棄物が排出されている」というデータで現況が説明されている。

食品ロスの削減に向けた検討会を受けて農林水産省は2009年3月に食品のムダ削減に向けた

対応策をまとめた。小売店に対しては、賞味期限が近づいた商品を値引き販売などで売り切る努力をするよう求めた。しかし現在もコンビニエンスストアでは、ほとんど実施されていない⁴⁾。

1. 食品廃棄物の取り扱いの変遷

明治時代半ばの19世紀末に、コレラなどの伝染病の流行が続いたことにより、公衆衛生改善の整備が必要になった。そこで政府は、1897年に「伝染病予防法」、1899年に「海港検疫法」、1900年に「下水道法」と「汚物掃除法」をそれぞれ公布・施行した。

汚物清掃法第1条において「汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ」ということで、土地の所有者・使用者・占有者にその地域内に義務を課した。そして、第2条で「別段ノ義務者アル場合ヲ除ク」場合、つまり土地の所有者・使用者・占有者がいない公有地については市に義務を課した。

市には第3条で「蒐集シタル汚物ヲ処分スルノ義務ヲ負フ」ことも定められている。なお、この時点の市は52都市⁵⁾であった。また、区町村についても準用することが定められている。

汚物清掃法における汚物とは、「塵芥汚泥汚水及糞尿」と施行規則で定められ、後に「灰燼」として、燃え殻が追加される。

戦後、汚物の衛生的処理と生活環境の清潔による公衆衛生の向上を目的として汚物清掃婦を継ぐ形で、清掃法が1954年4月に公布され同年7月に施行された⁶⁾。

その清掃法第3条において、汚物とは「ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体」と定義された。

そして、経済復興（次いで高度成長期へ）の中で多量の汚物が発生するに至るが、清掃法第7条で「市町村長（特別区の存する区域にあっ

ては、都知事）は、厚生省令の定めるところにより、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、衛生的な方法で当該汚物を市町村長（特別区の存する区域にあっては、都知事）の指定する場所に運搬し、又は処分すべきことを命ずることができる」としか定められていなかった。

また、特殊な汚物についても第8条で「市町村長（特別区の存する区域にあっては、都知事）は、特別清掃地域内の工場、事業場等で、清掃作業を困難にし、又は清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物について必要な処理を施し、又は衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、若しくは処分すべきことを命ずることができる」とするに留まっていた。

このため、さまざまな公害に対処できなくなっていったが、まだ廃棄する食品を正確に廃棄物として規定していなかった。

我が国で食品廃棄物を法で取り扱うようになったのは、1970年12月に公布され、1971年9月に施行された、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）が最初である。

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制と処理の適正化（適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。この廃棄物処理法は、廃棄物についての考え方を大きく根本から変えるものであった。

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に二分される。

産業廃棄物は事業化活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法で20種類に分類されている⁷⁾。さらに産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特

別管理産業廃棄物として区分している⁸⁾。

特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められ、処理業の許可も区分されている。このため、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を持つ処理業者でなければ、特別管理産業廃棄物の取り扱いが許可されない。

一方、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と呼ぶ。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分けられ、さらにごみは「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に分けられる。

上述の定義を踏まえると、食品廃棄物は、次の4つに分けられる。

一つ目は、家庭から排出される食品廃棄物でこれは一般廃棄物に区分される。二つ目は、食品卸売業や食品小売業、外食産業の事業所から排出される食品廃棄物で、一般廃棄物に区分される。三つ目は食品製造業の事業所から排出される食品廃棄物で、産業廃棄物（動植物性残さ）に区分される。四つ目は、事業所から排出される廃食用油で、産業廃棄物（廃油）に区分される。

なお、廃棄物処理法は廃棄物を対象とし、有価物は対象としないため、食品残渣が有価物になったときは、廃棄物処理法の制約を受けない。

2. 食品リサイクル法

1997年11月、大阪府豊能郡豊能町と豊能郡能勢町が共同運営するゴミ処理施設である豊能郡美化センターとその周辺で史上最高の濃度となるダイオキシン汚染が検出された。このことが社会問題化したことなどをきっかけとして「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「環境への負荷が少ない資源循環型社会」への転換が急がれる状況となった。

廃棄物やりサイクルへの対策は、廃棄物処理法の改正などによる個別の対処が図られてきたが、廃棄物発生が増大や最終処分場確保の難しさなどの問題は深刻なものとなっていた。

食品廃棄物については、食品廃棄物等の排出抑制および資源としての有効利用を推進するために、食品循環資源の再生利用を促進が問題となっていた。

そこで政府は、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として循環型社会形成推進基本法を2000年6月に公布し、個別の廃棄物・リサイクル関係の法律が一体的に整備された。具体的には、循環型社会形成推進基本法を上位法と位置づけ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）や資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法（改正リサイクル法））、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）などを下位法と位置づけた。

食品廃棄物については、食品⁹⁾の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で発生する「食品廃棄物等の排出の抑制及び減量」と「食品循環資源としての有効利用を推進すること」を目的に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、食品リサイクル法）が2000年6月に公布され、2001年5月1日に施行された。つまり、上位法である循環型社会形成推進基本法と同時に整備された。

なお、食品廃棄物等とは、「食品が食用に供された後に、または食用に供されずに廃棄されたもの」及び「食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの」と食品リサイクル法第2条2項で定義されている。

この法律は、上記の各段階で食品廃棄物の発

生抑制し、減量化することで最終処分量を減少させるとともに再生利用を促進しようとするものであり、再生利用の方法としては、次の3つがある。

- 1) 食品循環資源：食品廃棄物等であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの
- 2) 再生利用：食品循環資源を飼料・肥料・炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤・油脂及び油脂製品・エタノール・メタンとして利用し、又は利用する者に譲渡すること
- 3) 再生利用等：発生抑制、再生利用、熱回収、減量（乾燥・脱水・発酵・炭化）

つまり、まずは製造、流通、消費の各段階で食品廃棄物の発生抑制を目指す。それでも食品廃棄物等が発生してしまったら再資源化できるものについては飼料などに再生利用する。この際、飼料として利用することを最優先に検討し、次いで肥料、油脂・油脂製品、メタン、炭化製品（燃料及び還元剤としての利用）、エタノールとして利用する。

そして、再生利用が困難な場合に限り、熱回収を目指し、最終手段として乾燥や脱水などの方法によって食品廃棄物量を適正に減少させるという論理である。

3. フードチェーン各段階における食品廃棄物等の発生要因

フードチェーン各段階における食品廃棄物等の発生要因を整理すると次のようになる。

製造段階では、次のように8種類のロスが生じる。まず原材料管理段階で何らかの理由で廃棄せざるを得ない原材料が生じることがある（ロス1：原材料ロス）。次いで、原材料から除去された不可食部分や副産物が発生する（ロス

2：製造残渣）し、可食部分の中にも、製造機械試運転の際に生じる試作品や成型時の端材、製造機械のトラブルで製品ならなかった原料などが発生する（ロス3：製造工程におけるロス）。

そして、製造工程終了後から出荷までの過程において、規格外品としてのロスが発生する（ロス4：規格外品）。さらに、製品となった後の段階では、一定期間保管後廃棄する検食（ロス5：保存用サンプル）や欠品対策のための余剰生産分（ロス6：欠品対策用ロス）が生じる。また生産計画量を下回る段階で製造が中止される場合にもロス（ロス7：生産中止に伴うロス）が発生し、後述するが返品処理に伴うロス（ロス8：返品に係わるロス）も生じる。

精緻な需要予測や受発注システムの構築などによって、ロスの削減に努めるものの、少なくとも販売予定量以上の製品を生産する必要がある。

また、欠品や品切れは販売機会ロスになるだけでなく、顧客（小売店、消費者）離れの原因になったり、欠品ペナルティ（売価保証を求められるケースも見られる）を課されたりする原因となる。そのためある一定のロスは欠くことができない。

他方で、新製品は需要予測が難しく、短期間で製品廃棄に至ることも少なくない。とりわけPOSシステムや顧客の購買に関するビッグデータが活用される食品分野は短命な製品が多い¹⁰⁾。この短期間における製品廃棄も大きなロスの要因となる。

卸売段階は製造業者と小売業者を結ぶ位置になるため、ロスが発生しづらい構造となっているが、検品不合格品や輸送途中での破損品がロスとなる。また、大ロットで購入した製品を、小売店からの注文に応じて小分けして納品するため、端数が卸売の在庫として残り、ロスにつながることもある。加えて、発注から納品までのリードタイム短縮のためにある程度の在庫を

保有することも必要であり、これもロス発生の要因となりうる。

卸売段階のロス要因としては、返品問題も存在する。一度小売業者が買い取った製品は、販売期限内に販売できなかった場合であっても本来は返品されることはないはずである。

しかしながら、小売業界の悪しき風習として、契約に反して返品されたり、次の納品時に返品分を差し引いた金額しか支払われなかったりするといった事例が少なくない。もっとも卸売業者から製造業者へも同様なことが行なわれている。

本来、このような理由による返品は、下請取引における取引の公正化と流通取引における優越的地位の濫用防止から成立した独占禁止法の「優越的地位の濫用行為の禁止規定」に抵触する。

一般財団法人流通システム開発センターと公益財団法人流通経済研究所が共同して主催する「製・配・販連携協議会」の調査では、図表1のようなデータが示されている¹¹⁾。

小売段階では、生鮮食料品や総菜では売れ残りがロスとなる。店内で調理加工販売する場合には、加工工程で発生する調理残渣も発生する。

加工食品では、販売期限が切れた売れ残り製品やフェイス替え（製品の入れ替え）の際に店頭から引き揚げる製品などがロスにつながる。

小売業では、販売機会損失を避けるために売り上げ目標よりも多く製品を仕入れ、陳列している。また、品揃えの豊富さが顧客の買い物の楽しみや喜びを生むという考えも支配的である。

実際、筆者が1990年代に勤務していた食品スーパーでは、営業中いつお客様が来店されたとしても欠かしてはいけないアイテムが定められていた。これらアイテムについては、販売機会損失は絶対にしてはならないことが徹底されており、結果としての廃棄損失は許容されていた。つまり、販売機会損失の回避は絶対であった。そしてこのことがロスの削減の足かせになっているし、返品の原因にもなっている。

4. 食品廃棄物等発生の推移

農林水産省統計部の食品循環資源の再生利用等実態調査報告では、食品リサイクル法施行以降、図表2のような食品廃棄物等が発生している。なお、数値が2008年度から倍増しているが、これは調査方法を見直したことによるものであり、本件についての詳細は次節で言及する。

図表2 食品廃棄物等の年間総発存量
(食品産業全体の試算結果)

2001年度	1091.9万トン
2002年度	1131.4万トン
2003年度	1134.8万トン
2004年度	1135.8万トン
2005年度	1136.2万トン
2006年度	1135.2万トン
2007年度	1134.3万トン
2008年度	2315.3万トン
2009年度	2271.8万トン

農林水産省統計部：食品循環資源の再生利用等実態調査報告平成14年度版から平成21年度版をもとに筆者が作表。

図表1 加工食品分野における小売業から卸売業への返品率と推計返品額

	2009年度	2010年度	2011年度
卸売業→製造業	1,885億円 (1.88%)	1,139億円 (1.12%)	990億円 (0.97%)
小売業→卸売業	453億円 (0.41%)	417億円 (0.37%)	431億円 (0.38%)

製・配・販連携協議会返品削減WG報告書「返品削減に向けた取り組みの進捗について」より筆者が作表。

食品リサイクル法が施行されてからも食品廃棄物の発生量は微増したが、食品産業全体の再生利用の取り組みが積極的に行なわれた。そのため発生抑制の実施について効果が得られたが、食品関連事業者の区分ごとにみると、食品産業の中でも食品小売業や外食産業では再生利用がなかなか進まなかった（図表3から図表6参照）。

このことは、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要（以下、改正食品リサイクル法）」の冒頭においても、「法施行後、一定の効果をあげているが、食品産業の『川下』に位置する小売業などの食品関連事業者の取組が低迷していることから、これらの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組の円滑化措置を講ずる」と指摘されている。

食品小売業や外食産業で再生利用がなかなか進まなかった要因として、「個々の事業所での発生量に差があること」、「事業所が全国各地に点在するため発生個所も点在すること」、「さまざまな原材料が組み合わせられて加工されていること」、「調味料や添加物等が加えられていること」、「個別に容器に入れられたり包装されたりしていること」、などがあげられる。

例えば、「個々の事業所での発生量に差があること」や「事業所が全国各地に点在するため発生個所も点在すること」は食品廃棄物等の回収作業の工数がかかることを意味し、「さまざまな原材料が組み合わせられて加工されていること」や「調味料や添加物等が加えられていること」は再生利用の難しさや複雑さ¹²⁾を意味し、「個別に容器に入れられたり包装されたりしていること」はリサイクル利用に際して前処理を必要とすることを意味している。

また、市町村の焼却費用の安さも大きな要因である。生ごみの処理は排出事業者の負担であ

るが、一般廃棄物扱いとなる食品卸売業や食品小売業、外食産業から排出される生ごみは、家庭ごみを収集・焼却する市町村では、市町村に有償処分依頼をすることもできる。

例えば、東京都特別区では1kgあたり15.5円（税込み）で東京二十三区清掃一部事務組合が運営する清掃工場にて処分できる¹³⁾。リサイクル報告義務のある大手の事業所を除けば、容易で安価に処分できるため、焼却処分することも少なくない。

食品リサイクル法が施行されていても、100年以上前の汚物掃除法からの伝統で、一般廃棄物の衛生的な処理は市町村の業務であるため、上述のような行為も引き受けざるを得ないのが現状である。

一方、再生利用事業者へ処理依頼をすると、1kgあたり21円（税込み）くらいが相場となっている。30%の価格差は排出量を考えると無視できない価格差である。

このような環境を受けて2007年6月に食品リサイクル法が改正され、規制強化を図った¹⁴⁾。

改正食品リサイクル法では、食品リサイクルを推進するため、業種の特性を考慮した業種別の目標値を設定するとともに、個々の食品関連事業者に応じた再生利用等の実施率目標（基準実施率）が設定された。

食品関連事業者は、その年度の再生利用等実施率が、食品関連事業者ごとに設定されたその年度の基準実施率を上回ることを求められる。また、基準実施率は毎年アップすることから、再生利用等の実施率向上に向けた努力を続ける必要がある。このため、再生利用等の中で最優先に位置付けられている発生抑制についても、具体的な方法を提示し、各事業者の取組みを推進することが求められている。

図表3 食品製造業における食品廃棄物等の発生量、発生抑制量、減量化量、再生利用量 (1万t)

年度	食品廃棄物等の年間発生量 (食品産業全体に占める割合)	発生抑制した量 (抑制割合)	減量化した量 (減量化率)	再生利用への仕向量 (再生利用率)	うち、食品リサイクル法で規定している用途による再生利用への仕向量 (再生利用率)
2001年度	463.8 (42%)	21.0 (4%)	37.3 (8%)	277.3 (60%)	231.6 (50%)
2002年度	483.4 (43%)	33.4 (6%)	19.2 (4%)	351.4 (73%)	288.6 (60%)
2003年度	487.0 (43%)	22.3 (4%)	15.2 (3%)	378.9 (78%)	314.1 (65%)
2004年度	489.8 (43%)	23.5 (5%)	23.4 (5%)	380.3 (78%)	320.6 (65%)
2005年度	494.6 (44%)	24.1 (5%)	17.6 (4%)	422.1 (85%)	376.2 (76%)
2006年度	494.7 (44%)	26.5 (5%)	21.0 (4%)	422.9 (86%)	374.5 (76%)
2007年度	492.8 (43%)	24.3 (5%)	16.8 (3%)	424.8 (86%)	379.8 (77%)

農林水産省統計部：食品循環資源の再生利用等実態調査報告平成14年度版から平成21年度版をもとに筆者が作表。

図表4 食品卸売業における食品廃棄物等の発生量、発生抑制量、減量化量、再生利用量 (1万t)

年度	食品廃棄物等の年間発生量 (食品産業全体に占める割合)	発生抑制した量 (抑制割合)	減量化した量 (減量化率)	再生利用への仕向量 (再生利用率)	うち、食品リサイクル法で規定している用途による再生利用への仕向量 (再生利用率)
2001年度	72.4 (7%)	2.7 (4%)	0.2 (0%)	26.1 (36%)	21.0 (29%)
2002年度	74.6 (7%)	2.3 (3%)	0.5 (1%)	34.0 (46%)	24.5 (33%)
2003年度	74.0 (7%)	2.7 (4%)	0.5 (1%)	35.5 (48%)	31.1 (42%)
2004年度	75.1 (7%)	4.8 (6%)	1.2 (2%)	39.8 (53%)	26.6 (35%)
2005年度	74.4 (7%)	3.1 (4%)	0.8 (1%)	50.5 (68%)	43.2 (58%)
2006年度	74.3 (7%)	3.2 (4%)	1.5 (2%)	50.9 (68%)	43.5 (59%)
2007年度	73.6 (6%)	2.9 (4%)	1.1 (1%)	51.8 (70%)	43.1 (59%)

農林水産省統計部：食品循環資源の再生利用等実態調査報告平成14年度版から平成21年度版をもとに筆者が作表。

図表5 食品小売業における食品廃棄物等の発生量、発生抑制量、減量化量、再生利用量 (1万t)

年度	食品廃棄物等の年間発生量 (食品産業全体に占める割合)	発生抑制した量 (抑制割合)	減量化した量 (減量化率)	再生利用への仕向量 (再生利用率)	うち、食品リサイクル法で規定している用途による再生利用への仕向量 (再生利用率)
2001年度	235.5 (22%)	10.4 (4%)	4.3 (2%)	52.2 (22%)	41.8 (18%)
2002年度	260.2 (23%)	8.0 (3%)	6.7 (3%)	74.4 (29%)	52.3 (20%)
2003年度	261.6 (23%)	10.5 (4%)	5.4 (2%)	81.2 (31%)	48.0 (18%)
2004年度	260.4 (23%)	12.1 (4%)	3.7 (1%)	82.1 (32%)	59.5 (23%)
2005年度	262.9 (23%)	12.2 (4%)	4.4 (2%)	102.8 (39%)	68.5 (26%)
2006年度	262.0 (23%)	12.4 (5%)	5.8 (2%)	103.8 (40%)	77.1 (29%)
2007年度	263.0 (23%)	11.1 (4%)	4.4 (2%)	107.8 (41%)	81.3 (31%)

農林水産省統計部：食品循環資源の再生利用等実態調査報告平成14年度版から平成21年度版をもとに筆者が作表。

図表 6 外食産業における食品廃棄物等の発生量、発生抑制量、減量化量、再生利用量 (1万t)

年度	食品廃棄物等の年間発生量 (食品産業全体に占める割合)	発生抑制した量 (抑制割合)	減量化した量 (減量化率)	再生利用への仕向量 (再生利用率)	うち、食品リサイクル法で規定している用途による再生利用への仕向量 (再生利用率)
2001年度	3203 (29%)	128 (4%)	50 (2%)	390 (12%)	291 (9%)
2002年度	3132 (28%)	81 (3%)	60 (2%)	461 (15%)	260 (8%)
2003年度	3122 (28%)	124 (4%)	75 (2%)	593 (19%)	337 (11%)
2004年度	3104 (27%)	110 (3%)	47 (2%)	770 (25%)	377 (12%)
2005年度	3043 (27%)	116 (4%)	138 (5%)	910 (30%)	421 (14%)
2006年度	3042 (27%)	124 (4%)	83 (3%)	932 (31%)	473 (16%)
2007年度	3048 (27%)	107 (4%)	94 (3%)	952 (31%)	481 (16%)

農林水産省統計部：食品循環資源の再生利用等実態調査報告平成14年度版から平成21年度版をもとに筆者が作表。

5. 食品循環資源の再生利用等実態調査における調査手法の変更

食品循環資源の再生利用等実態調査の方法を2009年度実績(2010年度調査)分より変更した。2009年度実績(2010年度調査)からは、統計調査の調査手法の見直しを実施し、更に定期報告と合わせて推計する手法に変更したため、推計精度が向上し、より実態に近い値となっている。

定期報告とは、改正食品リサイクル法第9条第1項に基づいて、年間の食品廃棄物等の発生量が100t以上である食品関連事業者¹⁵⁾に対して毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関して義務付けている報告である。

また、2008年度実績については、2009年度と同様の手法により組み替え集計を行なった上で再集計した。

2007年度の統計調査は、食品廃棄物等の年間総発生量が100t以上か100t未満に関係なく、3,199客体(うち回収は2,102客体)で実施された。統計調査結果から得られた1事業所当たりの発生量を、総務省による「事業所・企業統

計調査」結果の母集団数に乘じ、食品産業全体の食品廃棄物等の総排出量を推計した。

対して、2009年度の統計調査は、食品廃棄物等の年間総発生量が100t未満の事業所を対象に、9,993客体(うち回収は3,773客体)で実施した。統計調査結果から得られた1事業所当たりの発生量を、総務省による「事業所・企業統計調査」の結果の母集団数に乘じ、100t未満の事業所の発生量を算出した。これに食品リサイクル法第9条第1項で義務付けている定期報告結果を加えて、食品産業全体を推計した。

その結果、2007年度の食品廃棄物等の発生量実績に比べて2009年度の実績は、食品製造業が492.8万tから1844.9万tへ大幅に増加した。対し、食品卸売業・食品小売業は336.6万tから159.8万tへ、外食産業は304.8万tから267.2万tへ減少した。

食品廃棄物等の年間総発生量の内訳は、再生利用の実施が1,376.8万t、廃棄物としての処分量が295.6万t、減量した量が235.1万t、熱回収の実施量が46.0万t、再生利用以外が42.0万tとなった。この各々の比率は、2009年度や2010年度と比べても大きな変化はない。

6. 食品廃棄物等発生の実状

2011年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間総発生量は、1,995.5万tとなっている。2010年度の年間総発生量は2086.0万t、2009年度2271.8万tであるので、年々減っている¹⁶⁾。

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の内訳は、飼料が1,035.2万t(75%)と最も多く、次いで肥料が252.4万t(18%)、油脂及び油脂製品が52.9万t(4%)、メタンが31.5万t(2%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が4.4万t、エタノールが0.5万t、再生利用以外が42.0万tとなった。

食品産業全体の再生利用の実施量は、再生利用分以外も含めて1,418.8万tとなった。これを業種別にみると、食品製造業が1,331.0万tと最も多く、次いで食品小売業が44.3万t、外食産業が31.8万t、食品卸売業が11.8万tとなった。

再生利用等の実施率については、図表7のように食品製造業が95%と最も高く、次いで食品卸売業が57%、食品小売業が41%、外食産業が23%となっている。実施率の順位は例年と変わっていない。また、3年間の推移は以下の通りである。なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、食品製造業で85%、食品卸売業で70%、食品小売業で45%、外食産業で40%に向上させることとなっている。

先に触れたが、再生利用には「発生を抑制す

ること」、「再生利用すること」、「熱回収すること」、「減量すること」という優先順位がある。

また、食品廃棄物等の削減については、事業者の業種の特性や取引や販売の実態を踏まえた取組を行なうことが求められる。取り組むべき内容は主として次のようになる。

- 1) 食品製造業：不良品発生率の低減、過剰納入の自粛、未使用原材料の有効利用など
- 2) 食品卸売業・食品小売業：過剰な仕入や安易な返品抑制、消費期限が近づいている商品の値引き販売など
- 3) 外食産業：メニューや盛り付けの工夫、食べ残しへの対応（食べ残しが多かった場合にメリットを付与するなど）、食べ残しの削減など
- 4) 全ての食品関連事業者：自らの取組みをPRするなどして消費者の理解促進に努める

7. むすび

以上、我が国における食品廃棄物の歴史的な整理と法規制、フードチェーン各段階における食品廃棄物等の発生要因および食品廃棄物等発生推移について俯瞰してきた。

最初に述べたように、「アメリカ合衆国の貧困問題とフードバンク活動」を研究テーマとし、このうち、初年度はフードバンク活動に焦点を当てた。そして、本稿は、そのフードバンクの活動の前提となる、我が国における食品廃棄に

図表7 食品循環資源の業種別再生利用等実施率

業種	目標値	2011年度	2010年度	2009年度
食品産業計	設定されていない	84%	82%	81%
食品製造業	85%	95%	94%	93%
食品卸売業	70%	57%	53%	58%
食品小売業	45%	41%	37%	36%
外食産業	40%	23%	17%	16%

ついてとりあげた。

フードチェーン各段階における食品廃棄物等の発生要因および食品廃棄物等発生の推移の項でも述べたが、フードチェーン各段階におけるロスの有効活用は喫緊の課題である。この課題解決の方法として、フードバンクが期待されている。

日本では、チャールズ・E・マクジルトン氏が2002年3月に日本初のフードバンク団体を設立し、同年7月に東京都から特定非営利活動法人の認証を受けた。2004年からは、団体名を現在のセカンドハーベストジャパンと改めた。

近畿地方では、2003年4月にブライアン・ローレンス氏がフードバンク関西を発足させ、2004年1月には兵庫県より特定非営利活動法人の認証を得、2007年には国税庁から認定NPO法人の認証を受けた。

いずれの団体も当初は外資系企業からの寄附が中心だったが、現在では日本企業からの支援も増えている。また2007年以降は広島県や愛知県、山梨県でもフードバンク活動の動きが始まっている。

また、過度な鮮度志向に基づく取引慣行の見直しも徐々に進み始めている。これまで食品製造業の卸売業・小売業への商品の納入に当たっては、卸売業や小売業が独自に設定している納入（入荷許容）期限（いわゆる3分の1ルール）が存在し、これが返品や食品廃棄に繋がる実態があった。

更に一部の小売業では、納入（入荷許容）期限を4分の1に設定して、これを過ぎた納入（入荷）は一切受けないといった厳密な運用をされようとする動きもあった。

しかし、菓子を例にとると、ほとんどの菓子の賞味期限が4～12か月であり、この期限内であればおいしく食べられるという製品特性から納入（入荷許容）期限を厳しくする必要

性は何もない。食品製造業者は自社製品に対して、科学的・合理的な手法によって得られたデータ等に基づいて賞味期限を表示することとなっているが、賞味期限表示を短くする傾向がある。

このような中、廃棄の一因である「3分の1ルール」の見直しも始まった。賞味期限が3分の2以上残ってなければ小売店に納品できず、3分の1を切るとメーカーに返品する「3分の1ルール」について、製造業者、卸売業者、小売業者など16社が2012年秋に再検討のためのワーキングチームを立ち上げた。

「3分の1ルール」は返品が廃棄につながりやすいため、ワーキングチームは2013年6月よりスーパー、コンビニエンスストアでより賞味期限に近い時期まで販売した場合の消費者の購買行動への影響などを試験している。そして、2013年度中にも対策をまとめる予定になっている¹⁷⁾。

次稿では、「3分の1ルール」の見直し試験の成果や食品製造業における昨今の新たな取り組み、我が国のフードバンク活動について取り上げる。

本研究は、専修大学社会科学研究所の2012年度グループ研究助成A「小池グループ」における研究成果の一部をまとめたものである。また、本研究に当たり、取り組む契機を与えてくださった、農林水産省関東農政局生産経営流通部畜産課畜産物流指導官（現：農林水産省大臣官房評価改善課改善指導専門官）梶山正信氏、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所機能性飼料研究チーム（現：独立行政法人国際農林水産業研究センター プログラムディレクター）川島知之氏にお礼を申し上げる。

〈註〉

- 1) フードバンクとは、食品製造業などで、「品質には問題がないものの、包装不備などで市場での流通が困難になり、製品としての価値を失った食品」を原則として無償で引き受け、生活困窮者を支援している市民団体を通じて野外生活者や児童施設入居者などの生活困窮者に供給する活動と団体を指す。提供を行う製造業者にとっては、廃棄処理費用を縮減し、食品廃棄物の発生を抑えられる。加えて、積極的に福祉活動をする点でCSRの取り組みともなり、企業価値の向上にも寄与する。
- 2) 日本経済新聞2012年8月18日社説
- 3) <http://www.fao.org/docrep/014/mb060e/mb060e00.pdf>
- 4) コンビニエンスストア最大手「セブン-イレブン・ジャパン」から、販売期限の迫った食品を値引きする「見切り販売」を妨害されたとして、北海道、大阪府、兵庫県の加盟店主4人が同社に計約1億4,000万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京高裁は30日、計約1,100万円の支払いを命じた。斎藤隆哉判長は「加盟店の合理的な経営判断の機会を失わせた」と指摘した。見切り販売を巡っては公正取引委員会が2009年6月、独占禁止法違反（優越的地位の乱用）で同社に妨害を禁じる排除措置命令を出し、命令後は販売が実施されている。加盟店主側は同年9月に提訴し、「契約上は自由に価格設定できるのに、弁当などを値引き販売しないよう指示された」と訴えていた。

2013年8月31日 毎日新聞

- 5) 弘前市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、米沢市、若松市（現在は会津若松市）、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、東京市、横浜市、新潟市、富山市、高岡市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、四日市市、大津市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、姫路市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、赤間関市（現在は下関市）、徳島市、高松市、丸亀市、松山市、高知市、福岡市、門司市（現在は北九州市）、小倉市（現在は北九州市）、久留米市、佐賀市、長崎市、熊本市、鹿児島市の52都市。
- 6) 衆議院 第19回国会 制定法律の一覧
http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/

houritsu/01919540422072.htm

- 7) 焼却炉の残灰などの「燃え殻」、排水処理後および各種製造業生産工程などで排出された「汚泥」、鉱物性油や動植物性油などの「廃油」、廃硫酸や廃塩酸などの「廃酸」、廃ソーダ液や金属せっけん廃液などの「廃アルカリ」、合成樹脂くずや合成ゴムくず（廃タイヤを含む）などの「廃プラスチック類」、生ゴムや天然ゴムくずなどの「ゴムくず」、鉄鋼または非鉄金属の破片などの「金属くず」、ガラス類や製品の製造過程等で生ずるコンクリートくずなどの「ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず」、鑄物廃砂や電炉等溶解炉かすなどの「鉱さい」、工作物の新築や除去により生じたコンクリート破片などの「がれき類」、産業廃棄物焼却施設などにおいて発生するばいじんであって集じん施設によって集められたものである「ばいじん」、パルプ製造業や出版業などから生ずる「紙くず」、木材・木製品製造業やパルプ製造業などから生ずる「木くず」、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる「繊維くず」、食料品・医薬品・香料製造業から生ずる「動植物性残さ」、と畜場において処分した獣畜や食鳥処理場において処理した食鳥に係る「動物系固形不要物」、畜産農業から排出される「動物のふん尿」、畜産農業から排出される「動物の死体」の19種類と以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）の20種類である。
- 8) 「燃えやすい廃油」、「pH2.0以下の酸性廃液」、「pH12.5以上のアルカリ性廃液」、「感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産棄廃棄物」、「廃PCBおよびPCBを含む廃油」、「PCBが付着もしくは封入されたPCB汚染物」、「廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したPCB処理物」、「廃石棉等」、「水銀やカドミウム、鉛、六価クロム、砒素などの有害産業廃棄物」
- 9) 食品リサイクル法第2条第1項において「食品」とは、飲食料品のうち薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものを指すと定義している。
- 10) 佐藤康一郎（2001）「パンのPLCと商品政策に関する考察—売り切り型短命商品の展開—」、日本商品学会『商品研究』51巻1・2号など

- 11) 返品削減WG 報告書「返品削減に向けた取り組みの進捗について」2013年7月12日
<http://www.dsri.jp/forum/pdf/henpinWG.pdf>
- 12) 食品残渣飼料を利用する養豚農家を訪問すると、肉質を安定させるために決まった時期に、決まった方法で、決まった期間だけ、食品残渣飼料を活用したいという声を耳にする。そのような環境では、給餌する食品残渣飼料の品質が安定していることがとても重要となる。食品製造業者から排出される食品廃棄物は定量確保しやすく、比較的少品種であるため管理が容易となるが、弁当や給菜など加工の進んだ食品廃棄物は定量確保が難しく、比較的多品種となるため、活用しづらい傾向にある。
- 13) 東京二十三区清掃一部事務組合 なお、2013年9月30日までは1kgあたり14.5円（税込み）であった。
<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/kanri/mochikomi/tesuuryou/oshirase.html>
- 14) 主な改正点は、食品関連事業者に対する指導監督の強化、食品関連事業者の取組みの円滑化、その他（再生利用等に「熱回収」を追加、主務大臣が意見を聴く審議会に「中央環境審議会」を追加）の3つである。
- 15) 「畜産食料品製造業」、「水産食料品製造業」、「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」、「調味料製造業」、「糖類製造業」、「精穀・製粉業」、「パン・菓子製造業」、「動植物油脂製造業」、「その他の食料品製造業」、「清涼飲料製造業」、「酒類製造業」、「茶・コーヒー製造業」、「農畜産物・水産卸売業」、「食料・飲料卸売業」、「各種食料品小売業」、「野菜・果実小売業」、「食肉小売業」、「鮮魚小売業」、「酒小売業」、「菓子・パン小売業」、「その他の飲食料品小売業」、「飲食店」、「持ち帰り・配達飲食サービス業」、「沿海旅客海運業」、「内陸水運業」、「結婚式場業」及び「旅館業」の27業種
- 16) 農林水産省 プレスリリース「平成23年度食品廃棄物等の年間総発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率について」
<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/130617.html>
- 17) 2013年4月19日 日本経済新聞朝刊、2013年7月7日 日本経済新聞朝刊

片倉越後製糸株式会社の株主分析

高梨 健司

はじめに

本稿の課題は、新潟県中蒲原郡村松町に進出した片倉製糸の傍系製糸会社・片倉越後製糸株式会社の株主分析により、1930年代の株主の持株構成推移及びその職業、地位、営業動向などの特徴について、実証的に究明することであり、更にはこの分析を前提に、株主各層の投資行動様式の違いや片倉越後製糸株式会社の進出による地域住民への経済的波及効果、換言すれば地域社会の基幹産業として、同社の地域経済振興についても考察したい。

従来、大地主、大資産家による株式投資の研究は、多くの研究蓄積を残している⁽¹⁾。諸企業の大株主の動向については解明が進んではいても、個別企業に関して、企業への株式投資を行う多数の株主各層を大株主から中小、零細株主にまで亘って、その職業、地位、営業活動動向などを具体的、詳細に明らかにした研究は、管見の限り皆無である。本稿対象の片倉越後製糸(株)は、従業員400人超(株主数500名前後)を擁する北陸地方最大の製糸会社である。本稿では、片倉越後製糸(株)には、同社株主分析により、地主層特に大・中地主、商工業者、町村長・助役・議員、役人、農会・産業組合役員たちによる株式投資が行われていたことが不十分ながら判明することになる。

本稿論点の第2は、1927(昭和2)年の金融恐慌後の産業不振を克服する施策の1つが村松町有力者たちによる片倉越後製糸(株)の工場誘致

であったが、地元の山十組系村松製糸所と共に、主に輸出向生糸生産であったため、地元には繭の販売先と女工、雑夫の就労先の確保以外に取り立てて大きな経済的効果はなく、農家経済の窮迫を救済するには程遠いという⁽²⁾、いわば型通りの否定的、絶望的な見解を再検討することである。片倉越後製糸(株)は、1931(昭和6)年5月末に430人の従業員を抱え、輸出向生糸の製造のほかに、4,050貫の地遣糸を生産しており、国内用生糸として機業地に販売され、絹織物用原糸として使用される。なお、1929(昭和4)年12月には、村松町隣接の五泉町に片倉共栄製糸(株)が進出する。村松町、五泉町共に機業地である。村松町、五泉町の機業地の同社産出国内向生糸の利用や工場及び従業員への食料、日常生活品などの地元農村、町場からの供給を農民、各種商工業者に依存する必要がある、こうした研究分野への配慮を欠いている。本稿では、こうした論点に着目しながら究明していきたい。

1. 片倉越後製糸(株)の株主構成と株主配当

(1) 1930年3月末時点(株主構成)

片倉越後製糸(株)は、「地方有志の発起により」、1927(昭和2)年7月1日に新潟県中蒲原郡村松町に新設された⁽³⁾。片倉製糸と地元有志の共同出資によって設立の片倉越後製糸(株)は、片倉製糸の委任経営の下で操業する。片倉越後製糸

第 1 表 片倉越後製糸(株)の株主 (1930年3月31日現在)

株主所有数	人数	株数	株主所有数	人数	株数
10,345 株	1 (1) 名	10,345 株	22 株	1 名	22 株
1,000	1 (1)	1,000	20	12 (4)	240
557	1	557	15	3	45
500	3 (2)	1,500	12	1	12
300	12 (7)	3,600	11	2	22
100	4	400	10	52 (3)	520
70	2	140	7	2	14
57	1	57	6	1	6
50	6	300	5	79 (6)	395
30	7	210	4	3	12
29	1	29	3	46 (2)	138
27	1	27	2	115 (1)	230
26	1	26	1	130	130
23	1	23	合計	489(27)	20,000

(注) (1)『株主名簿』中、同一人物 2 名の各重複記載あり。

(2)「人数」の () 内は、新潟県外の株主数 (内数)。

(資料) 片倉越後製糸株式会社第三期『株主名簿』より作成。

株の「地元有志」の中心主体は大・中地主、町長・助役、病院経営者、有力商人などの地元有力者たちであった⁽⁴⁾が、彼等以外の同社株主の実態に関しては解明されていない。そこで片倉越後製糸(株)の株主について、大株主から零細株主まで不十分ながら、究明を試みることにした。資料的制約から、同社株主究明に関しては、1929年度末 (1930年3月31日現在) から1936年度末 (1937年3月31日現在) までに限定する。即ち、片倉越後製糸(株)の第1～2期と第9期を除く、第3期から第10期までとする。

第1表は、片倉越後製糸(株)の第3期の株主構成 (1930年3月31日現在) を示す。同社の株主は、最多の10,345株所有から最少の1株所有までに亘り、この最大の株主1名のみで、片倉越後製糸(株)の合計株数20,000株の過半を占める。株主数からみると、全株主489名の内、1株所有株主が最も多く130名 (株数130株)、次いで2株所有株主115名 (株数230株)、合わせて245名 (株数360株)、全体の50.1%にのぼり、

過半を占めるが、持株比率では僅々1.8%にすぎない。5株以下所有株主は373名 (株数905株) で全体の76.3%、10株以下所有株主は428名 (株数1,445株) で同87.5%をそれぞれ占めており、小・零細株主が圧倒的多数であった。上記小・零細株主は、株数からみると僅か7.2%にすぎない。次に、片倉越後製糸(株)の大株主 (片倉一

族中心) について明らかにしたい。

① 大株主

第3表に示す如く、片倉越後製糸(株)の最大の株主は、片倉製糸紡績(株)取締役社長で、片倉越後製糸(株)顧問の片倉兼太郎であった。片倉兼太郎は、個人名義で500株を別に所有している。なお、片倉兼太郎は、1934 (昭和9) 年1月8日に死去する。片倉兼太郎に次ぐ大株主は、片倉久登の1,000株である。同氏の1,000株所有は1937 (昭和12) 年に至るまで変わることがなかった。片倉久登は、丸ト組代表社員であり、片倉越後製糸(株)取締役である。片倉製糸の出資協力者といったところであろう。片倉久登は、片倉製糸紡績(株)の700株所有株主 (1929年3月31日現在) でもある⁽⁵⁾。片倉兼太郎以外の片倉一族の片倉越後製糸(株)株式所有は、同社取締役社長の片倉三平が300株、同社取締役の今井真平 (片倉製糸紡績(株)取締役副社長の今井五介の長男) 300株、同社取締役の片倉方平300株、片倉製糸紡績(株)常務取締役の片倉武雄300株、

片倉製糸紡績(株)常務取締役の片倉直人300株、片倉製糸紡績(株)常務取締役の林 清夫(林 利三郎の婿養子)300株である。上記片倉一族の持株数は、片倉越後製糸(株)の合計株数20,000株の65.7%(13,145株)を占める。片倉製糸の片倉越後製糸(株)に対する経営支配は、盤石であるといえよう。片倉越後製糸(株)の合計株主の9割近くを占める10株以下株主に比べ、片倉一族の持株比率は圧倒的であることがわかる。

上記片倉越後製糸(株)の経営者層を構成する3名の内、1930年に片倉三平は、片倉製糸の北陸監督、片倉越後製糸(株)と片倉共榮製糸(株)の各代表取締役、日東紡績(株)専務取締役(後に取締役社長)、岩手県は製糸(株)取締役等を兼務する⁽⁶⁾。今井真平は、備作製糸(株)取締役社長、片倉江津製糸(株)取締役等を兼務する。片倉方平は、日東紡績(株)取締役、松江片倉製糸(株)取締役、片倉高岡製糸(株)監査役等を兼務する。なお、今井真平は、1935(昭和10)年10月5日に死去する。

② 新潟県外の株主

片倉越後製糸(株)の株主は、489名の殆ど大部分が新潟県内の株主であるが、僅かに27名が新潟県外の株主であった。大株主の多数が新潟県外在住の片倉一族のほか、『株主名簿』の株主住所地の記載ミスを除けば⁽⁷⁾、残る殆どは片倉製糸社員若しくは片倉製糸関係者である。

第3表に記載の片倉製糸社員として、片倉越後製糸(株)の株式300株所有の山中 遜(東京)は、同社監査役に就任しており、片倉製糸本社の会計・調査課長(主事)を経て、1935(昭和10)年には片倉製糸紡績(株)取締役に昇進する。山中 遜の所有株式300株は、1935(昭和10)年に100株減じて、200株となる。山中 遜は、また片倉製糸紡績(株)の株主として、1929年3月末に401株(山中 篤親権者として、別に212株)、1936年3月末には1,401株(同じく山中 篤親権者として、別に212株)を各所有して

いる⁽⁸⁾。山中 遜の片倉製糸紡績(株)取締役就任と共に、1,000株増加が生じていた。

片倉越後製糸(株)株式20株を所有する、愛知県所在の塚田喜代春(主事)は、片倉愛知製糸所長、片倉姫路製糸所長などを歴任し⁽⁹⁾、1933(昭和8)年1月18日には休職を命じられている⁽¹⁰⁾。塚田喜代春の片倉越後製糸(株)株式20株所有は、1937(昭和12)年まで変更がなく、また片倉製糸紡績(株)の株式717株を明らかな限り、1929~36年の間所有していた⁽¹¹⁾。塚田喜代春の住所は、片倉製糸紡績(株)と片倉越後製糸(株)の各『株主名簿』共に、1936,37年に長野県となっていることから、長野県内の片倉製糸所勤務に復帰したのであろう。

片倉越後製糸(株)株式20株を所有する、長野県所在の種山保人(参事補)は、1925(大正15)年3月9日に片倉製糸本社の発令により、片倉石原製糸所(埼玉)から片倉須坂田中製糸所(長野)現業長に転任し⁽¹²⁾、1930(昭和5)年4月30日に片倉須坂製糸所現業長の職を解かれ、事務長を命じられる⁽¹³⁾。

片倉越後製糸(株)株式20株を所有する、長野県所在の長田 巖は、1930年以降も所有し続けると共に、片倉製糸紡績(株)の株式を1929(昭和4)年3月末に23株、1936(昭和11)年3月末には10株を各所有する⁽¹⁴⁾。長田 巖の勤務先は明らかではないが、片倉製糸社員と判断して誤りではないであろう。

片倉越後製糸(株)の株式20株を所有する、長野県所在の永田五七(理事)は、片倉川岸事務所長を1930(昭和5)年6月20日に退職する⁽¹⁵⁾。永田五七は、その後も20株所有し続けるが、1937(昭和12)年には永田俊三(永田五七の子カ)に引き継がれている。また永田五七は、片倉製糸紡績(株)の株式を1929(昭和4)年3月末に1,108株を所有し、1936(昭和11)年3月末には永田俊三名義で1,283株を所有変更して

いる⁽¹⁶⁾。ほかに永田五七は、日東紡績(株)の株式 50 株(新株)を同社創立当時の 1924(大正 13)年 3 月末に所有していた⁽¹⁷⁾。

片倉越後製糸(株)の株式 10 株を所有する、石川県在住の那谷嘉一(参事補)は、日東紡績(株)金沢製糸所の事務長を勤め⁽¹⁸⁾、1934(昭和 9)年 5 月 18 日に退職(依頼解職)する⁽¹⁹⁾。那谷嘉一は、退職時に 47 歳、勤務年数 10 年という他社勤務を含め経験豊富な幹部社員であった。那谷嘉一に関しては、片倉製糸紡績(株)の株式所有は無い。但し、片倉越後製糸(株)株式 10 株は、退職後も所有し続けている。

茨城県在住の尾沢 与(主事・1930 年片倉越後製糸(株)株式 10 株所有)は、1929(昭和 4)年 11 月 30 日に片倉下諏訪製糸所取出手出張所常置員として勤務中に死亡している⁽²⁰⁾。購繭出張所常置員は、片倉製糸の幹部社員である⁽²¹⁾。尾沢 与は、上記永田五七同様、日東紡績(株)創立当時の同社株式 70 株(旧株数 10 株、新株数 60 株)を所有しており⁽²²⁾、前任地は日東紡績(株)であったものと思われる。尾沢 与の死亡翌年まで上記株式 10 株を同氏名義で所有するが、それ以降尾沢利夫(尾沢 与の子)が継承した模様である。尾沢 与は、片倉製糸紡績(株)の株式 159 株を 1929(昭和 4)年 3 月末に所有していたが⁽²³⁾、1936(昭和 11)年 3 月末には尾沢 与(若しくは尾沢利夫)名義の株式は無い。

東京在住の根橋清夫(1930 年片倉越後製糸(株)株式 10 株所有)は、1934(昭和 9)年にはそれまでの同社株式 10 株から 50 株所有に拡大・維持する。また根橋清夫は、片倉製糸紡績(株)の株式を 1929(昭和 4)年 3 月末に 1,310 株、1936(昭和 11)年 3 月末には 1,300 株の所有を保持している⁽²⁴⁾。根橋清夫は、勤務先は不明だが、片倉製糸社員と看做し得る。

藤森忠也(参事補、住所・埼玉、1930 年片倉越後製糸(株)株式 5 株所有)は、1930(昭和 5)

年 2 月 20 日に片倉熊谷尾沢製糸所事務長から片倉石原製糸所長への異動の片倉本社発令を受ける⁽²⁵⁾。翌年には片倉傍系製糸会社の武州製糸(株)工場長に就任する⁽²⁶⁾。上記何れも埼玉県内の異動である。藤森忠也の上記 5 株所有は、1930 年以降も継続している。また藤森忠也は、片倉製糸紡績(株)の株式を 1929(昭和 4)年 3 月末に 505 株、1936(昭和 11)年 3 月末に 535 株の所有が確認できる⁽²⁷⁾。片倉製糸の中堅幹部として、藤森は片倉製糸を中心に、その株式に加えて傍系製糸会社(片倉越後製糸株式会社)の株式所有を図っている。

小林勘吉(住所・岐阜、1930 年片倉越後製糸(株)の株式 5 株所有)は、この時期に、片倉製糸本社への報告記録から、片倉岐阜田中製糸所の蚕業主任を勤めていたものと思われる⁽²⁸⁾。小林勘吉は、1930 年以降も 5 株所有を維持している。但し、同社『株主名簿』の住所は、1932(昭和 7)年以降、「岐阜」から「新潟」に変更していることから、新潟県内の片倉傍系製糸会社に転任していた可能性がある。また小林勘吉は、片倉製糸紡績(株)の株式 10 株(1929 年 3 月末)を所有していた⁽²⁹⁾。しかし、1936(昭和 11)年 3 月末には、小林のこの 10 株は消失している。

林 静夫(書記、住所・長野、1930 年片倉越後製糸(株)の株式 5 株所有)は、1930(昭和 5)年の片倉川岸製糸所在勤⁽³⁰⁾から、翌年には片倉八王子製糸所へ転勤する⁽³¹⁾。『株主名簿』上の住所変更無しに、1930 年以降も 5 株所有が続いた。また林 静夫は、片倉製糸紡績(株)の株式を 1929 年 3 月末に 66 株、1936 年 3 月末に同じく 66 株の各所有が確認できる⁽³²⁾。林は、日東紡績(株)の創立当時、同社株式 10 株を所有していた⁽³³⁾。

花岡隆雄(住所・長野、1930 年片倉越後製糸(株)の株式 3 株所有)は、片倉製糸傍系会社の

三全商事株式会社（1939年12月12日設立）の取締役である⁽³⁴⁾。これ以前の勤務先については不明である。花岡隆雄は、片倉製糸紡績(株)の株式を1929年3月末に104株、1936年3月末に10株各所有している⁽³⁵⁾。花岡隆雄が片倉製糸の中堅幹部であったことは明らかである。

臼井千尋（住所・福島、1930年片倉越後製糸(株)の株式3株所有）は、1912（明治45）年4月に片倉組松本製糸所に入り、片倉松本製糸所、片倉高知製糸所、東京支店、片倉大宮製糸所を経て、1918（大正7）年4月片倉組岩代絹糸紡績所に転勤し、片倉製糸紡績(株)岩代紡績所工場長、日東紡績(株)郡山工場長、福島工場長を経験後、1928（昭和3）年4月同社監査役、1932（昭和7）年4月取締役、1937（昭和12）年9月常務取締役になんぞれ就任する。他に臼井は、1937（昭和12）年3月に同社郡山工場と郡山第二工場の診療所として発足した日東病院の初代理事長を兼務する⁽³⁶⁾。更に臼井は、蒙彊興業股份有限公司（1939年7月創立）取締役社長、東邦鋳業株式会社（1942年10月創立）取締役、日本メリヤス工業株式会社（1943年10月創立）取締役社長を歴任する⁽³⁷⁾。臼井の片倉越後製糸(株)の株式3株は、1930年以降も所有し続ける。また臼井は、日東紡績(株)の創立当時に同社株式72株（旧株61株、新株12株）を所有していた⁽³⁸⁾。臼井千尋は、日東紡績(株)を戦後1947（昭和22）年1月に辞任するものの、4年後の1951（昭和26）年11月に同社監査役に再任される。この時期に臼井は、日東紡績(株)の株式49,910株（1952年9月30日現在）を所有する⁽³⁹⁾。臼井は、片倉製糸紡績(株)と日東紡績(株)、更に片倉越後製糸(株)の各株式を所有していたことになる。臼井は、片倉三平を社長に戴く日東紡績(株)と片倉越後製糸(株)の株式を所有するものの、片倉共栄製糸(株)の株式については、所有は見られない。

片倉製糸関係者と思われる林 ふじの（住

所・長野）は、片倉越後製糸(株)の株式5株を明らかな限り1930（昭和5）年以降所有し続けるほか、日東紡績(株)創立当時に同社株式20株（新株）を所有していた⁽⁴⁰⁾。但し、林 ふじのは、片倉製糸紡績(株)の株式については所有していない。

以上のほかに、勤務地の変動や役職不分明ではあるものの、片倉製糸社員と思われる人物が片倉越後製糸(株)株主の中に数名存在する。

久野安治（住所・新潟、1934年片倉越後製糸(株)の株式55株所有）は、翌35年以降住所が長野県に変更となり、1937（昭和12）年（又は前年）に所有株式を30株に減少させる。久野は、片倉製糸紡績(株)の株式を1929年3月末に15株、1936年3月末には10株を各所有する⁽⁴¹⁾。同社両年の久野の株主住所は、埼玉県であることから、埼玉県内の片倉製糸所勤務から片倉越後製糸(株)へ、更に長野県内の片倉製糸所に転勤した可能性がある。

伊藤幸一郎（住所・長野、1935年片倉越後製糸(株)の株式10株所有）は、翌36年以降も10株所有が続く。また伊藤は、片倉製糸紡績(株)の株式を1929年3月末に23株、1936年3月末には6株に減少所有する⁽⁴²⁾。伊藤幸一郎の株主住所は、片倉越後製糸(株)株式、片倉製糸紡績(株)株式共に長野県である。伊藤は長野県内の片倉製糸所に勤務していたのであろう。

宮川 勝（住所・新潟、1930年片倉越後製糸(株)の株式2株所有）は、1933（昭和8）年まで所有株式2株で推移した後、翌34年27株、翌々35年には30株、更に37年に31株（36年不明）に株式増加する。宮川の株主住所は、新潟県から長野県、再び新潟県に変わる。また宮川は、片倉製糸紡績(株)の株式を1929年3月末及び1936年3月末に何れも3株を所有する⁽⁴³⁾。この株主住所は、長野県である。長野県内を拠点に中部地域圏内の勤務地異動だった可能性があるが、『株主名簿』の住所掲載地に誤りが無い

とすれば、片倉越後製糸(株)への再任時に同社所有株式の買増しを図ったことになる。

片倉製糸関係者として、林 敏子が片倉越後製糸(株)の株主にその名を連ねている。林 敏子（住所・長野、1937年片倉越後製糸(株)の130株所有）は、片倉合名出資社員（出資金額550,000円～1937年3月末現在）であり⁽⁴⁴⁾、また片倉製糸紡績(株)の株主として1936年3月末に2,260株⁽⁴⁵⁾、翌37年9月末には17,910株⁽⁴⁶⁾各所有する。林 敏子は、片倉一族の林 勝己（林 利三郎の長男）の長女である。林 勝己は、片倉製糸紡績(株)の株式を1929年3月末に12,000株を所有していた⁽⁴⁷⁾が、同氏死後、長女の敏子がこの株式を継承したようである⁽⁴⁸⁾。

第2表 片倉越後製糸(株)の株主（1937年3月31日現在）

株主所有数	人数	株数	株主所有数	人数	株数
10,445 株	1 (1) 名	10,445 株	30 株	8 (2) 名	240 株
1,000	1 (1)	1,000	29	1 (1)	29
500	2	1,000	26	2 (1)	52
400	1 (1)	400	21	1	21
350	1 (1)	350	20	14 (5)	280
300	8 (4)	2,400	15	2	30
290	1 (1)	290	14	1	14
200	1 (1)	200	13	1	13
150	1 (1)	150	12	3	36
140	2 (2)	280	11	1	11
131	1	131	10	45 (4)	450
130	1 (1)	130	9	1	9
100	4	400	8	2 (1)	16
80	1	80	7	5	35
71	1	71	5	69 (5)	345
50	7 (1)	350	4	7	28
43	1	43	3	47 (2)	141
33	1	33	2	126 (6)	252
32	1	32	1	151(11)	151
31	2	62	合計	526(53)	20,000

(注) (1) 『株主名簿』中、同一人物1名の重複記載あり。

(2) 「人数」の()内は、新潟県外の株主数(内数)。

(資料) 片倉越後製糸株式会社第拾期『株主名簿』より作成。

(2) 1937年3月末時点(株主構成)

第2表は、第1表に続いて片倉越後製糸(株)の株主構成(1937年3月31日現在)を示す。第1表とは異なり、第2表では合計株数20,000株に変化が無い中で、株主の数が増加し、持株数の分散化が進んでいることが特徴である。即ち、株主はこの7年間で37名増え、持株数が最大の株主(10,445株)から最小の株主(1株)まで、39分割株式所有(第1表では27分割株式所有)に拡大する。更に新潟県外の株主が27名から53名に増加する。

最大の株主1名のみで、片倉越後製糸(株)の合計株数20,000株の過半を占める。既述の第3期と同様である。片倉越後製糸(株)の株主数からみると、全株主526名の内、1株所有株主が最も

多く、151名(株数151株)、次いで2株所有株主126名(株数252株)、合せて277名(403株)は52.7%に達し、過半を占める。但し、持株比率では僅々2%にすぎない。何れも第3期の1930年3月末同様の傾向にある。更に5株以下所有株主は、400名(株数917株)で全体の76.0%、10株以下所有株主は、453名(株数1,427株)で同86.1%をそれぞれ占めており、1930年3月末の時点と変わらず、小・零細株主が圧倒的多数であっ

た。この小・零細株主の持株比率は、7.1%にとどまる。次に、片倉越後製糸株の大株主（片倉一族中心）について究明したい。

① 大株主

片倉越後製糸株の最大の株主（1937年3月31日現在）は、第3表に示す如く、既述の片倉製糸紡績株取締役社長職を継承した今井五介（10,445株所有）である。今井五介は、個人名義で別に350株を所有する。今井五介に次ぐ大株主は、第3期同様、片倉越後製糸株取締役の片倉久登1,000株である。今井五介以外の片倉一族の片倉越後製糸株株式所有は、新たに大株主として登場する、片倉合名代表社員、片倉製糸紡績株取締役副社長の片倉勝衛400株、次いで片倉兼太郎300株、片倉越後製糸株・片倉共栄製糸株・日東紡績株各取締役社長の片倉三平300株、片倉製糸紡績株常務取締役の片倉武雄300株、片倉製糸紡績株取締役、片倉越後製糸株取締役の片倉方平300株、片倉江津製糸株取締役、松江片倉製糸株監査役、武州製糸株監査役の片倉耕介290株、片倉製糸紡績株取締役の林 清夫150株、片倉製糸紡績株取締役の片倉直人140株、片倉製糸紡績株取締役、日東紡績株取締役の今井五六140株と続く。上記片倉一族の片倉越後製糸株の持株比率は、65.6%（13,115株）を占める。第3期の1930年3月末同様、片倉製糸の片倉越後製糸株に対する経営支配は、揺ぎないものであった。

新潟県外の株主については、すでに指摘した片倉製糸社員以外では、特に特約養蚕組合の増加が顕著であった。そこで、次に片倉越後製糸株が株式分与を行った特約組合の動向について考究したい。

② 新潟県外の株主

片倉越後製糸株の第10期において、株主数及び新潟県外の株主の増加は、主に片倉越後製糸株の特約養蚕組合への株式分与に起因する。

この点は、片倉越後製糸株が片倉共栄製糸株と異なるところである。

片倉越後製糸株は、1934（昭和9）年より、まず新潟県内の5ヶ所の片倉特約養蚕組合に同社株式を20～2枚（合計31株）を分与する。五泉町の三本木養蚕組合（組合長・斉藤守太郎）、横越村の沢海片倉養蚕組合（組合長・高嶋 肇）、菅名村の千原養蚕組合（代表者・高岡信一郎）、大蒲原村の牧片倉特約組合（代表者・山岡醇爾）である。何れも中蒲原郡内の特約組合である。翌35年には片倉越後製糸株の株式分与特約組合は、中蒲原郡ほか諸郡の新潟県内に合せて16特約組合（52株分与）、山形県内に4特約組合（5株分与）、合せて20組合（合計57株分与）に各増加する。1937（昭和12）年には、更に新潟県内に42特約組合（125株分与）、山形県内に14特約組合（17株分与）、合せて56特約組合（合計142株分与）に拡大する。新潟県内の特約組合を中心に片倉越後製糸株の株式分与するが、山形県内の特約組合への同社株式分与も着実に増加していた。

(3) 片倉越後製糸株の損益と株主配当

片倉越後製糸株が利益を生んだ事業年度は、第3期以降でみる限り、第3期（39,018円28銭）、第6期（70,575円43銭）、第8期（55,120円7銭）、第9期（不明）、第10期（10,479円88銭）であり、損失が生じた事業年度は、第4期（24,632円46銭）、第5期（8,550円98銭）、第7期（169,465円35銭）であった⁽⁴⁹⁾。利益が発生した第3期と第6期に株主配当金が各21,000円（年6分）、28,000円（年8分）を計上したのみで、第7期に多額の損失金が生じたために、以後利益が発生していても、損失金の繰り越しが連年生じ、株主配当は実施されなかった。なお、片倉越後製糸株は、1938（昭和13）年8月31日に片倉製糸と合併し、片倉製糸越後第一工場と改称・再出発することになる。

第3表 片倉越後製糸(株)の株主別所有株数推移と経歴(1930～37年)

株主氏名	住所	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1937年	経歴
		株	株	株	株	株	株	株	
片倉兼太郎	東京	10,345	10,345	10,345	10,345	—	—	—	片倉越後製糸(株)顧問、片倉製糸紡績(株)取締役社長
片倉久登	長野	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	片倉越後製糸(株)取締役、丸ノ組代表社員
平松周蔵	中蒲原郡村松町	557	557	557	557	557	557	500	片倉越後製糸(株)取締役、村松町助役・町長
今井五介	長野	500	500	500	500	500	500	350	
今井兼太郎	長野	—	—	—	—	10,345	10,445	10,445	片倉製糸紡績(株)取締役副社長・社長
樋口元周	中蒲原郡村松町	500	500	500	500	500	500	300	片倉越後製糸(株)顧問、病院経営者、中地主
今井真平	長野	300	300	300	300	300	300	—	片倉越後製糸(株)取締役、片倉製糸紡績(株)常務取締役
片倉武雄	東京	300	300	300	300	300	300	300	日東紡績(株)取締役、片倉製糸紡績(株)常務取締役
片倉直人	東京	300	300	300	300	300	300	140	片倉共栄製糸(株)取締役、片倉製糸紡績(株)常務取締役
片倉三平	長野	300	300	300	300	300	300	300	片倉越後製糸(株)取締役社長、片倉共栄製糸(株)取締役社長
片倉方平	長野	300	300	300	300	300	300	300	片倉越後製糸(株)取締役、日東紡績(株)取締役
林清夫	長野	300	300	300	300	300	300	300	日東紡績(株)取締役、片倉製糸紡績(株)常務取締役
笠原藤七	中蒲原郡村松町	300	300	300	300	300	300	300	片倉越後製糸(株)監査役、煙草商、中地主
服部暢平	〃	300	300	300	300	300	300	300	片倉越後製糸(株)取締役、村松町・町会議員、町長
茂野誠衛	〃	300	300	300	300	300	300	300	片倉越後製糸(株)取締役、村松町・町長、大地主
谷貫一郎	〃	300	310	310	310	10	—	—	片倉越後製糸(株)監査役、村松町・町長、大地主
山中遜	東京	300	300	300	300	300	200	200	片倉越後製糸(株)監査役、片倉製糸紡績(株)主事
藤田丑松	中蒲原郡村松町	100	100	100	100	100	100	100	村松町・町会議員、呉服太物商
石本義英	〃 菅名村	100	100	50	—	—	—	—	大地主
和田栄作	〃 村松町	70	50	50	—	—	—	—	西洋料理店(東風軒)経営
伊藤隆衛	新潟	57	57	57	100	105	105	100	片倉越後製糸(株)所長、片倉製糸本社工場課長
片桐道宇	中蒲原郡村松町	50	50	50	50	50	50	50	村松町助役、町長、(株)村松銀行専務取締役
今井久松	〃	50	50	50	50	50	50	50	材木商、材木製材・建築請負業
五十嵐藤五郎	〃 新関村	50	50	50	50	50	50	50	中地主、新関村・村会議員
松尾名平	〃 菅名村	50	50	50	50	50	50	50	大地主、酒造業、菅名村農会副会長
雲村彌蔵	〃 村松町	30	30	30	30	30	20	—	旅館業、村松町青年会評議員
木村喜一郎	〃	30	30	30	30	30	30	30	料理店(香風楼)経営
中野常治	〃	30	30	30	30	30	渡辺好松 30	—	村松合同運送合資会社代表者、1935年同社代表・渡辺
武藤寅二	〃	30	30	30	30	30	30	—	醤油醸造業
吉井三治郎	〃 五泉町	30	32	32	32	32	32	33	絹織物業(羽二重・絹製造販売)
山崎新治	〃 川内村	30	30	30	30	30	30	30	中地主(山林大地主)、蒲原鉄道(株)監査役

片倉越後製糸株式会社の株主分析

株主氏名	住 所	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1937年	経 歴
		株	株	株	株	株	株	株	
伊藤 隆衛	新潟	29	29	44	20	—	—	—	片倉生命保険(株)村松代理店主、片倉越後製糸(株)所長
田口 栄治	〃	27	27	27	29	29	29	29	片倉共栄製糸(株)現業長(技師補)
三沢 佐久二	〃	23	35	35	36	36	26	26	片倉越後製糸(株)社員(書記)
斉藤 守太郎	中蒲原郡五泉町	22	32	32	32	38(20)	38(22)	71(30)	三木木養蚕組合長、()内は同組合所有株、五泉郷養蠶組合長
樋口 周雄	〃 村松町	20	20	20	20	20	20	20	樋口病院共栄会長
佐藤 久吾	〃	20	20	20	20	20	20	20	洋品小間物商(化粧品・袋物類)
佐藤 久吾	〃	20	20	20	20	20	20	20	齒科医、村松三十連隊囃子医
馬場 八六郎	中蒲原郡十全村	20	20	20	—	—	—	—	山林大地主、十全村・村長、村会議員、十全村農会長
永田 五七	長野	20	20	20	20	20	20	20	片倉川岸事務所所長(理事)
塚田喜代春	愛知	20	20	20	20	20	20	20	片倉愛知製糸所所長、片倉姫路製糸所所長(主事)
大野 盈	新潟	20	—	—	—	—	—	—	片倉越後製糸(株)現業長、松本製糸所源地分工場長
種山 保人	長野	20	20	20	20	20	20	20	片倉須坂田中製糸所現業長・事務長(参事補)
長田 巖	〃	20	20	20	20	20	20	20	片倉製糸社員
渡辺 吉五郎	中蒲原郡村松町	12	12	12	14	22	22	—	呉服太物商
高橋 源七	〃	11	11	11	11	11	11	11	青物果実商
吉田 愛信	〃	10	10	10	10	10	10	10	村松町・助役、町長、村松織物同業組合長
境原 新平	〃	10	12	12	12	10	10	10	米穀肥料商
梁取 勇藏	〃	10	10	10	10	10	10	10	呉服商(大黒屋)
梁取 岩次郎	〃	10	10	10	10	10	10	10	海産物乾物商(食料品罐詰類)
田村 てつ	〃	10	10	10	10	10	10	10	料理店あけぼの(新生楼)
高地 覚一	〃	10	10	10	10	10	10	10	洋服店、村松町役場吏員(書記)
広田 福藏	〃	10	10	10	10	10	—	—	麵類製造業(広田製麵所)
田代 兼次	〃	10	10	10	10	10	10	—	茶商
渡辺 木五郎	〃	10	10	10	10	12	12	12	牛豚肉卸小売・牛乳搾取販売(陸軍御用)
新発田 末太郎	〃	10	10	10	10	10	10	10	洋服調達商(新発田洋服店)
相田 宇宙治	〃	10	10	10	10	10	10	10	呉服商、山林地主(村外)
堀 正次郎	〃	10	10	10	10	10	堀 越郎	堀 越郎	村松町立女子工芸学校初代校長
蒲澤 三平	〃	10	10	10	10	10	10	10	和洋料理店(海老楼)
山崎 伝藏	〃 菅名村	10	10	10	10	10	10	10	中地主
関谷 静治	〃 橋田村	10	10	10	10	10	10	10	中地主、橋田村教育商議員
田代 松司	〃	10	10	10	10	10	10	10	中地主
根橋 清夫	東京	10	10	10	10	50	50	50	片倉製糸社員

株主氏名	住 所	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1937年	経 歴
那谷 嘉一	石川	株 10	株 10	株 10	株 10	株 10	株 10	株 10	日東紡績(株)金沢製糸所事務長(参事補)
尾沢 与	茨城	10	10	10	10	尾沢 利夫 10	10	10	片倉下諏訪製糸所取手出張所常置員(主事)
横川厚次郎	中蒲原郡村松町	7	7	7	7	7	7	7	酒造業
水野 辰作	〃	10	10	10	10	10	水野 眞平 10	10	中地主、蒲原鉄道(株)取締役
大塚 三省	〃 川内村	10	10	10	10	10	10	10	中地主、山林地主(村内)
藤田勘太郎	〃 村松町	5	5	5	5	5	5	5	呉服太物雜貨商(藤田屋呉服本店)
森山三太郎	〃	5	5	5	5	5	5	5	製糸業者、機屋
土田 助八	〃	5	5	5	5	5	5	5	鋸製作業
藤木 藤七	〃	5	5	5	5	5	5	5	製茶(茶器)商、製茶問屋(藤木園)
小柳喜太郎	〃	5	5	5	5	5	5	5	鮮魚海産物商
梁取 良吉	〃	5	5	5	5	5	5	5	海産物乾物商
今井寅一郎	〃	5	5	5	5	5	5	5	酒造業
舍川 末蔵	〃	5	5	5	5	5	5	5	和洋菓子商(製造)
茂野 留蔵	〃	5	5	5	5	5	5	5	薬種売薬(製剤)商、茂野薬店、小地主
斉藤 延三	中蒲原郡村松町	5	5	5	5	5	5	5	薬種売薬・洋酒・罐詰・和洋小間物・紙類商
中山 仲吉	〃	5	5	5	—	—	—	—	材木製材建築請負業、和洋酒類商
青木 兼七	〃	5	5	5	5	5	5	5	料理店(松木屋)
小川 清治	〃	5	5	5	—	—	—	—	料理店(常盤館)
伊藤鹿三郎	〃	5	5	5	5	—	—	—	医師
舍川菊次郎	〃	5	—	—	—	—	—	—	和洋菓子商(名菓干羊羹製造元)
川瀬忠次郎	〃	5	5	5	5	5	5	5	和洋菓子商(製造)
加藤久三郎	〃	5	5	5	—	—	—	—	村松町青年会評議員
瀧澤 誠次	〃	5	—	—	—	—	—	—	和洋料理店
藤田 市郎	〃	5	5	5	5	5	5	5	高工品卸万荒物商
斉藤 栄吉	〃	5	5	5	—	—	斉藤芳次郎 5	5	洋品小間物(化粧品・袋物類)商
徳橋 政信	〃	5	5	5	—	—	—	—	銅鉄鋳物類武力細工、洋釘硝子板コータール商
林 精一	〃 新関村	5	5	5	5	5	5	5	大地主、新関村・村会議員
北沢 要蔵	〃 菅名村	5	5	5	5	5	5	5	菅名村農会評議員
石黒石五郎	〃	5	5	5	5	5	5	5	菅名村無限責任菅名信用組合信用評定委員
釣巻元一郎	北蒲原郡安田村	5	5	5	5	5	5	5 (2)	渡場養蚕特約組合代表(1937年)、()内は組合株数
斉藤 忠吉	東蒲原郡上條村	5	5	5	5	5	5	5	養蚕家(1913年収繭額3石)
藤森 忠也	埼玉	5	5	5	5	5	5	5	片倉石原製糸所長(参事補)
林 ふじの	長野	5	5	5	5	5	5	5	日東紡績(株)株主(20株所有)

片倉越後製糸株式会社の株主分析

株主氏名	住 所	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1937年	経 歴
		株	株	株	株	株	株	株	
小林 勘吉	岐阜	5	5	5	5	5	5	5	片倉岐阜田中製糸所蚕業主任(カ)
林 静夫	長野	5	5	5	5	5	5	5	片倉川岸製糸所書記
田辺 豊吉	中蒲原郡村松町	4	4	4	4	4	4	4	洋服服地(裁縫)商(能代屋)
成田久八郎	〃	3	3	3	3	3	3	3	村松町助役
土岐清次郎	〃	3	3	3	3	3	3	3	和洋酒類商
相田庭三郎	〃	3	3	3	3	3	3	3	桐材(下駄種)商(相田商店)
北沢長五郎	〃 菅名村	3	3	3	3	3	3	3	菅名村農会副代表者、無限責任菅名信用組合信用評定委員
岡谷 安次	〃 橋田村	3	3	3	3	3	3	3	有限責任橋田信用組合監事
花岡 隆雄	長野	3	3	3	3	3	3	3	片倉製糸社員
白井 千尋	福高	3	3	3	3	3	3	3	日東紡績(株)郡山工場長・福島工場長
三好 政治	中蒲原郡村松町	2	2	2	2	2	2	2	中地主
水戸久次郎	〃	2	2	2	2	2	2	2	菓子店(水戸屋)
石川 慶八	〃	2	2	2	2	2	2	2	茶商、茶業家
岡村 勝雄	〃	2	2	2	2	2	2	2	村松町・町会議員、牛乳搾取販売
小黒松太郎	〃	2	2	2	2	2	2	2	菓子製造業
田沢 幸作	〃	2	2	2	2	2	2	2	呉服大物商(田沢商店)
鈴木久次郎	〃	2	2	2	2	2	2	2	製茶製綿肥料煙草商
岡田 石蔵	〃	2	2	2	2	2	2	2	石材(細工)商
佐藤五郎三郎	〃	2	2	2	2	2	2	2	村松町・町会議員、村松町農会評議員
小鍛冶喜次郎	〃	2	2	2	2	2	2	2	醤油醸造業(丸ギ印)
酒井 西蔵	中蒲原郡村松町	2	2	2	2	2	2	2	内外米穀問屋(酒井熊吉商店)
中山豊四郎	〃	2	2	2	2	2	2	2	菓子商(和洋菓子類製造)
羽田熊太郎	〃	2	2	2	2	2	2	2	村松町青年会評議員
神田 長蔵	〃 奥本村	2	2	2	2	2	2	2	奥本村・村長、村会議員、郡会議員(中蒲原郡)
林 幸四郎	〃	2	2	2	2	2	2	2	奥本村農会評議員
村川邦一郎	〃 十全村	2	2	2	2	2	2	2	山林地主(村内)、耕地面積2町1反(1956年)
村川 珪輔	〃	2	2	2	2	2	2	2	山林所有5町歩・耕地面積1町6反(1956年)
高橋栄三郎	南蒲原郡加茂町	2	2	2	2	2	2	2	中地主
猪 悦次	東蒲原郡上條村	2	2	2	2	2	2	2	養蚕家(1913年収蒔額4石)
中野 信吾	長岡市	2	2	2	2	2	2	2	中野興業取締役、石油共同販売所専務
宮川 勝	新潟	2	2	2	2	27	30	31	片倉製糸社員(カ)
溝口 深衛	〃	2	2	2	2	2	2	2	片倉川岸事務所伊勢醤油部伊勢醤油醸造所勤務
原 太郎	〃	—	—	—	10	32	32	—	片倉越後製糸(株)現業長(書記)
高掛 閔蔵	中蒲原郡村松町	1	1	1	1	1	1	1	米穀・食塩・薪炭商

株主氏名	住 所	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1937年	経 歴
坂田 定平	〃	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	時計商 (坂田時計店)
小池由兵衛	〃	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	諸屑物問屋 (製糸原料、空堀、諸紙卸)
樋口 勝蔵	〃	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	料理店 (恵比寿屋)
浅間寛一郎	〃	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	和洋小間物商 (浅間商店)、千代田生命保険社員
山田 太市	〃	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	小間物商
武藤 テツ	〃	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	米雜穀商
阿部 栄太	〃 五泉町	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	米穀問屋 (金田屋)
伊藤 市郎	〃 大蒲原村	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	耕地所有 2町3反・山林5町8反 (1956年)
佐藤 幸吉	〃 横越村	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1 (3)	横越中特約養蚕組合長 (1937年)、()内は組合株数
長崎 信吉	〃 十全村	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	十全村助役、十全村経済更生委員会総務部長
神田長三郎	東 〃 揚川村	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	揚川村・村会議員 (敷8等)
玉木 寅七	〃 小川村	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	養蚕家 (1913年收購額3石)
渡辺 長松	南 〃 森町村	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	森町村役場吏員 (書記)
鈴木 三郎	西 〃 石瀬村	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	耕地所有 1町歩・村内山林所有 5町3反 (1956年)
石川 義雄	中 〃 五泉町	株 46	株 101	株 121	株 131	株 131	株 131	株 131	石川惣糸場 (資本金 155,000円) 代表
小林 忠佐	新 〃 中蒲原郡五泉町	株 1	株 1	株 17	株 30	株 30	株 30	株 30	片倉越後製糸(株)事務長心得 (参事補)
坪川 寅蔵	〃 新 〃 新 〃 新 〃	株 1	株 1	株 80	絹紡織業、五泉合同運送(株)社長				
織田 敬喜	〃 新 〃 新 〃	株 1	株 1	株 1	株 15	株 15	株 15	株 15	片倉越後製糸(株)社員
久野 安治	〃 新 〃 新 〃	株 1	株 1	株 55	片倉製糸社員(カ)				
上條 正雄	〃 新 〃 新 〃	株 1	株 1	株 20	片倉共栄製糸(株)次長 (参事補)				
岩田 正	〃 新 〃 新 〃	株 1	株 1	株 5	株 5	株 5	株 5	株 5	片倉共栄製糸(株)現業長 (技師補)
伊藤幸一郎	長 〃 新 〃 新 〃	株 1	株 1	株 10	片倉製糸社員(カ)				
小林 長治	〃 新 〃 新 〃	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	片倉製糸社員(カ)
林 敏子	〃 新 〃 新 〃	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 1	株 130	林 勝己の長女、片倉合名出資社員 (出資金額 55万円)
樋口 光子	中蒲原郡村松町	株 100	電話 10番 (村松町)						

(注) () 内の数値は、片倉越後製糸(株)の特約組合株数。

(資料) 片倉越後製糸(株)『株主名簿』(各年度)、『新潟県精糖中蒲原郡誌(復刻版)』上・中・下編(千秋社、2000年)、小村 式監修『村松町史』下巻(村松町教育委員会事務局、1982年)、小村 式監修『村松町史』資料編第四巻近現代(村松町教育委員会事務局、1977年)、清水清造編『五泉郷土史』(歴史図書社、1976年)、渋谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧(新潟編3)』(日本図書センター、1977年)、『新潟県大地主名簿』新潟県地主資料第拾集(新潟県農地管理部、1968年)、新潟県農地課編『新潟県農地改革史 資料』(新潟県農地改革史刊行会、1957年)、富谷益蔵『新潟県肖像録』(博進社、1924年)、『新潟県肖像録』(実業之案内社、1929年)、新井友吉編『大日本蚕業家名鑑』(採桑社、1913年)、『第二十九版 帝国銀行会社要録』(帝国興信所、1941年)、『新潟県銀行会社要覧(昭和五年版)』(新潟経済時報社、1930年)、片倉製糸内部資料などより作成。

2. 片倉越後製糸(株)株主の持株推移と経歴

片倉越後製糸(株)の株主489名(1930年)中、その経歴が明らかな株主を第3表に掲げる。この株主数は156名(31.9%)にとどまるが、大方の傾向を把握することは可能であろう。まず次に、片倉越後製糸(株)の経営陣について、明らかにしておきたい。

(1) 片倉越後製糸(株)の経営陣

片倉越後製糸(株)の第3期(1929年4月1日～1930年3月31日)の経営陣は、同社取締役社長の片倉三平(所有株式300株)、取締役今井真平(同300株)、取締役片倉方平(同300株)、取締役片倉久登(同1,000株)、取締役平松周蔵(同557株)、取締役服部暢平(同300株)、取締役茂野誠衛(同300株)、それに監査役として山中 遜(同300株)、谷 貫一郎(同300株)、取締役笠原藤七(同300株)にて構成される。片倉製糸側は、片倉三平、今井真平、片倉方平、山中 遜それに片倉久登を加えると5名、地元経営者は、平松周蔵、服部暢平、茂野誠衛、谷 貫一郎、笠原藤七の5名である。片倉製糸側5名に対し、地元側5名の経営者構成である。片倉越後製糸(株)顧問として、片倉兼太郎(所有株式10,345株、500株)、地元の樋口元周(同500株)両名が就任している。地元役員は、平松周蔵を除き、大・中地主である。この点後述。

なお、片倉越後製糸(株)定款において、同社取締役は株式300株以上、監査役は200株以上を所有する株主であることを規定(第24条)している。上記片倉越後製糸(株)の役員は、すべて上記規定を満たしていた。

次に、片倉越後製糸(株)の第10期(1936年4月1日～1937年3月31日)の経営陣は、第3期

同様に同社取締役社長の片倉三平(所有株式300株)、取締役として片倉方平(同300株)、片倉久登(同1,000株)、平松周蔵(同557株)、服部暢平(同300株)、茂野誠衛(同300株)、監査役として山中 遜(同200株)、笠原藤七(同300株)にて構成する。片倉製糸側は、片倉三平、片倉方平、山中 遜、それに片倉久登を加えて4名、地元側は、平松周蔵、服部暢平、茂野誠衛、笠原藤七の4名である。片倉製糸側と地元側が4対4の同数である。片倉越後製糸(株)第3期の経営陣の内、今井真平が1935年10月に死去し、監査役の谷 貫一郎が1933年4月に辞任する。片倉製糸側と地元側の各1名が同社経営から離脱する。なお、同社顧問2名の内、片倉兼太郎と樋口元周は、1934年1月と11月に相次いで死去している。次に、片倉越後製糸(株)や片倉共栄製糸(株)の社員(一部例外を含む)の片倉越後製糸(株)株主について明らかにしたい。

(2) 片倉製糸社員

伊藤隆衛(参事、1930年片倉越後製糸(株)株式57株所有)は、1927(昭和2)年7月21日に片倉製糸本社工場課長から片倉越後製糸(株)所長に任命される⁽⁵⁰⁾。1932(昭和7)年5月には、片倉共栄製糸(株)所長の吉江忠正休職に伴い、同所長を兼務し⁽⁵¹⁾、翌々年5月に兼務を解かれる⁽⁵²⁾。伊藤隆衛は、個人名義の57株以外に、1930年に片倉生命保険株式会社村松代理店主として29株を所有する。片倉製糸よりの株式分与であろう。伊藤個人名義の片倉越後製糸(株)所有株式は、1933年に100株、34年以降105株、37年には100株(前年不明)に増加、推移する。片倉生命保険(株)村松代理店主としての持株数は、1932年に44株、33年には20株に減少したのち、翌年以降この所有株式が消失する。生命保険代理店の機能が他に移ったのであろう。伊藤隆衛

はまた、片倉共栄製糸(株)の株式を1930年以降5株所有する⁽⁵³⁾。伊藤は、日東紡績(株)の創立当時に同社株主として10株(新株)を所有していた⁽⁵⁴⁾。その際の伊藤の株主住所は、「宮城」であることから、片倉仙台製糸所勤務時代に日東紡績(株)の株式を所有していたことが考えられる。伊藤隆衛が片倉越後製糸(株)赴任時の年齢は、46歳(勤務年数22年)であった。片倉製糸所長を各所において勤めていたであろう経験豊富なエリート幹部社員の片倉越後製糸(株)への派遣は、片倉製糸の片倉越後製糸(株)重視の証であるといえよう。なお、伊藤隆衛は、片倉製糸紡績(株)の株主として1929年3月末に同社株式450株、1936年3月末には510株を各所有する⁽⁵⁵⁾。同社株主住所は、この期間に「東京」から「新潟」に変更しており、伊藤隆衛の片倉越後製糸(株)勤務が続いていたことを推測させる。

田口栄治(技師補、1930年片倉越後製糸(株)株式27株所有)は、片倉共栄製糸(株)の初代現業長に任命され、その後1932(昭和7)年4月に片倉傍系製糸会社の多摩製糸(株)に転勤する⁽⁵⁶⁾。更に、1935(昭和10)年に片倉紀南製糸所(和歌山県)に異動した模様である⁽⁵⁷⁾。田口の片倉越後製糸(株)持株数は、1933(昭和8)年に29株に増え、その後変化なく所有し続ける。但し、株主住所は、1935(昭和10)年に従来の「新潟」から「和歌山」に変わる。田口の片倉紀南製糸所異動に伴って、住所変更したものと思われる。田口栄治は、片倉越後製糸(株)株式以外に、片倉共栄製糸(株)の株式を1930年以降3株所有している⁽⁵⁸⁾。片倉共栄製糸(株)に赴任の、片倉製糸幹部社員・田口栄治は、転勤後も両社の株主で有り続けた。また田口は、片倉製糸紡績(株)の株主として、1929年3月末に4株所有する⁽⁵⁹⁾。1936年3月末の同社株式所有は無い。

三沢佐久二(書記、1930年片倉越後製糸(株)株式23株所有)は、1931(昭和6)年7月23日

に片倉越後製糸(株)より日東紡績(株)金沢製糸所へ転勤する⁽⁶⁰⁾。三沢は、後の退職時には日東紡績(株)伊丹工場に勤務していたようである。同社社員の「15年以上勤務せる退職者名簿」(1953年4月1日調)によると、三沢は、「30年以上勤務者」に挙げられている⁽⁶¹⁾。幹部社員の三沢は、1930年の片倉越後製糸(株)株式23株所有を翌31年に35株、33年に36株に増した後、1935年以降26株に減少する。三沢の同社株主住所は、「新潟」から「長野」、「石川」と変遷する。片倉越後製糸(株)勤務から日東紡績(株)金沢製糸所を経て長野県内の片倉製糸所へ、更に再び日東紡績(株)金沢製糸所への転勤をくり返していたようである。但し、片倉共栄製糸(株)の『株主名簿』(各期)では、「新潟」に変更なかった。三沢は、片倉越後製糸(株)株式のほか、片倉共栄製糸(株)株式を1930年3株、翌31年10株、次いで33年には11株所有に増加し、以後11株所有を維持していた⁽⁶²⁾。また三沢は、日東紡績(株)の株式を戦後に15,726株(1952年9月30日現在)所有している⁽⁶³⁾。三沢佐久二は、片倉製糸紡績(株)の株主として1929年3月末及び1936年3月末に各6株を所有する⁽⁶⁴⁾。

原 太郎(参事補、1932年片倉越後製糸(株)株式2株所有)は、1930(昭和5)年7月11日に片倉仙台製糸所より片倉越後製糸(株)現業長に任命される⁽⁶⁵⁾。原 太郎は、片倉仙台製糸所在勤時の1926(大正15)年8月に片倉製糸紡績(株)の「発明新案奨励規程」により、保温装置繰糸釜の表彰(賞状)を受け、奨励金30円を付与される⁽⁶⁶⁾。技術力に秀でた有能な幹部社員を片倉越後製糸(株)に派遣した片倉製糸の意図を垣間見ることができる。原は、片倉越後製糸(株)の株式を1932年に2株所有し、翌33年10株、34、35年には32株に増加するものの、1937年には所有を解消している。原の株主住所は、1935年度末にはそれまでの「新潟」から「岩

手」に変更していることから、原は片倉製糸傍系会社の岩手県是製糸(株)に転勤していたことが考えられる。原の片倉越後製糸(株)株式は、この転勤後に（又は退職後に）売却したことになる。また原は、片倉製糸紡績(株)の株主として、1929年3月末及び1936年3月末に各21株を所有している⁽⁶⁷⁾。

小林忠佐（参事補、1932年片倉越後製糸(株)株式1株所有）は、1931（昭和6）年7月19日に日東紡績(株)金沢製糸所より片倉越後製糸(株)事務長心得として転任する⁽⁶⁸⁾。小林は、日東紡績(株)金沢製糸所では、会計係として勤務していたようである。1930年10月10日の第3回労働調査において労働副調査員の1人（小林会計係）であった。小林忠佐は、岩代絹糸紡績所から片倉製糸紡績(株)岩代紡績所、日東紡績(株)郡山工場に事務社員として勤務する⁽⁶⁹⁾。戦後に小林は、日東紡績(株)経理部次長（1953年4月1日現在）になっている⁽⁷⁰⁾。幹部社員小林忠佐は、1932年片倉越後製糸(株)の株式1株所有から翌33年17株、翌々34年以降30株に増加所有する。小林の同社株主住所は、「新潟」から1935（昭和10）年以降「石川」に変っていることから、再び日東紡績(株)金沢製糸所に帰任したようである。小林忠佐は、片倉製糸紡績(株)の株主として、1929年3月末に15株、1936年3月末に20株を各所有する⁽⁷¹⁾。

織田敬喜（1933年片倉越後製糸(株)株式1株所有）は、片倉越後製糸(株)社員として、1930（昭和5）年4月4日に片倉研究所に煮繭研究のために来所している⁽⁷²⁾ことから、同社現業部員であろう。織田は、片倉越後製糸(株)株式を1933年の1株所有から翌34年以降15株の所有増加となる。織田は、同社株式以外に、同社株式所有以前に片倉共栄製糸(株)株式を所有する。即ち、織田は、片倉共栄製糸(株)株式を1930（昭和5）年に2株、翌31年以降1株を所有し続け

る⁽⁷³⁾。但し、織田敬喜は、片倉製糸紡績(株)の株式所有が無い。

大野 盈（技手、1930年片倉越後製糸(株)株式20株所有）は、1926（大正15）年9月27日付で、片倉松本製糸所勤務から片倉松本製糸所源地分工場長に任命され⁽⁷⁴⁾、1927（昭和2）年9月2日より片倉越後製糸(株)に勤務し、同月28日に現業長に任命される⁽⁷⁵⁾。その後、1930（昭和5）年4月8日に同社を退職する⁽⁷⁶⁾。片倉越後製糸(株)の創立期に現業経験豊富なベテラン幹部を配置したものといえよう。大野は、片倉越後製糸(株)株式20株を1930、31両年所有するが、翌32年に手離し、以後同社株式の所有が無くなる。大野はまた、片倉共栄製糸(株)の株式3株を明らかな限り1930年に所有しているが、翌31年にはすべて処分する⁽⁷⁷⁾。大野は退職に伴い、まず片倉共栄製糸(株)株式を手離し、次いで片倉越後製糸(株)の株式を売却して、両社の株式所有関係を一切解消する。なお、大野 盈の片倉製糸紡績(株)の株式所有は、確認できない。

溝口深衛（参事補、1930年片倉越後製糸(株)株式2株所有）は、1930（昭和5）年1月27日に片倉川岸事務所醬油部の伊勢醬油醸造所に赴任している⁽⁷⁸⁾。幹部社員の溝口は、片倉越後製糸(株)株式を明らかな限り、1930年以降2株所有し続けている。溝口深衛の株主住所は、同社第3期『株主名簿』（1930年3月末）では「新潟」と記載されているところから、片倉川岸事務所転勤前は、片倉越後製糸(株)勤務の可能性がある。翌年以降の溝口の株主住所は、「長野」である。片倉越後製糸(株)から片倉川岸事務所への転勤を窺い知ることができる。溝口は、日東紡績(株)創立時に株主として5株（新株）を所有していた⁽⁷⁹⁾。なお、溝口深衛は、片倉製糸紡績(株)の株主として、1929年3月末及び1936年3月末に各60株を所有している⁽⁸⁰⁾。

上條正雄（参事補、1934年片倉越後製糸(株)

株式 20 株所有) は、1932 (昭和 7) 年 3 月に片倉姫路製糸所勤務から片倉製糸本社に転勤し、同年 7 月には片倉共栄製糸(株)次長に任命される⁽⁸¹⁾。更に翌々 34 年には、上條は同社所長に昇進する⁽⁸²⁾。上條が所長に昇進時の年齢は、41 歳 (勤務年数 7 年) である。上條の勤務年数に誤りがなければ、片倉製糸が中途採用で短期間に所長に昇格させるほどの実務能力に優れた実力者を片倉共栄製糸(株)に派遣したことは、同社重視の現われといえよう。幹部社員の上條は、1934 年所有の片倉越後製糸(株)株式 20 株を翌年以降も所有し続ける。また上條の勤務先である片倉共栄製糸(株)の株式 1 株を赴任した年に所有し、翌年以降も同株所有し続ける⁽⁸³⁾。また上條正雄は、片倉製糸紡績(株)の株主として、1929 年 3 月末に 3 株、1936 年 3 月末に 5 株を各所有している⁽⁸⁴⁾。

岩田 正 (技師補、1934 年片倉越後製糸(株)株式 5 株所有) は、片倉飯田製糸所勤務から 1932 (昭和 7) 年 4 月 28 日に片倉共栄製糸(株)現業長に任命される⁽⁸⁵⁾。翌々 34 年 8 月 18 日に、岩田は、片倉傍糸製糸会社の長崎製糸(株)諫早工場現業主任 (旧称・現業長) を命じられる⁽⁸⁶⁾。幹部社員の上條は、片倉越後製糸(株)株式を 1934 年以降、5 株所有し続ける。岩田は勤務先の片倉共栄製糸(株)株式を赴任の年より 1 株所有している⁽⁸⁷⁾。岩田は、長崎製糸(株)へ転勤後も両社株式の所有を維持していたことになる。また岩田 正は、片倉製糸紡績(株)の株主として、1929 年 3 月末に 10 株、1936 年 3 月末に 30 株を各所有する⁽⁸⁸⁾。

小林長治は、1937 年に片倉越後製糸(株)株式 10 株を所有しており、同社株主住所は「長野」である。また小林は、片倉製糸紡績(株)の株主として、1929 年 3 月末に 37 株、1937 年 3 月末に 77 株を各所有する⁽⁸⁹⁾。同社株主住所も「長野」であった。小林長治は、長野県内の片倉製糸所

(片倉川岸事務所を含む) に勤務していたのであろう。

斯くして、上記片倉製糸社員 (山中 遜を含む) の片倉越後製糸(株)持株数は、1930 年合計 565 株、1937 年には 779 株にのぼる。片倉製糸の片倉越後製糸(株)の株式所有は、片倉一族の所有株に片倉製糸社員の所有株が加わることで同社経営支配の更なる圧倒的な持株比率となる。

(3) 地元株主

片倉越後製糸(株)の地元株主の内、最大の株主は、第 3 表に示すように村松町在住の、同社取締役の平松周蔵 (1930 年 557 株所有) である。平松周蔵は、片倉越後製糸(株)の設立発起人の 1 人であった⁽⁹⁰⁾。平松は、谷 貫一郎 (片倉越後製糸(株)監査役) 町長退任後に町長を受継ぐ⁽⁹¹⁾。平松は、町長、助役 (名誉)、村松銀行監査役 (1929 年、85 株所有) を歴任する、村松町の有力者の 1 人である。平松周蔵は、1937 年には 500 株 (前年不明) に減少する。また平松周蔵は、片倉共栄製糸(株)の株式を 1930 (昭和 5) 年以降 20 株所有する。平松は、片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)の両社株主である。

樋口元周 (村松町) は、片倉越後製糸(株)発起人・顧問 (1930 年同社株式 500 株所有) で、樋口病院経営者、中地主 (田 13 町、畑 6 町 4 反、合計 19 町 4 反、其他 14 町 6 反所有⁽⁹²⁾) である。樋口家は、元周の父 (元周) の代より、新潟県会議員 (改進黨派)、村松商業株式会社 (1897 年 5 月設立) 専務取締役、村松銀行取締役・専務取締役 (1929 年、398 株所有) などを歴任する村松町の有力者、地主資本家である⁽⁹³⁾。樋口元周は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り 1930 年以降 500 株所有し続ける。

笠原藤七 (村松村) は、片倉越後製糸(株)発起人・監査役 (1930 年同社株式 300 株所有)、中地主 (田 9 町 5 反、畑 4 町 5 反、合計 14 町、其

他41町3反⁽⁹⁴⁾）、煙草元売捌商、村松銀行最大の株主（1929年、1,046株所有）である。笠原藤七は、片倉越後製糸(株)取締役、監査役の茂野誠衛、服部暢平、谷 貫一郎と共に、1922（大正11）年創立の蒲原鉄道(株)の発起人、創立委員であった⁽⁹⁵⁾。蒲原鉄道(株)の村松停車場の設置場所を巡って創立発起人間で対立し、谷 貫一郎や笠原藤七、藤田丑松、武藤寅二、相田宇宙治、岡村勝雄たちは、出資を断念したことから除名される。この谷 貫一郎と笠原藤七は共に片倉越後製糸(株)の監査役である。笠原家は、祖父の代より藤七を襲名しており、『日本全国商工人名録』に依れば、明治20、30年代に煙草製造兼葉卸商、土木建築請負業、生糸茶荒物商を営む⁽⁹⁶⁾。笠原は、第4回内国勸業博覧会に煎茶（藤ノ園、松ノ花）の2種を出品し、「香味清快ニシテ形色佳良ナリ中外ノ需用に適ス其培養製造ノ懇到ナルヲ見ル」として「有功三等賞」を受賞する⁽⁹⁷⁾。笠原藤七は、「村松商工人名録（大正5年）」に依れば、煙草元売捌所、帝国生命保険株式会社代理店を経営する⁽⁹⁸⁾。笠原は、1912（大正元）年8月6日設立の煙草元売捌所匿名組合（資本金24,000円）の匿名組合員（出資額3,200円）で、中蒲原・東蒲原両郡を販売区域とする煙草の卸販売業者（村松支店）であるほか、村松実業協会（1921年7月10日結成）の顧問、村松銀行取締役・専務取締役・監査役を歴任する⁽⁹⁹⁾。なお、笠原藤七は、大正末に煙草元売捌商として営業税50円20銭（所得税2,710円10銭）を納税する⁽¹⁰⁰⁾。笠原は、1930年に質物金融業を営み、営業税69円（所得税2,258円）を納付する⁽¹⁰¹⁾。笠原藤七は、片倉越後製糸(株)の株式300株を明らかな限り1930年以降所有し続ける。同時に笠原は、片倉共栄製糸(株)の株主として、同社株式を1930年以降10株所有する。笠原藤七は、村松町経済界の有力者、地主資本家である。

服部暢平（村松町）は、片倉越後製糸(株)発起人・取締役（1930年同社株式300株所有）、蒲原鉄道(株)取締役、中地主（田畑反別27町4反9畝18歩）、村松町・町長、村会議員、村松郵便電話局長、村松郷地主同盟会理事、村松銀行大株主（1929年、464株所有）などを歴任する⁽¹⁰²⁾。服部は、片倉越後製糸(株)の株式300株を明らかな限り1930年以降所有し続ける。服部暢平は、村松町政財界の有力者、地主資本家である。

茂野誠衛（村松町）は、片倉越後製糸(株)発起人・取締役（1930年同社株式300株所有）、蒲原鉄道(株)取締役社長・専務取締役、五泉郷農業倉庫（1925年11月設立）理事長、大地主（田61町3反、畑4町7反、合計66町、其他46町6反）、松村郷地主同盟会理事、村松銀行大株主（1929年、420株所有）、中野興業(株)取締役、村松町・町長などを歴任する⁽¹⁰³⁾。茂野は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降300株を所有し続けると共に、片倉共栄製糸(株)の株式10株を1930年以降所有していた⁽¹⁰⁴⁾。茂野誠衛は、村松町最大の大地主であり、蒲原鉄道(株)設立に対して中心的役割を果たすなど、有力な地主資本家、村松町政財界の有力者である。

谷 貫一郎（村松町）は、片倉越後製糸(株)の発起人・監査役（1930年同社株式300株所有）、村松銀行取締役（1929年、429株所有）、村松町農会会長、大地主（田畑反別48町9反2畝）、村松町・町長、町会議員、村松郷地主同盟会常務理事、蒲原鉄道(株)大株主（1930年、200株所有）などを歴任する⁽¹⁰⁵⁾。谷は、片倉越後製糸(株)株主として、明らかな限り1930年に同社株式300株、31～33年に310株所有するが、1933（昭和8）年4月30日に同社監査役を辞任すると共に、持株の大半を手離して10株所有の小株主となる。翌年にはこの10株全てを処分する。谷 貫一郎の片倉越後製糸(株)監査役辞

任の経緯は明らかでないが、辞任当日は、同社第6期定時株主総会が開催され、決議事項として第6期営業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、利益金処分案に加えて、定款第31条（利益金の処分）変更に関する承認可決をみている。この決議事項の中に同氏監査役辞任の原因が潜んでいそうである。なお、谷は、片倉共栄製糸(株)の株主として、1930年以降同社株式20株を所有し続ける。谷 貫一郎は、村松町政財界の有力者、地主資本家である。

藤田丑松（村松町）は、片倉越後製糸(株)の発起人・大株主（1930年同社株式100株所有）の1人であり、村松実業協会理事・副会長、呉服太物商、村松町区長、氏子総代、村松町・町会議員などを歴任する⁽¹⁰⁶⁾。『全国商工人名録』に依れば、藤田は、明治期には呉服太物商のほか紡績商を兼ねていたようであるが⁽¹⁰⁷⁾、大正期に呉服太物商経営（創業1894年乃至1895年）による営業税は、1914年57円7銭（所得税32円68銭）、1916年40円70銭（同35円29銭）、1919年50円46銭（同36円25銭）、1925年136円90銭（同125円57銭）、1930年118円（同191円）であった⁽¹⁰⁸⁾。景気の変動による営業の不振はあるにしても、昭和恐慌期において大きな落込みはみられなかったといえよう。片倉越後製糸(株)の村松町進出が少なからず藤田の呉服太物商経営に好影響を与えていたのであろう。藤田丑松は、片倉越後製糸(株)の株主として1930年以降も同社株式100株を所有し続けていた。藤田丑松は、村松町政財界の有力者、有力商人である。

石本義英（菅名村）は、菅名村最大の大地主（田59町3反、畑19町5反、合計78町8反、其他16町1反6畝）、村松銀行大株主（1929年、195株所有）である⁽¹⁰⁹⁾。石本は、片倉越後製糸(株)製糸の株式を明らかな限り1930、31両年に100株所有するが、翌32年には50株所有に

半減し、1933年には同社株式をすべて手離す。既述の如く片倉越後製糸(株)は、第3期には株主配当を実施するものの、続く第4、5両期に無配であったことから、資産株として所有する価値の有無を判断した結果であろう。大資産家、地主資本家として鋭利な経済感覚を窺わせる。また、既に石本の「賛成人」としての役割は、果し終えていたともいえよう。なお、石本義英は、片倉共栄製糸(株)の株式10株を1930年以降所有していた。村落共同体の代表者としての立場を墨守する一面を示していよう。

和田栄作（村松町）は、西洋料理店（東風軒）の経営者である⁽¹¹⁰⁾。東風軒は、村松町最大の料理店であった。和田は、明治末に東京で西洋料理を修業し、その後村松町に帰り、西洋料理店の桐花軒（店主・山口清吉、1913年創業）でコックとして勤めた後に、大手通に西洋料理店（東風軒）を開業（1917年）する。この開業に当っては樋口元周の後援があり、家業の発展をみたという。1930（昭和5）年に和田栄作経営の東風軒の営業税は110円（所得税118円）であった⁽¹¹¹⁾。和田は、村松町の有力商人である。和田は、西洋料理店経営のほかに、清涼飲料水ホワイトサイダーを製造販売（1925年創業）する⁽¹¹²⁾。和田栄作は、片倉越後製糸(株)の株式を1930（昭和5）年に70株所有していたが、翌31、32年に50株所有に減少したのち、1933年以降無所有となる。この原因は、片倉越後製糸(株)製糸の株主配当や同社関係者の料理店利用が期待以上ではなかったことにあるのであろうか。上記石本同様、「賛成人」の務めを既に果たしていたことにはなろう。

片桐道宇（村松町）は、村松町助役・町長、村松銀行監査役・専務取締役（1929年、100株所有）、村松商工会幹事、村松教育会副会長などを歴任する⁽¹¹³⁾。片桐道宇は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同

社株式を50株所有し続ける。片桐道宇は、村松町の政治、経済、教育界で活躍し、漢詩に優れ『北越詩話』に作品が残る文化人でもある。

今井久松（村松町）は、材木商、材木製材業・建築請負業者（創業1904年）である⁽¹¹⁴⁾。今井は、村松銀行大株主（1929年、125株所有）、蒲原鉄道(株)大株主（1930年、100株所有）、村松町最大の材木商、有力商人であった。今井久松の納税額は、1930年に営業税53円、所得税89円である。今井は、1918（大正7）年に村松町立女子工芸学校の改築工事（平屋建54坪半）を請負う⁽¹¹⁵⁾。今井久松は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降50株所有する。1937年には、事業を組織化し、合資会社今井商店代表者となる。今井久松は、その事業内容から片倉越後製糸(株)の取引業者であったことは、想像に難しくないといえよう。合資会社今井商店代表者の今井久松の所有する片倉越後製糸(株)の株式50株は、同社からの株式分与と思われる。

五十嵐藤五郎（新関村）は、新関村・村会議員、下條江普通水害組合議員、中島水害予防組合議員、新津外2ヶ村開田耕地整理組合評議員、中地主（1929年所有地価7,566円）である⁽¹¹⁶⁾。この地価は、新関村第10位に当たる。五十嵐藤五郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式50株を所有し続ける。五十嵐は、新関村の有力者の1人である。新関村上層地主（耕地10町歩以上所有）10名の内、半数の5名が片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)何れかの株主であり、残りの5名は両社何れの株主でも無かった。五十嵐藤五郎と林精一（後出）が片倉越後製糸(株)の株主である。

松尾名平（菅名村）は、酒造業者、蒲原鉄道(株)創立委員・発起人・取締役（1930年、220株所有）、菅名村農会副会長、無限責任菅名信用組合理事、大地主（1933年田56町6反、畑9町3反、合計65町9反、其他12町5反）、村松銀

行大株主（1929年、132株所有）、越後無尽株式会社・社長、(株)新潟物産商会（新潟市、1941年3月設立）代表取締役などを歴任する⁽¹¹⁷⁾。松尾経営の酒造業は、1914年に営業税34円43銭（所得税204円93銭）、1930年には営業税57円（所得税206円）であった⁽¹¹⁸⁾。営業税からみる松尾の酒造業は、片倉越後製糸(株)の村松町進出によって、好結果を生じていたことが推測できる。松尾が同社主要株主であることと無関係ではあるまい。松尾は、菅名村において、上記石本義英に次ぐ村内第2位の大地主である。松尾名平は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式50株を所有し続けると共に片倉共栄製糸(株)の株式を1930年以降10株所有する。菅名村の有力者である松尾名平は、地主資本家として手広く事業を営んでいた。

雲村弥蔵（村松町）は、旅館業を営み、青年期には村松町青年会評議員などを歴任する⁽¹¹⁹⁾。雲村は、既に1890（明治23）年4月に「旅人宿」（諸国商人定宿）を経営していた⁽¹²⁰⁾。雲村の旅館は、雲村ミネ（雲村弥蔵の妻カ）が引継いでいたようである⁽¹²¹⁾。この旅館業は、1930年に営業税35円（所得税31円）を納税する⁽¹²²⁾。大正初年に村松町には4軒の旅館があり、雲村弥蔵経営の旅館は、その1軒である⁽¹²³⁾。雲村弥蔵は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式30株所有していたが、35年に20株所有に減少し、37年には株式全てを手離している。

木村喜十郎（村松町）は、料理店香風楼を営んでいた⁽¹²⁴⁾。木村喜十郎は、1898（明治31）年に「旅人宿料理店」（兼鮮魚商）を営み、所得税10円99銭3厘を納税する⁽¹²⁵⁾。1930（昭和5）年には木村喜十郎経営の料理店は、営業税70円（所得税89円）であった⁽¹²⁶⁾。木村は、村松町の有力商人である。木村喜十郎は、片倉

越後製糸(株)の株式を1930年以降30株所有し続ける。前記和田栄作経営の西洋料理店(東風軒)とは異なり、庶民的な料理店の香風楼は、村松町進出の片倉越後製糸(株)関係者の頻繁な利用に繋がったことであろう。木村は、村松銀行主要株主(1929年、34株所有)、蒲原鉄道(株)主要株主(1930年、88株所有)であるなど、経済力、経営力に優れた人物であったようである。

中野常治(村松町)は、村松合同運送合資会社代表者である。片倉越後製糸(株)の第3期『株主名簿』に中野常治の肩書を「村松合同運送合資会社代表者」と明示していることから、片倉越後製糸(株)が同社株式30株を取引業者の村松合同運送合資会社に株式分与したようである。村松合同運送合資会社は、1930年に営業税51円を納税する⁽¹²⁷⁾。村松合同運送合資会社代表者中野常治は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降30株所有していたが、1935年に同社代表者が中野常治に代って渡辺好松が就任し、同人名義の株式30株所有に変わっている。但し、1937年にはこの30株所有はみられない。片倉越後製糸(株)と村松合同運送合資会社の取引関係(運送依頼)が解消したことに依るのである。

武藤寅二(村松町)は、片倉越後製糸(株)の創立事務の検査役の1人であり⁽¹²⁸⁾、醤油醸造業者である。武藤は、村川名平と共に村松町最大の醤油醸造家であった。また武藤寅二は、蒲原鉄道(株)の発起人であった⁽¹²⁹⁾が、前述の村松停車場位置問題を巡って対立し、谷貫一郎、笠原藤七、藤田丑松等と共に発起人の証拠金未払いにより除名処分を受ける。『日本全国商工人名録』に依れば、1919(大正8)年に武藤経営の醤油(富士山正印)醸造業(創業1913年)は、営業税54円42銭(所得税49円1銭)、1925(大正14)年には営業税73円93銭(所得税33円56銭)、1930(昭和5)年に営業税55円(所得税

20円)であった⁽¹³⁰⁾。武藤は、昭和初年の恐慌期に醤油醸造業が低迷する中で、片倉越後製糸(株)の村松町進出に期待するところが大きかったことであろう。武藤寅二は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式30株を所有していたが、1937年にはこの株式全てを売却している。武藤寅二は、村松町の有力醤油醸造業者である。武藤寅二と共に村松町の2大醤油(味噌)醸造業者であった村川名平が片倉越後製糸(株)の株主とはならず片倉越後製糸(株)の村松町進出に際して、積極的な武藤寅二とは対照的な対応をとったことは注目される。村川名平は、中地主、村松銀行と蒲原鉄道(株)の大株主である。村川は、両社株式を資産株として所有していたようである。株式投資が資産株、即ち配当金目当てでないにしても、武藤の投資行動は少なからず営業効果を上げていたと看做すことができよう。

吉井三治郎(五泉町)は、絹織物業者(羽二重、絹製造販売)である。五泉町は高級絹織物白生地産地として知られ、この頃には特に内地向羽二重と五泉絹が主力であった。『日本全国商工人名録』に依れば、1916年に吉井は、「絹物機業」として営業税22円90銭(所得税7円97銭)、1919年に「生糸製造業」として営業税42円67銭(所得税22円50銭)、1925年に「生糸商」として営業税139円20銭(所得税114円15銭)、1930年に「絹綿諸紡織」業(絹織物業)として営業税80円(所得税90円)を納税する⁽¹³¹⁾。「絹物機業」、「生糸製造業」、「生糸商」と業種は定かでないが、吉井は、大正期に景気変動の中で順調に売上げを伸ばしていたが、昭和恐慌期には売上げが下落する中で、片倉越後製糸(株)の村松町進出は、原料入手や製品販売の上で何かと好都合であったに違いない。吉井三治郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年に30株、翌31年より32株、37年には33株に漸

次増加所有している。片倉越後製糸(株)への期待の高さと現実的効果を反映しているとみることができる。吉井はまた、片倉共栄製糸(株)の株主として、1930年の同社株式10株所有に始まり、33年に11株、35年には21株各所有まで高まる。村松町の有力絹織物機業家としての吉井三治郎は、両社との持株増加による関係強化を図ることで業績の向上に結び付けたい意欲が窺い知れよう。五泉町の上層地主(耕地10町歩以上所有)の中には、片倉越後製糸(株)の株主はいない。

山崎新治(川内村)は、中地主(1933年田12町8反、畑8町、合計20町8反、其他57町1反)、蒲原鉄道(株)監査役・大株主(1930年、200株所有)である⁽¹³²⁾。山崎は、川内村において第7位の地主、川内村有力者の1人である。戦後の農地解放により、山林大地主(村内52町3反)としての地位を保つものの、耕地面積は6反に減少する⁽¹³³⁾。山崎新治は、片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)の各株主として、明らかな限り1930年以降前者の株式30株、後者の株式15株を所有し続ける。

齊藤守太郎(五泉町)は、五泉郷養兔組合(1927年6月設立)の組合長であった⁽¹³⁴⁾。また齊藤は、既述のように五泉町の三本木養蚕組合長であり、片倉越後製糸(株)の特約組合として同社20株の株式分与を受ける。齊藤守太郎は、個人名義の片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年に22株、翌31～33年に32株、34年以降38株、そして37年には71株の各所有に増加する。三本木養蚕組合(組合長・齊藤守太郎)に1934年以降、片倉越後製糸(株)より同年20株、翌35年22株、更に37年には30株に増加して、株式分与を受ける。片倉越後製糸(株)の株式20～30株分与は、特約組合としては破格の待遇である。齊藤守太郎は、地元の片倉共栄製糸(株)の株主でもあり、1930年以降同社株式10株、33年以降11株、そして36年以降12株の

各所有を行う。齊藤守太郎については、中農上層の養蚕農民としての姿が浮かび上がる。

樋口周雄(村松町)は、樋口病院共栄会長である⁽¹³⁵⁾。樋口周雄は、明らかな限り1930年以降片倉越後製糸(株)の株式を20株所有するが、片倉越後製糸(株)からの株式分与と考えられる。前述の如く、樋口元周は、片倉越後製糸(株)の顧問で同社大株主、樋口病院の経営者である。樋口周雄は、樋口一族であろう。片倉越後製糸(株)は、1931年3月30日に村松町の加藤、成田、堀、金子諸医師を聘し、同社従業員全員に対し、健康診断を施行している⁽¹³⁶⁾。例年、従業員に施す健康診断のためには地元の医師の協力は不可欠であろう。樋口病院との関係を継続・強固なものにするため、片倉越後製糸(株)が株式分与を行った模様である。なお、地元住民との関係維持・強化ということであれば、片倉越後製糸(株)は、愛宕神社信徒総代の北沢要蔵に明らかな限り1930年以降同社株式5株を分与している⁽¹³⁷⁾ことも同様であろう。この株式分与は、地元要人との信頼関係の構築乃至懐柔策と受け取れる。

佐藤久吾(村松町)については、同姓同名の佐藤久吾が2人いる。1人は洋品小間物(化粧品、袋物類)商であり、1930年に営業税30円(所得税40円)を納税している⁽¹³⁸⁾。片倉越後製糸(株)の女工たちが佐藤久吾経営の小間物商にとって常得意になる期待は、想像に難くないところである。佐藤は、村松銀行主要株主(1929年、30株所有)でもあった。もう1人の佐藤久吾は、歯科医で、村松歩兵30連隊の囑託医でもあった⁽¹³⁹⁾。大正初めに佐藤久吾は村松に来て、歯科医を開業する。彼は、キリスト教徒であった。佐藤久吾は、何れも明らかな限り1930年以降片倉越後製糸(株)の株式を20株所有していたが、一方の佐藤久吾は、第10期『株主名簿』(1937年3月末)の住所が「愛知」に変わっており、同地へ転居した可能性がある。こ

の人物は、歯科医の佐藤久吾と考えられる。軍国主義化の進行の下で、村松町のキリスト教布教活動は、最盛期を過ぎていた。1925年に上記歩兵30連隊は、第2師団に編入されて高田市に移っており、この頃には既に同連隊の嘱託医としての関係は無くなっていた。身辺の状況変化が大きく進行していたといえよう。

馬場八太郎（十全村）は、中地主（1929年所有地価9,060円）、十全村・村長、村会議員、十全村農会長、十全村立戸倉尋常小学校学級委員などを歴任する⁽¹⁴⁰⁾。馬場家は、十全村第1位乃至第2位の地主である。馬場八太郎は、蒲原鉄道(株)の創立委員・発起人であり、同社株式50株を所有する主要株主であった⁽¹⁴¹⁾。有力地主として作徳米の鉄道輸送を通じて商品化を高める上で、蒲原鉄道の開設は、希求されよう。その後、馬場は、蒲原鉄道(株)の監査役・大株主（1930年、202株所有）となり、村松銀行の大株主（1929年、93株所有）でもあった。馬場八太郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式20株を所有していたが、1933年を境にこの持株すべてを手離す。馬場はまた、片倉共栄製糸(株)の株式を1930年以降15株所有するが、34年に10株に減株した後、翌35年にこの10株を全て売却する。馬場八太郎は、十全村の有力者として政治・経済分野において大きな影響力を持った人物である。馬場の両社所有株式の売却は、資産株破綻、即ち両社無配当と「賛成人」としての役割が終了したことが影響していたのであろう。十全村最上層の地主資本家として、優先する経済感覚故の行動といえよう。十全村の上層地主（耕地10町歩以上所有）4名の内、高岡忠弘を除き、上記の馬場八太郎が両社株主であるほか、神保多工磨（泰一郎）と中山四郎治（喜久三郎）が片倉共栄製糸(株)の各株主であった。

渡辺吉五郎（村松町）は、呉服太物商（創業

幕末期）である。『日本全国商工人名録』に依れば、渡辺は、1898年に呉服太物商の所得税6円23銭8銭、1914年には営業税39円39銭（所得税12円76銭）であった⁽¹⁴²⁾。渡辺吉五郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式12株、33年に14株、翌34年以降24株に増加所有してゆくが、37年にはこの持株をすべて手離す⁽¹⁴³⁾。また渡辺は、片倉共栄製糸(株)の株式3株を1930年以降所有するが、片倉越後製糸(株)株式同様に1937年にこの3株全てを売却する。呉服太物経営は、片倉越後製糸(株)、片倉共栄製糸(株)共に多数の従業員を抱えていることから、営業拡大を図る大きな機会といえよう。渡辺による両社の株式取得は、その意欲の発現とみることができる。

高橋源七（村松町）は、青物果実商である。『大日本商工録』に依れば、1930年に高橋が営む青物果実商の営業税は、36円であった⁽¹⁴⁴⁾。高橋源七は、明らかな限り1930年以降片倉越後製糸(株)の株主として、同社株式11株を所有し続けている。地元に進出した片倉越後製糸(株)によって、青物果実商の売上増加は、十分に期待できよう。高橋源七の片倉越後製糸(株)への株式投資は、資産株即ち株主配当よりも営業上の期待の大きさを反映したものと見えよう。

吉田愛信（村松町）は、村松町・町長、助役、町会議員、村松町教育会会長、中蒲原郡教育会代議員、村松銀行取締役（1929年、70株所有）、村松織物同業組合・組合長、顧問などを歴任する⁽¹⁴⁵⁾。吉田愛信は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降10株を所有し続ける。吉田愛信は、村松町教育界及び政財界の有力者であった。

境原新平（村松町）は、米穀商である。『日本全国商工人名録』に依れば、米穀商の境原は、1898年に所得税6円88銭、1914年に「米雑穀商」として営業税39円68銭（所得税20円9銭）、

1916年に「米穀肥料雑貨商」の営業税23円32銭（所得税20円35銭）、1919年に「米穀肥料商」の営業税32円68銭（所得税21円70銭）であった⁽¹⁴⁶⁾。境原新平は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年に同社株式10株所有する。同年に境原健治が同社株式2株を所有しており、翌31年にこの両株式を加えたと思われる12株を境原健治（境原新平の子）名義で所有し、1934年以降10株に減少して所有し続ける。米穀商にとって、片倉越後製糸(株)の村松町進出に伴って従業員たちの食料需要は確実に生じることから、同社株式投資は歓迎の証であろう。

梁取勇蔵（村松町）は、呉服商（大黒屋呉服店）である⁽¹⁴⁷⁾。梁取勇蔵は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式10株を所有し続ける。前記の渡辺吉五郎呉服店同様に、呉服商経営者として梁取勇蔵は、片倉越後製糸(株)社員を顧客獲得する機会の到来と捉え、同社株式所有に動いたとしても不思議ではない。村松町有力商人の行動パターンとして理解できよう。渡辺と梁取にみる株式処分の有無は、各呉服店の置かれた状況によって判断の分かれるところである。

梁取岩次郎（村松町）は、海産物乾物商である。『日本全国商工人名録』に依れば、梁取は、「海産物商」として、1898年に所得税4円63銭2厘、1914年に「海産物肥料商」営業税60円62銭（所得税8円48銭）、1925年に「四十物肥料商」営業税53円40銭（所得税20円27銭）、1930年に「海産物乾物（食料品罐詰類）」営業税72円（所得税72円）を納税する⁽¹⁴⁸⁾。梁取岩次郎は、海産物商、海産物肥料商として順調に売り上げを伸ばし、昭和初年の不況期においても取り立てて落ち込んだ様子もない。片倉越後製糸(株)の村松町進出は、梁取岩次郎の海産物乾物商にとって好結果を齎らしたと判断できよう。

梁取岩次郎は、片倉越後製糸(株)の株式10株を明らかな限り1930年以降所有し続ける。梁取岩次郎は、村松銀行の大株主（1929年、119株所有）であった。村松町最大の海産物乾物商、換言すれば村松町の有力商人による片倉越後製糸(株)の進出支援に結び付く株式投資行動といえよう。

田村てつ（村松町）は、あけぼの（新生楼）の経営者である⁽¹⁴⁹⁾。田村てつは、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式10株を所有し続けていた。田村てつ経営の新生楼は、片倉越後製糸(株)関係者による利用機会の増加を彷彿とさせる。田村の同社株式の所有維持がこのことを裏付けていよう。

高地覚一（村松町）は、村松町役場吏員（書記）であり、軍服軍帽諸官署制服・学校制服並に付属品一式を商う高地洋服店の経営者であった⁽¹⁵⁰⁾。高地覚一は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降10株所有している。高地は、商売人としてだけではなく、村松町役場に勤める役人として片倉越後製糸(株)の進出による地域経済の活性化を図る使命から同社株式購入の挙に出たものと思われる。

広田福蔵（村松町）は、山福印（福）誉之瀧麵類製造販売を営む広田製麵所（創業明治42年）経営者である⁽¹⁵¹⁾。大正期に既に広田福蔵は、鶏卵麵箱詰及各種類製造を営んでいた。広田福蔵は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式10株を所有し続けていたが、1935年にはこの株式所有の解消を図る。これは、株式配当指向に係わる原因であろうか。何れにしても、新たに村松町の製麵業者の片倉越後製糸(株)との株式所有関係が明らかとなる。

田代兼次（村松町）は、茶商である⁽¹⁵²⁾。村松藩堀家3万石の城下町として栄えた旧藩時代からの殖産政策によって村松茶生産は盛んであ

った伝統を受継ぐ実業である⁽¹⁵³⁾。田代兼次は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降10株を所有し続けているが、37年にはこの株式10株を手離していた。茶商の田代兼次は、片倉越後製糸(株)の進出によって同社及び従業員たちとの売買関係を結んでいたことであろう。

渡辺木五郎(村松町)は、牛豚肉小売・牛乳搾取販売(陸軍御用)を営んでいた⁽¹⁵⁴⁾。渡辺は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降10株を所有し、34年からは12株に所有増加する。前述の如く、1925年に村松歩兵第30連隊が高田市に移駐したため、陸軍御用が無くなり、代って片倉越後製糸(株)が村松町進出をみたことは、渡辺の牛豚肉小売や牛乳販売業が繁盛する機会を得たことであろう。渡辺の同社への株式投資の目的は、そこにある。

新発田末太郎(村松町)は、洋服調達商を営む新発田洋服店を経営する⁽¹⁵⁵⁾。新発田末太郎は、片倉越後製糸(株)の株式10株と片倉共栄製糸(株)の株式2株を明らかな限り1930年以降各所有し続けていた。村松町に居住する洋服店経営の新発田末太郎にとって、村松町進出の片倉越後製糸(株)を中心に片倉共栄製糸(株)の社員たちの利用機会が生じていたことであろう。両社への株式投資は、その株式の所有継続から、新発田の期待を裏切ることのない結果が生まれていたものといえよう。

相田宇宙治(村松町)は、呉服商、村松実業協会(1921年7月10日結成)幹事、蒲原鉄道(株)発起人(引受株数50株)、青年期には村松町青年会評議員などを歴任する⁽¹⁵⁶⁾。山林地主(1933年村内1町8反、村外41町3反)でもあった。相田宇宙治は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式10株を所有し続けている。相田は、村松町経済界の有力者として地域経済の活性化のために片倉越後製糸(株)の村松町進出を迎え、一方で呉服商と

しての事業展開にも有利に作用していたことであろう。

堀 正次郎(村松町)は、村松町立女子工芸学校(1915年4月創立)初代校長(元台湾新竹公学校長)、村松町教育会商議員などを歴任する⁽¹⁵⁷⁾。堀 正次郎(村松町士族)は、新潟勸農場の農学全科を卒業(1882年7月20日)している⁽¹⁵⁸⁾。村松町立女子工芸学校は、1921(大正10)年に村松実科高等女学校に昇格する。堀 正次郎は、村松町教育会の重鎮であった。堀 正次郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降10株所有していたが、1934年に堀 越郎(堀 正次郎の子)が継承したようである。村松町教育会の有力者も片倉越後製糸(株)の株主として登場する。

蒲澤三平(村松町)は、料理店海老楼の経営者である⁽¹⁵⁹⁾。『日本全国商工人名録』に依れば、蒲澤は、「旅人宿料理店」兼鮮魚商として1898年に営業税16円28銭6厘(所得税3円26銭)、1914年に「魚類商」として営業税51円11銭(所得税34円50銭)、1930年に「和洋各料理店」として営業税54円(所得税48円)を納税する⁽¹⁶⁰⁾。蒲澤三平は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式10株を所有し続ける。蒲澤三平の経営の海老楼は、片倉越後製糸(株)の村松町進出に伴い同社関係者の利用機会が新たに生じ、営業上資する所少なからずあったものと想像できる。蒲澤は、村松銀行の主要株主(1929年、37株所有)でもあり、村松町の有力商人であった。

山崎伝蔵(菅名村)は、菅名村第3位の中地主(1933年田26町7反、畑6町、合計32町7反、其他4町1反)である⁽¹⁶¹⁾。山崎伝蔵は、明らかな限り1930年以降、片倉越後製糸(株)の株式10株と片倉共栄製糸(株)の株式3株をそれぞれ所有し続ける。山崎は、村落内部の利害関係を内包しつつ、菅名村有力者として地域経済の振興の

ために株主配当収入を度外視して、社会的責任を全うしようとした一面を評価することができよう。菅名村では有力地主（耕地10町歩以上所有）9名の内、片倉越後製糸(株)の株式所有は、前記石本義英、松尾名平、それに山崎伝蔵の最上層地主に限られる。

関谷静治（橋田村）は、中地主（1933年田14町5反、畑2町6反、合計17町1反、其他7町）、橋田村教育会商議員などを歴任する⁽¹⁶²⁾。関谷は、村松銀行の主要株主（1929年、50株所有）、また村松郷地主同盟会加盟地主の1人であった⁽¹⁶³⁾。関谷静治は、片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降10株宛所有し続ける。関谷静治は、村内第2位の地主で、橋田村の有力資産家、地主資本家である。上記山崎伝蔵同様、地主経営の利益のみならず、地域社会の振興に必要な片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)の進出を村落代表者・有力者として後援する使命からの両社株式所有であったことは疑いないところであろう。

田代松司（橋田村）は、中地主（1933年田11町5反、畑6反、合計12町1反、其他16町6反）である⁽¹⁶⁴⁾。田代松司は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式10株を所有し続けていた。田代は、村内第5位の地主であり、上記関谷静治同様、橋田村の有力者である。地域振興は、田代自身のみならず、地元村民に益するところ多大であることを自覚した、片倉越後製糸(株)の株式取得といえよう。上記関谷静治と田代松司以外の橋田村上層地主（耕地10町歩以上所有）4名の内、2名（山口忠五郎、広瀬又四郎）が片倉共栄製糸(株)の株主であったが、残る2名は、両社何れの株主でもなかった。橋田村の上層地主の中でも、株式投資の対応が異なる。

水野辰作（村松町）は、中地主（1929年18町4反8畝16歩）、蒲原鉄道(株)創立委員・発起

人・取締役（1923年100株、1930年200株所有）、青年期には村松町青年会幹事などを歴任する⁽¹⁶⁵⁾。水野は、村松郷地主同盟会加盟地主である。水野辰作の後継者（長男カ）水野真平は、1933年に田16町、畑2町、合計18町、其他28町5反を所有している⁽¹⁶⁶⁾。水野辰作は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降10株所有し、1934年からは水野真平がこの10株を継承してゆく。水野家は、村松町内第6位の地主であり、村松町の有力者の1人として、昭和初年の不況期の地域振興策として片倉越後製糸(株)の誘致を積極的に推進する担い手である。

大塚三省（川内村）は、中地主（1933年田10町2反、畑10町9反、合計21町1反、其他23町2反）である⁽¹⁶⁷⁾。村内第6位の地主の川内村有力者・大塚三省は、村松銀行の主要株主（1929年、30株所有）であり、片倉越後製糸(株)の株主として同社株式10株を明らかな限り1930年以降所有し続けている。大塚は、前記同村の山崎新治同様、地域産業の振興策としての片倉越後製糸(株)の誘致推進者の1人といえよう。川内村の最上位の地主・石本隆多は、同社の株式所有が無い。川内村の上層地主（耕地10町歩以上所有）8名の内、片倉越後製糸(株)又は片倉共栄製糸(株)の株主は、前記山崎新治とこの大塚三省及び滝沢真五郎の3名に限られる。

横川厚次郎（村松町）は、酒造業、酒類醤油卸小売業を営む横川商店（創業明治25年）を経営する⁽¹⁶⁸⁾。既に横川は、大正期に酒造業（白嶺印焼酎製造）を始めており、品評会に出品して「賞状数回」を受賞している⁽¹⁶⁹⁾。横川商店は、1930年には清酒吉の川・千代祝特約店であり、営業税91円（所得税110円）を納税する⁽¹⁷⁰⁾。横川厚次郎は、片倉越後製糸(株)の株式7株を明らかな限り1930年以降所有し続ける。横川は、村松銀行の主要株主（1929年、25株所有）でもあった。村松町の有力商工業者の1

人として、横川の投資行動は、村松町経済の活性化の一助にして、片倉越後製糸(株)の村松町進出を積極的に賛同する立場にあったことを裏付けよう。

藤田勘太郎(村松町)は、幕末に創業の呉服太物雑貨商を営む藤田屋本店を経営する。『日本全国商工人名録』に依れば、1898年に呉服太物商の藤田勘太郎は、営業税13円77銭4厘(所得税3円38銭)、1925年には呉服部のほかに雑貨部を設け、営業税121円(所得税148円)、1930年に営業税142円(所得税190円)を各納税する⁽¹⁷¹⁾。藤田勘太郎は、第4回内国勸業博覧会に縞木綿を出品し、褒状を受賞している⁽¹⁷²⁾。村松町特産の村松縞の普及・拡大に尽力する村松商人の姿を彷彿させる。上記営業税額からみると、昭和初年の厳しい不況期においても藤田屋本店は、順調な商売を行っていたことを窺わせる。藤田勘太郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式5株を所有していた。藤田は、村松町の有力呉服雑貨商として、片倉越後製糸(株)の村松町進出を同町産業不振の打開策として期待していよう。

森山三太郎(村松町)は、織物製造兼営製糸業者である⁽¹⁷³⁾。1898年には、織物製造兼営製糸業者の森山は、所得税9円41銭6厘を納税する⁽¹⁷⁴⁾。機屋・森山三太郎は、1894年6月に田沢門七郎、田沢栄次郎、清水安太郎、梁取栗平たちと共同出資に依り製糸場(鳳陽社)を設立する⁽¹⁷⁵⁾。製糸場を設立する機屋は有力織物業者で、小地主であることが多かったという。森山三太郎は、片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)両社の株主として、明らかな限り1930年以降前者の株式5株、後者の株式1株を所有し続ける。片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)の産出の生糸、副蚕糸等の地元供給機会は、織物業者との共存共栄関係が築かれることになる。

土田助八(村松町)は、鋸製作業者である⁽¹⁷⁶⁾。

土田助八は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降5株所有していた。片倉越後製糸(株)の村松町進出による地域経済の振興は、鋸製作業者の土田助八にとって期待するところ多大であろう。

藤木藤七(村松町)は、製茶(茶器)商、製茶問屋を営む藤木園の経営者である⁽¹⁷⁷⁾。藤木兼蔵(藤木藤七の父)は、茶商として1898年に所得税4円30銭8厘を納税していた⁽¹⁷⁸⁾。前記村松町の茶商・田代兼次同様、藤木園は、村松町の名産・村松茶の商いを明治期より続けていたようである。藤木藤七は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式5株所有し続けていた。片倉越後製糸(株)の村松町進出は、茶商・藤木藤七にとって歓迎すべき出来事といえよう。

小柳喜太郎(村松町)は、鮮魚商である。『日本全国商工人名録』に依れば、「魚類商」の小柳喜太郎は、1914年に営業税40円34銭(所得税6円1銭)、1919年に「鮮魚海産物商」として営業税45円15銭(所得税34円9銭)、1925年に「鮮干魚類商」として営業税84円(所得税96円75銭)、1930年に「鮮魚(川魚)商」として営業税38円をそれぞれ納税している⁽¹⁷⁹⁾。大正期に順調な営業活動から昭和期に入り、不況期に売上げを落している。小柳喜太郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式5株を所有し続けていた。片倉越後製糸(株)の村松町進出を、鮮魚商の売上増大機会につなげたいところであろう。

梁取良吉(村松町)は、海鮮物商である。『日本全国商工人名録』に依れば、「海鮮物商」として梁取良吉は、1898年に所得税4円95銭8厘、1930年には「海産物乾物(食料品罐詰類)商」として営業税34円を各納税する⁽¹⁸⁰⁾。梁取良吉の海産物商は、既に明治期より続く老舗である。梁取良吉は、片倉越後製糸(株)の株式を明

らかな限り1930年以降5株所有している。

今井寅一郎（村松町）は、酒造業（清酒喜園鶴醸造元）を営む木曾屋（創業明治30年）の経営者である。1916（大正5）年当時には、銘酒鶴の井醸造元であった⁽¹⁸¹⁾。酒造業者の今井寅一郎は、1914年に営業税60円98銭（所得税23円1銭）、1916年には営業税57円59銭（所得税13円52銭）、1919年に営業税42円44銭（所得税23円20銭）、1925年に営業税106円37銭（所得税176円59銭）、1930年に営業税90円（所得税90円）を各納税する⁽¹⁸²⁾。景気の変動に伴い売上増減が生じる中で、大正末にピークを迎え、昭和に入り不況期に売上が下降する状況下に片倉越後製糸(株)の村松町進出は、地域住民と共に村松町の有力酒造業者の今井寅一郎の期待は、想像に難くない。今井寅一郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式5株を保持し続ける。

舎川末蔵（村松町）は、菓子商である。1930年に菓子商・舎川末蔵は、営業税41円（所得税10円）を納税する⁽¹⁸³⁾。舎川末蔵は、片倉越後製糸(株)の株式5株を明らかな限り1930年以降所有し続けている。

茂野留蔵^(遺)（村松町）は、小地主（1929年所有地価1,899円）、薬種・染料・度量衡器商を営んでいた茂野薬店の経営者である⁽¹⁸⁴⁾。茂野は、村松銀行主要株主（1929年、42株所有）、蒲原鉄道(株)主要株主（1923年、50株所有）でもあった。『日本全国商工人名録』に依れば、1914年に「薬種商」の茂野は、営業税93円26銭（所得税20円55銭）、1916年には「薬種商」として営業税82円92銭（所得税91円60銭）、1919年に「薬種染料商」として営業税104円29銭（所得税146円74銭）、1925年に「薬種売薬商」として営業税225円80銭（所得税1,590円75銭）、1930年に「薬種売薬（製剤）」商として営業税278円（所得税781円）を各納税する⁽¹⁸⁵⁾。

茂野留蔵は、売薬商として順調に売上げを伸ばしており、村松町の小地主、有力売薬商として、片倉越後製糸(株)の村松町進出の有力な後援者（工場誘致の推進者）として存在する。茂野留蔵は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式5株を所持し続けている。

斉藤延三（村松町）は、薬種売薬、洋酒、鐘詰、和洋小間物、紙類販売を営む⁽¹⁸⁶⁾。斉藤は、薬の販売から洋酒、鐘詰、小間物、紙などの日常生活品を手広く商っていた。斉藤延三は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降5株所有している。村松町の各種商人が片倉越後製糸(株)の株式を所有する中の一例である。

中山仲吉（村松町）は、酒類商を営む中山酒店（創業明治30年）を経営する傍ら材木建築請負業の経営者でもあった。酒類のほか醤油卸売小業を営み、清酒富士の曙・加茂錦特約店である。『日本全国商工人名録』に依れば、1914年に「酒類商」の中山仲吉は、営業税31円54銭（所得税16円35銭）、1916年には「和洋酒類商」として営業税27円2銭（所得税17円67銭）1919年に「酒類商」として営業税31円21銭（所得税26円8銭）、1930年には「和洋酒類」商及び材木建築請負業として営業税68円（所得税17円）を各納税する⁽¹⁸⁷⁾。大正期に酒類商として商業活動は必ずしも活発とはいえないが、昭和期に入り、新たな材木建築請負業が効を奏したためか、売上げ向上がみられたようである。中山仲吉は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式5株を所有するが、1933年にはこの株式5株を手離している。株主配当若くは新たな事業として始めた材木建築請負業が片倉越後製糸(株)の村松町進出にも関わらず、期待通りではなかったのであろうか。

青木兼七（村松町）は、料理店（松木屋）を経営する⁽¹⁸⁸⁾。青木兼七は、片倉越後製糸(株)の

株式5株を明らかな限り1930年以降所有し続けている。片倉越後製糸(株)の関係者による松木屋の頻繁な利用が推測できそうである。地域経済が振興すれば、地域住民の料理店・松木屋の利用機会が増すことにもなる。

小川清治(村松町)は、料理店(常盤館)を経営する⁽¹⁸⁹⁾。小川清治は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式5株を所有するが、1933年にはこの株式所有を断念する。上記青木兼七とは同じ料理店でありながら、対照的な株式所有のあり方である。それぞれの事情はあるにしても、小川清治の株式所有の早い段階の見限りも、少数ながら村松町商人の1つの判断を示す。

伊藤鹿三郎(村松町)は、医師である⁽¹⁹⁰⁾。伊藤鹿三郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降5株所有していたが、1934年にこの持株全てを手離す。片倉越後製糸(株)の顧問を務める、同社大株主で病院経営者の樋口元周系列の医師以外には同社から厚遇されなかったと看做すこともできそうである。

舎川菊次郎(村松町)は、和洋菓子商(名菓干羊羹製造元)を営む呼鶴堂谷川本店を経営する⁽¹⁹¹⁾。菓子商の舎川菊次郎は、1925年に営業税57円(所得税40円28銭)、1930年には営業税72円(所得税48円)を各納税する⁽¹⁹²⁾。舎川菊次郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年に同社株式5株を所有するが、翌31年には早くもこの株式を全て売却していた。村松町の商人としては、早い持株処分の決断である。

川瀬忠次郎(村松町)は、和洋菓子商である⁽¹⁹³⁾。菓子商の川瀬は、1930年に営業税87円(所得税108円)を納税する⁽¹⁹⁴⁾。川瀬忠次郎は、上記舎川菊次郎の菓子商規模を上回る、村松町の有力菓子商人であった。川瀬忠次郎は、片倉越後製糸(株)の株式5株を明らかな限り1930年以降

所有し続ける。片倉越後製糸(株)の村松町進出に際し、舎川・川瀬両菓子商の資力、営業力の差が、両者の株式投資行動の違いとなって現われていたともいえよう。

加藤久三郎(村松町)は、経歴は詳らかでないが、青年期に村松町青年会の評議員を務めていた⁽¹⁹⁵⁾。村松町の有力者子弟であったようである。加藤は、村松銀行の主要株主(1929年、30株所有)であった。加藤久三郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年に同社株式5株を所有していたが、1933年にこの株式全てを処分する。加藤は、1932年まで片倉越後製糸(株)の株式所有を持ち堪えていたことになる。片倉越後製糸(株)は第4期、第5期に欠損が生じ、株主配当が見送られていた頃の同社株式の処分である。資産株としての将来性に限界を感じ、決断を下したのであろう。

滝沢誠次(村松町)は、料理店を経営する⁽¹⁹⁶⁾。料理店経営の滝沢誠次は、1930年に営業税36円を納税する⁽¹⁹⁷⁾。滝沢誠次は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年に5株所有していたが、翌31年にはこの5株を全て売却する。滝沢誠次の料理店は、村松町の料理店の中で、和田栄作(東風軒)、木村喜十郎、蒲澤三平各料理店よりも経営規模が小さかった。小規模料理店は、各料理店との競合の中で、昭和恐慌下に株式所有の限界を迎えていたのであろう

藤田市郎(村松町)は、菓工品卸万荒物商(創業明治30年)である⁽¹⁹⁸⁾。藤田市郎は、1930年に営業税35円(所得税10円)を納税する⁽¹⁹⁹⁾。藤田市郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式5株を所有し続ける。上記滝沢誠次同様、藤田市郎は小規模経営とはいえ、町内に競合する他の業者が殆ど無いためか、片倉越後製糸(株)の株式所有に動揺はない。

斉藤栄吉(村松町)は、洋品小間物商(化粧

品・袋物類)である⁽²⁰⁰⁾。齊藤は、1930年に営業税30円を納税する⁽²⁰¹⁾。齊藤栄吉は、蒲原鉄道(株)の大株主(1930年、100株所有)であった。齊藤栄吉は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降5株所有するが、33年にこの株式全てを手離す。齊藤栄吉の後継者と思しき齊藤芳次郎(齊藤栄吉の子)が片倉越後製糸(株)の株式5株を1934年に再所有し続けた模様である。

徳橋政信(村松町)は、銅鉄鋳物類武力細工、洋釘、硝子板、コールタール商である⁽²⁰²⁾。徳橋政信は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式5株を所有していたが、33年にこの5株を全て売却する。1931年乃至特に1933年より片倉越後製糸(株)の株式を処分する株主が現れるようになる。村松町内部にこの頃より片倉越後製糸(株)に対する不協和音が一部生じていたものと思われる。

北沢要蔵(菅名村)は、前述の如く愛宕神社信徒総代、菅名村農会評議員などを歴任する⁽²⁰³⁾。北沢要蔵は、片倉越後製糸(株)の株式を片倉越後製糸(株)より、明らかな限り1930年以降5株分与されたようである。北沢は、菅名村及び多数の愛宕神社信徒を束ねる地域有力者と見做すことができよう。

石黒石五郎(菅名村)は、無限責任菅名信用組合評定委員などを歴任する⁽²⁰⁴⁾。石黒は、村松銀行の主要株主(1929年、64株所有)であった。石黒石五郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式5株を所有し続ける。菅名村有力者の1人に数え上げることができよう。

齊藤忠吉(東蒲原郡上條村)は、養蚕家として1913年に収繭額3石を産出していたことが知られている⁽²⁰⁵⁾。齊藤忠吉は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降5株所有し続けている。上條村の中堅養蚕農民として片倉越

後製糸(株)と繭取引を通じて結び付いていたことであろう。

田辺豊吉(村松町)は、洋服・服地(裁縫)、袴物、足袋商を営む能代屋を経営する⁽²⁰⁶⁾。田辺は、村松町に歩兵三十連隊在駐当時には、軍服裁縫を行っていた。洋服店経営の田辺豊吉は、1930年に営業税38円を納税する⁽²⁰⁷⁾。田辺豊吉は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式4株を所有し続けている。片倉越後製糸(株)の村松町進出は、田辺の営業上、実利を伴う結果が生じていたことであろう。

成田久八郎(村松町)は、村松町助役(有給)などを歴任する⁽²⁰⁸⁾。成田は、政友派と民政派の町政主導を巡る対立の中で辞任に追い込まれる⁽²⁰⁹⁾。成田久八郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降3株所有し続ける。成田久八郎は、村松町役場有力者として、片倉越後製糸(株)の進出推進者、後援者の立場にある。

土岐清次郎(村松町)は、酒類商を営む⁽²¹⁰⁾。酒類商の土岐は、1930年に営業税31円を納税する⁽²¹¹⁾。土岐清次郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式3株を所有し続けている。

相田庭三郎(村松町)は、桐材(下駄種)、木取、甲良七分卸売商を営む相田商店(創業明治25年)を経営する⁽²¹²⁾。相田庭三郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降同社株式3株所有している。村松町には、桐材、木取、甲良七分卸売商として、老舗の相田商店以外に新興の五十嵐幸松経営の五十嵐商店(大正11年創業)が存在するものの、五十嵐による片倉越後製糸(株)の株式所有は無かった⁽²¹³⁾。村松町老舗商人の片倉越後製糸(株)株式所有傾向が窺われる。

北沢長五郎(菅名村)は、菅名村農会副代表者、無限責任菅名信用組合信用評定委員などを

歴任する⁽²¹⁴⁾。北沢長五郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式3株を所有し続ける。菅名村有力者による片倉越後製糸(株)の株式所有である。同社と菅名村養蚕農民の繭取引関係の存在を窺わせる。前述の如く、片倉越後製糸(株)の特約組合として千原養蚕組合に同社株式分与がみられる。

関谷安次(橋田村)は、橋田尋常高等小学校・丸田尋常小学校各学務委員、有限責任橋田信用組合監事などを歴任する⁽²¹⁵⁾。関谷安次は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降3株所有し続けている。上記北沢長五郎同様、村落有力者による片倉越後製糸(株)の株式所有である。

三好政治(村松町)は、村松町の中地主(1929年所有地価4,767円)である⁽²¹⁶⁾。村松町内第9位の地主である。三好政治は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式2株を所有している。村松町有力者による片倉越後製糸(株)の株式所有である。

水戸久次郎(村松町)は、羽二重飴本舗の水戸屋菓子店を経営する⁽²¹⁷⁾。菓子商人の水戸久次郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降2株所有し続けている。

石川慶八(村松町)は、茶商である⁽²¹⁸⁾。村松町歩兵第三十連隊御用達でもあった⁽²¹⁹⁾。石川慶八は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式2株を所有し続ける。片倉越後製糸(株)の村松町進出は、高田市移駐の歩兵三十連に代わる営業拡大の期待を抱かせよう。

岡村勝雄(村松町)は、牛乳搾取販売業、中蒲原郡畜産組合副長、新潟県牛乳営業組合連合組合長、村松町・町会議員などを歴任する⁽²²⁰⁾。蒲原鉄道(株)の創立発起人(引受株数50株)の1人である⁽²²¹⁾。村松町歩兵第三十連隊御用達でもあった⁽²²²⁾。片倉越後製糸(株)の村松町進出は、

岡村に上記石川慶八同様、営業上の期待が高まっていたことであろう。岡村勝雄は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降2株所有し続けている。村松町有力者の岡村勝雄は、不況下の地域経済の振興策として、片倉越後製糸(株)の村松町誘致を推進していた1人であろう。

小黒松太郎(村松町)は、菓子製造業者である⁽²²³⁾。小黒松太郎は、蒲原鉄道(株)の発起人・主要株主(1923年に役員被選出資格条件の50株所有)でもある⁽²²⁴⁾。小黒松太郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式2株を所有し続ける。村松町有力商工業者によって、片倉越後製糸(株)の株式所有が行われた1例といえよう。

田沢幸作(村松町)は、呉服太物商を営む田沢商店を経営する⁽²²⁵⁾。田沢幸作は、片倉越後製糸(株)の株式を1930年以降2株を所有し続ける。同社零細株主の株式継続所有の1例である。

鈴木久次郎(村松町)は、製茶製綿肥料煙草商を営む⁽²²⁶⁾。鈴木久次郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降に2株所有するが、翌年以降鈴木一二(鈴木久次郎の子カ)が継承した模様で、1937年には同社株式所有7株に増加する。

岡田石蔵(村松町)は、万石材細工販売業者である⁽²²⁷⁾。岡田石蔵は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式2株を所有し続ける。

佐藤五郎三郎(村松町)は、中地主(1929年所有地価4,600円)村松町農会評議員、村松町女工保護組合理事、村松町千石江普通水利組合評議員、村松町・町会議員などを歴任する⁽²²⁸⁾。佐藤は、村松町第10位の地主であり、村松郷地主同盟会加盟地主である⁽²²⁹⁾。佐藤五郎三郎はまた、蒲原鉄道(株)の発起人・主要株主(1923年、50株所有)であった⁽²³⁰⁾。佐藤は、後に同社大株主(1930年、103株所有)となる。佐藤

五郎三郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降2株所有し続ける。村松町の政・財界の有力者による片倉越後製糸(株)の株式所有であるが、佐藤の持株数からすると、同社進出の積極的な推進者とは考えにくい。

小鍛治喜次郎(村松町)は、醤油(丸き印)味噌製造業者(創業明治38年)、青年期には村松町青年会評議員などを歴任する⁽²³¹⁾。1930年に醤油丸き印醸造元の小鍛治喜次郎は、営業税39円(所得税20円)を納税する⁽²³²⁾。小鍛治喜次郎は、村松町の醤油業界の代表として、武藤寅二、村川名平と共にその名が挙げられている⁽²³³⁾。小鍛治喜次郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式2株を所持し続けている。村松町の醤油業界の有力者による片倉越後製糸(株)株式所有である。

酒井酉蔵(村松町)は、内外米穀問屋を営む、創業明治42年の酒井熊吉商店(店主・酒井酉蔵)を経営する⁽²³⁴⁾。1930年に米穀問屋の酒井酉蔵は、営業税38円を納税する⁽²³⁵⁾。酒井酉蔵は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降2株所有し続ける。

中山豊四郎(村松町)は、菓子商である⁽²³⁶⁾。中山豊四郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式2株を所有している。

羽田熊太郎(村松町)は、経歴を詳らかにできないが、青年期に村松町青年会評議員を務めている⁽²³⁷⁾。当時、羽田熊太郎は、村松町有力者の子弟であったようである。羽田は、村松銀行の主要株主(1929年、44株所有)であった。羽田熊太郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降2株所有し続けていた。

神田長蔵(巢本村)は、巢本村助役・村長、村会議員、中蒲原郡会議員などを歴任している⁽²³⁸⁾。神田長蔵は、片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降前

者2株、後者2株各所有し続けていた。神田長蔵は、「村長神田長蔵氏 大正十三年以来村長ノ重職ニアリ現在ニ至」っており、片倉越後製糸(株)の進出当時、巢本村の村長職にあり、「賛成人」の1人と考えることができよう。巢本村の上層地主(耕地10町歩以上所有)7名の中には、片倉越後製糸(株)の株主は無く、この内5名が片倉共栄製糸(株)の株主であった。

林 幸四郎(巢本村)は、巢本村農会評議員などを歴任する⁽²³⁹⁾。林 幸四郎は、片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降前者株式2株、後者株式1株を各所有し続けている。上記神田長蔵同様、巢本村の有力者による片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)両社の株式所有である。

村川邦一郎(十全村)は、1933年に山林地主(村内5町4反)、戦後の1956年には山林10町3反、耕地2町1反をそれぞれ所有する⁽²⁴⁰⁾ことが判明するが、戦前の耕地面積は不明である。戦後の農地解放により所有耕地を大部分手離し、山林の所有拡大に向かったようである。村川は、十全村の小地主であったことが想像される。村川邦一郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降2株所有している。

村川珪輔(十全村)は、戦後の1956年に山林5町歩(村内)、耕地1町6反を各所有する⁽²⁴¹⁾。戦前には、村川珪輔は、村川邦一郎同様、十全村の小地主に属する農民と思われる。村川珪輔は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式2株を所有し続けている。

高橋栄三郎(南蒲原郡加茂町)は、中地主(1933年田4町7反、畑6町、合計10町7反、其他2反)である⁽²⁴²⁾。高橋栄三郎は、加茂町内第8位の地主である。高橋栄三郎は、片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降前者2株、後者1株それぞれ所有し続ける。加茂町の有力農民による片倉越後製糸

株)と片倉共栄製糸(株)両社の株式所有であった。

猪 悦次(東蒲原郡上條村)は、養蚕家として1913年に取繭額4石を産出していた⁽²⁴³⁾。猪

悦次は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降2株所有していた。猪 悦次は、既述の同村斉藤忠吉同様、上條村の中堅養蚕農民として片倉越後製糸(株)の産繭取引を介して同社と結び付いていたことが考えられる。

中野信吾(長岡市)は、中蒲原郡に拠点を置く中野グループの実業家の1人で、中野殖産興業(株)社長、石油共同販売所専務取締役、中野興業(株)取締役、山岸商会取締役である⁽²⁴⁴⁾。中野信吾は、蒲原鉄道(株)の発起人の1人で、中野が役員を務める中野興業(株)と中野殖産興業(株)は、蒲原鉄道(株)の主要株主であった⁽²⁴⁵⁾。中野信吾はまた、村松銀行の主要株主(1929年、30株所有)でもあった。中野信吾は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降2株所有し続けている。蒲原鉄道(株)の取締役社長で、片倉越後製糸(株)取締役の茂野誠衛と中野家は姻戚関係にある⁽²⁴⁶⁾ことから、中野信吾の片倉越後製糸(株)株式所有に繋がったのであろう。但し、中野信吾は、茂野誠衛から片倉越後製糸(株)の経営者ではなく、同社創立の「賛成人」としての出資を求められていたのであろう。

鳥掛関蔵(村松町)は、米穀・食塩・薪炭商である⁽²⁴⁷⁾。鳥掛関蔵は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式1株を所有し続けている。

坂田定平(村松町)は、時計商を営む坂田時計店を経営する⁽²⁴⁸⁾。坂田定平は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降1株所有し続ける。

小池由兵衛(村松町)は、諸屑物問屋(製糸原料、空壘、諸紙卸)を営む高松屋(創業大正14年)を経営する⁽²⁴⁹⁾。小池由兵衛は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年

以降同社株式を1株所有する。

樋口勝蔵(村松町)は、料理店を営む恵比寿屋を経営する⁽²⁵⁰⁾。樋口勝蔵は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降1株所有し続けている。

浅間寛一郎(村松町)は、和洋小間物商、千代田生命保険(社員)を営む浅間商店を経営する⁽²⁵¹⁾。浅間寛一郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式1株を所有していた。

山田太市(村松町)は、小間物商を営む⁽²⁵²⁾。小間物商の山田太市は、1898年に所得税5円53銭4厘を納税する⁽²⁵³⁾。山田太市は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降1株所有し続ける。

武藤テツ(村松町)は、米雑穀商を営む⁽²⁵⁴⁾。米雑穀商の武藤テツは、1914年に営業税48円79銭(所得税10円47銭)を納税する⁽²⁵⁵⁾。武藤テツは、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式1株を所有している。

長崎信吾(十全村)は、十全村助役、十全村経済更生計画総務部部長を務める⁽²⁵⁶⁾。長崎信吾は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降1株所有し続ける。

阿部栄太(五泉町)は、米穀問屋を営む金田屋を経営する⁽²⁵⁷⁾。米穀商の阿部栄太は片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降1株所有し続けている。

伊藤市郎(大蒲原村)は、戦前については明らかでないが、戦後の1956年に山林5町8反(村内)、耕作地2町3反を各所有する⁽²⁵⁸⁾。伊藤は、戦前には十全村の小地主(若しくは中農層)であったと思われる。伊藤市郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式1株を所有する。大蒲原村の上層地主(耕地10町歩以上所有)3名の内、片倉越

後製糸(株)の株主は無く。鈴木嘉久衛のみ1名が片倉共栄製糸(株)の株主であった。

神田長三郎(東蒲原郡揚川村)は、揚川村・村会議員(勲8等)である⁽²⁵⁹⁾。神田長三郎は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降1株所有し続けていた。

玉木寅七(東蒲原郡小川村)は、養蚕家として1913年に収繭額3石を産出していたことが知られている⁽²⁶⁰⁾。玉木寅七は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式1株を所有していた。玉木は、小川村の中堅養蚕農民として、片倉越後製糸(株)と産繭取引を通じて同社と結び付いていたものと推測する。

渡辺長松(南蒲原郡森町村)は、森町村役場吏員(書記)を務める⁽²⁶¹⁾。村役人の渡辺長松は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降1株所有している。

鈴木三郎(西蒲原郡石瀬村)は、戦後の1956年に山林5町3反、耕作地1町を各所有する⁽²⁶²⁾。鈴木は、戦前には石瀬村の小地主(若くは中農層)であったものと推測する。鈴木三郎は、片倉越後製糸(株)の株主として、明らかな限り1930年以降同社株式1株を所有し続けていた。

石川義雄(五泉町)は、各種繊維撚糸製造販売加工、仲介を目的とした合資会社石川撚糸場(昭和16年設立、資本金155,000円)の代表(出資人員4名、内石川義雄113,000円出資)を務める⁽²⁶³⁾。撚糸業者の石川義雄は、片倉越後製糸(株)の株式を1931年に46株、翌32年101株、翌々33年121株、1934年以降131株を各所有している。石川義雄はまた、片倉共栄製糸(株)の株式を1930、31年に20株、1932年以降21株を各所有し続けている。撚糸業者の石川義雄と上記片倉傍系製糸会社、特に片倉越後製糸(株)による原料供給関係が生じていたことを窺わせる。

坪川寅蔵(五泉町)は、絹織物業・合資会社坪川製絹場、五泉合同運送(株)社長、片倉共栄製糸(株)創立事務の検査役などを歴任する⁽²⁶⁴⁾。『日本全国商工人名録』に依れば、坪川寅蔵は、1914年に営業税30円57銭(所得税7円54銭)、1916年に営業税25円20銭、1919年に営業税34円3銭(所得税18円40銭)、1925年営業税155円2銭(所得税230円80銭)、1930年には営業税184円(所得税423円)を各納税する⁽²⁶⁵⁾。大正末から昭和初年にかけての不況期においても順調に売上げを伸ばしていたことが判明する。坪川寅蔵は、片倉越後製糸(株)の株主として、1933年以降同社株式80株を所有し続けている。また坪川寅蔵は、片倉共栄製糸(株)の株式を1930年以降30株、33年以降は40株に増加所有する。上記片倉傍系両製糸会社、特に、片倉越後製糸(株)への株式投資は、坪川寅蔵との絹織物原料取引の発生を推測させる。

樋口光子(村松町)については、村松町在住を確認することができる⁽²⁶⁶⁾以外、明らかにできないが、恐らくは樋口病院関係者と思われる。樋口光子は、片倉越後製糸(株)の株式を明らかな限り1930年以降100株所有し続ける大株主である。

おわりに

片倉越後製糸(株)株主数は、第2期末から第3期末にかけて12人減少(株主総数489人)、第3期末から第4期末にかけて16人減少(同473人)、第4期末から第5期末にかけて4人減少(同469人)、第5期末から第6期末にかけて5人減少(同464人)であり、減少の一途を辿ってはいるものの、その数は株主総数からみれば、僅かであった⁽²⁶⁷⁾。その後第7期末以降、株主は増加し続ける。同社の大多数の株主は、株式所有を解消することなく、所持していたのであ

る。特に零細株主は、株式を手離すことなく、所有し続ける。地元株主の片倉越後製糸(株)への期待と地域社会に対する責任及び株主配当収入以外の実利を実現していたことを示すものであるといえよう。同社の株主配当は限定的であったため、資産株としての有利性は、必ずしも永続的に確保できない。資産株所有が目的であれば、早期に処分を決断することになる。

片倉越後製糸(株)の筆頭株主・片倉兼太郎(片倉製糸紡績(株)取締役社長、片倉越後製糸(株)顧問)の持株のみで同社株式合計の過半を占める。後に、今井五介が継承する。この株式に片倉一族の同社持株数を合せると、約3分の2を占め、片倉製糸による片倉越後製糸(株)の経営支配は、盤石であった。片倉製糸紡績(株)幹部社員や片倉越後製糸(株)、片倉共栄製糸(株)、日東紡績(株)の各幹部社員の中には、片倉越後製糸(株)の株主も存在していた。

株主数からみると、片倉越後製糸(株)の1株株主と2株株主で同社株主全体の過半を占め、5株以下株主で同8割弱、10株以下株主で同9割弱を占めていた。片倉越後製糸(株)は、小・零細株主が圧倒的多数であった。片倉越後製糸(株)は1934年以降新潟県内外の特約養蚕組合に株式分与(1～2株中心)を行うようになり、零細株主が更に増加する。

片倉越後製糸(株)の地元株主の内、大株主は、片倉越後製糸(株)の取締役、監査役及び顧問を中心に大・中地主、村松町・町長、助役、町会議員、病院経営者、有力煙草元売・呉服太物商人などの経歴を有する。地元大株主は、明らかな限り菅名村の石本義英を除くと、全て村松町住民である⁽²⁶⁸⁾。有力地主資本家、村松町の政界有力者を中心に構成される。村松町の有力地主が全て片倉越後製糸(株)の株主になったわけではなく、同町上層地主(中地主)の田沢竹司や村川名平などは、同社株主では無かった。地元町

村内の上層地主の中には、持株数の多寡を伴う、片倉越後製糸(株)の株主(又は、片倉共栄製糸(株)の株主)が存在する一方で、同社への株式投資を全く行わない上層地主もいるなど、対応には多様性があった。

片倉越後製糸(株)の地元役員の内、服部暢平を除き、全て片倉共栄製糸(株)の株主でもあった。社会的立場上、片倉製糸の進出(両製糸会社の創設)による地域経済の振興、農村不況の打開に期待を寄せていたのであろう。

片倉越後製糸(株)株主の中で、身元や職業等の経歴が明らかな人物の中で、最も多くの居住地は、村松町(78名)である。その他中蒲原郡内の五泉町、菅名村、十全村、橋田村、新関村、川内村、巢本村、大蒲原村、横越村、東蒲原郡の上條村、揚川村、小川村、南蒲原郡の加茂町、森町村、北蒲原郡の安田村、西蒲原郡の石瀬村などに及ぶ。片倉越後製糸(株)株主の地域的分布は、判明する限り村松町を中心に中蒲原郡内諸村及び東蒲原郡、南蒲原郡、北蒲原郡、西蒲原郡諸郡に亘っていた。

片倉越後製糸(株)の村松町居住株主の職業についてみると、料理店(西洋料理店を含む)8軒、旅館1軒、酒造業(清酒、焼酎)2軒、酒類商2軒、醤油・味噌醸造業2軒、呉服太物商6軒、小間物商5軒、米穀商(小売、問屋)4軒、茶商4軒、煙草商(小売、卸売)2軒、材木商(建築請負業兼業)1軒、桐材(下駄種)卸売商1軒、運送店1軒、絹織物業(製糸業兼営)1軒、青物果実商1軒、海産物商2軒、洋服店3軒、麵類製造販売1軒、菓子商(製造含む)5軒、牛乳搾取販売2軒、牛豚肉小売商1軒、薬店2軒、荒物商1軒、鋳造業1軒、石材加工販売1軒、金属加工・洋釘・硝子板・コールタル商1軒、屑物問屋(製糸原料、空壘、諸紙)1軒、医師・病院、歯科医などさまざまな業種に亘っていることがわかる。村松町の有力商工業者から中小

商工業者まで幅広く及んでいよう。五泉町は、国内向羽二重、絹の特産地であることから、関連業者が原料供給依存から片倉越後製糸(株)の株式投資を図ったものと思われる。村松町、五泉町以外の農村部においては、地主、酒造業者、農会や産業組合の役員、村長・助役・村会議員、村役場役人、養蚕組合長、養蚕農民などであった。その他身元不明の多くの片倉越後製糸(株)の株主は、村落の有力者以外に小地主から自作農民、特に養蚕農民まで広く及んでいよう。

片倉越後製糸(株)の村松町進出は、同町住民や地元農家及び養蚕農民などにとって、産繭販売や女工、雑夫の就労先にとどまらず、食料品や日常生活品などの購入のほか、村松町の商工業者にとっては上記種々雑多な業種の営業機会の増加に寄与したことであろう。また医師、歯科医による同社従業員の治療のほか、絹織物業者、撚糸業者にとって原料供給先として片倉越後製糸(株)は、期待し得たであろう。片倉越後製糸(株)は、片倉共栄製糸(株)共々、昭和初期の厳しい不況期にあって、地域経済の振興、農村不況の打開に寄与するところ少なからずあったものと思われる。

日本各地所在の片倉製糸所は、地元から食料や各種産物を購入していた。例えば、1922～23年に片倉長岡製糸所は、地元から蜜柑60貫、蒨草50貫、葱50貫、蕪菜35貫、白菜30貫、2等煉瓦28,000丁の購入、買約し、片倉高知製糸所は、漬大根3,000貫、筴1,000枚、片倉飯田製糸所は、味噌用糶1,500枚、片倉岩代飯田製糸所は、2等白麦20俵、片倉宇佐製糸所は、荷造縄200貫、片倉鴨島製糸所は、馬鈴薯300貫を各買入、注文していた⁽²⁶⁹⁾。他に、米所の新潟県より産米の購入を行っている。片倉八王子製糸所は、越後3等玄米300俵、片倉川岸事務所は、「越後水原三等新玄米」や「新潟産」、「上越産」、「加治川産」各3等玄米を買入れて

いる。また絹織物産地の京都丹後方面に片倉愛知製糸所、片倉姫路製糸所、片倉八王子製糸所が各地方片倉製糸所産出の内地向生糸を出荷売却している⁽²⁷⁰⁾。例えば、片倉高知製糸所産出の2等生糸(21中)7括、片倉大宮製糸所産出の銀21中13括、片倉川岸製糸所産出の無票21中5括、片倉平野製糸所産出の金21中7括などを片倉姫路製糸所が京都丹後方面先と取引している。

片倉越後製糸(株)においても、地元より従業員用の食料その他産物の購入から、村松町、五泉町の絹織物業者への原糸供給が行われていたことであろう。

片倉共栄製糸(株)の株主分析については、別稿を用意したい。

註

- (1) 新潟県における地主、資産家の銀行・企業投資に関する研究として、守田志郎「地方企業と地主投資—新潟県の場合—」(『史学雑誌』第68編第11号、1959年)。守田志郎『地主経済と地方資本』御茶の水書房、1961年。伊藤武夫「地方企業の展開と商人及び地主—明治中期新潟県の産業企業と会社役員—」(新潟大学『経済論集』第18号、1974年)。伊藤武夫「第一次世界大戦期の株式市場と地方投資家—新潟県の場合(その1)—」(新潟大学『経済論集』第25号、1978年)などがある。近年の研究では、松本和明「大正期の新潟県における産業発展と企業家グループ—大正7年時点の場合—」(長岡短期大学地域研究センター『地域研究』第10号、2000年)ほかの業績がある。山口和雄編著『日本産業金融史研究 紡績金融篇』(東京大学出版会、1970年)において、綿糸紡績会社の株主の実態を究明しているが、「主要株主」に限られる。製糸会社の株主に関しては、花井俊介・公文藏人「戦前期における製糸企業の成長構造」(早稲田大学産業研究所『産業経営』第36号、2004年)において、郡是製糸の株主について言及しているが、同社『社史』に依拠して郡是製糸の大部分を占める零細株主を

- 「養蚕農民」とのみ一括りに把握するのみで、実態は不明である。株主分析の深化が無く、「養蚕農民」という一面的な株主把握に終始する。また、公文蔵人「信濃製糸株式会社の重役会」(横浜国立大学『横浜経営研究』第33巻、2012年)においても、同社中小零細株主を「養蚕農民」と推測するに止まる。
- (2) 小村 弼監修『村松町史』下巻、村松町教育委員会事務局、1982年、620～643頁。
 - (3) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』片倉製糸紡績株式会社考査課、1941年、159～160頁。
 - (4) 拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第47号、2013年、102頁以下参照)。
 - (5) 片倉製糸紡績(株)第10期『株主名簿』47頁。
 - (6) 松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』東京大学出版会、1992年、178～179頁。
 - (7) 新潟県外を住所地と記載している徳橋政信、長谷川午之助、林 佐吉、三好政治等を挙げる事ができる。
 - (8) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各44頁、56頁。
 - (9) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
 - (10) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
 - (11) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各32頁、42頁。
 - (12) 「第八九八号 社報 大正十五年三月十日 本社」(『自大正十五年一月七日至昭和元年十二月二十九日 社報 庶務課』)。
 - (13) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
 - (14) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各19頁、23頁。
 - (15) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
 - (16) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各36頁、46頁。
 - (17) 日東紡績(株)『株主名簿』(第12期)8頁。
 - (18) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。同年10月10日の第3回労働調査において労働副調査員を務めていた。
 - (19) 『昭和九年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
 - (20) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
 - (21) 1930年に片倉下諏訪製糸所の事務長・阿部波吉は葦崎出張所常置員に、葦崎出張所常置員・唐沢文三が事務長にそれぞれ転任している(『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』)。
 - (22) 日東紡績(株)『株主名簿』(第12期)8頁。
 - (23) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期)18頁。
 - (24) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各33頁、43頁。
 - (25) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
 - (26) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
 - (27) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各48頁、61頁。
 - (28) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
 - (29) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期)51頁。
 - (30) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
 - (31) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
 - (32) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各7頁、8頁。
 - (33) 日東紡績(株)『株主名簿』(第12期)9頁。
 - (34) 前掲『片倉製糸紡績二十年誌』488頁。
 - (35) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各8頁、10頁。
 - (36) 『回顧参拾年』日東紡績株式会社、1953年、「付表」3頁。152頁。前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』168頁。
 - (37) 同上、100頁。
 - (38) 日東紡績(株)『株主名簿』(第12期)8頁。
 - (39) 前掲『回顧参拾年』「附表」30頁。
 - (40) 日東紡績(株)『株主名簿』(第12期)9頁。
 - (41) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各41頁、52頁。
 - (42) 同上、各1頁、1頁。
 - (43) 同上、各65頁、81頁。
 - (44) 木村繁・三宅晴輝『川西・大原・伊藤・片倉コンツェルン読本』春秋社、1938年、183頁。
 - (45) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第17期)8頁。
 - (46) 前掲木村繁・三宅晴輝『川西・大原・伊藤・片倉コンツェルン読本』188頁。

片倉越後製糸株式会社の株主分析

- (47) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期)7頁。
- (48) 森川英正『地方財閥』日本経済新聞社、1985年、98頁に、林 勝己は、病弱故に片倉家の事業に社員として勤務していないと述べているが、林 勝己は、病弱ながら片倉石原製糸所長や尾濃副監督を務めている(『昭和五年度重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』)。
- (49) 片倉越後製糸(株)各期『貸借対照表』、『損益計算書』。
- (50) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (51) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (52) 『昭和九年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。伊藤隆衛はこの時53歳、29年勤務であった。
- (53) 片倉共栄製糸(株)『株主名簿』各期。
- (54) 日東紡績(株)『株主名簿』(第12期)9頁。
- (55) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各1頁、1頁。
- (56) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (57) 田口栄治は、1937年5月18日開催の片倉製糸取締役会に提出の「昭和十二年度現業主任会議経過報告」において、「研究事項」・「(二) 議題 蚕品種毎二適応セル蘭乾燥方法及繰糸時期ニ関スル研究」の委員長として田口栄治(紀南製糸所)を確認できる(昭和十二年分 取締役会議案綴 本店庶務課)。
- (58) 片倉共栄製糸(株)『株主名簿』各期。
- (59) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期)28頁。
- (60) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (61) 前掲 『回顧参拾年』「附表」32頁。
- (62) 片倉共栄製糸(株)『株主名簿』各期。
- (63) 前掲 『回顧参拾年』「附表」31頁。
- (64) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各66頁、82頁。
- (65) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (66) 「第一〇〇四号 社報 大正十五年八月三十日 本社」(『自大正十五年一月七日至昭和元年十二月廿九日 社報 庶務課』)。
- (67) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各8頁、9頁。
- (68) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (69) 前掲 『回顧参拾年』11頁。
- (70) 同上、「附表」24頁。
- (71) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各51頁、65頁。
- (72) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (73) 片倉共栄製糸(株)『株主名簿』各期。
- (74) 「第一〇一五号 社報 大正十五年九月二十九日 本社」(『自大正十五年一月七日至昭和元年十二月廿九日 社報 庶務課』)。
- (75) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (76) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (77) 片倉共栄製糸(株)『株主名簿』各期。
- (78) 『昭和五年度 重要記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (79) 日東紡績(株)『株主名簿』(第12期)11頁。
- (80) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各67頁、83頁。
- (81) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (82) 『昭和九年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (83) 片倉共栄製糸(株)『株主名簿』各期。
- (84) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各23頁、30頁。
- (85) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (86) 『昭和九年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (87) 片倉共栄製糸(株)『株主名簿』各期。以下、片倉共栄製糸(株)の株式所有に関しては、同資料に依る。
- (88) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各3頁、3頁。
- (89) 片倉製糸紡績(株)『株主名簿』(第10期、第17期)各51頁、65頁。
- (90) 前掲拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」103頁。
- (91) 前掲 『村松町史』下巻、652～654頁。
- (92) 「昭和8年地主別所有地賃貸価格による耕地10町歩以上の地主名簿」(新潟県地主資料第拾集『新潟県大地主名簿』新潟県農地部、1968年)224～225頁。

- (93) 前掲『村松町史』下巻、191、291、292、357、362頁。
- (94) 前掲「昭和8年地主別所有地賃貸価格による耕地10町歩以上の地主名簿」225頁。
- (95) 前掲『村松町史』下巻、579～586頁。
- (96) 白崎五郎七・白崎敬之助編『明治貳十五年四月発行 日本全国商工人名録』日本全国商工人名録発行所、明治25年、551頁。鈴木喜八・関伊太郎編『明治三十一年十二月第二版 日本全国商工人名録』日本全国商工人名録発行所、明治31年、「との二十」頁（洪沢隆一編『都道府県別 資産家地主総覧〔新潟編3〕』日本図書センター、1997年、281頁）所収。
- (97) 「第四回内国勲業博覧会授賞人名録Ⅲ」（明治28年）（『明治前期産業発達史資料』勲業博覧会資料109、明治文献資料刊行会、1974年、150頁）。
- (98) 『帝国宝鑑』盛文社、1916年（『村松町史』資料編第四巻近現代、村松町教育委員会事務局、1978年、617頁）。
- (99) 前掲『村松町史』下巻、573、602、609頁。
- (100) 吉沢雅次・室田惣三郎編『大正拾四年度版 日本全国商工人名録』商工社、大正14年、「ト三一」頁。
- (101) 高瀬末吉編『昭和五年度版 大日本商工録』大日本商工会、1930年、85頁（洪谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧〔新潟編3〕』日本図書センター、1997年、395頁）。
- (102) 前掲『村松町史』下巻、526、584、622頁。前掲『村松町史』資料編第四巻近現代、663、687頁。『新潟県肖像録』実業之案内社、1929年、137頁。『新潟県銀行会社要覧（昭和五年版）』新潟経済時報社、1930年、33頁。以下、村松銀行（1929年株主・株式数）と蒲原鉄道（1930年株主・株式数）については、『新潟県銀行会社要覧（昭和五年版）』による。
- (103) 前掲『村松町史』下巻、580、584、653頁。清水清造編『王泉郷土史』歴史図書社、1976年、334～335頁。前掲「昭和8年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」224頁。『第二十九版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1941年、「新潟県会社」10頁。
- (104) 片倉共栄製糸（株）『株主名簿』各期。
- (105) 前掲『村松町史』下巻、648、664頁。前掲『新潟県肖像録』137頁。前掲『村松町史』資料編第四巻近現代、687頁。同書では谷 貫一郎の所有地地価は14,012円50銭であるが、1929年の別の資料では地価17,695円の記載があり、所有地50町歩を越えていたものと思われる（「地価4千円以上の所有者名簿」、前掲『新潟県大地主名簿』105頁）。
- (106) 前掲『村松町史』下巻、582、602頁。前掲高瀬末吉編『昭和五年度 大日本商工録』3頁。前掲『新潟県肖像録』137頁。
- (107) 鈴木喜八・関伊太郎編『全国商工人名録』第2版、明治31年（前掲『村松町史』下巻、287頁・表83）。
- (108) 前掲室田惣三郎・吉沢雅次編『増訂五版 日本全国商工人名録』商工社、大正3年、「ト二一」頁（洪谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧〔新潟編3〕』日本図書センター、1997年、334頁）。室田惣三郎・吉沢雅次編『増訂六版 日本全国商工人名録』商工社、大正5年、「ト二三」頁。吉沢雅次・室田惣三郎編『増訂七版 日本全国商工人名録』商工社、大正8年、「ト一四」頁。前掲『日本全国商工人名録』大正拾四年度版、「ト二〇」頁。前掲『大日本商工録』昭和五年版、3頁。
- (109) 前掲「昭和8年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」223頁。
- (110) 前掲『村松町史』下巻、161～162頁。
- (111) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』77頁（391頁）。
- (112) 同上、63頁（384頁）。
- (113) 前掲『村松町史』下巻、285、292、450、613頁。『中蒲原郡誌』村松町編、臨川書店、1986年、18、75頁。
- (114) 富谷益蔵『新潟県肖像録』博進社、1924年、282頁。前掲『昭和五年版 大日本商工録』43頁（374頁）。
- (115) 前掲『村松町史』下巻、398頁。
- (116) 前掲『新潟県肖像録』（実業之案内社版）、130頁。前掲「地価4千円以上の所有者名簿」104頁。
- (117) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』69頁（387頁）。『新潟県精髓中蒲原郡誌〈中編〉』（復刻版）千秋社、2000年、184、186頁。前掲『村松町史』下巻、582～584、629頁。前掲「昭和8年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」22頁。前掲『第二十九版 帝国銀行会社要録』新潟県、13頁。
- (118) 前掲『第五版 日本全国商工人名録』「ト

- 二二」頁(335頁)。前掲「昭和五年版 大日本商工録」69頁(387頁)。
- (119) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、617頁。前掲『中蒲原郡誌』村松町編、19頁。
- (120) 前掲『明治貳十五年四月発行 日本全国商工人名録』552頁。
- (121) 前掲「昭和五年版 大日本商工録」73頁(389頁)。
- (122) 同上。
- (123) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、616～618頁。雲村旅館のほか、恵喜屋喜一郎旅館、和泉屋(小林喜一)軍用旅館、小笠原鎮蔵旅館が存在した。
- (124) 同上、616頁。
- (125) 前掲『第二版 日本全国商工人名録』「とノ二十」頁(281頁)。
- (126) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』77頁(391頁)。
- (127) 同上、81頁(393頁)。
- (128) 前掲拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」105頁。
- (129) 前掲『村松町史』下巻、582頁・表130。
- (130) 前掲『第七版 日本全国商工人名録』「ト一八」頁。前掲『大正拾四年度版 日本全国商工人名録』「ト二七」頁。前掲『昭和五年版 大日本商工録』67頁(386頁)。
- (131) 前掲『第六版 日本全国商工人名録』「ト二二」頁。前掲『第七版 日本全国商工人名録』「ト一五」頁。前掲『大正拾四年度版 日本全国商工人名録』「ト一九」頁。前掲『昭和五年版 大日本商工録』8頁(357頁)。
- (132) 前掲「昭和8年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」225頁。前掲『第二十九版 帝国銀行会社要録』「新潟県」5頁。
- (133) 「県下に於ける五町歩以上の山林所有者名簿」昭和三十一年現在(新潟県農地課編『新潟県農地改革史 資料』五、地主資料編、新潟県農地改革史刊行会、1957年)76頁。
- (134) 前掲清水清造編『五泉郷土史』336頁。五泉郷養兔組合の組合員は、150余名にのぼる。なお、片倉製糸紡績(株)の株主として、新潟県在住の「齊藤守太郎」が同社第10期、第17期に株式36株を各所有しているが、同一人であるかは不明である。
- (135) 片倉越後製糸(株)各期『株主名簿』に樋口病院共栄会長の肩書で樋口周雄所有株式を記す。
- (136) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (137) 片倉越後製糸(株)『株主名簿』各期。
- (138) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』13頁(359頁)。
- (139) 前掲『村松町史』下巻、537頁。前掲富谷益蔵『新潟県肖像録』315頁。
- (140) 前掲「地価4千円以上所有者名簿」106頁。前掲『村松町史』下巻、681頁。前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、752頁。
- (141) 前掲『村松町史』下巻、582頁・表130、583頁・表132。
- (142) 前掲『第二版 日本全国商工人名録』「トノ十八」頁(280頁)。『第五版 日本全国商工人名録』「ト二〇」頁(334頁)。
- (143) 同姓同名のもう1人の渡辺吉五郎が片倉越後製糸(株)の株式2株を1930年以降所有し続けている。人物の特定はできない。こちらが呉服太物商である可能性も否定できない。
- (144) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』62頁(384頁)。
- (145) 前掲『中蒲原郡誌』村松町編、18、19、75頁。前掲『新潟県肖像録』(実業之案内社版)、137頁。前掲『村松町史』下巻、273、608～609頁。
- (146) 前掲『第二版 日本全国商工人名録』「とノ十九」頁(280頁)。前掲『第五版 日本全国商工人名録』「ト二一」頁(334頁)。前掲『第六版 日本全国商工人名録』「ト二三」頁。前掲『第七版 日本全国商工人名録』「ト一八」頁。
- (147) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、616頁。
- (148) 前掲『第二版 日本全国商工人名録』「とノ二十」頁(281頁)。前掲『日本全国商工人名録』「ト二二」頁(335頁)。前掲『大正拾四年度版 日本全国商工人名録』「ト三〇」頁。前掲『昭和五年版 大日本商工録』58頁(382頁)。
- (149) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、619頁。
- (150) 同上、614頁。前掲『新潟県肖像録』(実業之案内社版)、137頁。
- (151) 前掲『第五版 日本全国商工人名録』「ト二二」頁(335頁)。前掲『第六版 日本全国

- 商工人名録』「ト二五」頁。
- (152) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、617頁。
- (153) 『新潟県大百科事典』下、新潟日報事業社、1977年、675頁。
- (154) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、617頁。
- (155) 同上、614頁。
- (156) 前掲『新潟県農地改革史 資料』76頁。前掲『村松町史』下巻、582、602頁。前掲『中蒲原郡誌』村松町編、19頁。
- (157) 前掲『村松町史』下巻、398頁。前掲『中蒲原郡誌』村松町編、18頁。
- (158) 前掲『村松町史』下巻、226～227頁。
- (159) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、616頁。
- (160) 前掲『第二版 日本全国商工人名録』「とノ二十」頁(281頁)。前掲『第五版 日本全国商工人名録』「ト二二」頁(335頁)。『昭和五年版 大日本商工録』77頁(391頁)。
- (161) 前掲「昭和8年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」223頁。
- (162) 同上。前掲『中蒲原郡誌』中編、552頁。
- (163) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、667～668頁。
- (164) 前掲「昭和8年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」223頁。
- (165) 前掲『村松町史』下巻、583頁・表130。前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、601、687頁。前掲『中蒲原郡誌』村松町編、19頁。
- (166) 前掲「昭和8年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」225頁。
- (167) 同上。
- (168) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』64頁(385頁)。
- (169) 前掲『第六版 日本全国商工人名録』「ト二三」頁。前掲『第七版 日本全国商工人名録』「ト一七」頁。
- (170) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』64頁(385頁)。
- (171) 前掲『第二版 日本全国商工人名録』「とノ十九」頁(280頁)。前掲『大正拾四年度版 日本全国商工人名録』「ト二〇」頁。前掲『昭和五年版 大日本商工録』3頁。
- (172) 「第四回内国勸業博覧会授賞人名録Ⅰ」(明治28年)、『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料107、明治文献資料刊行会、1974年、244頁)。
- (173) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、618頁。
- (174) 前掲『第二版 日本全国商工人名録』「とノ十八」(280頁)。
- (175) 前掲『村松町史』下巻、278頁。
- (176) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、618頁。
- (177) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』55頁(380頁)。
- (178) 前掲『第二版 日本全国商工人名録』「とノ二十頁」(281頁)。
- (179) 前掲『第五版 日本全国商工人名録』「ト二二」頁(335頁)。前掲『第七版 日本全国商工人名録』「ト二九」頁。前掲『大正拾四年度版 日本全国商工人名録』「ト一九」頁。前掲『昭和五年版 大日本商工録』56頁(381頁)。
- (180) 前掲『第二版 日本全国商工人名録』「とノ二十」頁(281頁)。前掲『昭和五年版 大日本商工録』58頁(382頁)。
- (181) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、616頁。
- (182) 前掲『第五版 日本全国商工人名録』「ト二一」頁(334頁)。前掲『第六版 日本全国商工人名録』「ト二五」頁。前掲『第七版 日本全国商工人名録』「ト一七」頁。前掲『大正拾四年度版 日本全国商工人名録』「ト二六」頁。前掲『昭和五年版 大日本商工録』69頁(387頁)。
- (183) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』53頁(379頁)。
- (184) 前掲「地価4千円以上の所有者名簿」107頁。前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、617頁。
- (185) 前掲『第五版 日本全国商工人名録』「ト二二」頁(335頁)。前掲『第六版 日本全国商工人名録』「ト二六」頁。前掲『第七版 日本全国商工人名録』「ト二〇」頁。前掲『大正拾四年度版 日本全国商工人名録』「ト三一」頁。前掲『昭和五年版 大日本商工録』16頁(361頁)。
- (186) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、616頁。
- (187) 前掲『第五版 日本全国商工人名録』「ト二二」頁。前掲『第六版 日本全国商工人名

- 録]「ト二五」頁。前掲『第七版 日本全国商
工人名録]「ト一八」頁。前掲『昭和五年版
大日本商工録』43頁(374頁)。
- (188) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、
617頁。
- (189) 同上、614頁。
- (190) 前掲富谷益蔵『新潟県肖像録』281頁。
- (191) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』53頁
(379頁)。
- (192) 同上。前掲『大正拾四年度版 日本全国商
工人名録]「ト三〇」頁。
- (193) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』53頁
(379頁)。
- (194) 同上。
- (195) 前掲『中蒲原郡誌』村松町編、19頁。
- (196) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』77頁
(391頁)。
- (197) 同上。
- (198) 同上、34頁(370頁)。
- (199) 同上。
- (200) 同上、13頁(359頁)。
- (201) 同上。
- (202) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、
615頁。
- (203) 片倉越後製糸(株)各期『株主名簿』。前掲
『中蒲原郡誌』中編、184頁。
- (204) 前掲『中蒲原郡誌』中編、186頁。
- (205) 新井友吉編『大日本蚕業家名鑑』扶桑社、
1913年、「養蚕家名鑑」46頁。
- (206) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、
616頁。
- (207) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』。12頁
(359頁)。
- (208) 前掲『新潟県肖像録』(実業之案内社版)、
137頁。
- (209) 前掲『村松町史』下巻、652～654頁。
- (210) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、
615頁。
- (211) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』64頁
(385頁)。
- (212) 同上、40頁(373頁)。
- (213) 同上。
- (214) 前掲『中蒲原郡誌』中編、184、186頁。
- (215) 同上、548、550、580頁。関谷安治は、片
倉共栄製糸(株)の創立時の選衡委員を務め、同社
株主でもあるが、この関谷安次と同一人である
かは不明。
- (216) 前掲「地価4千円以上の所有者名簿」106頁。
- (217) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、
615頁。前掲富谷益蔵『新潟県肖像録』307頁
では、和洋菓子調達所(水戸屋商店)と記載し
ている。
- (218) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、
619頁。
- (219) 同上。
- (220) 前掲『新潟県肖像録』(実業之案内社版)
137頁。前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、
617頁。
- (221) 前掲『村松町史』下巻、582頁・表130。
- (222) 前掲富谷益蔵『新潟県肖像録』284頁。
- (223) 同上、277頁。
- (224) 前掲『村松町史』下巻、582頁・表130、
585頁・表132。
- (225) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、
617頁。
- (226) 前掲富谷益蔵『新潟県肖像録』316頁。
- (227) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、
615頁。
- (228) 前掲「地価4千円以上の所有者名簿」107
頁。前掲『新潟県肖像録』(実業之案内社版)
137頁。
- (229) 前掲『村松町史』資料編第四卷近現代、
663頁。
- (230) 前掲『村松町史』下巻、582頁・表130、
585頁・表132。
- (231) 前掲『第五版 日本全国商工人名録]「ト
二二」頁(335頁)。前掲『第六版 日本全国
商工人名録]「ト二四」頁。前掲『中蒲原郡誌』
村松町編、19頁。
- (232) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』67頁
(386頁)。
- (233) 前掲『村松町史』下巻、601頁。
- (234) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』47頁
(376頁)。
- (235) 同上。
- (236) 同上、53頁(379頁)。
- (237) 前掲『中蒲原郡誌』村松町編、19頁。
- (238) 前掲『中蒲原郡誌』中編、807頁。前掲
『新潟県肖像録』(実業之案内社版)137頁。
- (239) 前掲『中蒲原郡誌』中編、801頁。
- (240) 前掲新潟県農地課編『新潟県農地改革史
資料』(五、地主資料編)76頁。

- (241) 同上。
- (242) 前掲「昭和8年地主別所有地賃貸価格調査による耕地10町歩以上の地主名簿」253頁。
- (243) 前掲新井友吉編『大日本蚕業家名鑑』〔養蚕家名鑑〕46頁。
- (244) 松本和明「両大戦間期における新潟県の産業発展と企業グループ（下）」（長岡大学生涯学習センター『生涯学習センター研究実践報告』第3号、2004年）89頁・表1—9。
- (245) 前掲『村松町史』下巻、580頁。580頁・表132。
- (246) 前掲松本和明「両大戦間期における新潟県の産業発展と企業グループ（下）」91頁。
- (247) 前掲『村松町史』資料編第四巻近現代、615頁。
- (248) 同上、614頁。
- (249) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』29頁（367頁）。
- (250) 前掲『村松町史』資料編第四巻近現代、617頁。
- (251) 同上、618頁。
- (252) 前掲『第二版 日本全国商工人名録』〔トノ十九〕頁（280頁）。
- (253) 同上。
- (254) 前掲『第五版 日本全国商工人名録』〔ト二一〕頁（334頁）。
- (255) 同上。
- (256) 前掲『村松町史』資料編第四巻近現代、752頁。
- (257) 前掲『昭和五年版 大日本商工録』47頁（376頁）。
- (258) 前掲新潟県農地課編『新潟県農地改革史資料』（五. 地主資料編）78頁。
- (259) 前掲『新潟県肖像録』（実業之案内社版）254頁。
- (260) 前掲新井友吉編『大日本蚕業家名鑑』〔養蚕家名鑑〕46頁。
- (261) 前掲『新潟県肖像録』（実業之案内社版）161頁。
- (262) 前掲新潟県農地課編『新潟県農地改革史資料』（五. 地主資料編）79頁。
- (263) 前掲『第二十九版 帝国銀行会社要録』〔新潟県〕4頁。
- (264) 前掲『第六版 日本全国商工人名録』〔ト二二〕頁。前掲清水清造編『五泉郷土史』336頁。前掲拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」109～110頁。
- (265) 前掲『第五版 日本全国商工人名録』〔ト二〇〕頁（334頁）。前掲『第六版 日本全国商工人名録』〔ト二二〕頁。前掲『第七版 日本全国商工人名録』〔ト一三〕頁。前掲『大正拾四年度版 日本全国商工人名録』〔ト一七〕頁。前掲『昭和五年版 大日本商工録』8頁（357頁）。
- (266) 前掲『村松町史』資料編第四巻近現代、619頁。
- (267) 片倉越後製糸(株)『営業報告書』（各期）
- (268) 片倉越後製糸(株)の大株主・高岡忠興^(男)（300株所有）については身元不明である。高岡は、同社役員・顧問にも就任していない。
- (269) 『大正十一年十一月三日同十二年四月二十日 社報 庶務課』。
- (270) 同上。

〔付記〕 本稿の依拠した資料の収集において、専修大学図書課の飯島恵子氏と近藤裕子氏にお世話になった。記して厚くお礼を申し上げる。

よみうりランドと川崎市戦災復興事業 —戦後レジャー会社と地方競馬—

中田 久美子・永江 雅和¹⁾

はじめに

本稿では戦後日本におけるレジャー事業会社の誕生と、アジア・太平洋戦争後、戦災を受けた地方都市を復興させるための政策であった戦災復興事業の関連性について分析を行う。具体的には戦後川崎市と船橋市に競馬場を建設し、地方競馬運営を支援した民間会社、関東レース倶楽部（現(株)よみうりランド）を分析対象とする。このようなテーマを設定した理由は2つある。ひとつは戦後誕生した娯楽・レジャー産業創業時の資金調達に関する関心である。遊園地業をはじめとする娯楽・レジャー産業は戦後の金融規制のなかで資金調達上の不利に置かれていた。元々季節変動等の不安定要因を抱える娯楽・レジャー産業は単独での経営が困難であると考えられ、もっぱら鉄道業等、関連産業会社の副業部門として発展してきたものが従来注目されてきた²⁾。しかし戦後誕生したいくつかの娯楽・レジャー産業のなかには、鉄道業との関連が浅く相対的に独立性の高い経営を展開したものが存在した。このような非鉄道系の娯楽・レジャー産業の創業と経営、特に資金調達方法に対する関心が問題意識のひとつである。もうひとつの理由は地方財源としての公営賭博事業と戦災復興事業との関連性に対する注目である。本稿で述べてゆくことになるが、関東レース倶楽部の出発点は戦後地方競馬への関与にあった。戦後競馬法は戦災復興事業の財源とし

て競馬事業を位置づけており、地方競馬に関与して娯楽・レジャー会社は戦災復興事業との関わりはなかで、成長のきっかけをつかんだのである。戦後娯楽・レジャー会社にとって、戦災復興事業がどのような意味をもったのか。そして戦災復興事業にとって、公営賭博と民間レジャー・娯楽会社の関与がどのような意味をもったのか。その相互の関係性を明らかにすることが本稿の課題である。

第1節 株式会社関東レース倶楽部の設立と運営

(株)よみうりランドは東京都稲城市と神奈川県川崎市多摩区にまたがる同名の遊園地を運営する会社として知られているが、同社の事業の出発点が地方競馬事業であり、現在でも重要な収益部門の一角であることは、競馬ファン以外にはあまり知られていない。同社は1949年に株式会社川崎競馬倶楽部として出発し、翌1950年に株式会社関東レース倶楽部と社名変更をした。今日の名称である(株)よみうりランドとなったのは1968年のことである。創業当初は地方競馬運営を専らとする会社であったが、その後、ゴルフ場や遊園地など、多様なレジャー部門へと事業拡大していったのである。

本節では同社が設立された1949年から、遊園地事業が本格的な営業を開始する前の1965年までの株式会社関東レース倶楽部の営業状況

を検討してゆくことにする。この時期は地方自治体において戦災復興事業が実施されていた時期と重なり、同社の成長は、戦災復興事業と密接に関わるものであった。

1. 戦後競馬法と川崎競馬場

まず戦後の地方競馬実施の根拠法となった競馬法について説明する。戦前の競馬は1923年に軍馬育成の観点から制定された旧競馬法を根拠法とし、特殊法人である日本競馬会により運営されていた。しかし1948年7月、日本競馬会がGHQにより独占禁止法への抵触を指摘され解散を余儀なくされ、1948年7月13日に現行の競馬法が制定された。戦後の競馬法では、競馬開催の権限は政府に移管され、国営競馬及び地方競馬開催の制度が規定された。同法第1条では「政府、都道府県または著しく災害を受けた市（被災都市）で内閣総理大臣が指定するものは、この法律により競馬を行うことができる」ときざめられ、競馬開催権が国および地方自治体に限られることと、地方競馬は被災都市に限られることが示された。また同法第2条及び第19条により国営競馬場は全国に11か所、地方競馬場は北海道に6か所、各都道府県に2か所以内が許可された。川崎競馬場はその地方競馬場の1つである³⁾。

2. 神奈川県との契約

神奈川県内で競馬開催権を得たのは同県と、戦災復興計画による復興都市の指定を受けた横浜市、川崎市、平塚市の3市であった⁴⁾。しかし、当時の県・市の財政力では自力で競馬場施設を新設することは難しい状態にあった。このような状況のなか、1949年9月20日、正力松太郎、田辺宗英等その他16人が発起人となり、資本金5千万円にて株式会社川崎競馬倶楽部が設立された⁵⁾。同社は神奈川県に代わり競馬場

施設を建設し、県及び同地方戦災都市の横浜市、川崎市及び平塚市等から手数料を受け取る形による経営を目指したのである。同社は神奈川県との契約により、同県に代わり競馬場を建設し、その後競馬場を神奈川県に譲渡することを定めた。建設費については、その全額を1950年4月から55年1月までの5カ年均等年賦月割計算で返済を受け、別途競馬開催の都度、管理費などの支払いを受けるという2点を神奈川県と取り決めた。所有権の移転登記は、5カ年の建設費償還完了と同時にに行われることになっていたのである⁶⁾。

ただこの5年間での施設引き渡し条項について、正力サイドはその実現可能性は低いと楽観視していた模様である。競馬法第40条に「この法律は施行の日から一年を経過した日までに、改廃の措置をとらなければならない」⁷⁾と規定されているが、1年以内であるか否かはともかく、競馬法は戦災復興期間の時限立法であると考えられていたようであり、復興後の競馬法改正により、地方自治体の競馬開催資格は消滅する、あるいは民間企業による競馬開催が認められると考えられていた模様である。その証拠に川崎競馬倶楽部と神奈川県との契約には、競馬法改正により民営競馬が許可された場合には、年賦償還契約は解約され、同社が受領していた償還金全額を神奈川県に対して返済するという条項が含まれていた⁸⁾。しかし結論からいえば、予想された形での競馬法改正は実施されず、正力らは対応を迫られることになった。

3. 川崎競馬場の建設

契約が成立したことにより、川崎競馬倶楽部は競馬場を建設するため、川崎市富士見町の元芝浦電気工場跡の敷地5万8000坪を買収し、1949年10月総工費約1億5300万円で工事に着手した。走路は幅25m延長1200m、外側に

1600mの発走路があった。場内の観客収容数は2万人、第1馬見所は木造219坪、第2と第3馬見所は鉄骨建で各々240坪あった。第4馬見所は土盛で上屋80坪、投票所及び払戻所は木造336坪であり、事務所その他の建物合計36棟645坪であった。馬見所と審判所間及び投票所間には地下道が建造された。厩舎は川崎市小向にあり、敷地1万6239坪に馬匹200頭が収容可能な23棟の厩舎、合計1249坪が建設された。工事は1950年1月下旬に竣工し、同月25日には落成式を兼ねた第1回神奈川県営競馬が開催された。1954年3月には火災により第1馬見所を焼失したが、その後同地に総工費4000万円で「特別観覧席」その他を建設し、同年7月に竣工した965の特別観覧席を始め、その他の投票所、新聞記者席、喫茶、食堂、スタンドなどを増改築し、設備の充実を図ったのである⁹⁾。

4. 直接賃貸契約への転換

将来の施設買い戻しを想定し、着々と施設の充実を図った関東レース倶楽部であったが、当初予測されていた競馬法改正には黄信号が灯っていた。これは戦災復興事業の長期化と、地方自治体の財政難が主な原因であった。競馬や競輪といった公営賭博事業収入は、財政難に苦しむ地方自治体にとって重要な財源として存在感を高めていた。当面、地方自治体の財源としての公営賭博を取り上げることは非現実的な状況となりつつあったのである。

これに対して関東レース倶楽部側は、賃貸契約の切れる1957年を前にして、神奈川県に対し川崎競馬場の買い戻し交渉を開始した。本来は競馬法改正により、償還契約の解約という形で発生するはずだったものを、法改正のない状態のまま、関東レース倶楽部が川崎競馬場を買い戻す交渉を開始したのである。買い戻し価格は7億円であり、うち3億円は1957年度中に3

回分割で支払い、残額4億円は58年4月から7カ年の年賦月割計算による支払いを条件として契約が締結された。

買い戻し契約を契機として1957年4月1日以降、関東レース倶楽部は神奈川県及び他の競馬開催自治体との契約を改定する。設立から1957年3月期までの同社は、償還金と競売開催の都度の報償金を受領していたが、57年4月以降は、レース開催の都度、賃貸料750万円を定額で受領するという内容となった。さらに1958年10月1日以降は競馬主催者である神奈川県、横浜市、川崎市及び平塚市等との間で、新たに「スライド制賃貸借契約」が締結された。スライド制賃貸借契約とは競馬の売上収入によって受領する賃貸料が変化する契約である。さらに1962年4月以降は「歩合制賃貸借契約」が締結され、より売上に連動した形で賃貸料が設定されることになったのである。当時の地方競馬の隆盛とも相まって、この契約の実施により、同社の賃貸料収入は飛躍的に増加してゆくことになった。

5. 船橋競馬場とオートレース場

関東レース倶楽部は川崎以外にも千葉県船橋市に競馬場とオートレース場を建設した。1950年5月、千葉県、船橋市、銚子市、千葉市及び習志野市等との間で施設利用に関わる賃貸契約が締結され¹⁰⁾、同年6月に着工、8月21日に総工費8300万円で工事が完了した。同競馬場では川崎の事例のような返還を前提とした建設ではなく、当初から関東レース倶楽部の所有施設として競馬場が建設されたのである。敷地の一部は当初借地であったが、1956年2月には同競馬場の全敷地を6700万円で地主である渡辺製鉄所より買収した。賃貸契約の方式は川崎同様1958年4月以降は定額制からスライド制へと変更され、収益が大幅に増加することとなった。

船橋オートレース場は小型自動車競走法の制

定に伴い、千葉県と県議会の指定を受け、関東レース倶楽部が船橋競馬場内に併設したものである。1950年8月に着工し、総工費5208万円をかけ同年10月29日に竣工させた。賃貸借契約は当初から歩合式のスライド制賃貸借契約を、千葉県と船橋市との間で結び、オートレース開催の都度賃貸料を受領している。

6. ゴルフ場と遊園地の建設

高度経済成長期に入ると、関東レース倶楽部は競馬・オートレースといった公営賭博事業以外の分野にも事業を拡大してゆく。まずはゴルフ場、そして後の社名となる遊園地業であった。南多摩郡稲城町および川崎市細山地区の多摩丘陵に広がる東京読売ゴルフ場（現よみうりゴルフ倶楽部）は、1958年には約60万坪の土地買収を終え、翌59年に工事が開始、61年8月15日に仮開場がなされ本営業が開始された（正式な開場式は同年11月1日。本営業は4日から）。同ゴルフ場はメンバー制のゴルフクラブであり、1966年3月期時点で正会員及び平日会員1200名の入会を得て、各々10年間無利子による入会預託金を預かる形で運営された。

同ゴルフ場には同伴者家族向けの娯楽施設がクラブハウスに隣接する形で作られた。1962年8月には長さ25m、幅13mのプールが建設された。夏期だけの営業であったが、ゴルフ場への家族同伴者だけでなくその他一般にも開放され、付近の住民も施設を利用したという。また同年9月に開設された読売フィッシングセンターは、読売ゴルフ場のわきに総面積9000坪の規模で造成された。人口大池を中心とするヘラブナ、鯉、草魚、蓮漁等を始め、鱒の専用池2か所、鮎の専用池1か所、蓄養池2か所等が設置され、年中無休で営業された。また63年8月には当時全長210m、幅580mと、世界最大

スケールの人工雪スキー場である読売スキーセンターが開業した。その他にも聖地公園、モノレール、パラシュートタワー、スキージャンプ台、海水水族館、アシカ・ショープール、ローラースケート場などが順次建設され、これらの娯楽施設が後に「よみうりランド」として統合されてゆくことになったのである。

第2節 株式会社関東レース倶楽部の営業の状況

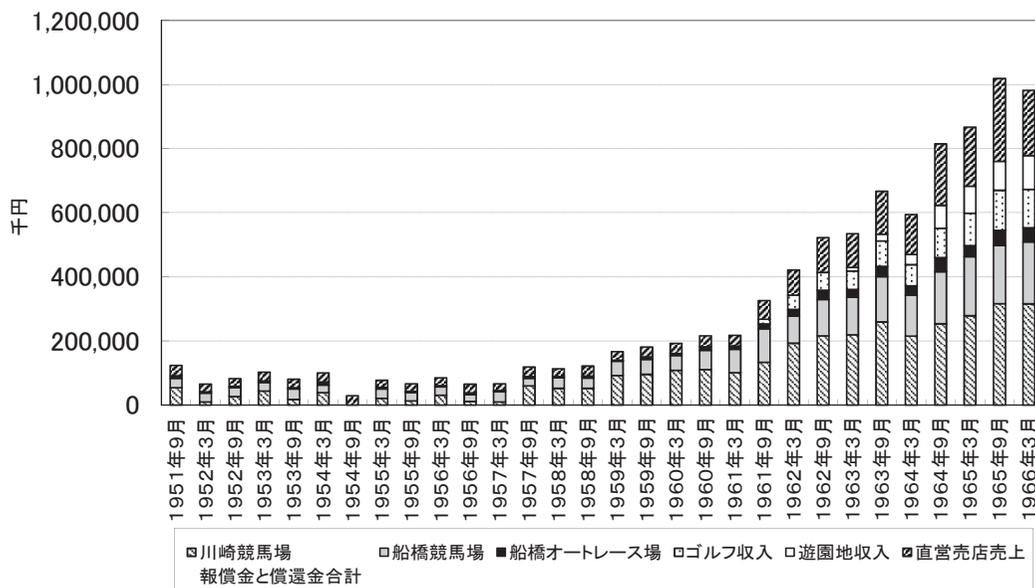
1. 賃貸料収入と販売収入

関東レース倶楽部の経営の推移について見ていこう¹¹⁾。まずは図表1の「賃貸料収入と販売収入」から見る。このグラフから同社の収益の推移を3つの時期に区分できる。まず1951年から1957年3月期までの時期であるが、この時期は同社の収入が不安定であり、経営的には軌道に乗っているとはいえない時期であったことがわかる。項目別にみると船橋競馬場と直営店売店収入は比較的安定しており、不安定要因となっていたのは、川崎競馬場の報奨金・償還金であった。

次に1957年9月期から61年3月期までの時期である。この時期、関東レース倶楽部は前述したように川崎競馬場を神奈川県から買収し、競馬開催の都度、賃貸料750万円を受領する契約を締結した。この固定額の賃貸料方式が同社の経営に安定と収益の増加をもたらしたのはグラフから見ても明らかである。また1959年3月以降に導入された「スライド制賃貸借契約」の導入も収益の増加に貢献している。

しかし同社にとって、より大きな転機となったのは、1961年9月期であった。この期より同社は「スライド制賃貸借契約」から「歩合制賃貸借契約」へと移行している。この契約方式は管理費として競馬1回開催ごとに160万円が支払

図表1 賃貸料収入と販売収入



注 『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

われるほか、馬券売上額の4.6%が賃貸料として支払われる内容のものであった。この歩合制賃貸契約の導入により、同社の売上げは明瞭な成長軌道に入っていったのである。

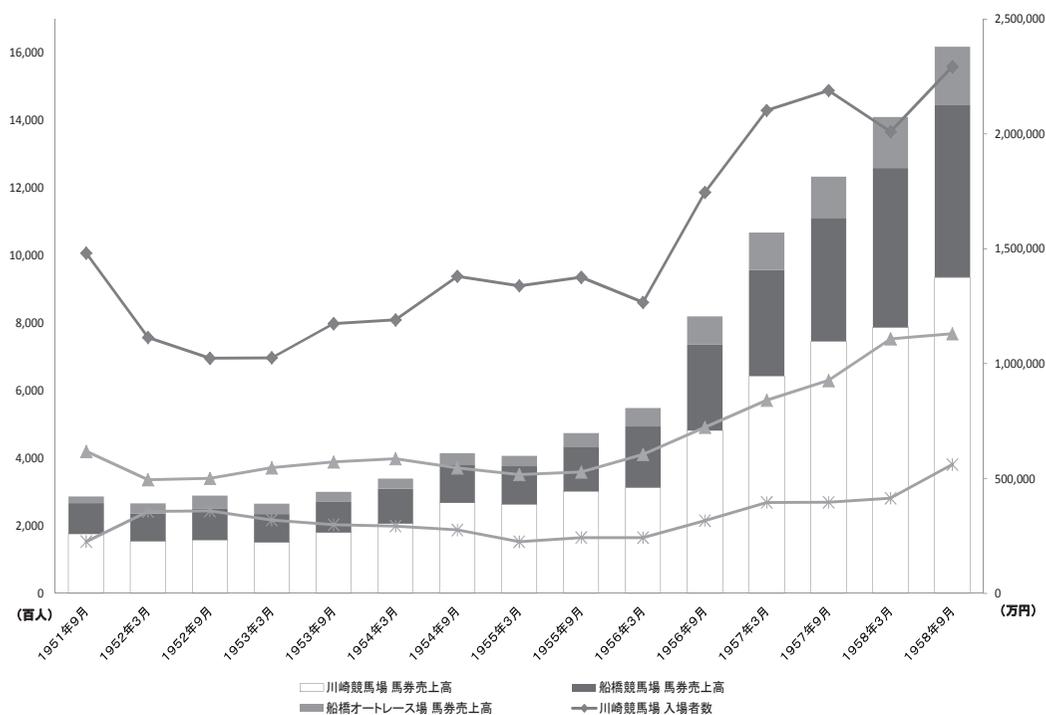
もちろん賃貸料方式の改訂だけが収益向上要因であったわけではない。競馬場の入場者数と馬券売上高の増加も収益増の要因となった。図表2・図表3をみると、1956～57年以降の入場者数・馬券売上高は川崎・船橋のいずれにおいても急速な上昇傾向を描いており、営業利益率も同じタイミングで急速に上昇している。契約の改定と入場者数増加が特段の固定費用の追加なしに実現したことが、同社の収益を大幅に改善する要因になったものと言えるだろう。

2. 短期借入金と株式増資

次に関東レース倶楽部の資金調達状況についてみてゆこう。同社の資金調達は短期借入金と株式発行の2点から主に構成されている。まず図表4より短期借入金の動向をみてみよう。1951年時点の同社の短期資金借入先は千葉銀

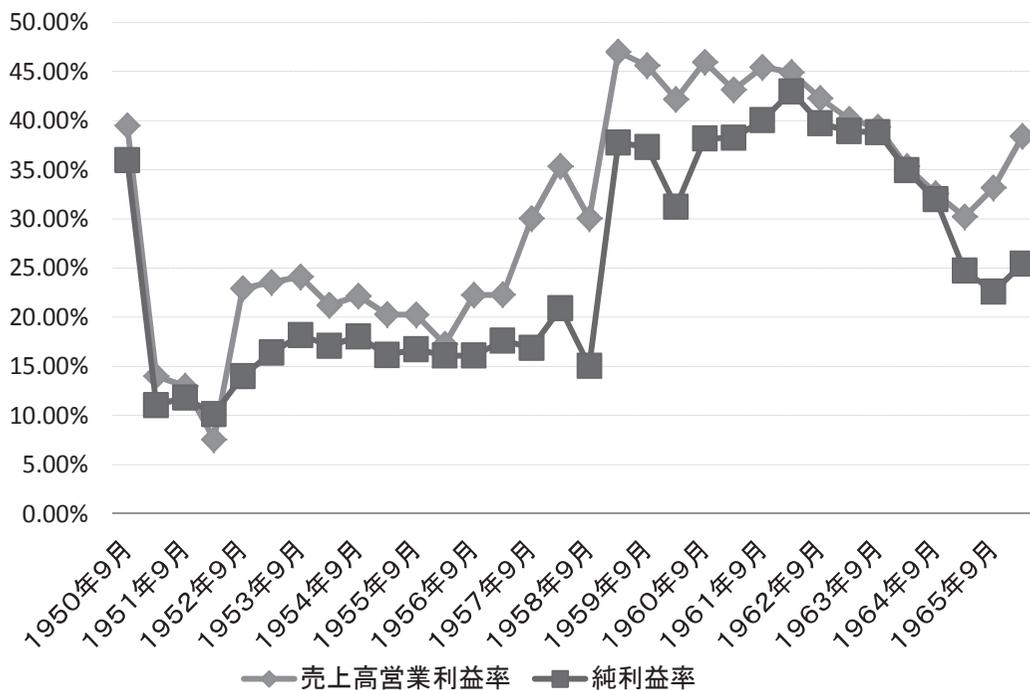
行、京成電鉄株式会社、横浜興信銀行（1957年横浜銀行に改称）の順であった。当時の資金調整法では、銀行融資は業種別に甲、乙、丙に区分され、その順序で融資されていたが、娯楽産業の融資順は最下位グループであったという。そうしたなかで、同社は「戦災都市復興」を名分として県の担当係官を帯同して横浜興信銀行に融資交渉が行われるということもあったという¹²⁾。千葉銀行と京成電鉄が最大の融資先である理由は言うまでもなく、船橋競馬場とオートレース場であるが、先行して建設された川崎競馬場に関連性が強いと考えられる横浜興信銀行の融資が相対的に少ないのは、県への返還を前提に建設された川崎競馬場と、建設当初より同社所有で建設された船橋競馬場・オートレース場の担保価値の違いではなかったかと推測される。ただし有価証券報告書にはいずれの短期借入も「無担保」と記載されている。また1953年3月期以降、横浜興信銀行からの融資は縮小され、58年3月期までの間、融資に消極的になっている。これは1954年の火災の影響もあつ

図表2 競馬場・オートレース場の入場者数と売上高の推移



注 『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

図表3 売上高営業利益率・純利益率



注 『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

たと思われるが、経営が安定しない同社への評価が低下したためであると考えられる。その後、住友銀行や京浜急行、京成開発株式会社、日本芸能連盟¹³⁾などの融資で横浜興信銀行撤退分を補填していた同社の短期借入金の構成を大きく変えたのは、1958年3月期の読売新聞社による融資であった。同社による多額の企業間金融のタイミングは1957年の関東レース倶楽部による川崎競馬場買収のタイミングと軌を一にする。同年に買収のため必要であった3億円のう

ち1億円が読売新聞社から融資されたのである。その後も59年3月期以降の融資名目は「川崎競馬場買収資金」から「ゴルフ場建設資金」に変更され継続されることになった。さらに60年9月期からは日本テレビ放送網株式会社（以下日本テレビ）が融資に参加し、事実上「読売グループ」のグループ内金融により資金調達がなされる方式に転換していったのである。

この短期借入金の変化は資本構成にどのような影響を与えただろうか。図表5を見ると、

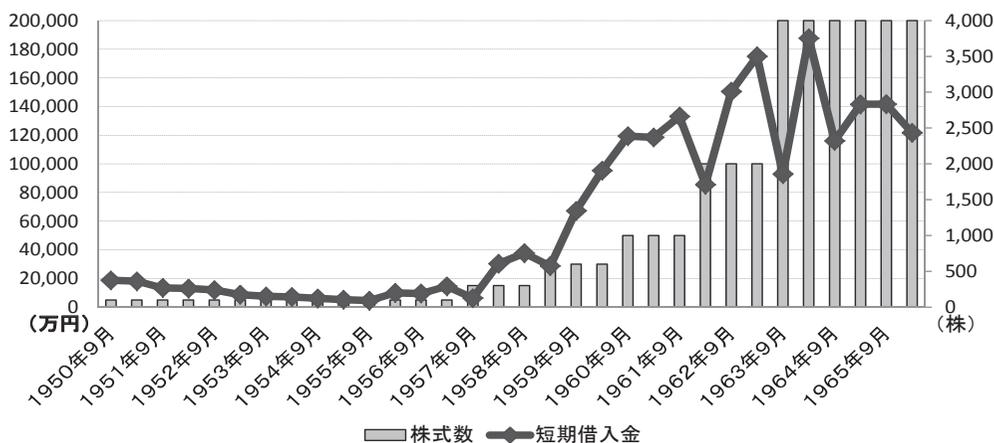
図表4 短期借入先の推移

(単位 100万円)

	1951年	1952年		1953年		1954年		1955年		1956年		1957年		1958年		1959年		1960年	
	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期
横浜興信銀行 (横浜銀行)	25	25	20										15	90	140	64	159	200	140
千葉銀行	64	60	55	45	37	30	29	27	25	20	17	17							
京成電鉄株式会社	45	45	44	42	38	31	28	25	20	14.7	13	13	13	13	13	13	13	13	13
京浜急行電鉄						10	4												
住友銀行										65	65	115		70	63		20	40	10
京成開発株式会社													20	20	20	10			
株式会社芸能連盟													15	10	10	10	10	10	10
読売新聞														100	130	190	470	550	850
日本相互銀行																		100	70
三井銀行																		40	
日本テレビ放送																			100
計	134	130	119	87	75	71	61	52	45	99.7	95	145	63	303	376	287	672	953	1193

注 『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

図表5 短期借入金と株式数



注 『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

1957年以降、期末の短期借入残高が大きく減少したのは、1957年9月期、59年3月期、62年3月期、そして63年9月期等である。このうち62年3月期を除く3つの時期には同社は大規模な増資を実施している。主要株主の構成を記した図表6を見ると、同社のそれまでの株主構成は、京急電鉄、後樂園スタジアム、京成電鉄等で構成されていた。しかしこれらの増資では多くの場合、株主序列に大きな変動が生じないように配慮がなされた形跡がみられる。保有比率第2位の後樂園スタジアムは読売グループと言っても良い会社であり¹⁴⁾、1958年9月期に日本テレビが3.33%の株主として登場しているが、その後は持ち株比率を積極的に上昇させている気配は見えず、資本構成を読売グループ関連会社で掌握しようという姿勢は見られなかったといつてよい。関東レース倶楽部は1968年に(株)よみうりランドと社名を変更するが、読売グループとの資本構成上のつながりは、その後もそれほど強化されることなく、主に短期資金の供給によってグループとつながる方向性が取られたものと思われる。

第3節 川崎市の戦災復興事業

1. 川崎市の戦災状況

本節では川崎市の戦災復興事業について、もっぱら『川崎市戦災復興誌』に依拠しながら、その概略を整理する¹⁵⁾。戦災復興事業とは戦災復興都市計画とも呼ばれ、戦後の日本において空襲を受けて破壊された都市の復興のため、戦災復興土地区画整理事業によって進められた都市計画であった。アジア・太平洋戦争の勃発により軍需工業都市として発展を遂げた川崎市は、1945年4月15日夜から翌朝まで、主として焼夷弾による大空襲を受けた。その後も8月15日の終戦まで10数回にわたって焼夷弾及び爆弾による攻撃を受け、その被害は東海道本線を中心に東は臨港工業地帯、西は山手地帯周辺の工場地帯まで広範な地域に及び、都市の中心部に位置した重要な施設は市役所を除き、その大半が破壊・焼失したのである。

被災面積は350万坪で市街地総面積3734万坪の9.4%に当たり、総人口347,426人に対し被災人口は154,426人で44.4%、総戸数68,841戸に対し被災戸数33,514戸で45.6%の被災率

図表6 増資時の主要株主

昭和26年9月			昭和32年9月			昭和34年3月		
発行数 1,000,000株	株数	%	発行数 3,000,000株	株式	%	発行数 6,000,000株	株式	%
京浜急行電鉄 田中百敏	76,000	7.60%	京浜急行電鉄株式会社	317,700	10.59%	京浜急行電鉄株式会社	635,400	10.59%
後樂園スタジアム 田辺宗英	75,000	7.50%	株式会社後樂園スタジアム	285,000	9.50%	株式会社後樂園スタジアム	570,000	9.50%
大映会社 永田雅一	50,000	5.00%	京成電鉄株式会社	255,000	8.50%	京成電鉄株式会社	510,000	8.50%
桑島一英	50,000	5.00%	田中勝一	182,700	6.09%	大映株式会社	300,000	5.00%
京成電鉄 吉田秀弥	48,700	4.87%	大映株式会社	150,000	5.00%	山叶証券株式会社	270,800	4.51%
昭和35年9月			昭和37年3月			昭和38年9月		
発行数 10,000,000株	株式	%	発行数 20,000,000株	株式	%	発行数 40,000,000株	株式	%
京浜急行電鉄株式会社	1,000,000	10.00%	京浜急行電鉄株式会社	1,600,000	8.00%	野村証券	3,118,050	7.80%
株式会社後樂園スタジアム	855,000	8.55%	株式会社後樂園スタジアム	1,368,000	6.84%	京浜急行電鉄	2,722,448	6.81%
京成電鉄株式会社	795,000	7.95%	京成電鉄株式会社	1,272,000	6.36%	後樂園スタジアム	2,325,600	5.81%
山叶証券株式会社	496,650	4.97%	三井信託銀行株式会社	830,700	4.15%	日本テレビ放送網	2,056,000	5.14%
株式会社横浜銀行	383,400	3.83%	山叶証券株式会社	734,540	3.67%	京成電鉄	1,907,400	4.77%

注 『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

であった。なお被災戸数の内訳は、焼失37,431戸、全壊戸数476戸、半壊607戸、計38,514戸、被災人口の内訳は死者768人、重傷者2,500人、軽傷者12,472人であった。

被害を受けた重要施設としては、工場および会社関係は日立製作所、東京芝浦電気、富士製鉄、日本鋼管、昭和電工、三菱石油、富士電機、日本電気、日本冶金、いすゞ自動車、明治精糖等、150社。銀行関係は、三菱銀行、横浜興信銀行、日本勧業銀行、川崎信用組合等10行。医療施設は川崎病院、太田病院、宮川病院等48。学校関係は川崎小学校以下大師、渡田、大島、小田、田島、新町、旭町、宮前、幸町、御幸、平間、玉川、日吉、前沼、堀之内、東渡田、富士見小学校の18校。官公庁関係は、川崎税務署、川崎登記所、川崎郵便局、神奈川県税務出張所、川崎警察署、臨港警察署、川崎駅、臨港消防署等38。寺社は稲毛神社、川崎大師、成就院等15に及んだ。

これらの戦災に対して、まず戦災地応急対策として①瓦礫の回収による道路機能の回復、金属片の回収、②被災した給水管の交換と漏水の点検。下水道の復旧、③住宅緊急措置令に基づく遊休建物の接収と供給。仮設住宅の建設と仮設住宅用材の販売。公営住宅の建設、④市電の復旧、ガス供給の復旧等が実施された。

2. 川崎市戦災復興計画の立案と概要

戦災復興計画は本来的に、戦災に対応して実施されたものではあったが、川崎市は同事業を戦前からの都市計画事業の延長線上に位置づけてもおり、「近代的生産文化都市」をスローガンに、工業都市としての条件向上や衛生、保安、都市景観を意識した計画を策定した。

用途地域と地区指定に関しては、1934年に市街地建築物法によって指定を受けた従来の用途地域を46年8月26日戦災復興院告示第106号

をもって全面的に廃止し、国鉄川崎駅東口方面一帯と同駅西口付近、新丸子駅周辺、大師平間寺付近等を商業地域、臨海地帯を始め、大工場の立地する多摩川沿岸、鹿島田、荻宿などの各地区を工業地域とするなど、29.35haの面積に新たな用途地域を設定した。また川崎駅、大師駅、鉄管通り及び新丸子駅周辺を準防火区域に、東海道線より小杉、井田を結ぶ間の大部分の住居地域約797haを第8種或いは第9種の空地地区に指定、宮内地区から小向付近に至る多摩川河川敷とその沿岸一帯に亘る多摩川地区及び市街地近傍に所在する加瀬台地の一部を含む夢見ヶ崎地区など、戦前の風致地区は原則として継承した。

街路計画についても1934年の路線決定を全面的に見直し、東横沿線の小杉、木月付近以東に路線数28本、全延長約75kmの新街路が決定された。公園については1936年に計画決定された大小42か所、60haの公園のほか、戦時期に防空緑地として設定された、生田、等々力の約223haが復興計画ではほぼそのまま継承されたほか、その後の人口増加、市域の発展などに伴って公園緑地とも逐次追加変更が行われ、特に1955年6月1日には、建設省告示第902号により富士見公園ほか9公園について区域変更が行われ、池上新田公園が追加決定された。その他川崎駅東口・西口広場の整備と民衆駅の建設、都市計画緑ヶ丘霊園の整備、低湿地排水のための排水路改修、上下水道の拡張などが計画された。

3. 事業の実施

川崎市における戦災復興事業は当初10地区352万1000坪の区域について事業着手されたが、1949年度における戦災復興事業再検討5カ年計画が樹立されるまでに、5808万4469円相当の事業が施工された。その後、戦後のインフレ、

国内事情により、施工面積が7地区200万坪に縮小され、1954年度までの5カ年間に4億6982万円の総事業費により完了させることとなった。これにより同市の全体事業量は5億2790万円となったのだが、1950年勃発の朝鮮戦争による諸物価高騰により、51年度以降残額について物価改訂が行われ、予算増額1億1964万円が認められ、総事業費は6億4755万円となった。さらに1955年以降追加予算として4億168万円が認められ、最終的には1958年までに4億1953万円の追加予算を消化して同市の戦災復興事業は完了した。以上のような経過により当初からの総事業費は12億2810万円となったが、国庫補助対象以外の事業費も必要とされたため、同市としては1951年度より一般市費を充当し、本事業の収束が図られた。

具体的区画整理については実施7地区のうち、川崎駅前を中心地区である第1地区と、本稿で取り上げる川崎競馬場が含まれる第2地区について概略を示そう。まず第1地区は当時国電川崎駅前を含む同市中心部であり、経済的復興の兆しが最も早い地域であったが、いずれの戦災都市にも見られたように、駅前周辺には短期間に、「マーケット」式建物、いわゆる闇市や、不法占拠の集団建物が無秩序に建ち並び、新たな都市計画遂行上大きな障害となっていた。また同地区は戦災前の繁華街であったため、鉄筋コンクリート造、レンガ造り、石造、土蔵造等の堅牢建物が多く焼け残り、これらの移転について建設省の承認を要したり、相当難問題があったが、これらは最終的にすべて協議によって移転された。しかし川崎駅前広場日本電線株式会社よりの県道上に、終戦直後に不法建築された飲食店街約30戸については、県建築課が1946年、強制執行により立ち退きさせたほか、市電川崎駅停留所周辺の集団不法建築物約60戸についても1949年、50年の2回にわたる行政代

執行によって強制退去が進められた。その他、集団「マーケット」5箇所、総戸数175戸の移転が実施されたが、こちらは1～2年間の交渉によって、強制執行無しで移転が実施された。また公共用地上に建設された、計18戸1818坪の堅牢建築物及び特殊建築物についてもすべて協議移転により移転、除去された。

川崎駅前広場については、1946年12月建設省、国鉄や関係各社および県、市の協議により、京浜急行乗入れによる総合旅客駅としての広場整備が計画され、東口広場については52年9月細部設計について同意を得て、全体面積約1万8000㎡（戦前は約7,000㎡）として市と国鉄の折半による負担事業として、52～53年両年度に工事費3,074万2,000円、うち市側1,754万5,000円、国鉄側1,319万7,000円の負担区分により完成がなされた。同駅西口広場については1956年1月、国鉄の同意を得て、全体面積約5,000㎡について市と国鉄の兼営事業として、56～57年度に工事費1,203万275円（用地費を除く）内国鉄側450万円、市側753万275円（移転家屋を含む）により完成された。駅舎については、当時の駅舎は戦後造られた仮建物で不便も非常に多く、また53年に完成した広場も不自然な形であったため、市の表玄関としてふさわしい民衆駅に改築し、一般市民の便を計るため民間団体（川崎交通建物株式会社）が国鉄及び市と協議して57年10月に着工し、59年4月竣工した。建築面積は3,982㎡で地下1階、地上6階、延23,546㎡で、このうち国鉄の使用部分は延3,421㎡であった。

第2地区は第1地区に国道で接し、その東部に位置する工区で、富士見公園、体育館、川崎スタジアム、公民館、図書館、裁判所、税務署等数々の公共施設が最も多い区域であり、また中小企業形態の町工場が密集する地域でもあったが、戦災復興事業により、地区内に重要幹線

街路が縦横に計画されたため、施設移転に多くの困難を伴う地区となった。1949年度に兼営事業として川崎競馬場の設置が同地区内に決定され、工事が着手されたので、これと並行して5つの幹線街路を基準として学校、病院、公園などの特定区域を重点的に着工しながら逐次事業が施行された。また同区域の一部には非戦災場所が点々と存在していたため、移転合意について交渉が難航した事例もあったが、最終的にすべて協議移転で解決された。その他堅牢特殊建物5戸1,169坪の建築物が協議により移転された。

区画整理に伴う換地計算は面積式計算方法によることとされ、公共用途に関する土地の他は、原則としてなるべく現在地または附近地に交付することとされた。交番、公衆用便所、防火貯水池などの敷地は従前の土地の有無にかかわらず公共用地に準じて確保することとされ、堅牢建築物または特殊建築物で移転困難なものは原則として現地換地で処理することとされた。画地は街廓の長辺に沿って2列に並べることを原則とし、短辺が商店街又は大きな道街路に面する時は短辺側にも並べることにした。また1画地の間口は原則として奥行き10分の3以上とするが、繁華街における既設の店舗は、この標準が厳しい場合もあるので適宜定めることとされた。裏界線は街廓間口に直通または連続する様に設計され、短辺側にも画地を並べる場合はT字型又はI字型とするよう設計し、側界線は原則として道路境界線に直角とし、街廓の標準奥行はなるべく街路の幅員に正比例するようにされたのである。

復興計画の立案に当っては「官公庁を一定区域に集団化」するとの構想に基づいて新設を予想される関係官庁と協議が行なわれた結果、当初計画から大幅な修正はなされたが、検察庁、裁判所、税務署、労働基準監督署等新設施設の

集団化を実現した。検察庁敷地は大蔵省の物納地を換地として充当し、裁判所敷地は川崎市有地が売却され、敷地が確保された。税務署敷地は大蔵省物納地を換地として充当することに決定されていたが、後日財務局において他に土地が買収され、充当された。また労働基準監督署敷地には川崎市有地が換地として充当された。学校敷地については市教育委員と打ち合わせ、全地区を通じて、14箇所、整理前地積約51,740坪に対し、整理後約59,471坪、1箇所当たり、平均550坪程度の増加と整備拡充が図られた。交番敷地については警察署及び地元の陳情依頼により5箇所を治安防犯として最大の効果がある位置に設置されたのである。

第4節 関東レース倶楽部の戦災復興事業への貢献

1. 川崎市の戦災復興事業費

本節では、関東レース倶楽部が建設した川崎競馬場の収益が、戦災復興事業にどの程度貢献したのかを確認する作業を行うことにしたい。資料としては川崎市の財政資料を中心に用いて分析を進めていく。前節でも述べた川崎市戦災復興事業の事業費を図表7によって確認する。事業費目としては、応急復旧、宅地整地、調査設計、移転補償、街路、河川水路、公園、移設補償、水道、用地買収、事務費、県指導監督費の13事業に分けられる。

図表7には、1949年度の補正事業、55年度の緊急就労事業、56～58年度の臨時就労事業なども含めた45～59年度までの事業費を集計した。市費投入部分を含むためか、前節で述べた数値をやや上回り、事業費総額は13億4265万8536円となっている。事業の割合をみると、移転補償が約44%、水道が約25%、街路が約17%であり、この3部門の合計で総事業費の約

76%を占めている。移転補償の金額の中で大半を占めているのが、建物移転（5億7198万9433円）である。当初の移転戸数8,806戸から、要移転戸数及び件数は調査の都度増加し、最終的には9,082戸となったため、移転補償費が膨らむ結果となった。

次に水道事業に関しては、上水道事業と下水道事業とに分けられるが、下水道事業に2億2039万9438円と相対的に多くの費用がかけられている。下水道において戦災を受けた地域は東海道線以東であり、その地域は地盤沈下によって大部分が満潮面以下にあったため、工事費がかさみ多くの費用がかかったという。

3番目に事業費を占めた街路については、側

溝建設の費用が多く占めた。低湿地の多い川崎市では路線排水を重視した結果、側溝には多大な費用がかけられた。同市の街路側溝は川崎市型側溝ブロックと称され、工業規格品に準じ同市の地質、地勢、特殊性を考慮した排水断面の大きな側溝が、幹線型並びに補助幹線型と2種類作成され、すべての路線に適用された。特に国庫補助事業の補足的な進展が図られ1958～59年にかけて6,000万円が別途単独市費にて投入され、これにより補助事業対象路線以外の接続支線が施工され、完全なる路線網が達成されたのである。

次に図表8により、事業費の財源について検討する。財源調査には総事業費、補助基本額、

図表7 川崎市戦災復興事業費目別集計

	応急復旧	宅地整地	調査設計	移転補償	街路	河川水路
1945年度	705,969					
1946年度	2,729,443		1,453,712		463,221	
1947年度	2,144,956		4,180,405	925,972	2,293,123	111,516
1948年度	3,021,828	33,810	6,230,009	2,782,666	3,657,028	417,392
1949年度		435,398	8,668,898	11,271,880	6,478,846	888,000
1949年度補正				3,098,433	5,609,592	
1950年度		1,477,881	8,088,655	30,775,251	11,686,000	
1951年度			11,162,326	44,770,711	27,248,162	1,178,800
1952年度			15,699,875	51,352,452	33,137,465	4,255,280
1953年度			1,915,930	49,990,932	40,372,503	4,500,621
1954年度				45,019,424	19,400,307	
1955年度				63,876,117	16,410,881	990,006
1955年度緊就					1,933,285	
1956年度				68,322,332	11,245,000	2,226,000
1956年度臨就						
1957年度				82,385,024	9,534,944	1,293,000
1957年度臨就					19,886,534	2,976,143
1958年度				97,717,595	9,900,000	
1958年度臨就					7,900,000	
1959年度				35,092,082		
計	8,602,196	1,947,089	57,399,810	587,380,871	227,156,891	18,836,758
比率	0.64%	0.14%	4.27%	43.74%	16.91%	1.40%

注 『川崎市戦災復興誌』 P72～P77より作成。

充当財源がある。総事業費は図表7における各事業費計とほぼ一致する。充当財源は国庫補助金、都道府県補助又は市町村負担、一般歳入、起債、会社分担、その他の6項目の合計である。「国庫補助金」は国からの補助であり、「都道府県補助又は市町村負担」は川崎市以外の地方自治体からの補助金である。一般歳入、起債が川崎市から支出された部分だと考えられる。

補助基本額とは、国庫補助金算定の基準額だと考えられる。

1953年度を例にとると、補助基本額1億6千万円に対し、国庫補助金は8千万円である。そして川崎市は残額から6270万円を一般歳入から、2000万円起債により、75万円を会社分担

金により充当したのである。

2. 川崎市競馬事業特別会計の検討

ここでは川崎市統計書から、川崎市の財政面について検証する。まず、図表9の歳入決算累年比較表をみる。これをみると、川崎市の歳入は、一般会計、特別会計、企業会計の3つに分けられる。しかし財源である競馬事業は特別会計に含まれている。戦災復興事業費はこの一般会計に含まれている。

川崎市の特別会計は競馬事業会計、競輪事業会計、公営質屋会計、川崎病院費、中央卸売市場費、港湾整備事業費、埋立事業費、国民健康保険事業費の7項目に分けられるが、1957年度

公園	移設補償	水道	用地買収	事業費	県指導監督費	計
				15,224		721,193
		15,834,507	499,041	214,646		21,194,570
		1,042,806	1,154,249	418,392		12,271,419
470,302		4,165,269		1,027,324		21,805,628
407,979		3,638,442		1,657,139		33,446,582
	693,750	1,150,420		556,353		11,108,548
625,289	582,000	14,106,000		2,424,924	276,300	70,042,300
191,000	582,000	25,433,563		3,331,576	277,900	114,176,038
576,495	1,385,000	43,993,475		3,816,845	352,000	154,568,887
1,947,646	2,232,000	57,418,194		4,669,683	410,000	163,457,509
960,870	1,600,000	35,503,684		3,175,149	14,000	105,673,434
1,932,355	9,000,000	25,520,166		2,658,812	180,000	120,568,337
				67,001		2,000,286
2,123,000	16,000,000	28,262,396		2,842,208	448,000	131,468,936
		31,898,819		317,434	188,000	32,404,253
774,000	8,023,013	19,569,002		4,685,268		126,264,251
		7,952,397		233,341		31,048,415
	9,809,132	6,336,307		4,472,163		128,235,197
		11,781,837		361,500		20,043,337
	6,567,334			800,000		42,459,416
10,008,936 0.75%	56,474,229 4.21%	333,607,284 24.84%	1,653,290 0.12%	37,744,982 2.81%	2,146,200 0.16%	1,342,958,536 100.00%

図表 8 年度別財源調書

	補助基本額	充当財源						充当財源合計
		国庫補助金	都道府県補助又は市町村負担	一般歳入	起債	会社分担金	その他	
1945 年度	695,794	426,215		294,978				721,193
1946 年度	7,169,128	4,930,778		1,070,942	1,192,850			7,194,570
1947 年度	12,246,030	9,195,299		1,116,120	1,960,000			12,271,419
1948 年度	20,358,845	13,869,070		4,728,905	3,207,653			21,805,628
1949 年度	22,742,250	11,123,000		19,537,551	2,486,400			33,146,951
1949 年度補正	10,760,000	5,380,000		1,178,548	4,300,000	250,000		11,108,548
1950 年度	55,271,000	27,635,500	4,375,500	27,831,800	10,000,000	200,000		70,042,800
1951 年度	100,242,000	50,121,000		51,855,038	12,000,000	200,000		114,176,038
1952 年度	140,000,000	70,000,000		74,128,887	10,000,000	460,000		154,588,887
1953 年度	160,000,000	80,000,000		62,707,539	20,000,000	750,000		163,457,539
1954 年度	102,150,000	51,075,000		34,724,434	20,000,000			105,799,434
1955 年度	118,000,000	59,000,000		47,565,337	14,000,000			120,565,337
1955 年度緊就	2,000,000	1,000,000		1,000,286				2,000,286
1956 年度	127,000,000	63,500,000		17,968,936	22,000,000		28,000,000	131,468,936
1956 年度臨就	31,400,000	15,700,000		11,704,253	5,000,000			32,404,253
1957 年度	120,000,000	60,000,000		15,564,251	11,000,000		39,700,000	126,264,251
1957 年度臨就	30,000,000	15,000,000		7,148,415			8,900,000	31,048,415
1958 年度	120,000,000	60,000,000		14,876,883	38,000,000		15,358,314	128,235,197
1958 年度臨就	20,000,000	10,000,000		188,337	5,000,000		4,855,000	20,043,337
1959 年度	30,000,000	15,000,000			15,000,000		12,459,416	42,459,416
合計	1,230,035,047	622,955,862	4,375,500	395,191,440	195,146,903	1,860,000	109,272,730	1,328,802,435

注 『川崎市戦災復興誌』 P72 ～ P77 より作成。

図表 9 川崎市歳入決算累年比較表

項目	1950 年度	1951 年度	1952 年度	1953 年度
1. 一般会計	1,867,943,187	2,750,742,010	3,803,352,194	4,568,598,225
2. 特別会計	2,351,183,586	3,035,911,065	3,224,859,429	3,542,425,692
a. 競馬事業会計	536,258,031	814,529,889	644,431,718	698,458,625
b. 競輪事業会計	1,806,756,702	2,191,214,300	2,540,916,489	2,802,949,681
c. 公益質屋会計	8,168,853	30,166,876	39,511,222	41,017,386
d. 川崎病院費				
e. 中央卸売市場費				
f. 港湾整備事業費				
g. 埋立事業費				
h. 国民健康保険事業費				
3. 企業会計	1,025,793,746	1,336,983,753	834,390,010	883,163,209
a. 水道事業	931,327,634	1,130,558,221	664,172,639	645,323,498
b. 交通事業	94,466,112	206,425,532	170,217,371	237,839,711
合計	5,244,920,519	7,123,636,828	7,862,601,633	8,994,187,126

注 『川崎市統計書』 昭和 34 年度版 P102 ～ P103 昭和 36 年度版 P332 ～ P333 より作成

までは競馬事業会計、競輪事業会計、公営質屋会計の3事業のみであった。残りの4会計は58年度以降導入されたが、この中で一貫して最大の割合を占めていたのは競輪事業会計であった。競輪事業は競馬事業の約3倍の収入を出しており、川崎市の特別会計の中心的な位置を占めていた。競馬事業会計は競輪事業会計に次ぐ位置にあったが、58年度以降は埋立事業費会計が競馬事業会計に匹敵する規模を持つ特別会計として登場した。企業会計は、水道事業、交通事業の2事業会計であった。

次に競馬事業特別会計の歳入出について図表10をもとにみてゆこう。歳入ではA競馬事業収入、B繰越金の2項目、歳出ではC競馬事務費、D予備費の2項目がある。歳出のC競馬事務費はさらにa競馬事務費とb競馬開催費の2項目に分けられている。歳入から歳出を引いた金額は翌年度の歳入のB繰越金に充当されている。

ここで注目するのは、競馬事業での収入がどの程度川崎市の戦災復興資金へと充当されたか

である。その金額は歳出のC競馬事務費のb競馬開催費の中にある「10、他会計へ繰出」であると考えられる。つまり特別会計で得た収入を、一般会計に支出しているのである。戦災復興資金は一般会計に含まれるため、競馬事業収入を戦災復興費用として使用する場合、一般会計へと繰出し処理が行われるのである。ただし一般会計に繰出された特別会計の資金がすべて戦災復興事業に用いられているか否かを確かめることは困難である。

一般歳入へと繰り出されたC競馬事務費のb競馬開催費の「10、他会計へ繰出」は競馬事業だけでなく、競輪事業でも一般会計へ繰出されている。1953年度において、競輪事業からは競馬事業の約9倍の金額が一般会計に繰り出されている。図表11を見ると、他会計合計中の競馬事業の割合は10%から多くても19%であり、一般会計に繰出される資金の中では競輪事業が最大の割合を占めていたことがわかる。競馬事業の割合は1953年度では10%程度であったが、57年度には約20%にまで増加している。

	1954年度	1955年度	1956年度	1957年度	1958年度	1959年度
	5,143,196,729	5,243,238,767	5,728,893,673	8,313,698,828	9,503,790,790	10,237,034,654
	3,276,713,621	3,395,078,065	3,774,398,406	4,438,875,496	7,059,925,594	7,267,839,590
	615,381,255	778,750,338	752,328,726	1,297,635,832	1,227,793,062	1,430,307,850
	2,602,644,102	2,547,755,525	2,947,078,417	3,068,577,189	3,447,907,133	3,453,520,840
	58,688,264	68,572,202	74,991,263	72,662,475	72,391,047	64,860,368
					275,690,721	265,384,151
					116,867,714	108,782,202
					238,840,885	274,457,030
					1,570,574,371	1,337,523,489
					109,860,661	333,003,660
	1,054,861,896	1,298,601,902	1,900,309,771	1,974,507,369	1,961,008,088	2,196,387,401
	786,049,189	1,014,115,884	1,259,166,026	1,470,577,190	1,516,634,997	1,687,817,988
	268,812,707	284,486,018	641,143,745	503,930,179	444,373,091	508,569,413
	9,474,772,246	9,936,918,734	11,403,601,850	14,727,081,693	18,524,724,472	19,701,261,645

競輪事業より少ないとはいえ、4年ほどの短期間で競馬事業は2倍の金額を一般歳入へと繰り出すほど成長したのである。

川崎市の一般会計歳入出決算について見てみよう。図表12により一般会計歳出をみると、競馬事業、競輪事業から繰出された金額は、「13繰入金」に記載されていることがわかる。この繰入金は歳入総額の10%に相当し、競馬事業だけでみると、約2%の割合である。次に図表13から一般会計歳出をみる。注目されるのは、「24復興対策費」である。しかし、ここで問題点が2点ある。第1に、「24復興対策費」は1953年度、54年度の2カ年のみ計上されているだけで、55年度以降の金額記載がないことである。しかし震災復興事業は55年度以降も継続されていることは明らかであり、「24復興対策費」の項目だけでは震災復興事業の総額を説明できない。第2は、前節で述べたように、震災復興費には一般の都市計画事業や上下水事業などが含まれている点である。つまり「27都市計画事業費」や「29下水道事業費」の一般の都市計画事業費の中に震災復興事業費が含まれている可能性が高く、震災復興事業費を単独で抽出することが難しいのである。したがって震災復興事業の総額を算出するためには、図表8によって確かめるほかない。

震災復興事業費に占める競馬事業の割合、すなわち貢献度はどの程度のものであったのだろうか。これまで判明した数値をまとめた図表14をみると、まず補助基本額(A)から国庫補助金(B)を引いた、川崎市が独自に負担しなければならない金額(C)を算出した。そして(C)の中で一般歳入へ繰出された競馬事業収入(D)の割合を示したのが(E)、補助基本額中の競馬事業収入を割合を示したのが(F)である。競馬事業繰入金は1953年時点で総額の25%、川崎市負担分の50%を占めている。さら

にその後54年以降はその割合が増加し、56年度には101.01%、57年度には140%と100%を超えた金額に至ったのである。地方競馬事業の収入は川崎市財政にとって、震災復興事業の遂行上重要な財源となるだけの収益になっていたことがわかるのである。

おわりに

株式会社関東レース倶楽部は、神奈川県及び横浜市、川崎市、平塚市等、政府から被災自治体として認定された自治体に代わり競馬場を建設するため設立された会社であった。競馬事業が川崎市にもたらした収益は本稿でみたとおり、川崎市の震災復興事業費において大きな割合を占めており、1956年度には復興事業費を上回るほどの競馬事業収益が一般会計に繰り入れられた。1953年から57年にかけての震災復興費約7億円に対して、同期間中に競馬事業特別会計から一般会計に繰り込まれた総額約3億円は事業総額の約44%、また川崎市負担部分に比べれば、約91%に相当した。競馬事業の収益は川崎市の震災復興事業に一定の貢献をしたと評価できるものと考ええる。そして競輪事業を含めた公営賭博事業収入はその後、川崎市をはじめとする開催自治体にとって、復興資金を超える重要な一般財源となっていたのである。

一方で、被災自治体に競馬事業のインフラを提供した関東レース倶楽部は、出発当初戦後復興事業との関わりを強調することで、資金調整法下において、地方銀行や沿線の鉄道会社からの融資を受けながら経営を展開した。その後、1950年代後半を画期に、収益性を大幅に好転させ、以後ゴルフ場や遊園地事業など新事業に進出しつつ、総合娯楽会社への道を歩んでいくことになった。この時期以降の関東レース倶楽部は、資金調達を金融機関からよりグルー

図表10 特別会計競馬事業歳入歳出決算

(単位：千円)

科目	年度	1953年度	1954年度	1955年度	1956年度	1957年度	1958年度	1959年度
	歳入総額		698,456	615,377	778,747	752,325	1,367,637	694,719
A 競馬事業収入		697,027	593,061	763,394	710,303	1,330,389	693,279	693,279
a 競馬事業収入		697,027	593,061	763,394	710,303	1,330,389	693,279	693,279
1. 入場料		4,173	4,157	4,631	4,635	77,175	4,183	4,183
2. 勝ち馬投票券、売上金		691,277	587,353	756,873	699,956	1,240,773	688,084	688,084
3. 使用料及び手数料		304	353	383	352	2,872	209	209
4. 雑入		670	734	772	4,028	7,174	660	660
5. 納付金		45	47	58	62	321	43	43
6. 利子収入		558	417	677	1,270	2,074	100	100
B 繰越金		1,429	22,316	15,353	42,022	37,248	1,440	1,442
a 繰越金		1,429	22,316	15,353	42,022	37,248	1,440	1,442
1. 前年度繰越金		1,429	22,316	15,353	42,022	37,248	1,440	1,442

歳出総額		676,135	600,021	737,386	715,074	1,229,694	679,702	679,702
C 競馬事務費		676,135	600,021	737,386	715,074	1,229,694	679,702	679,702
a 競馬事務費		2,667	2,651	2,870	2,976	3,282	3,117	3,117
1. 職員給		1,467	1,509	1,635	1,675	1,884	1,658	1,658
2. 旅費		59	56	99	40	45	116	116
3. 諸手当		913	821	879	948	986	1,027	1,027
4. 需用費		27	85	57	91	131	115	115
5. 雑支出		201	180	200	222	236	201	201
b 競馬開催費		673,468	597,370	734,516	712,098	1,226,412	676,585	676,585
1. 旅費		246	199	105	94	49	272	272
2. 諸手当		26,015	28,303	27,233	25,498	1,994	26,843	26,843
3. 報償金		34,149	35,785	34,387	33,489	94,170	34,984	34,984
4. 賃金		10,279	9,721	12,695	10,398	19,124	11,358	11,358
5. 交際費		600	600	600	600	600	600	600
6. 需用費		38,107	36,677	39,406	31,858	66,794	38,456	38,456
7. 賠償金及び償還金		519,108	439,195	562,641	522,787	925,282	519,108	519,108
7. 賠償金及び補填金		22	9	3	1	28	22	22
7. 負担金補助及び交付金		4,942	6,881	7,446	6,952	11,558	4,942	4,942
10. 他会計へ繰出		40,000	40,000	50,000	80,000	105,000	40,000	40,000
11. 公課費					421	1,138		
12. 過年度支出						675		

注 『川崎市統計書』 昭和34年版 P110～P111より作成。

図表 11 特別会計から一般会計繰出金の部門別比率 (単位：千円)

年度 \ 費目	繰出金合計	競輪事業	比率	競馬事業	比率
1953 年度	390,500	350,500	89.8%	40,000	10.2%
1954 年度	360,000	320,000	88.9%	40,000	11.1%
1955 年度	350,000	300,000	85.7%	50,000	14.3%
1956 年度	421,659	341,659	81.0%	80,000	19.0%
1957 年度	585,000	480,000	82.1%	105,000	17.9%

注 『川崎市統計書』 昭和 34 年度版 P108～P111 より作成。

図表 12 川崎市一般会計歳入決算 (単位：千円)

項目 \ 年度	1953 年度	1954 年度	1955 年度	1956 年度	1957 年度
1 市税	2,123,982	2,259,335	2,155,774	2,373,200	3,007,300
2 分担金及び負担金	23,453	25,505	31,945	36,283	142,587
3 財産収入	4,850	5,188	5,663	12,291	13,922
4 使用料、占用料及び手数料	249,116	303,999	382,879	437,609	533,857
5 国庫支出金	672,220	655,222	725,409	788,956	808,043
6 県支出金	35,431	65,303	129,123	77,354	177,501
7 寄付金	1,674	12,076	1,314	1,980	10,150
8 財産売払い代金	33,089	18,560	24,725	39,083	1,413,850
9 復興対策費収入	61,380	21,360			
10 繰越金	334,379	448,243	488,307	312,176	466,932
11 雑収入	197,036	383,888	360,854	563,265	324,522
12 土地区画整理事業収入	17,803	20,555	24,957	23,416	40,477
13 繰入金	390,500	360,000	350,000	421,659	585,000
14 厚生年金積立金転貸返還金		6,507	15,437	24,848	37,536
15 庶民住宅敷地斡旋費収入			32,181	15,170	21,082
16 市債	423,685	554,455	505,770	528,605	771,592
17 市営住宅敷金運用金収入			8,900	43,000	
18 借入金					
19 地方譲与税					18,923
20 運用金収入					
21 国有提供施設等所在地市助成交付金					424
歳入計	4,568,598	5,140,196	5,243,238	5,698,895	8,373,698

注 『川崎市統計書』 昭和 34 年度版 P104～P107 より作成。

図表13 川崎市一般会計歳出決算

(単位：千円)

項目		年度	1953年度	1954年度	1955年度	1956年度	1957年度
1	議会費		53,602	52,565	54,649	53,264	71,447
2	役所費		467,844	546,943	554,176	792,779	913,750
3	警察消防費		431,454	234,866	145,605	156,020	176,507
4	消防団費		5,458	6,742			
5	土木建築費		271,455	351,939	365,110	265,186	414,424
6	教育費		267,711	318,410	329,210	387,793	415,646
7	保健衛生費		300,939	368,346	337,314	344,924	415,743
8	清掃事業費		120,509	156,057	153,270	238,452	260,794
9	社会及び労働施設費		343,994	439,084	462,928	457,206	450,346
10	産業貿易費		9,113	5,779	7,339		
11	商工費		20,739	41,652	48,321	43,202	59,101
12	中央市場費		6,086	6,179	7,081	3,112	5,760
13	農林殖産費		32,422	33,263	31,846	30,360	44,198
14	物資食料費		2,369	2,159	1,351		
15	財産費		28,231	22,287	23,812	28,700	60,364
16	監査費		4,550	4,932	5,028	5,392	6,118
17	統計調査費		8,044	8,816	11,449	2,223	2,377
18	戸籍諸費		1,692	2,334	1,172		
19	選挙費		11,349	12,031	11,429	11,914	8,802
20	広報費		6,902	7,374	7,076	6,661	6,260
21	公債費		157,917	203,326	295,114	347,143	589,461
22	寄付金		2,027	27			
23	港湾費		51,956	53,914	53,754	42,224	
24	復興対策費		59,173	43,959			
25	諸支出金		39,520	71,869	62,119	114,456	85,234
26	大師臨港地帯土地区画整理事業本年度支出額		19,988	26,471	30,152	23,660	37,272
27	都市計画事業費		166,075	115,208	152,240	178,768	253,446
28	公営住宅建設費		185,985	153,617	178,617	268,552	226,290
29	下水道事業費		15,980	110,813	81,194	83,635	181,611
30	湾港築造費		91,256	52,010	70,052	76,116	181,302
31	下水道施設事業費		77,386				
32	失業対策事業費		258,718	316,313	327,801	317,301	310,231
33	教育施設費		205,200	212,926	529,200	699,701	825,111
34	警察施設費		1,500				
35	消防施設費		5,161				
36	都市計画調査費		2,794	3,145	1,388	85,168	
37	分担金及負担金		26,896	116,562	77,100	38,415	122,729
38	出資金		24,646	40,216	20,000		10,409
39	過年度災害復旧費		16,177	7,318	2,047		
40	連絡街路事業費		12,687	44,716	46,556		
41	防火建設地帯造成費		12,465	3,371	2,084	787	2,253
42	塗装改良工事費		42,268	35,660	42,744		
43	湾港特別埋立工事費						

図表 13 つづき

項目	年度	1953 年度	1954 年度	1955 年度	1956 年度	1957 年度
44	予備費					
45	前年度繰越教育施設費	56,736	201,327			
46	前年度繰越港湾築造費	10,162				
47	前年度繰越港湾代替施設費	27,989				
48	駅前整備事業費	12,056				
49	貸付金	35,000				
50	昭和 26 年度災害復旧費	4,173				
51	厚生年金保険被保険者住宅建設資金貸付金	114,000				
52	中央市場整備費		12,179	35,502	31,694	44,799
53	川崎駅西口広場整備事業費		80	11,870		
54	港湾機能整備費		5,075	14,878	210,751	
55	塩浜線車場建設用地買収費		32,189	38,558	68,930	88,779
56	繰出金		6,533	5,994	4,515	74,296
57	前年度繰越警察施設費		3,313			
58	前年度繰越分担金		49,263			
59	災害応急対策費		4,134		1,040	
60	厚生年金積立金転貸々付金		107,500	85,700	171,000	161,000
61	庶民住宅敷地斡旋費			46,843	27,182	171,931
62	稲田登戸駅東口広場整備事業費			27		
63	都市計画街路事業費			7,924		
64	公共施設整備事業費					
65	第10回国民体育大会開催費			131,935		
66	前年度繰越厚生年金保険積立金転貸々付金			21,500		
67	港湾費					62,321
68	主要都市計画事業費					114,419
69	千烏町臨海工業地帯造成事業費本年度支出額					293,664
70	予備費					
71	災害復旧費					8,627
歳出合計		4,130,354	4,654,792	4,931,059	5,618,226	7,156,822

注 『川崎市統計書』 昭和 34 年度版 P104～P107 より作成。

図表 14 川崎市戦災復興事業費に占める競馬事業の割合

(単位：千円)

項目	年度	補助基本額 (A)	国庫補助金 (B)	川崎市負担金 A - B (C)	他会計へ繰出 競馬事業 (D)	川崎市負担の うち競馬事業 の割合 (E) D / C × 100	補助基本額の うち競馬事業 の割合 (F) D / A × 100
	1953 年度	160,000	80,000	80,000	40,000	50.00%	25.00%
	1954 年度	102,150	51,075	51,075	40,000	78.32%	39.16%
	1955 年度	120,000	60,000	60,000	50,000	83.33%	41.67%
	1956 年度	158,400	79,200	79,200	80,000	101.01%	50.51%
	1957 年度	150,000	75,000	75,000	105,000	140.00%	70.00%

注 『川崎市戦災復興誌』 P72～P77、『川崎市統計書』昭和 34 年度版 P108～P111 より作成。

ブ内の資金に依存するようになり、同グループ内の娯楽部門の一角を担う会社として成長していくことになった。当初は戦災復興事業とかかわりの強かった同社も、徐々にこうした性格を希薄化させていくことになったのである。戦後成長する娯楽産業の出発点に戦災復興事業がかかわっていたという歴史的事実の発見は、本論文における焦点の一つとなっている。

もちろん戦災復興の財源調達を公営賭博で行うことの道義的問題も考えなければならないだろう。当時から公営賭博事業が市民生活に与える悪影響を懸念する議論が存在したことは、下記の神奈川県議会議事録に掲載された次のような発言からも確認することができる。「競輪、競馬などによるところの財源の必要性よりも、社会に及ぼすところの悪影響の方が、より大きな問題として考えられるようになったことは、知事もよく御承知のことと存ずるわけでございます。たとえば夫が競輪、競馬にうき身をやつしてついに失業する。食えなくなる。一家は離散する、あるいは母子の心中等、悲惨なる情報等が、新聞紙上の三面記事をにぎわしておるといような事実から考えましても、もちろん本人の心柄と申せばそれまででありましようが、罪なき母子の上に思いをはせますならば、その弊害のいかに大きいか戦慄せずにはおれないのであります。またこういうような賭博的な行為が、青少年に及ぼすところの大きな影響を考えますならば、この機会に抜本的に根源を除去する絶好の機会であると私どもは考えるわけであります。しかるに当局は、この施設を、営利を追求するところの民営会社に移管いたしまして、人情の弱点をとらえた射幸心を利用して、飽くなき搾取を続けさそうとするのであります」¹⁶⁾。

民衆の中には賭け事に没頭し生活を不安定にし、また家族関係に悪影響を及ぼす人々がいた

ことは県会議事録にも記されているように懸念された点であった。しかし同時に公営賭博が敗戦と戦火に沈む民衆に貴重な娯楽を提供したという観点もまたあり得ただろうと考える。議会で指摘されたような社会的不利益の検討は今後委ねた上で、本稿では戦災復興において公営賭博事業は一定の財政的貢献をなし得たという部分的事実を、本稿では結論としたい。

〈註〉

- 1) 本稿は専修大学経済学研究科修士論文、中田久美子『川崎市における戦災復興と公営賭博事業会社—関東レース倶楽部の事例—』に、指導教員の永江が加筆・修正を加えたものである。基本的な着想と史料収集、図表作成は中田が担当し、本文は永江が全面的に改稿した。
- 2) 電鉄系娯楽事業にかかわる研究としては、安野彰『戦前期におけるあやめ池遊園地の開発と変容』（『日本建築学会関東支部研究報告集 II』71号、2001年）永江雅和『向ヶ丘遊園の経営史』（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』2008年）、小川功『箱根の遊園地・観光鉄道創設を誘発した観光特化型“不動産ファンド”—福原有信・帝国生命による小田原電気鉄道支援策を中心に』（滋賀大学経済学会『彦根論叢』387号、2011年）等がある。
- 3) 農林省大臣官房総務課編『農林行政史 第七卷』（1972年）290頁。
- 4) 神奈川県内で戦災都市指定を受けた都市として、他に小田原市があるが、同市は戦後地方競馬には参入せず、1948年8月1日制定の自動車競技法に基づく競輪事業に参入した。自動車競技法は競馬法と異なり復興事業を目的とはせず、「自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興」と「地方財政の健全化」が目的とされている。
- 5) 御手洗辰夫『伝記 正力松太郎』（講談社、1955年）355頁。当初の予定では同地に野球場を建設しようという話であったが、正力の発案により競馬場建設が選択されたという。
- 6) よみうりランド社史編纂委員会編『よみうり

- ランド レジャーとともに40年』（株式会社よみうりランド、1989年）46頁。
- 7) 前掲『農林行政史 第七巻』297頁。
 - 8) 前掲『よみうりランド レジャーとともに40年』46頁。
 - 9) この間、県との賃貸延長契約が交わされ、当初契約終了時期が1955年1月までであったのが、57年3月まで延長された。
 - 10) 賃貸契約の方式は、1960年4月以降、契約の対象が千葉県及び千葉市外3市競馬組合に変更された。
 - 11) 以下同社の経営データについては、断りのないかぎり、関東レース倶楽部『有価証券報告書』各年度版（一橋大学イノベーション研究センター所蔵）による。
 - 12) 前掲『よみうりランド レジャーとともに40年』44頁。
 - 13) 同社は正力が取締役会長となって芸能人の斡旋をはじめた会社であったという（前掲『伝記 正力松太郎』355頁）
 - 14) 後楽園スタジアムの第4代社長の田邊宗英は、1949年に川崎競馬倶楽部の初代社長に就任している。
 - 15) 川崎市建設局土木部整地編『川崎戦災復興誌』（川崎市建設局土木部整地課、1960年）。以下同節の記述は特に断りのないか限り同書によるものである。また同書は建設省編『戦災復興誌 第九巻』（1991年）にも収録されている。
 - 16) 『神奈川県議会2月定例会会議録』1957年、100頁（神奈川県立公文書館所蔵）。

「復元論」と「分化発生論」について —宇野弘蔵と山口重克の方法論をめぐる—

新田 滋

【構成】

序言

第1節 宇野弘蔵の「復元論」について

- 1 宇野弘蔵のマルクス上向法批判
- 2 「歴史＝論理説」批判と「永久循環」
- 3 弁証法的展開方法と「復元力」
- 4 宇野弘蔵における弁証法理解
- 5 小括

第2節 山口重克の「分化発生論」について

- 1 山口重克の宇野方法論批判
- 2 山口重克における当事者行動論と分化発生論
- 3 分化論的観点、発生論的観点、競争論的観点、当事者行動論的観点、機構論的観点
- 4 当事者行動論的観点における方法論的「個体」主義の多義性
- 5 機構論的観点における静態論と動態論
- 6 分化発生論から発生進化論へ
補説 小幡道昭の開口部論について
- 7 小括

結語

序 言

マルクスは経済学批判の叙述方法としていわゆる上向法と歴史－論理説をとっていた。これに対して、宇野弘蔵は、三段階論体系において上向法と歴史－論理説を批判し、原理論においては「永久に循環するかの如き」純粋資本主義社会の論理を扱うものとした。その際、宇野は、商品という最も単純な概念から次第に複雑な概

念へと展開していくマルクスの方法は継承した。それは、最も単純な概念である商品概念のうちに、最も複雑で内容豊富な具体的概念へと展開していく「復元力」が備わっているようなものだと表現された。

それに対して、山口重克は、「復元力」という概念は神秘的だとして批判し、商品経済的な当事者の行動が商品、貨幣、資本へと分化発生していく論理的な過程を、分析者がただ思考実験の中で観察することだけによって原理論を構成するという方法論を提起した。

本稿では、まず第1節において、宇野弘蔵の三段階論および原理論の構成方法に関する考え方を検討し、宇野がマルクスにおける経済学批判の方法論で提起された上向法や歴史＝論理説をどのように取捨選択したかを再確認し、その取捨選択のそれぞれの部分に関する妥当性を再検討する。つぎに第2節において、山口重克が提起した分化発生論について検討する。分化発生論は、当事者行動論的な観点から市場や競争機構の分化、発生を論理的に追跡するという徹底した「方法論的個人主義」に立っているが、本稿では「方法論的個人主義」そのものの理論的な有効性とその有効性の境界設定を明確化する。また、それとともに、山口が提起した分化発生論には、宇野のように、あらかじめ純粋資本主義社会が「復元」されるべき具体的概念として設定される論理がないため、国家、法律等の社会契約にまで展開することを排除する論理

がないこと、さらには、当事者行動の意図せざる結果として展開される不可逆的な発展変化を、「永久に循環するかの如き」ものとして説かれるとされてきた原理論との関係においてどう扱うのかに不明確な部分があった点を明らかにする。

以上の諸検討を踏まえて、筆者の積極的見解として、原理論は静態的な「永久に循環する」構造、機能を分析する領域に狭く限定される論理的な必要性はなく、それとは別個の領域として多様な非市場的ドメインを含む多系列的な発生進化論が設定されてよいということが主張される。

第1節 宇野弘蔵の「復元論」について

1 宇野弘蔵のマルクス上向法批判

宇野弘蔵は、マルクスの上向法的なプラン体系に対しては、三段階論体系を対置している。その際、上向法に対しては次のように批判的な見解を述べている。

「[10頁] 近世以後の資本主義社会においてもまたその後の発展は、少なくともその前半においては、商品経済による旧封建的社会関係の解消の過程としてあらわれるのであった。そこで資本主義の発展とともに発達を見た経済学的研究も、こういう歴史的事情と無関係に行われることにはならなかった。マルクスのいわゆる抽象的なものから具体的なものへの上向の方法が、下向の過程を主とする研究の後におこなわれたというのも、この事情を示すものにほかならないが、また上向の方法が採れるようになったとしても、下向の過程で旧社会的関係による異質的な要因が、どの程度分析的

に排除されるかによって、その体系化の程度を決定されることにならざるをえない。……それと同時に上向の過程は、また漸次に経済学的分析の出発点をなした、或いは出発点となるべき現実の経済的状态をそのまま再現しうることにはならなかった。多くの経済学者にとっては、体系化された資本主義社会が、現実の状態に対していわば理想的な状態としてあらわれ——そういうものとして体系化されるのであった。それは決して『国家、諸国民の交換、世界市場にまでのぼってゆく』とはいえないものとして体系化されるのであった。実際また抽象的規定から理論的に展開される資本主義社会は、十八世紀または十九世紀のイギリスの現実の経済とならないのは当然である。『抽象的な諸規定が思惟の道をとって……再生産』する具体的なものは、一般的なものとして抽象化された具体的諸関係にはかならない。」(宇野弘蔵 [1956年] 「経済学における論証と実証」)

ここで、宇野がいつていることは次のようなことである。

上向法の終着点としての具体的な資本主義社会は、下向法の出発点としての18世紀なり19世紀なりの特定の歴史的時点における現実的状态とは異なる理想的状態として体系化される。したがって、原理論から上向法的に19世紀中葉当時の「国家、諸国民の交換、世界市場にまでのぼってゆく」とはいえない。

すなわち、宇野とマルクスの方法論的な相違点は、マルクスが前半体系（資本-賃労働-土地所有）から後半体系（国家-外国貿易-世界市場と恐慌）まで上向法によって展開できるかのように述べていたのに対して、宇野は、前半体系に相当する原理論は上向法で展開できるが、

後半体系に相当する段階論・現状分析は上向法でそのまま展開することはできないとしたことであった。

つまり、宇野が問題とした論点は、上向法、いわゆる「猿の解剖」論があてはまるのはいわゆる前半体系まで、言い換えると原理論だけであるということであった。後半体系に対応する段階論・現状分析にはそれらはあてはまらないと考えられていたのである。

2 「歴史＝論理説」批判と「永久循環」

また、宇野は、マルクスの「歴史＝論理説」に対しては、「永久に循環するかの如き」論理構造を対置していた。

「[140頁] 経済学の原理は、唯 [141頁] 物史観にいう歴史的諸社会はもちろんのこと、資本主義自身の発生・発展・消滅の歴史的過程をも、いわばその背後に留保しつつ、資本主義社会の『経済的運動法則』を明らかにするのである。それはかかる歴史的背景のもとに資本主義社会を自立的な運動をなす一社会として提示する。したがってまたそれは他の社会から発展したものとしてではなく、さらにまた他の社会に転化するものとしてでもなく、むしろ永久的に同じ運動を繰り返しつつ発展するものであるかの如くにして、その運動法則を明らかにするのである。」(宇野弘蔵 [1962年] 『経済学方法論』。傍点、引用者)

すなわち、宇野によると、原理論は、資本主義社会の発生・発展・消滅の歴史的過程については背後に留保しつつ、資本主義社会の自立的な経済的運動法則を永久に循環するかの如くにして明らかにするものである。

このように、宇野は歴史＝論理説をしりぞけ、

原理論を静態的な循環構造論的分析として再構成する方向性を示した。宇野によって提起された新しい方法論においては、論理過程は原理論として歴史過程から切り離され、歴史過程は段階論・現状分析として論理過程から切り離されたうえで、三段階論として有機的に関連づけられることとなったのであった。

3 弁証法的展開方法と「復元力」

ところが、宇野は、弁証法的な展開方法については「復元力」という概念を用いてマルクスの弁証法的な叙述方法を踏襲していた。宇野は、「特殊歴史的性質を有する資本主義社会の分析による抽象が、再び資本主義社会への復元を求めるものとしてあらわれる。」として、次のようにいう。

「[142頁] 経済学の理論は、すでに述べてきたように、マルクスのいわゆる『抽象的なものから具体的なものへの上向の方法』によってその体系を展開するのであるが、それは単純に『抽象的なもの』から『具体的なもの』が理論的に展開されるというのではない。『具体的なもの』を予定しながら行われる『抽象的なものから具体的なものへの上向の方法』である。『商品』から始まる、商品・貨幣・資本の流通形態の展開は、『資本の生産過程』を予定する『抽象的なもの』の展開にほかならない。商品の貨幣に対する、また商品と貨幣の資本に対する関係も同様である。いいかえれば具体的な関係から抽象されたものの復元である。」(宇野 [1962年])

「[35頁] ヨリ単純なる規定は、それ自身の内にヨリ複雑なる規定の展開力を含蓄しているのである。それはいわばかかる復元

力を有する抽象である。」(宇野弘蔵 [1949年]『資本論の研究』)

ここで、宇野がいつていることは次のようなことである。上向法は、具体的なものから下向法的に分析してえられた抽象的なものを出発点とする。したがって、そのような上向法は具体的なものを終着点としてあらかじめ予定している。商品に対する貨幣、商品・貨幣に対する資本、商品・貨幣・資本に対する「資本の生産過程」のように、原理論における上向法は「具体的なもの」を予定しながら、具体的な関係から抽象された規定から具体的な規定を復元していく。それは、具体的なもの→(下向法)→抽象的なもの→(上向法)→具体的なものというように、具体的なものを復元するものである。それは、いいかえると、抽象的で単純な規定は具体的で複雑な規定へと展開してゆく「復元力」を有しているということである。すなわち、「復元力」とは、より抽象的で単純な規定がもつとされる、それ自身のうちに含蓄しているより具体的で複雑な規定への展開力である。

4 宇野弘蔵における弁証法理解

それでは、宇野における弁証法理解とはどのようなものであったのであろうか。

「[142頁] それ自身に存立し、運動する対象を、かかるものとして理論的解明の対象とする経済学の原理論は、その理論的展
[152頁] 開自身を弁証法的になさざるをえないのであって、弁証法的方法に対する関係は、おそらく他の如何なる分野の学問体系とも異なるのではないかと考えられる。それはもはや個々の現象をとってその内に『量と質』との弁証法がみられるとか、あるいはまた『否定の否定』の法則が明らか

にされるとか、というのではない。『商品』から始まって『階級』に終る理論的体系自身が、弁証法的に展開されるのである。原理論自身がいわば弁証法の論理学をなすのである。個々の規定は、論理的展開の例解としてではなく、経済学の原理的展開自身が弁証法の論理的展開を与えるといってよい。弁証法的論理は、自立的運動体の内部構造を明らかにするものとして体系的に確立されるのである。」(宇野 [1962年])

「[154頁] それは自然、あるいは社会を対象とする諸科学の成果を総合してえられる普遍的真理としての弁証法的論理学というようなものではない。むしろ自然と歴史との成果としての資本主義社会の発展の内に示される純粋の資本主義社会という自立的な運動体の内部構造を解明するものとしての弁証法である。それはそのまま直ちに他の諸科学の対象とする諸現象に適用されるというものではないであろうが、しかしおそらくは自然の内にあげられた人間の歴史の成果として、資本主義社会に先立つ諸社会にはもちろんのこと、自然の発展諸過程にも、共通する運動体の論理を展開するものといってよいのであろう。事実、それは対象自身のもつ客観的論理の展開にはかならない。私は、かつて経済学の原理論は、単に対象を模写するのではなく、方法自身をも模写するものであるといったことがあるが(原註——宇野『資本論』と社会主義』226頁)、それは対象の模写が同時に方法の模写でもあることを意味するものにかならない。」(宇野 [1962年])

すなわち、第一に、資本主義社会というそれ自身で存立し運動する自立的運動体の内部構造

を対象として、商品からはじまって諸階級に終わる理論的体系として明らかにする原理論そのものが、弁証法的に展開されるものである。第二に、そのような弁証法的論理の展開は、資本主義社会という対象自身のもつ客観的論理の展開であるので、対象の模写が同時に方法（＝弁証法的論理のことか？）の模写でもある。第三に、それは、（スターリンが弁証法的唯物論として定式化したような）自然科学と社会科学の成果を総合してえられる普遍的真理のようなものではないが、「おそらくは」資本主義社会だけでなく、それに先行する諸社会や自然にも共通すると「いってよいのであろう」。

このように、三つの部分に宇野のいっていることを分解してみても、それぞれの部分が言わんとしていることが明確であるわけではない。

まず、第一の部分で、宇野は、原理論体系そのものが弁証法的論理であるとしているが、それはどういう意味でなのかについての説明はどこでもなされていない。それどころか、弁証法的論理とは何を意味しているのかについても、宇野はどこを探しても説明してはいない。ある箇所（『資本論五十年・上』128頁）では、そもそも自分はヘーゲルはわからないとも述べている。ところが、わからないが、原理論が弁証法にあたるかもしれないと述べている。

第二の部分では、資本主義社会という対象自身のもつ客観的論理の展開を対象として模写することが、同時に、方法の模写でもあると述べている。客観的論理とは原理論であり、それが弁証法的論理であるとされているのであるから、模写される「方法」とは、客観的論理＝原理論＝弁証法的論理ということになる。つまり、宇野の考える弁証法的論理とは、資本主義社会という対象のもつ客観的論理のことだということになる。

第三の部分では、資本主義社会のもつ客観的

論理としての弁証法的論理は、同時に、あらゆる社会および自然に共通すると「おそらくは……いってよいのであろう」ということが、ただ臆断的にのみいわれているにすぎない。

重要なことは、宇野は、弁証法的論理としての「方法」とは、それ自身で存立し運動する自立的運動体のもつ客観的論理であるととらえたということである。この客観的論理とは、次のようなものである。

「[17頁] 経済学がその理論的体系の出発点とする商品は、事実上は決して完全に資本主義化されたとはいえない社会の現状から下向してえた抽象概念であったとしても、前にも述べたように資本主義の発展自身が労働の単純化とともに労働力の商品化の一般的基礎を確立し、純粹の資本主義社会実現の方向に進みつつあり、しかもかかる発展を自らの力によってなす、いわば自立的な商品社会であることを示すのであって、一社会を形成する具体的諸関係をも商品形態それ自身の内に *voraussetzen* するものとなすことができるのであった。理論的体系は、かくしてその出発点の *voraussetzen* する具体的関係をそれ自身の展開の内に *setzen* してその体系を完結することになるのである。」（宇野弘蔵 [1956年]）

すなわち、商品という抽象概念は、それ自身のうちに純粹資本主義的な一社会を形成してゆく傾向という具体的関係を前提 *voraussetzen* しながら、そのような前提となる具体的関係そのものを概念的に把握する体系の完結にまで措定 *setzen* していく出発点となるものである。

これは、もちろん、マルクスのいう上向法の方法にほかならない。つまり、宇野は、マルクスのいう上向法の方法のことを、客観的論理と

しての弁証法的論理であり、対象と同時に模写される「方法」だと考えていたのである。

これは大変に興味深いことである。ヘーゲルの提起した弁証法とは、経験的对象の総体としての全世界の認識だけでなく、全世界に含まれる認識主体と認識過程そのものの超越論的認識をも含んだものとして概念的把握を行うという方法であった。

また、マルクスは、「経済学の方法」において、上向法という独自の観点の弁証法を展開していた。そこには、『精神現象学』や「概念論」の要素が、つまり、認識主体と認識対象との弁証法的論理の要素が取り上げられている。すなわち、マルクスは、資本主義社会のような特定の経験的对象に関して、その認識過程（下向的分析-上向的综合）の超越論的認識をも含んだ概念的把握を行うという方法を示唆していたのであった。マルクスの場合には、ヘーゲルのように全世界を対象としていたわけではないので、認識主体まで包含されるというわけにはいかなかったのである。

しかしながら、この要素は、マルクス学派のなかで十分に位置づけられてはこなかった。エンゲルス、レーニン、スターリンにおいては、認識主体や認識過程の問題は欠落していて、もっぱら客観的对象のもつ関係、過程にかんする要素に限定されてしまっていた。量質転化、対立の統一、否定の否定がそれである。ヘーゲルの弁証法的論理学の前提は、カントの二律背反論にある。マルクスは価値形態論の論理構造において、このアンチノミー＝ディアレクティクをみいだしたのである。これらは、エンゲルス、レーニン、スターリンらによって、量質転化、対立の統一、否定の否定として定式化されたものである。だが、そこにおいては、ヘーゲルにおける『精神現象学』や「概念論」の要素が欠落していたのであった。

宇野は、マルクスにおける上向法の要素こそ弁証法的論理であると考えたということになる。しかし、もちろん、これらは二者択一の関係にあるのではなく、総合的にとらえ返されるべきものであった。宇野の弁証法理解は、せつかく上向法の重要性に着眼しながら、上向法だけが弁証法的論理であるかのように限定してしまった点にその狭さがあったといわなければならない。

このように、宇野は、ヘーゲル哲学的な方法論にかんしては一面的な理解しか示していなかった。そのため、一方では、量質転化、対立の統一、否定の否定、二律背反に関わる弁証法的な論理を、安易にマジカル・ワードのように振りかざすことを否定し、純粹資本主義社会は「永久に循環するかのよう」にとらえられるべきであるとされた。この側面では、宇野原理論は定常的な構造を理念的に分析する方法論であった。

ところが、他方では、宇野原理論においても、「復元力」のようなかたちで弁証法的な概念生成論が含まれていた。

その結果、宇野原理論は、定常的な構造の理念的な分析と、弁証法的な概念生成論とが合成された方法論となっていたのである。

マルクスの『資本論』体系においては、歴史＝論理説がとられていたから、歴史的事実としての19世紀中葉イギリス＝世界資本主義社会の構造が終極点として前提されていた。したがって、概念生成によって再構成されるのは、この実在したイギリス資本主義社会の概念的把握にほかならなかった。しかし、宇野は上向法の終着点は現実の19世紀中葉イギリス＝世界資本主義社会の構造ではなく、純粹資本主義社会であるとした。そのため、「歴史＝論理説」はしりぞけられ、「永久に循環するかの如き」論理体系だけが、抽象的なものから具体的なもの

のへと復元されていくというのであった¹⁾。

5 小括

マルクスは、周知の通り、経済学批判の叙述方法として弁証法的な上向法と歴史＝論理説を採用した。これに対して、宇野弘蔵はマルクスの上向法を、19世紀中葉のイギリス資本主義社会を終着点とするものとした点で批判し、19世紀中葉なり21世紀初頭なりの特定の歴史的時点とは異なる純粋資本主義社会を終着点とすべきとした。また、マルクスがとっていた歴史＝論理説は全面的にしりぞけ原理論は「永久に循環するかの如き」ものとして説くものとした。そうすることによって、宇野は、純粋資本主義社会を概念的に再構成していく論理的な過程として原理論を位置づけ、その限りにおいて弁証法的な上向法を採用したのであった。他方、宇野の弁証法理解は、上向法だけが弁証法的論理だとするかたちで狭められた理解がなされていたことに特徴があった。

第2節 山口重克の「分化発生論」について

1 山口重克の宇野方法論批判

山口重克は、商品が貨幣、資本へと復元してゆく「復元力」をもつという宇野弘蔵の考え方について批判している。

「[9頁] 復元論は、一見したところ、対象の論理にまかせた、受身的かつ客観的展開のようにみえるかもしれない。そこでは分析者は没主体的な、しかしなぜか全能の第三者一般として、対象の論理を正確に知悉しているかのごとく、あるいは対象の論理の自己展開を受動的に模写しているだけであるかのごとく振る舞うからである。し

かし、対象ないし目標設定自体のなかに実は分析者のイニシアティブがあらかじめ埋め込まれているのであって、復元論であれば恣意性を免れうるということにはならないのである。

貨幣発生論の論理を例にとってみよう。原理論が理論的な再構成の対象としている資本主義的市場経済には貨幣が現実存在し、むしろ商品は貨幣によって商品たりていとさえみえる。……復元論というのはこのように考えて、このあるべきものがないという無理、[10頁]あるいは到達点ないし完成態と対比してみた場合の不十分性を動力にして、貨幣を復元的に展開しようという考え方であるといつてよい。……しかしこれは一種の循環論証である。

貨幣にかぎらず、一般的に、すべて現実に存在するものは存在しなければならないものとして、抽象的規定に復元力を埋め込むことは、こうして実は分析者の現実肯定的な、現実合理化の思惟を埋め込む可能性のあることであり、したがって復元力を動力にして論理を展開することは、商品経済の論理を超えた分析者自身の論理ないし要請を展開しているにすぎないことがありうるのである。」(山口重克 [1984年]「経済的諸関係と行動主体」)

山口によると「復元力」とは、「すべて現実に存在するものは存在しなければならないものとして」、分析者によってあらかじめ抽象的規定に埋め込まれたものであり、そこにおいて分析者の恣意性を免れうるものではないという。また、「これは一種の循環論証である」という。

このように山口が宇野の「復元力」という考え方を批判したことには、のちにみるように、みずからの分化発生論という方法論を対置する

とともに、純粋に商品経済の論理だけで展開される諸要素と、歴史・制度的なものと混合した諸要素——私的所有制度、金貨幣、中央銀行など——とをより厳密にふるいに掛ける積極的な意図があったことは高く評価される。とはいえ、ここでの宇野「復元力」論への批判の仕方そのものは、十分に説得的なものとはいえない。

まず、「これは一種の循環論証である」というが、循環論証とは、「AであるからBである」と述べながら、同時に、「AであるのはBだからである」と述べることであろう。これはたしかに、ある種の価値形態論の解釈にみられるような、商品があるのは貨幣があるからであり、貨幣があるのは商品があるからであるという相互規定的な共時的構造を、発生論的な通時的関係と見誤るような曲解についてはあてはまるかもしれない。

しかしながら、マルクス、宇野が考えていることは、具体的現実の静態構造を向下法的に分析し、その結果得られた最も抽象的で単純な規定から、今度は上向法的に具体的現実の静態構造を概念的に把握していくという方法論である。そのような場合に、具体的現実の静態構造が「予定」されており、そうした具体的規定へと復元していくという言い方は循環論証というわけではないであろう。

山口は、「すべて現実に存在するものは存在しなければならぬものとして」復元されなければならないかのように批判している。しかし、すでにみたように、宇野が「復元力」について述べているところでは、具体的関係とは、それ自体が純粋化傾向によって自立的な運動法則を展開するものへと濾過されつつあるような、きわめて特殊歴史的な具体的関係であるとされている。それは、宇野の考えにおいては——ヘーゲル、マルクスとは異なり——、「すべて現実

に存在するもの」などではない。封建制的社会関係、重商主義国家、帝国主義国家、戦前日本資本主義、等々は、現実に存在したもののだが、そのようなものが原理論的な復元の対象となるとは考えられてはいなかったことが、ヘーゲル、マルクスと宇野の方法論を分かち決定的な点であったことはすでにみたとおりである。

しかし、山口が、「復元論であれば恣意性を免れうるということにはならない」、「商品経済の論理を超えた分析者自身の論理ないし要請を展開しているにすぎないことがありうる」ということを強調したことにも根拠があった。それは、宇野の考え方においては、純粋化傾向は途中で鈍化・逆転してしまったにもかかわらず、その傾向を延長した極限に純粋資本主義社会を想定するというようになっていたからである。したがって、傾向の極限を想定するという部分においては、宇野という分析者の主観的恣意が排除できない論理構造となっていたからである。その問題は、宇野以降、具体的には、金貨幣、中央銀行、株式会社制度、激発性の周期的恐慌、等々のような19世紀中葉の歴史的刻印を色濃く受けた対象は原理論で扱えるか否か、というかたちで浮上してくることとなったものである。

このような純粋化傾向論における後半部分の主観的恣意性にたいして、山口のように商品経済の論理の徹底をもとめるということは、一つのありうべき問題提起であったと考えられる。だが、山口は、一方で、純粋化傾向論そのものを否定する志向性をもっていただけに、そもそもの純粋化傾向論の論理構造をここでは看過してしまい、「復元力」とは、「すべて現実に存在するものは存在しなければならぬ」論理であるかのような批判の仕方をしてしまったのであろう²⁾。

とはいえ、山口がこのような批判を行ったことには次のような理論的な意義があったと考え

ることができる。すなわち、マルクスの方法論に遡っていえば、商品から貨幣、商品・貨幣から資本、商品・貨幣・資本から「資本の生産過程」といった論理展開において、必ずしも十分に下向法的分析が尽くされているとはいえなかった。そのため、マルクスにおいては、弁証法的叙述方法の装いのもとに、詭弁的な論法で誤魔化しているところが多々残されていた。

たしかに、宇野は、そうしたマルクスにおける曖昧な箇所を論理的に純化することに貢献した。しかしながら、その宇野による独特の方法論でいえば、客観的に実在したとされる純粋化傾向を極限まで延長させる局面において、主観的恣意性が残らざるをえなかったのであった。そのため、「すべて」ではないまでも、金貨幣や中央銀行、激発性恐慌など、「現実中存在するものは存在しなければならない」ようなことになってしまったのであった。

このような欠落を補うために、山口は、形式論理的な（弁証法論理的でないという意味で）発生論を徹底することによって、原理論において商品経済の論理だけで展開できる諸要素と展開できない諸要素とを明確化することを図ったのであった。

ただし、その際、山口は、弁証法や「復元力」という考え方そのものを否定的にとらえてしまっていた。だがしかし、そうではなくそれらは有機的な連関にあるものとしてとらえ返されるべきものと考えられるのである。

2 山口重克における当事者行動論と分化発生論

山口原理論の方法論は、諸々の「個人」が効用最大化・費用最小化や効率性をもとめる行動によって、商品、貨幣、資本といった流通形態や、商業資本、銀行資本、証券業資本といった競争機構の生成、さらには景気循環のような運動メカニズムをとらえようとするものである。

そのような方法論は、当事者行動論と分化発生論というかたちで定式化されていったといえるが、山口 [1977年 a] においては、競争論的・機構論的観点という言い方がなされていた。

「[86頁] 物神性論を主軸にした展開に転じたことによって、商業資本論と株式資本論は、現実的な市場機構論としての展開を阻害されることになっているとみるのである。競争論的・機構論的観点が消極化してしまっているものであり、この点に、原理論と段階論との関連ないし原理論的分析基準としての具体的な使い方の考究を困難にしている大きな原因があるように考えられるのであるが、どうであろうか。」(山口重克 [1977年 a] 「宇野理論の成果と残された課題」)

また、山口 [1977年 b]・[1980年] においては、競争論的観点という言い方がなされている。

「[107頁] こうして要するに、宇野の『分配論』は、競争論的観点を積極的に導入して利潤論を整備し、市場価値論、資本過剰論の明確化を果たすとともに、利子論における信用制度論の展開によって、一般的利潤率形成の、すなわち資本主義的な社会的生産の均衡編成の、現実的機構としての貨幣市場機構の原理的展開を果たし、それをもって景気循環の具体的過程の原理的規定をも果たしたのであったが、それにもかかわらず他方では、物神性論的観点の交錯によって、商業資本によって担当される商 [108頁] 品市場機構についての考察は不徹底に終わり、資本市場機構の原理的考察にいたっては皆無という状態で終わることになっているわけである。」(山口重克

[1977年b]「経済学における自立の論理と完結性」)

「[47頁] ここには、資本主義的な社会的生産の均衡編成は不断の市場価格変動を媒介にして実現され、しかもこの編成過程は資本に特有の形態にもとづく競争の過程として現実化されるという点が明らかにされているのであり、この問題を積極的に導入して考察している点が第一、第二巻にたいする第三巻の方法上の観点の独自性をなすとみてよいであろう。／この競争論的観点が、第三巻の基本的な、そして第三巻に独自の観点とってよいのである……。」(山口重克 [1980年] 『『資本論』の方法』)

しかしまた、比較的早い時期に、「分化論」が用いられている箇所もあった。

「[15頁] 『『資本論』における——引用者注] 商業資本の展開の仕方は、商業資本を産業資本の一部分形態が転化・独立したものとみる考え方によ [16頁] るものであり、分化論とでもいうべき一種の発生論の方法による展開であるということが出来る。もちろん、これは歴史的な発生論ではない。」(山口重克 [1976年a/b] 「商業資本論と競争論 (1) (2)」)

つまり、山口 [1976年a/b] においては、『資本論』における商業資本論において、歴史的な発生論とは異なるところの、「分化論とでもいうべき一種の発生論の方法」がとられていることが、さしあたり商業資本論に限定されてだが、指摘されていた。そこでは、産業資本から商業資本が分化してくる論理は、個別的な諸資本の競争行動をつうじて市場機構が分化し発

生する論理としてとらえられていたのであった。ところが、1980年代にはいると価値形態論に関しても発生論という観点が語られるようになる。

「[26頁] 『資本論』で発生論的論理の展開が志向されているもっとも典型的な箇所は第一巻の価値形態論であろう。第 [27頁] 三巻では商業資本論に発生論的に説いているところが部分的にみられるが、きわめて不十分で徹底していない。利子論になると、そのような方法は部分的にもみられない。それにたいして、宇野は、利子論にこの発生論的方法を適用し、利潤論で展開された諸個別産業資本の競争関係の内部から個別産業資本の極大化行動を動力にして商業信用関係が発生し、商業信用関係を基礎に [19頁] して銀行資本と銀行信用関係が発生し、諸個別資本間の関係から中央銀行が発生するという方法によって信用制度ないし貨幣市場を展開しようとしているとみうるのである。」(山口重克 [1981年] 「戦後日本の『資本論』研究と宇野理論」)

このように山口 [1981年] においては、『資本論』において発生論的論理がもっとも典型的に志向されているのは第一巻の価値形態論であり、第三巻においては発生論的論理は商業資本論に部分的にみられるにすぎず利子論にはまったくみられないとしている。それに対して、宇野においては、利子論においても商業信用、銀行信用が発生論的論理で展開されているとみられうると指摘している。すなわち、『資本論』第一巻の価値形態論からみるとときには、分化という概念が使いにくいので、発生という概念によって商業資本論、商業信用論、銀行信用論が一貫してとらえられようとしているといえよう。

さらに80年代半ばになると、山口は、個別
的な経済主体による当事者行動論的アプローチ
ということを主張するようになる。

「[7頁] ここで物神性論者の議論——具
体的には廣松渉や高橋洋児らの著作が念頭
にあるのだが——によく見受けられる分
析者ないし観察者の立場と当事者の立場と
いう二分法を使って問題をもう少し敷衍し
てみよう。…… [8頁] 分析者は当事者の
行動をいわば模写するにすぎないというて
よいが、しかし当事者自体は原理論的世界
で行動するだけで、原理論を展開するわけ
ではない。……分析者が、その理論的関心
にしたがってたとえば貨幣なり株式会社な
りを対象としてとりあげ、それをたとえば
行動論的発生論的アプローチによって展開
しようとするのである。」(山口重克
[1984年]「経済的諸関係と行動主体」)

このように、山口 [1984年] においては、
競争論は機構論的な観点よりも、当事者行動論
という観点が強調されるようになってい
る³⁾。

翌1985年の『経済原論講義』に至って、つ
いに分化という概念と発生という概念を並列し
た「分化発生論」という方法論が原理論の第一
篇と第三篇を貫くものとして提示されることと
なった。

「[11頁] 資本家と資本は貨幣所有者と貨
幣を前提し、貨幣所有者と貨幣は商品所有
者と商品を前提する。これらの三つの流通
主体と流通形態は、こうして共時的に存在
して商品流通世界を構成している。しかし、
それぞれ前者の関係は後者の関係を前提す
るだけでなく、同時に後者の特殊な一関係
としてその内部から分化・発生してくると

いう立体的な、[12頁] 有機的関連にある
のである。

商品流通世界のこのような構造は、横の
等位連関的なものにせよ縦の層次構造的な
ものにせよ、流通主体の行動によって形成
される。この流通主体の行動はきわめて単
純明快な行動原則によっている。すなわち、
できるだけ有利な交換を行う、できるだけ
安く買う、できるだけ高く売る、できるだ
け利潤を増大させる……といった商品経済
的利益の最大化がそれである。いわゆる
『経済人』の効率化行動というよいであ
ろう。ただ、原則は単純でも、具体的な行
動となると、商品流通世界について入手し
うる情報が完全なものではないため、現在
の状況判断なり将来の予想なりは流通主体
によって個々バラバラになり、個々の流通
主体の行動は不均質で不確定なものになる。
このような個別主体の行動の集合体として
の無政府的な市場経済は、こうしてそれ自
体としては不断に不確定的な変動を行うき
わめて不安定なシステムとして措定される
のである。」(山口重克 [1985年]『経済原
論講義』)

山口 [1985年] においては、商品所有者と
商品はどこからも発生してくるものではなく、
はじめから所与の前提として存在しているもの
とされる点の一つの特徴をなしている。近代的
な私的所有制度やそれを支える国家、法律が前
提されているのかどうかはかならずしも明示的
ではない。しかし、いずれにせよ、商品所有者
と商品から貨幣所有者と貨幣、資本家と資本、
等々が次々と「分化・発生」してくるとされる
のである。

このように、商品所有者の行動によって貨幣、
資本が分化・発生していく過程を追跡すること

によって、最終的には、宇野の場合と近似的な純粋資本主義社会に辿り着くことができると山口は考えていたものと思われる。そこでは、宇野のように「復元力」という概念はなんら必要がないとされたのであった。

ただし、純粋化傾向論を採用しない山口の場合には、商品経済の論理だけを取り扱うことは分析者の恣意的な選択とならざるをえない。あらゆる人間行為、公共選択にまで合理的選択を拡張できるとする新オーストリア学派や新古典派のような立論に対して、宇野原理論であれば、純粋化傾向論によって批判することは可能であった。しかし、後に検討するように山口原理論においては、なぜ、あらゆる人間行為、組織活動、公共選択にまで合理的選択を拡張してはならないのかを、分析者の恣意的な選択以外の合理的な理由によって説明することは困難となるという問題を孕んでいたのであった。

3 分化論的観点、発生論的観点、競争論的観点、当事者行動論的観点

このように、山口の方法論とは、『資本論』に混在していたさまざまな方法論のなかから、分化論的観点、発生論的観点、競争論的観点、当事者行動論的観点を、マルクス、宇野の混沌とした弁証法的論理、上向法的体系のうちから純化してとりだそうとしたものにほかならなかったのである。

その際、山口は、分化論的観点、発生論的観点、競争論的観点、当事者行動論的観点を、分化と発生を並列した「分化発生論」という観点のもとに収束させようとしたのであった。

だが、しかし、分化論的観点、発生論的観点、競争論的観点、当事者行動論的観点は、それぞれそのまま統合できるような同質的な観点なのであるか。山口は、それらの諸観点がもって

いる差異を十分に腑分けするまでには至らず、それらを「分化発生論」という観点のもとに収束させてしまっているのではないだろうか。しかし、それらは、はたして「分化発生論」として統合されることが妥当であったのであろうか。

まず、**分化論的観点と発生論的観点**からみていこう。

分化と発生を並列して「分化発生論」と呼ぶときには、生物学で用いられる分化・発生という概念が明示的に参照されるべきものとなっている。ところで、生物学でいう発生とは、遺伝子にプログラムされた完成型が発現すべく卵、胚から細胞群、諸器官、諸組織までの全過程にみられる変化で、そのなかには細胞や組織の分化という現象も含むとされる。

したがって、分化発生論といったときには、個体発生における諸器官の単系列的な分化と発生に即した考え方であるということができよう。それは、いわば個体発生論である。個体の細胞群や諸器官の分化発生を取り扱うかぎりでは、それは単系的な論理となる。またそれは、個体の完成型は基本的に遺伝子にプログラムされているものである。

つまり、「分化発生論」という比喩的表現は、社会を一個体としての有機体とみなす社会有機体論的な仮説にこそふさわしいものようである。その意味では、それは山口方法論が強調した当事者行動論的観点にとっては、ミス・リーディングな比喩的表現であったといわなければならないであろう。

他方、分化に対して、進化ということばは、個体レベルではなく複数の個体からなる種のレベルで起こる変化をさしている。また、おそらく種の進化にはあらかじめプログラムされた完成型というものは存在していないと考えられる。たとえば、分化と進化の関係は次のように説明される。

「生物はまた循環し続けて同一性を保ちつつ、徐々に変化するという不思議な性質をもつ。細胞や個体レベルでは、これは分化、発生、老化と呼ばれる現象を帰結し、世代交代や生態系のレベルでは進化という現象を帰結する。」(池田清彦 [2004年])

ここでは分化・発生・老化は個体発生に、発生・進化はいわゆる系統発生に対応すると説明されている。これによれば分化論的観点は、個体としてとらえられた機構、制度、社会有機体が、それ自体の細胞群、諸器官、諸細胞を分化・発生させてゆくというとらえ方に相応しい比喩的表現である。それに対して、発生論的観点は、個別的な経済主体の行動から機構、制度、社会が発生・進化してゆくというとらえ方に相応しい比喩的表現であるといえることができる。

実際、山口 [1984年] で提起された当事者主体の競争行動論的な観点を徹底するならば、「機構」が主体として「分化」するという「分化発生論」ではなく、「経済主体」の競争行動が意図せざる結果としてさまざまな「機構」、「制度」を「発生」させ、「自然選択」による「進化」と「多様化」をもたらす「発生・進化論」となるべきであったであろう。

このようにみえてくると、系統発生的に発生・進化したさまざまな生物種（微生物、植物、動物）が相互作用的に形成する生態系をとらえることに類比させて、むしろ「発生・進化論」という比喩的表現を用いることのほうが適切であると考えられる。そうすることによって、制度、社会システムそのものが多様化する過程をメタ・レベルから理論的に把握する原理論の可能性も開けてくるであろう。それは個体発生における諸器官の分化発生論ではなく、いわば系統発生における諸生物の発生進化論になぞらえら

れるべきものとなるのである。

次に、**競争論的観点、当事者行動論的観点**とは、無数の利己的、合理的、功利的な身体的個体性の群れが行動することから、諸機構、諸制度が生成進化する過程をとらえようとする方法論である。それは、諸個体およびそれらの複数性を出発点としているものである。

当事者行動論的観点と競争論的観点とは、ともに個別的な経済主体の行動論的アプローチという意味では共通している。だが、前者はより抽象度が高く、競争行動以外のあらゆる個別的な人間行為——判断、私的選択、交換、消費、貯蓄、投資、公共選択、等々——を含みうるものである。つまり、両者は抽象度が異なっているのである。当事者行動論的観点は、諸資本の競争というような具体的な場面において競争論的観点となるという関係にある。

言い換えると、当事者行動論的観点は競争論的観点を包含する関係にあるといえてよいであろう。

そこで次に項を改めて、当事者行動論的観点における方法論的個人主義の諸問題について考察しておくことにしよう。

4 当事者行動論的観点における方法論的「個体」主義の多義性

当事者行動論的観点は、いわば方法論的個人主義といえてよいものであった。

もちろん、「方法論的」に個人主義をとるということは、あくまでも思考実験のモデルとして合理的経済人としての個人をエージェントとしてシミュレーションを行うということ以上でも以下でもない。それは政治思想的な価値観としての個人主義的自由主義にたいする態度決定とは独立的なものである。

また、方法論的個人主義ははじめから限定的な角度から分析的に人間社会の一端をとらえる

ことができると考えているにすぎない。自己の利益を追求する資本主義的な商品経済においては、このような方法論の有効性はとりわけ大きくなるといえる。このような考え方は、あくまでも方法論的個人主義によって解明できる事柄を解明し尽くしたうえで、解明しきれない領域については他の方法論を用いるべきだと考えるものである。方法論的個人主義はそれ以外の方法論と併せ用いられることによって、はじめて有益な知見が得られるものである。

それでは、方法論的個人主義が有効な社会構成はどのようなものか。これについては二つのレベルを区別しなくてはならない。

第一に、英米仏なかでも米国において先鋭的に発展した近代個人主義的な社会構成については、方法論的個人主義はきわめてよくあてはまる。しかしながら、それ以外の社会構成においては、方法論的個人主義では分析しにくい領域が存在している。もちろん、英仏においてもそうした領域は存在しているし、米国においても100%が方法論的個人主義で説明しきれないわけではないであろう。

第二に、それでは、そのように政治思想的価値観の個人主義によって構成された近代個人主義社会以外の社会的な諸領域においては、方法論的個人主義はまったく適用できないのかというと、必ずしもそうとはいえない。共同体的な社会構成に属している人間も、身体的に諸個体からなっている以上、程度の差はあれ方法論的個人主義が有効な部分が皆無とはいえないからである。とはいえ、それはあくまでも部分的な有効性ととどまるものである。

以上のように二つのレベルを区別して考えることは、方法論的個人主義の適用対象となりやすい近代個人主義社会そのものが、特殊歴史性をもっていると考えられることである。すなわち、政治思想的な価値観としての個人主義的自由主

義が正統性をもった体制的な支配イデオロギーとして多くの社会の成員に共有されているような社会構成である。

とはいえ、政治的価値観としての個人主義が生活者の日常感覚にまで深く根を下ろしてしまっている英米系で発達した近代経済学や機能主義的社会学においては、「個人」なるものを歴史的に相対化する視点そのものが失われてしまっていることはいうまでもないことである⁴⁾。

以上においては、方法論的個人主義において「個人」という概念は自明のように取り扱われてきたが、実際には、身体的個性としての「個体」と、近代個人主義的社会における「個人」とは、論理的な次元あるいは歴史的な属性が異なっている。

ここでは作業仮説として、ヘーゲル『歴史哲学』からの示唆にもとづいて、大雑把に身体的個性、ローマ法的私有主体、プロテスタントの内面性を三つの歴史的地層としてみることにしよう。(拙著『段階論の研究』〔1998年〕289-299頁、参照。)

身体的個性とは、生物としてのヒトのもつ身体としての個性のことである。しかし、生物学的にみても社会学・人類学的にみてもヒトは血縁的な社会関係のなかで生まれ成長する存在である。その意味で、身体的個性は無から生ずるかのような個体としてあるわけではない。そのため、原始未開から農耕文明の初期段階まで、ヒトの身体的個性は血縁中心の氏族社会的な規模から部族社会的な規模にいたるまでの共同体的な社会関係・文化規範によって、共同体の有機体的な一分枝として成型されてきたのであった。

ところが、古代ローマ帝国の社会構成においては、個々の家父長がばらばらの私的所有主体にまで解体し尽くされた。そのような私的所有の社会において成立したのがローマ法体系であ

った。このようなローマ法的な社会構成が成立するには、古代都市国家の崩壊過程が前段階としてあった。ギリシアであれローマであれ、あるいはゲルマンであれ、部族社会の段階から、それが崩壊して私的所有主体からなる商品・貨幣経済社会への変容を経験してきたのであった。

ローマ法的私有主体は、ヘーゲル『歴史哲学』によれば、外面的な社会的規範による成型は受けていたが、内面的な価値規範はまったく空虚であったとされる。そして、キリスト教はそのような社会において必然的に生み出されたのであるが、実際にそれが社会の構成員の間に浸透するまでには千五百年もの年月を要したとしている。ヘーゲルによれば、16世紀になってルターの宗教改革がおこり、一人一人が直接に聖書の言葉に向き合うとするプロテスタントの登場によって、ついに外面的な私的所有主体に内面的な精神世界が存在する近代西欧的な特殊な存在様式としての「個人」が成立したのである。

そこで、ひとくちに方法論的「個人」主義をとるといっても、「個人」のレベルをどのような歴史性を帯びたものとして設定するかによっておのずと異なる論理的展開になってしまうであろう。英米系の社会科学における方法論的「個人」主義が、往々にして近代西欧的な歴史性を無自覚のうちに前提としまっているのはそのためであろう。

そのような意味では、ホッブスの自然状態の想定は、あらゆる歴史性を捨象するという徹底性をもったものであり、ロック以来の英米系の方法論的「個人」主義とは異質なものである⁵⁾。

しかしながら、もし経済学原理論においても、このような徹底した無規定的な個体を方法論的な起点におくとすると、それはそれで特定の歴史性によって限定づけられないことの反面として、さまざまな諸問題が生ずることになる。

たとえば、無規定的な諸個体はあらゆる自由を制限されていない以上、掠奪の自由も自然権として保有していることになる。そうした場合、商品交換をおこなうか、掠奪を行うかも、その都度の選択の問題に入ってきてしまうことになる。また、そうした自然状態からは、ホッブスがしたように、諸個体の利己的かつ合理的な判断をつうじた利他的とみえる行動、ひいては国家、法律、諸制度の社会契約へと論理展開することもできてしまうことになる。

無制限に自由な環境——ホッブス的な掠奪の自由な世界に放置された自然状態——におかれた純粋に利己的、合理的、功利的な身体的個性の行動は、一方で、なんらかの形態をとった法治国家にいたるさまざまなルールによって制限された自由の状態への移行をもたらすであろう。なんらかの形態をもった法治国家のもとの社会状態には、君主制／共和制／民主制、奴隷制／農奴制、中央集権制／封建制、等々がありうる。専制という概念は、法治主義を逸脱した国家権力が社会全体にたいして正統的な権威によらずに暴力的な支配を行う状態を意味している。

同様に、純粋に自由な資本主義的商品経済における競争は、やがて寡占・独占状態をもたらす場合がある。このような場合には、自由な経済活動に参加できる資本企業の数制限されたものとなる。それにたいして、法治国家の権力を発動させて、独占禁止法制によってこのような寡占・独占状態を排除し、競争が有効に行われる状態を維持しようとする経済政策がとられることにもなる。いずれにせよ、商品経済主体の無制限に自由な行動そのものが生み出す、制限された自由の状態ということになる。

山口の場合は、あらかじめ原理論を純粋資本主義的な商品経済を対象とするものとして範囲を限定している。しかし、その場合、自由な商

品経済主体の行動が、非商品経済的な外部性や公共性の問題に行き当たると、結局のところ、観察者が恣意的な操作を加えて、そこから先は原理論の対象ではないものとして展開を区切ることにならざるをえないわけである。

つまり、もし、利己的、合理的、功利的な身体的個性が快／不快原則にもとづいて、純粋に効用最大化・費用最小、効率性の追求だけを行動原則として行動すれば、交換の利益だけを追求する商品経済を展開することに自足しているとは限らない。そのような交換の利益そのものを可能とするような法治国家的なルールの枠組みをはじめ、さまざまな公共性や経済政策と、それらを担う国家権力とその官僚機構やその行為規範である慣習、倫理、さらには法律といったルールを要請するようになる。

しかし、そのような局面に至ると山口原理論の方法は、観察者が当事者の主体の行動の追跡を取りやめることにしてしまうのである⁶⁾。

このように、方法論的「個体」主義の問題は、原理論を純粋資本主義的な商品経済の原理論に自己限定しておくことの意味を問直すものである。すなわち、経済学原理論は純粋資本主義的な商品経済だけを対象とするということが、そのままでは維持できなくなるのではないかということである。

経済主体の自由な行動によって、寡占・独占がでてきたり、それを規制する法律・政策が要請されたりする。同様に、貨幣制度、中央銀行制度、株式会社制度、社会福祉制度などが特定の法律によって制度化されたものとなることも起こる。

マルクスの場合には、具体的な 19 世紀中葉のイギリス資本主義社会を前提として、その構造的全体性を「歴史＝論理説」的に、弁証法的な概念生成論を用いながら、単純な抽象的概念から複雑な具体的概念へと上向法的に再構成し

てゆくという叙述方法がとられていたのであった。したがって、ピール銀行条例のもとでの金本位制、イングランド銀行制度、株式会社立法、救貧法・工場法、等々が歴史的な前提とされていたのであった。

それにたいして、宇野原理論の場合には、「歴史＝論理説」を否定したので、そのような歴史的な諸条件の位置づけは曖昧なものとなった。そこで、宇野以降、それらの歴史的諸条件を原理論でどのように扱うべきかが論争となった。その一つの解決法として、山口のように、国家による立法を必要とする諸制度については、原理論ではいっさい取り扱わないという考え方が提起されたのであった。

これはこれで首尾一貫した考え方である。しかしながら、純粋に利己的、合理的、功利的な行動原則にもとづく身体的個性が、無制限に自由な自然状態から経済行動を展開した場合でも、結果的に、自由をさまざまなかたちで制限する状況が生みだされてしまうのである。

このことからさらに、次のようなことも問題となってきてしまう。すなわち、経済学原理論が対象としているのは純粋資本主義社会であり、その機構があたかも「永久に循環するかのよう」な構造を分析するのだとされてきたのであるが、そのような考え方が成り立たなくなってしまうということである。なぜなら、自由な経済活動が制限され、制限のされ方によってさまざまな制度が形成されることによって、純粋資本主義社会の機構、構造にも変容がもたらされてゆくからである。

たとえば、中央銀行制度が確立されて中央銀行による金融政策が景気循環を抑制する方向で行われるようになると、19 世紀的な周期的恐慌が発生する条件の一つが解除されることになる。

従来は、このようなことは原理論の対象外の

具体的な歴史の問題として、ブラックボックスに入れられてきた。だが、方法論的「個体」主義にもとづくシミュレーションを行う限りでは、具体的な歴史とは異なる抽象的な思考実験の次元において、これらのさまざまな制度的変容によって、純粋資本主義社会の諸機構そのものの変容してしまうという可能性を排除することはできなくなってしまうのである。

5 機構論的観点における静態論と動態論

次に機構論的観点について考察してみよう。機構論的観点は、山口の場合、商業資本的な市場機構の分化にみられるように、分化論、発生論と一体でとらえられていたといつてよい。だが、機構論的観点それ自体は、静態的な共時構造、存立構造の分析論でもありうるであろう。つまり、機構論的観点といったときには、動態的な分化論的観点や発生論的観点と結びけられる場合と、静態的な共時構造、存立構造の分析論的観点と結びつけられる場合とがありうる。ということは、山口の機構論的観点においては、動態的な発生過程論と、静態的な共時構造、存立構造の分析論的観点とが未分化となっていたということである。

宇野原理論においては、純粋資本主義社会を「永久に循環するかのように」とらえて静態的に分析している。それはいうなれば、純粋資本主義社会を静態的な共時構造、存立構造の分析論的観点からとらえようとする考え方である。

宇野において、一方におけるこのような考え方と、他方における抽象的概念から具体的概念へと発展してゆくかのように展開される弁証法的論理、上向法的体系とが矛盾なく同居できたのは、あくまでも完成された具体的概念としての純粋資本主義社会が「永久に循環するかのように」とらえられていたからである。具体的関係の静態的な共時構造、存立構造を分析する観

点と、そのような具体的関係の概念的把握そのものの発生、発展の観点とは、まさしく弁証法的に総合されることができていたわけである。

ところが、山口においては、宇野のような「復元力」という考え方が否定され、当事者行動論的アプローチによって機構、制度が発生、発展してゆく過程そのものを思考実験の対象とするのだとされている。そこでは、19世紀中葉の傾向から極限化された具体的概念としての純粋資本主義社会がはじめから予定されるということは否定されている。したがって、山口原理論の体系において存在するのは、個別的な経済主体の行動によって単純な関係、機構、制度が発生し、それが次第に複雑なものへと展開（＝進化）してゆくという制度的進化のプロセスだけということにならざるをえないであろう。

このような山口の分化発生論の論理を徹底するとすれば、すでにみたように、貨幣形態、資本形式、銀行資本、株式資本などが出てくるたびに市場そのもの、競争機構そのもののあり方が変容することになると考えられる。当然ながら、その結果として資本蓄積、景気循環のメカニズムにもその都度、なんらかの変容が起こることになるであろう。しかし、そのことは、宇野のような静態的な「永久に循環するかのように」原理論という考え方とは不整合を来すことになるはずである。

だが、この問題に関しては、すでに新田[2010年]で考察したように、原理論には「永久に循環するかのごとき」範疇論、循環法則論だけでなく、発生過程論もあるというようにアンバンドリングをして考える立場にたてば、このような不整合はおのずから解消されるであろう。

つまり、宇野原理論の中には、19世紀中葉の傾向を極限化したところから抽出された商品、貨幣、資本をはじめとする範疇概念を定立する

範疇論的な領域と、20世紀末の「小さな政府」化、グローバル競争の激化、金融恐慌の類発への還帰という事態をみることできた歴史的立場からすれば、かならずしも19世紀中葉モデルに限定する必要のなくなった循環法則論の領域と、あらゆる社会に共通の経済原則として括られていたような諸領域が組み込まれていた。「永久に循環するかの如き」部分は範疇論と循環法則論に該当する領域に限定されるのであって、範疇、法則そのものの論理的発生過程のような問題を扱う領域は別個に立てられてよいと考えられるのである。

6 分化発生論から発生進化論へ

最後に、分化発生論から発生進化論への比喩的表現の変更がもつ理論的なひろがりについてみていくことにする。

すでにみたように、山口のいう分化発生論は当事者行動による市場、競争機構の展開をとらえる論理の比喩的表現としてかならずしも妥当なものとはいえなかった。むしろ発生・進化論のほうが妥当性が高いといえるのであるが、それは生物の進化による多様化も含んだ系統発生からとられた比喩的表現である。したがって、それは、市場ドメイン以外にも多様なドメインが存在しており、それら多様なドメインには必ずしも完成態がなく変容、多様化していきうるものとしてとらえる論理へとひろがりをもつものであるといえるであろう。

諸個体の複数性を前提とし、それらの行動から諸制度の生成進化をとらえようとするのであれば、局面ごとに分岐点が生じ、多系的な制度が展開されてゆくと考えられる。そこには、あらかじめプログラムされた進化の目的などというものは存在していない。その結果、多種多様な経済社会システムが、論理的に同等なものとして展開されざるをえなくなる。

このように、発生進化論（＝系統発生論）をとれば、多系的な重層的決定の論理が導かれるようになる。もちろん、現実には歴史一回的に起こった歴史段階の発生、発展、移行の過程と、原理論的抽象の内部における多系的、重層的決定的な発生、発展、移行の論理とは、まったく別個の次元のものと考えられなければならないことは付け加えるまでもないことであろう。

補説 小幡道昭の開口部論について

小幡道昭〔2012年〕の開口部論は一第三者的には山口重克のブラックボックス論との違いがわかりにくいが一、要点はおそらく原理論レベルで資本主義の変容を主張することにあるのであろう。

すでにみたように、資本主義の変容論そのものは、範疇論、循環法則論とは区別された発生進化論として可能な議論である。しかし、おそらく小幡の場合には、「資本主義」を生物有機体のようなものととらえ、開口部を通して外部環境から養分なり刺激なりを受けることによって変容していくという考え方があろう。

しかし、第一に、原理論という理論次元に定位するかぎりにおいては、「資本」、「資本主義」とは、あくまでも諸個体の行動が生み出す結果としてのみ存在する社会的関係、社会的機能にすぎないはずである。それ自体が実体化（＝物象化的自存視）されて、外部環境との間に相互作用しながら自己変容していく有機体のようにとらえることは、原理論という論理レベルにおいては適切ではないように思われる。

また、第二に、「資本」、「資本主義」はそれ自体としては不変な範疇形式にすぎないと考えられるべきものである。つまり、「資本」とは $G - W - G'$ という範疇形式であり、「資本主義」とはそのような「資本」によって編成される直接的生産や社会的再生産のあり方に関する範疇

形式である。したがって、たんなる範疇形式としての「資本」、「資本主義」そのものが変化するわけではない。変化するのは、G-W-G' という形式に対応する具体的内容としての貨幣のあり方（現物、金、信用貨幣、管理通貨、電子マネー……）、商品およびその生産技術（綿、石炭・鉄鋼・鉄道、自動車・家電……）、貨幣資本の調達方法（個人資本、株式資本、国営企業……）、それらの変容に伴う労資関係、企業組織・産業組織、産業・就労構造、所得水準、等々の諸変化なのである。世界史的発展段階、各国別・分野別発展段階の転移をもたらすものは、そうした（市場経済からみた）外的環境要因の発生・進化にほかならないであろう。

もっともこの問題は、あくまでも比喩的表現のレベルの次元の問題にすぎない。諸個体の行動が生み出す結果として存在する資本主義的な社会的関係、社会的機能がもつ行動システムとしての特性が、外部環境との相互作用によってどのように諸個体にフィードバックされながら再編成されていくかという問題そのものは重要である。

ただその際、たんに静態的な範疇形式や循環法則と外部環境との相互作用だけで終始してはならないように思われる。いままでみてきたように、原理的次元の内部においても多系的な、重層決定的な発生・進化の論理的過程はとらえられるのであり、それと歴史的現実における外部環境の変容過程との間での相互作用もまた視野に入れていかねばならないと考えられるからである。

7 小 括

山口重克は、宇野の方法論を継承しつつ、宇野の「復元力」という考え方を否定し、弁証法的論理による上向法的体系の構成方法論を否定した。だが、それは弁証法的方法のもつ曖昧な

神秘性を排除するにとどまらず、それがもつ積極面をも洗い流してしまう面もあったと考えられる。

宇野の「復元力」に対して、山口は、具体的な原理論研究の諸場面に即しつつ競争論的観点、当事者行動論的観点、機構論的観点、分化論的観点、発生論的観点を提起していき、最終的に分化発生論として集約していった。

当事者行動論的観点は「方法論的个人主義」といってよいが、英米系の社会学者によってそれが用いられる場合には、「個人」が受けている歴史的・文化的規定性に無自覚ことが多い。しかし、作業仮説として少なくとも身体的個性、ローマ法的私有主体、プロテスタントの内面性という三つの歴史的な地層を区別すべきであろう。そうしたうえで、当事者行動論的観点はできるかぎり歴史的・文化的規定性を捨象した方法論的「個体」主義として徹底されるべきである。

だが、そのように方法論的に徹底するときには、当事者行動論的観点はもはや商品経済、純粋資本主義の領域に自己完結できなくなる。それは、利他的行動、社会契約、国家、法律、政治あるいは組織、制度、慣習などの生成の論理の諸問題へと開かれざるをえなくなるであろう。だが、そのような場合には、単系列的な個体発生からの比喩による分化発生論というよりも、多系列的な系統発生（発生・進化）からの比喩による発生進化論というほうが適切となるであろう。

また、山口の分化発生論においては、宇野のように「永久に循環するかのよう」に説かれるのか説かれないのか不明確なところが残されていた。もちろん、宇野原理論に含まれていた範疇論や循環法則論の部分は「永久に循環するかのよう」に説かれるべきものである。だが、分化発生ないし発生進化のような論理過程は、

「永久に循環するかのよう」に説かれる領域とすることはできない。それらの諸領域は、原理論の内部において区別され適切に再結合される必要がある。

結 語

マルクスは、周知の通り経済学批判の叙述方法として弁証法的な上向法と歴史＝論理説を採用した。これに対して、宇野弘蔵はマルクスの上向法をある部分で批判するとともに、歴史＝論理説は全面的にしりぞけ原理論は「永久に循環するかの如き」ものとして説くものとした。他方で、宇野は、原理論は商品からはじまって純粋資本主義社会の全体像が復元されていくという、一種の弁証法的な上向法を採用していた。このように、宇野の方法はマルクスとの関係において複雑なものがあったが、その際、宇野の弁証法理解にも問題があった。

他方、山口重克は、宇野の「復元力」という考え方を不明確なものだとしてしりぞけ独自の的方法論で原理論を再構成した。しかしながら、宇野の「復元力」という考え方の中には、マルクスの弁証法的な上向法を継承して、抽象的概念といういわば部品のようなものから具体的概念の全体像を再構成していくという、それ自体としてはとくに神秘的でも何でも側面が含まれていた。そのような方法論によって、マルクスや宇野においては、あらかじめ具体的な資本主義社会の像が理論的な説明対象の終着点として設定されていたわけである。

それに対して、山口は、そのような終着点を設定することなく、当事者行動の論理だけによって市場や競争機構が分化発生してくることを純粋に論理的に追跡していくものとした。だが、そのような方法論によっては、商品経済の論理だけからなる純粋資本主義社会の再構成に限定

されることはできなくなり、当事者の利己的な合理的判断にもとづいて利他的行動、社会契約、法律、国家あるいは組織、制度、慣習などが生成してくる論理を排除することは不可能となってしまう。さらには、それらの生成によってその都度、市場メカニズムにも変容が起こることになる。このような不可逆的な変化は、宇野の「永久に循環するかの如き」ものとされた原理論の方法とは齟齬を来すものである。

しかしながら、「永久に循環するかの如き」ものとされた原理論の領域である範疇論、循環法則論と、不可逆的な発生、発展、変化を原理的に扱う発生進化論とをアンバンドリングしつつ、それぞれが原理論の一部分をなすものとして位置づけ直すことによって、そのような齟齬はなんら問題ではなくなるものと考えられる⁷⁾。

〈註〉

- 1) 周知のように、世界資本主義論においては、マルクスの歴史＝論理説への回帰という理論的な“先祖返り”が行われた。すなわち、19世紀世界資本主義の内的かつ概念的な叙述としての鈴木・岩田／侘美の世界資本主義論という方法である。鈴木・岩田／侘美の世界資本主義論においては、歴史＝論理説と弁証法的な概念生成論の方法とが全面的に復活されたのであった。
- 2) 山口は、純粋化傾向論も内面化作用論もともに否定し、原理論はマックス・ヴェーバー的な主観的理念型論であってよいとする。ただし、それは一人の分析者の主観的恣意であるわけではなく、経済学史の発展を踏まえたものであるとされる。また、商品経済の論理だけで純粋に展開される論理体系である点が、一般的な主観的理念型との違いであるともされる。しかし、このような山口の方法論を徹底すると、「商品経済の論理」とは何か曖昧になる。「方法論的個人主義」にもとづき、自己利益の最大化を追求する主体の行動原則だとするならば、企業組織・産業組織から公共選択、国家まで展開できてしまうことになるであろう。このような問題にかんして、私は1990年代の一連の論考

——新田 [1994年 a]・[1994年 b]・[1995年]・[1997年]・[2000年]——において試行錯誤を余儀なくされていた。本稿は、2005年に内地留学の機会が与えられた際に、この問題に関する草稿を書きためたものを基礎としているが、その後も他の問題に時間をとられていたために完成が大幅に遅延してしまった論稿である。

3) この間の事情には、廣松渉の方法論による示唆があったことは、『廣松渉著作集』第十二巻の月報において触れられている。「とくに、学知の体系的叙述はフエア・エスとフエア・ウンスを自覚的に区別して行われるべしという廣松の体系構成論は私に大変有益な作用をしてくれたように思う。私は時潮社の『現代金融の理論』[1971年——引用者注]に「金融の原理的機構」を書いた頃から、原理論の第一篇と第三篇は個別経済主体の経済人的行動とその意図せざる社会的結果という二分法で構成したいと考えるようになっていたが、これに廣松の当事者・観察者という二分法を重ね合わせることによって、自分の考えていたことが哲学史的背景のある形と内容を与えられ、いわばオーソライズされたことによって、私は私の原理論展開の方法に大いに自信を得た思いがしたのであった。」(山口重克「廣松のこと」、『廣松渉著作集』第十二巻、月報4、岩波書店、1996年、6頁)

4) なお、この場を借りて、西部忠 [2012年] (10-12頁) による新田 [2006年] への批評にリプライしておきたい。

西部 [2012年] は、青木昌彦が6つの領域からなる諸制度が相互補完的に共進化すると捉えるのに対して、山口重克が市場取引のみの単系列(商品・貨幣・資本、商業資本、貨幣取扱資本、銀行資本、株式資本のような)の進化過程を論理的展開として叙述する分化・発生論を提示した上で、単系列上の演繹的には解けないブラックボックスに複数の歴史的条件を挿入することで制度的多様性をモデル化するとする中間理論を示唆したという違いがあると新田 [2006年] における整理を引きつつ、「新田は、こうした両者の違いにもかかわらず、経済主体の限定合理性を出発点として試行錯誤的に制度が進化する点で大差ないとしているが、その評価は正確さを欠く。」(11頁) として次のようにいう。「比較制度分析は、ゲームの戦略的均衡(共有予想)として制度を理解した上で、現

代経済における制度の多様性や複雑性を生み出す「系統発生的進化」を複数均衡として解釈するのに対し、分化・発生論は、概念の準演繹的な展開による上向法を通じて、制度の生成・分化を示す資本主義市場経済の「個体発生的進化」を対象としている。両者は方法論や分析ツールだけでなく、議論の対象や設定された問題も大きく異なっている。」(10-11頁)

しかしながら、このような両者の比較対照は、まさに新田 [2006年] が指摘し明らかにしたことにはほかならないのであって、「その評価は正確さを欠く」と評される所以は理解しがたいというほかはない。

それはともかくとして、西部 [2012年] との考え方の相違が端的に表されているのは、「新田は、あくまで経済主体が自己利益の最大化を実行することを前提していた」(12頁) としている箇所かと思われる。本論でも詳述したことであり新田 [2006年] においてもそうであったが、私は昔から一貫して、あくまでも原理論という領域に限定する限りでは方法論的「個体」主義をとるものとし、原理論以外の諸領域ではそれぞれに適した方法論を採るべきであると明確に主張してきた。これに対して、西部 [2012年] のいわんとするところが、原理論においても方法論的「個体」主義以外の方法をとるべきだということだとするならば、その点に関してはかなりの距離があるといわざるをえないであろう。そのこととも関連するものと思われるが、西部 [2012年] は「純粋資本主義の原理論レベルの価値・価格論を含む市場機構分析にも、進化・制度の視点は関わるので、そこではもはや合理的経済人を想定することはできない」(12頁) という。だが、なぜ進化・制度の視点が関わるのもはや合理的経済人を想定することはできないということになるのか、私にはその理路がまったく理解することができない。

さらに、西部 [2012年] はその結論部分において、「その際、構造論アプローチや行動論アプローチにおける静的均衡や最適化といった見方はすべて退け」(25頁) すべきだと述べている。このように原理論において、「構造論アプローチや行動論アプローチにおける静的均衡や最適化といった見方はすべて退」けるという発想も、私には理解しがたいところである。

本論で展開しているように、原理論は発生論、構造論、動態論、静態論、均衡論、不均衡論などが重層的に折り重ねられてきたものであり、それらはアンバンドリングされた上で適切な配置で再結合されるべきであると考えられる。

もっとも、西部 [2012年] は同じくその結論部分において、「資本主義という種の進化を個体発生と系統発生の両面から理解するための経済学体系を再構成することができるのではないか。これが、進化経済学と宇野経済学の統合の可能性を探る方向である。」(25頁)としていている。ここをみる限り、ひろく社会科学レベルにおける方向性の大枠としては大差ない結論となっている。しかしながら、原理論という狭く限定された領域に関するとりえ方にはかなり発想の相違が認められるといわざるをえない。

- 5) サルトルの『弁証法的理性批判』は、現象学的還元によるまったく無規定的という意味で自由な実存から出発して社会的実践の諸形態——構成する弁証法(個人的実践)、反弁証法(実践的惰性態)、構成された弁証法(集団的実践)——をとらえようとした論理の構えにおいて、ホブスの徹底性を再現するものであった。同様に、マックス・シュティルナーの『唯一者とその所有』も社会的な存在をすべて唯名論的な見地へと還元し尽くそうとするものであった。したがって、レヴィ=ストロース『野生の思考』におけるサルトルの批判は、ロック以来の通常の英米系の方法論的個人主義と混同したまったく見当外れのものである。しかしながら、シュティルナー、サルトルのそれはホブスのそれとは異なり社会科学的内容という点からは、まったく空疎なものにとどまるものでしかなかったことは一読すれば明瞭となる。
- 6) 山口は、このような問題について原理論それ自体においてはブラックボックスとしておくしかならないものとしている。このブラックボックスの中味を具体的に扱うものとして、山口 [2006年] その他において「中間理論」を提唱している。
- 7) 「発生・進化論」という方法論に関しては、新田滋 [2006年]、新田 [2010年] をも参照されたい。

【参考文献】

- 池田清彦 [2004年] 『新しい生物学の教科書』、新潮文庫、初出、2001年
- 宇野弘蔵 [1949年] 『資本論の研究』、『宇野弘蔵著作集』第三巻、岩波書店、1973年、所収
- 宇野弘蔵 [1956年] 「経済学における論証と実証」、『宇野弘蔵著作集』第四巻、岩波書店、1974年、所収
- 宇野弘蔵 [1962年] 『経済学方法論』東京大学出版会、『宇野弘蔵著作集』第九巻、岩波書店、1974年、所収
- 小幡道昭 [2012年] 『マルクス経済学方法論批判: 変容論的アプローチ』御茶の水書房
- 西部忠 [2012年] 「進化経済学と宇野経済学の統合へ—複製子(ルール)・ベースの制度・進化論的アプローチの可能性—」, 「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter (第2期第8号—通巻第20号—)
- 新田滋 [1994年 a] 「市場プロセスと人間行為」、『茨城大学教養部紀要』第26号、所収
- 新田滋 [1994年 b] 「経済学における企業組織、公共機関、自生的秩序——市場原理と現代経済学——」, 『茨城大学教養部紀要』第27号、所収
- 新田滋 [1995年] 「恐慌と秩序」, 『批評空間』(第Ⅱ期)第5号。新田滋 [2001年] 『恐慌と秩序』情況出版、所収
- 新田滋 [1997年] 「自然状態と価値形態——純粋資本主義社会をめぐる——」, 『茨城大学政経学会雑誌』第66号、所収
- 新田滋 [2000年] 「共同体から公共領域へ—非市場範疇の視座転換—」, 『茨城大学人文科学紀要(社会科学)』第33号、所収
- 新田滋 [2006年] 「市場経済を読み解く方法としてのフロー・ストック・スパイラル——市場・制度の発生・進化モデルの要約表現——」, SGCIME編『現代マルクス経済学のフロンティア』御茶の水書房、所収
- 新田滋 [2010年] 「宇野三段階論の保存=封印——宇野原理論の多層性とそのアンバンドリング」, 櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編『宇野理論の現在と論点 マルクス経済学の展開』社会評論社、所収
- 山口重克 [1976年 a/b] 「商業資本論と競争論 (1) (2)」, 山口重克 [1983年] 『競争と商業資本』

- 岩波書店、所収
- 山口重克 [1977年a] 「宇野理論の成果と残された課題」、山口重克 [1983年] 『資本論の読み方 宇野弘蔵に学ぶ』有斐閣、所収
- 山口重克 [1977年b] 「経済学における自立の論理と完結性」、山口重克 [1983年] 『資本論の読み方 宇野弘蔵に学ぶ』有斐閣、所収
- 山口重克 [1980年] 「『資本論』の方法」、山口重克 [1983年] 『資本論の読み方 宇野弘蔵に学ぶ』有斐閣、所収
- 山口重克 [1981年] 「戦後日本の『資本論』研究と宇野理論」、佐伯尚美／侘美光彦／石川経夫編『マルクス経済学の現代的課題』東京大学出版会。山口重克 [1983年] 『資本論の読み方 宇野弘蔵に学ぶ』有斐閣、所収
- 山口重克 [1984年] 「経済的諸関係と行動主体」、『価値論の射程』東京大学出版会、1987年、所収
- 山口重克 [1985年] 『経済原論講義』東京大学出版会
- 山口重克 [2006年] 『類型論の諸問題』御茶の水書房

学校の性教育に対する近年日本における批判動向 —「性教育バッシング」に対する政府対応—

広瀬 裕子

アブストラクト

本稿は、2000年代に日本で繰り返し広げられた学校の性教育に対する批判キャンペーンに対する政府対応の経緯を考察し、文部科学省の官僚的なルーティーンに徹した対応が、高揚していた性教育批判の言説を限定化する緩衝剤として機能した様子を浮き彫りにする。

2002年の国会審議から始まった学校の性教育に対する組織的な批判は、中央および地方レベルの動きが呼応する大掛かりなものであった。東京都では性教育実践に関わって行われた教員処分が訴訟にまで発展するというケースも発生した。こうした性教育に対する組織的批判は、性教育の授業実践に萎縮ムードを生んだ一方で、学校の性教育に関する初めての全国調査の企画を具体化させ、それまで明らかにされていなかった性教育実践の実態が明らかにされることにもなった。得られたデータが示すのは、学校の性教育に対する批判は必ずしも社会に広い支持を得ていたわけではないということであった。

性教育の処遇の再検討を始めた文部科学省は、性教育批判を精力的に進めていた自民党と与党の動きと呼応しながらも、中教審に検討をゆだねるなど通常のルーティーンに則った対応に徹し、結果的に批判を沈静化させる緩衝材として機能した。

キーワード：性教育 学校 批判 「性教育バッシング」 文部科学省 中央教育審議会

はじめに

本稿が行うのは、2000年代に日本で繰り返し広げられた学校の性教育に対する批判動向の分析である。とりわけ、政府対応の経緯に焦点を当て、文部科学省の官僚的なルーティーンに徹した対応が、高揚していた性教育批判の言説を限定化する緩衝剤として機能した様子を浮き彫りにする。主な分析素材は、国会審議、中央教育審議会における審議である。関連して批判キャンペーンを契機として具体化した学校の性教育に関する日本で初めての全国調査の結果概要と、

性教育実践に関わる教員処分事件の裁判事例にも触れる。

現在の日本の性教育制度の基本枠では、性教育はすべての教科で扱われることが望ましいとされており、性教育独自の学習指導要領はしたがって存在せず、関連する教育内容はそれぞれ対応する教科で扱うようになっている。小学校体育科保健領域では思春期の身体の変化、異性への関心の芽生え、年齢とともに発達する心、不安や悩みへの対処などが扱われる。中学校保健分野では身体機能の年齢による発達、思春期の生殖にかかわる機能の成熟、思春期の変化に

対応した適切な行動が扱われる。高等学校保健体育科科目保健では生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理、異性を尊重する態度や性に関する情報等への対処、適切な意志決定や行動選択などが扱われる。高等学校家庭科では男女が協力して家庭を築くことの重要性、家族や家庭生活の在り方など扱われる。特別活動では望ましい人間関係の育成、心身ともに健康で安全な生活態度の育成、健全な生活態度や習慣の確立、生命の尊重、男女相互の理解と協力、性的な発達への適応、コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立などが扱われる。道徳では友だち（男女）仲よく助け合う、生命を大切にすることなどが扱われる¹⁾。性教育を担当するための特別資格は不要である。

授業計画の指針となるガイドブックは、中央政府及び各自治体等により作成されている。中央政府によるガイドブックの最新のものは、『学校における性教育の考え方、進め方』²⁾である。内容は次のような構成になっている。

- 第 1 章 学校における性教育の基本的な考え方
- 第 2 章 発達段階等に応じた性教育の目標及び指導内容
- 第 3 章 性教育の具体的な指導方法
- 第 4 章 性教育における家庭・地域との連携
- 第 5 章 性の逸脱行動に関する指導
- 第 6 章 性に関する指導の具体的事例とその考察

同書は、「学校における性教育の基本的な目標」を記す中で、性教育を、人格の完成、男女平等を柱とした科学的知識に基づく総合的な教育であるとして、次のように述べる。

学校における性教育は、児童生徒等の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的と

し、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童生徒等が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもつことによって、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるようにすることである。

この場合、人間尊重、男女平等の精神は、学校の全教育活動を通じて徹底を図らなければならないが、人間の生命や男女の在り方、生き方、などを直接扱う性教育では特に重要であり、性教育の基本目標のそれぞれを貫く精神として認識されていなければならない。

（『学校における性教育の考え方、進め方』 p.9）

現在の日本の性教育の土台となる基軸認識である。

戦後を通じて、性教育は折に触れて議論されているが³⁾、おおよそ議論に関与したのは性教育に関心を持つ専門家などであり、議論の影響的広がりも限定的なものであった。本稿が分析対象とする、2000年代に展開された性教育批判キャンペーンは、性教育が教育領域にとどまらずにむしろ政治領域を主要な舞台として繰り広げられた。教員に対する処分事案も生じ、マスコミには時にワイドショーの話題として広く取り上げられるなど、従来議論にはない質とスケールを持って展開した。論議の方向を左右するファクターとして親の意向が関与したことも、従来議論には見られなかった新しい特徴として押さえることができる。

2000年代に展開したこれら一連の性教育批判の動きは「性教育バッシング」とも称され⁴⁾、数年間に亘って継続し、学校の性教育実践に抑制的な空気を作ったとされる。しかし同時に、

批判派の要請に応える形で日本で初めて学校における性教育実践の全国調査が具体化するという副産物があったことは特筆に値する。全国調査により、それまで明確でなかった諸事実が明らかになっている。

1 2002年性教育批判キャンペーン

批判キャンペーンの端緒は2002年の国会論議で行われた民主党議員山谷えり子による教材批判であった。ふさわしくない事柄が性教育で扱われているというここで使われた批判論理は、これ以後一貫した批判キャンペーンの主張論理でもある。それまでの性教育議論が教育領域を超えることが少なかったことを想起すると、この批判キャンペーンが国会論議から始まったことは、この動きが従来動きとは異質であることを象徴的に示している。

1-1 国会論議における性教育批判

1-1-1 2002年衆議院文部科学委員会審議

2002年5月29日の衆議院文部科学委員会において、当時民主党議員であった山谷えり子は、小学校と中学校に広く配布されていた性教育小冊子副教材『ラブ&ボディ BOOK』を取り上げ、その中の避妊用ピルに関する記述が偏向し不適切であるとして、次のように問題提起を行った。

山谷えり子

「思春期のためのラブ&ボディ BOOK」これを作成したのは財団法人母子衛生研究会、所管官庁、厚生労働省でございます。これは150万部、中学生全員に配る。「思春期をむかえたみなさんに「健康な心とからだや性」について正しい理解をしていただくために作られた教材です。」というふうに書いてあります。(略) 中絶について、

「もしや…と思ったら」「日本では中絶することが許されている。」「妊娠22週をすぎると法律で中絶は禁止。産むしかなくなっちゃう。」最後には「望まない妊娠」は、とにかく避けないといけない」とは書いてあるんですけども、とにかく、教科書もそうなんです、セックスが命をはぐくむ営みだという、重く神聖なものという視点が非常に欠けた書き方をしております。(略)「ピル…失敗率1%」「女の子が自分で避妊できるのが最大のメリット。」とか「薬局では売ってなくて、産婦人科でお医者さんと相談してから使うんだ。また、ピルには月経痛をやわらげる、月経の出血量を少なくするなどはたらきもある。」というふうに、これを読むと、避妊のために産婦人科に行かなくて、月経痛だと言って行けばピルをもらえるよというような、恐らく今の中学生はそういう読み方をするんだと思うんですね。つまり、秘密の入手方法もちゃんと丁寧に指導してくれている。(略) メリットしか書かれておらずに、全体としてこれは奨励するような内容になっております。

(衆議院文部科学委員会2002年5月29日)

山谷の問題提起に対して、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝が政府参考人として、その教材は2000年度に設置した検討委員会の報告書に基づいて作成されているもので内容的に問題はないと説明する。

岩田喜美枝政府参考人

望まない妊娠を避けるためには、そのための具体的な避妊方法も含めて教える必要があるということで、避妊の方法として、コンドームのほか、ピルや女性用コンドー

ムなど、女性が主体的に選択できる方法も解説する必要があるというふうに研究会では言っております。(略) 御指摘の「ラブ & ボディ BOOK」は、この研究会報告を踏まえまして、(略) 中高生に関心を持って読んでいただく、(略) 特に問題があるというふうには思われませんでした。

(衆議院文部科学委員会2002年5月29日)

この説明に対して山谷は、避妊用ピルの問題点を列挙した上で、やはりこのような副教材は望ましいものではないのだと文部科学大臣に見解を求めた。文部科学大臣遠山敦子は、冊子についての文部科学省の見解は必ずしも厚生労働省の見解とは同一ではないという趣旨も交えながら、しかし教科書には問題はないと次のように応える。

遠山国務大臣

御指摘の冊子の策定に当たりまして、旧厚生省、それから財団法人母子衛生研究会から内容などについて相談を受けたことはなく、関与しておりません。(略) ピルのメリットについては説明している一方、デメリットについての説明がないという御指摘でございます。(略) ピルのデメリットにつきましては、教科書の方ではきちんと触れているようでございます。

(衆議院文部科学委員会2002年5月29日)

山谷は、教科書の内容にも問題はあるのであり、教科書の検討も必要であるとして次のように指摘する。

山谷えり子

ややもすれば、教科書あるいは教育の現場の中で、(略) 年齢による発達段階、成

熟度合いを無視したような(略) 傾向がごろ強くなっているのではないかというふうに感じております。この「ラブ & ボディ BOOK」の方も、恐らく性の自立という、これは進歩であるというような発想のもとで教育しようということで、こういうような書き方になってしまったんだというふうに思います。筆が滑っただけでは済まないこととございまして、やはりここで一度、保護者とか宗教者、発達心理学の関係者あるいは子供に対する意識調査などで意見を聞いて、何をどう教えたらいいんだろうかということを引きちんと見直す検討会というものを設けられたらいいかがか。

(衆議院文部科学委員会2002年5月29日)

文部科学大臣は、教科書は現状においても十分検討された上で作られており特段の検討をする意向はないということ、しかし実際の授業は慎重にすべきだと応じてこの年の論議は終わった。

このような国会の審議に並行して、各地で同様の問題提起が行われていた。結果、「ラブ & ボディ BOOK」は、学校から回収されて絶版となった⁵⁾。

1-1-2 2005年参議院予算委員会審議

衆議院での審議の3年後、2005年3月4日の参議院予算委員会で論議が再燃する。この時は自由民主党の議員になっていた山谷は、いわゆる「ジェンダーフリー」⁶⁾ 教育を批判的に取り上げ、「ジェンダーフリー」および「ジェンダー」という用語の公的な領域での使用を禁止すべきだとした。話題は徐々に性教育に移り、山谷はいくつかの授業事例を取り上げて不適切な性教育教材が使われていると総理大臣に意見を求めた。

山谷えり子

資料3(略)は、吹田市の小学校1、2年生用、教育委員会が発行している性教育の副教材でございます。上から4行目、「お父さんは、ペニスをお母さんのワギナにくっつけてせいしが外に出ないようにしてとどけます。」と書いてございます。(略)こんな教科書を子供たちに読ませている。許せない。次のページ(略)これはセックス人形と言われているもので、東京都(略)教育委員会が調べたものです。80の小学校からこのセックス人形が出てきました。(略)性技術をこういう人形を使って教えるわけです。(略)都知事は、校長の降格を含め、服務規律違反もございましたが、116人の教員を処分いたしました。(略)このような教材、小泉総理、(略)どういふふうにお考えでございましょうか。

(参議院予算委員会2005年3月4日)

総理大臣は、やや大げさなトーンを添えて山谷に答えた。

内閣総理大臣小泉純一郎

これは、今私も初めて見たんですけどもね、この図解入りの、これはちょっとひどいですね。

(参議院予算委員会2005年3月4日)

この答弁の様子はテレビ報道され、映像はワイドショーなどでもしばしば使われた。山谷は、文部科学大臣に質問を向け、このような授業は学習指導要領に反し教員が暴走しているのではないかと見解を求めた。文部科学大臣中山成彬は、行き過ぎた性教育は望ましくないと山谷の趣旨に同意して答える。

国務大臣中山成彬

特定の考えの方が行き過ぎた性教育を行っているということは、これはとんでもないことだと、こう思っていて、文部科学省にそういった情報が寄せられたときはすぐに各都道府県の教育委員会に対して適正にやるようにということで指示しているわけでございます、(略)その子供たちの発達段階に応じてきちっと教えるべきものは教えるということでございまして、行き過ぎた性教育というのは、これは本当に子供のためにも、また社会のためにもならぬと、こういうふうに考えておるところでございます。

(参議院予算委員会2005年3月4日)

「行き過ぎた」性教育を問題であるとする文部科学大臣の見解をふまえて、山谷は文部科学省にこの問題への対処を求めた。

山谷えり子

是非、中教審でやる、あるいはまた全国調査をやる、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(参議院予算委員会2005年3月4日)

文部科学大臣はその求めに応じ、「今度の中教審においてはタブーを設けず議論するということになっていますから、この性教育についてもきちっとやはり議論していただきたい⁷⁾と、中央教育審議会での検討を期待した。山谷は性教育調査についても対応することを求める。

山谷えり子

小泉総理が、見直す必要があるんじゃないかということで、実は全国調査をしてくれということが言われたんですね。そして、

東京都に続いて神奈川県だけがしました。しかしながら、発表されておられません。なぜならば、教職員組合と密約が交わされまして、結果は発表しない、教職員は処分しないということで調査されたんです。(略) こういう現状をどうお考えですか。

(参議院予算委員会 2005年3月4日)

文部科学大臣は、調査についてはする方向で考えなければならないが「どういうふう to 調査するのか、なかなか難しい面も」⁸⁾あると言葉を濁した。それに続く山谷の更なる要求に対して、文部科学大臣は最終的に次のように実施する意向を示した。

国務大臣中山成彬

まあこの性の問題、性教育の問題というのは、(略) やはり私は神秘的なもの、神聖なものだろうと思うので、それを一斉に調査して、それを公表することが本当にいいのかどうか分かりませんが、(略) そういうふうな御意見が強いのであれば、それはまた文部科学省としても調べる方向で検討したいと思います。

(参議院予算委員会 2005年3月4日)

文部科学省は、翌月 2005年4月から7月にかけて性教育の実態について全国調査を実施した。この調査は日本で初めての学校の性教育についての全国調査となった。

1-2 都立七生養護学校事件

2005年の衆議院予算委員会で山谷が言及したように、性教育に関わって教員の処分に繋がる案件が東京都で起こっていた。2003年7月2日の東京都議会で都議会議員土屋たかゆきは、都立七生養護学校を含むいくつかの学校の性教

育を取り上げて、不適切な性教育が行われており早急に調査をし教材を廃棄処分にすべきだと問題提起を行った⁹⁾。2日後の7月4日に、東京都教育委員会及び都議会のメンバーが七生養護学校に赴き、多数の教材を没収した。2ヶ月後の9月、性教育を理由にした七生養護学校の教員を含む102人の東京都内の学校の教員が処分された¹⁰⁾。

性教育を理由とした七生養護学校の教員の処分は、2つの訴訟として提起された。1つは教員の名誉毀損に対する損害賠償等請求事件¹¹⁾、もう1つは元校長の懲戒処分等取消請求事件である¹²⁾。前者は性教育を明確に争点としたもので、東京地方裁判所、東京高等裁判所それぞれにおいて原告の主張が認められ、都議会、東京都、東京都教育委員会に一部不法な行為があったとされた。東京高等裁判所は、判決の中で学習指導要領を詳細に検証し、準拠が求められる学習指導要領それ自体が、性教育に関する記述は抽象的で断片的であり、性教育についての明確なビジョンを示してはいないとした。そして、たとえば都による現状解釈に限定されずに多様に解釈することが可能となっているという趣旨で次のようにいう。

以上のようなことにも鑑みると、学習指導要領における性に関する定めは、部分的ないし断片的かつ非体系的であり、学習指導要領が「性教育」に関してどこまでのことを定めているのかいないのかということの理解に関しても、様々なニュアンスの違いがあり、そのこと自体が多義的であるといえることができる。

(東京高等裁判所平成21年(ネ)第2622号、平成23年9月16日第2民事部判決。)

2 性教育に関する全国調査

文部科学省が実施した性教育に関する全国調査は、性教育批判キャンペーンが生み出した特筆すべき副産物である。学校で不適切な性教育が行われているという山谷えり子の訴えに応じて文部科学省が実施した経緯であるが、皮肉なことに、調査結果は必ずしも山谷が主張¹³⁾するような、不適切な性教育が行われているのは一部の学校でないという批判派の見解を支持するものとはなっていない。文部科学省の調査に続いて、研究者チームによる全国調査も行われた。2つの調査によって、それまで明確ではなかった学校における性教育の基本的なデータが収集された。

2-1 文部科学省による調査

文部科学省が2005年3月4日の衆議院予算委員会において実施を約束した性教育の全国調査は、2005年4月から7月にかけて実施され、調査結果は2005年12月に公表された。文部科学省が述べるこの調査の目的は、「最近、児童生徒を取り巻く環境の変化の中で、「最近、児童生徒の発達段階や受容能力等を踏まえていない性教育が実施されている学校があると指摘されている」こともあり、「公立義務教育諸学校における性教育の取り組みの実態を把握する」ためとした¹⁴⁾。性教育批判に端を発した調査とはいえ、調査そのものは、性教育領域の教育行政と学校経営に焦点をあてて実態の基本的枠組みを問うオーソドックスな設問によって構成されている。

調査は、すべての教育委員会（47都道府県教育委員会、2420市区町村教育委員会）と、すべての義務教育諸学校（22274小学校、10155中学校、803特別支援学校）を対象とする悉皆調査として行われた。調査事項は、都道

府県教育委員会と市区町村教育委員会に対しては性教育に関する指導方針（手引き・通知等）、教師用指導資料、児童生徒用教材・学習用資料の作成状況、学校に対しては性教育の取り組み状況、そして、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、公立義務教育諸学校に対する保護者等からの苦情・問い合わせ状況及びその対応についてである。

調査結果が明らかにしたところによると、すべての義務教育諸学校で何らかの形で性教育が行われていた。授業指針は、市区町村教育委員会より都道府県教育委員会が用意していることが多い。授業計画を作成している学校は67%、性教育に関する学内委員会を設置している学校は31%となっている。教材としては教科書の他、副教材本、ビデオ、自主作成教材が使用されており、教育内容と教材の選択は委員会などよりは担当教員が行っているのが実情であることも明らかとなった。また、助産師などの外部講師を招く授業は、小学校よりは中学校の生徒対象の場合に多く行われている。保護者へ性教育の内容について説明する手段としては、「学校・学年・学級だより」を出す方法が最も一般的で小学校の80%と中学校の59.6%で行われているが、授業の内容についてどのような形態でも保護者に説明をしていない小学校が44.5%、中学校が33.1%あった。保護者等からの苦情や問い合わせは、都道府県教育委員会に対しては総数22件、市区町村教育委員会に対しては総数68件、直接学校に対しては総数539件あった¹⁵⁾。組織的な批判キャンペーンが行われていた時期のものであることに鑑みると、むしろほとんどの地域と学校は性教育に関する苦情や問い合わせを受けていなかったと解釈すべき調査結果である。

2-2 研究者チームによる調査

文部科学省が全国調査を実施した2年後に、

橋本紀子らの研究者チームが、全国の一定規模以上の中学校を対象にして、性教育の実施の方法等について全国調査を行った。文部科学省による調査が性教育の行政的運営的側面を明らかにしたとすれば、橋本らの調査は学校内で性教育がどのように扱われているかを明らかにしている¹⁶⁾。

調査結果によると、性教育授業に当てられている授業時間の平均は年間3時間で、性教育が行われている教科は保健（全回答学校の81.2%）、学級活動（52.8%）、道徳（33.6%）であった。扱われているトピックは、「思春期における身体の変化」「妊娠と出産」「性感染症」については80%以上の学校で扱われている一方で、「自慰」「避妊」「性に関する相談先」について触れていた学校は40%以下、「性の多様性」は10%以下であった。生徒に対する知識を問う26の質問の正解率の平均は男女ともに低く、「分からない」を選択した者の割合が顕著に高かった。子どもの性に対する保護者の関心は概して高いが、実際に自分の子どもに家庭で教えている内容と、中学校で指導してほしい内容では、保護者は生理学的な性知識や正確な性情報は学校で教える方が適していると考えているとされ、女子に関しては大部分の保護者が家庭で月経について実際に教えている一方で、男子には射精についてほとんど教えていないことなども明らかにされている¹⁷⁾。

調査結果をうけて橋本は、性教育の授業に当てられている時間数は十分とはいえず、生徒の知識については特に生理学的解剖学的な知識が不足していると総括している¹⁸⁾。

3 中央教育審議会における性教育審議

性教育批判の動向を受けて、中央教育審議会が性教育の検討に着手したのは、2004年である。

性教育の見直し作業を担当したのは、中央教育審議会初等中等教育部の教育課程部会内に設けられていた「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会」である。特定の教科に限定的に配置されない性教育は、通常、文部科学省では健康教育の担当部署で扱われている。

健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会（以下専門部会と記す）は2004年から2007年まで約3年の期間をかけて17回の会議を重ねた。2004年に始まった同専門部会の審議は、2002年の衆議院文部科学委員会で提起された性教育批判を受けた時系列的関係になっている。専門部会の審議進行中の2005年3月4日には、参議院予算委員会で2度目の論議が起こった。専門部会での性教育に関する再検討・見直し作業は、折からの2009年版学習指導要領の改訂作業に統合集約される。

同専門部会は、自らに課されていた体育・保健の2つの分野の「初等中等教育修了の段階で、すべての子どもたちが身に付けているべきミニマムは何か?」についての議論を第12回までに一段落させ¹⁹⁾、第13回からは「体育科及び保健体育科教育等の改善充実について」という議題で、学習指導要領をどのように変更するかの議論に入った。

自由民主党内には、政府の要職にあった安倍晋三を座長として2005年に「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」が作られており、文部科学大臣中山成彬をはじめとして政府関係者の中に性教育批判を支持する動きがあった。山谷が参議院予算委員会の中で文部科学大臣に中教審での議論を求めたのは、性教育批判の主張が中教審にも共有されうる状況があったと判断したからであろう。しかし、この専門部会の議論は、必ずしも全国展開した性教育批判の論調に共鳴するトーンで進んだわけではない。

3-1 性教育批判に対応する方向性の設定

同専門部会の審議計画の中では、性教育は食育と並んで、「学校教育活動全体を通じて取り組むべき課題」と位置づけられて²⁰⁾議論された。性教育が主として論じられたのは、第4回(2004年12月21日)、第5回(2005年1月31日)、第7回(2005年6月20日)、第9回(2005年7月14日)、第11回(2005年7月14日)、第14回(2006年8月16日)、第16回(2007年8月27日)、第17回(2007年9月4日)の会議である²¹⁾。

性教育に関する初回の議論となった第4回会議に、事務局を構成する文部科学省の担当者は「性教育」に関する主な検討課題等について」という資料を用意し、性教育について検討する土台を提供した。事務局が用意した性教育に関する検討事項は、教えるべき内容の明確化と体系化を軸として、児童生徒の発達段階、保護者や地域との連携、集団指導と個別指導の適切区分を3つの留意点としている。すなわち、次のようなものである。

「性教育」に関する主な検討課題等について

(1) 「性教育」について

- 学校における性教育は、「体育」、「保健体育」をはじめとする関係教科で指導されている。しかしながら、「性教育」については、様々な考え方が論じられている。今後、学校において望まれる性教育とは何かということを明確にしていくべきではないか。

(2) 関係教科等における性教育に関する指導内容の体系化について

- 保健体育以外の関係する教科等において行われる指導について、性教育という観点から何を行うのかより明確にすべきではないか。
- 関係する教科等における性教育に関す

る指導内容について、児童生徒の発達段階を踏まえたものとなっているかといった観点からより体系化を図る必要があるのではないか。

(3) 指導計画の作成等に当たって留意点等について

- 学校における体育・健康に関する指導については、一般論として、総則で「家庭や地域社会の連携」の必要性が明示されているが、特に、学校において性教育を行うに当たっては、以下のような留意点をより明確にする必要があるのではないか。

(具体例)

児童生徒の発達段階(受容能力)を充分考慮することが重要であること。家庭、地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を十分に得ることが重要であること。集団に一律に指導すべき内容と、個々の児童生徒の抱える個別の問題に応じ、個別に指導する内容を適切に区別すること等。

(健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第4回会議配付資料。「性教育」に関する主な検討課題等について」2004年12月21日。)

会議では自由な意見交換が行われたと推察され、委員からは現実的な観点から性教育の課題がカタログ的に提起されている。それら多様な意見は事務局によって分類整理され、性教育に求められる内容、集団指導と個別指導、保健の指導内容、関係する教科における役割分担の明確化、学校における性教育の指導体制、指導方法の工夫・改善、学校と家庭や地域との連携、にまとめられた²²⁾。

専門部会発足後に再燃した2005年3月4日の参議院予算委員会での論議は、第7回会議で扱われている。参考資料として、山谷と総理大臣及び文部科学大臣とのやりとりを記した「平成17年3月4日（金曜日）参・予算委員会会議録（抜粋）」および文部科学省の性教育についての対応方針をまとめた「文部科学省における性教育への取組について」が配布されている。前者資料に抜粋された予算委員会では、先に見たように、文部科学大臣が性教育に関する全国調査と中央教育審議会での検討に前向きな意向を示していた²³⁾。後者資料「文部科学省における性教育への取組について」は、次のようなものである。

1. 性教育を進めていく上での基本的な考え方

学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で実施すること。保護者や地域の理解を得ながら進めること。個々の教員がそれぞれの判断で進めるのではなく、学校全体で共通理解を図って実施すること。

2. 現在の取組

性教育のあり方について周知徹底

指導用参考資料の作成・配布。各種研修会の開催。性教育に関する実践的な調査研究。学校における性教育の取組みについての調査研究。

3. 今後の取組

性教育の在り方について周知徹底

各種研修会の開催。実践事例集の作成・配布（平成16、17年度）。調査研究の結果得られた望ましい取組例、全国に参考となる取組例について、性教育に関する事例集として作成・配布。文部科学省主催の指導者講習会を全国

で開催（平成17年度～）。教員等を対象とした性教育の指導者講習会を全国数箇所において開催。

実態の把握

実態調査を実施（平成17年4月～7月）全国の公立学校を対象とした実態調査と都道府県教育委員会からのヒアリングを実施。国民の意見聴取（平成17年3月18日～5月30日）。教育御意見箱を文部科学省ホームページ上に開設し、意見等を募集。

性教育に関する検討

中央教育審議会での議論（平成17年度～）。性教育に関する実態調査の結果や教育御意見箱に寄せられた意見等を踏まえて、性教育の在り方について中央教育審議会で議論する。

（健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第7回会議配付資料。「文部科学省における性教育への取組について」2005年6月20日。）

同資料は、文部科学省が3月4日の参議院予算委員会での論議を受けてその2週間後の3月18日から文部科学省ホームページ上で意見等を募集し、また4月から全国調査を実施するなど、批判キャンペーンに迅速に呼応している様子を示している。とはいうものの、ここで示されている実務の方向性は、児童生徒の発達段階を考慮して保護者や地域の理解を得ながら進めること、および、学校全体で共通理解を図って実施することであり、第4回に提示された内容と大きく変わるものではない。

第7回会議で委員から出された意見は次のようなものである。すなわち、性教育の目標やねらいを学習指導要領に明記する必要がある、性教育は道徳や特別活動においても指導内容を示すことが必要、望まない妊娠や性感染症などの

問題については道徳の問題も含めて取り組むべき、コンドームを扱う前に「性交すべきでない」ということを教えるべき、文部科学省や教育委員会が性に関する知識を保護者に配布し学校と連携して教育を行うべき、さらなる指導が必要な子どもには個別指導すればよい、保護者が性教育について責任を果たすべき、問題となっている行き過ぎた性教育は実際は少なくむしろ積極的に取り組もうとしない場合が多い、などである。行き過ぎた性教育が行われているという批判の論点を念頭においた審議になっているといえるが、子どもたちに性行動について慎重であれという方向性や、学校での性教育に親を積極的なアクターとして位置づける発想、あるいは個別指導と集団指導それぞれにふさわしい教育内容を精査するという手法そのものは、自由主義路線が社会改革的意味あいを持っていた1970年代までとは異なり、自由化による問題にも対処しなければならなくなっているこの時期にあっては、きわめて穏当で順当な路線であり、批判キャンペーンに素朴に同調する類いのものではない。

性教育に関して検討された内容は、同専門部会の最終報告書²⁴⁾の中では、最終セクション「VIその他」²⁵⁾の中に「(1)」として²⁶⁾置かれた。同報告書には、最終的に合意された論点として次の3点が記されている。第1に、学校における性教育については、子どもたちは社会的責任を十分にはとれない存在であり、性感染症等を防ぐという観点からも、子どもたちの性行為については適切ではないという基本的スタンスに立って指導内容を検討していくべきであるということ、第2に、性教育を行う場合に、人間関係についての理解やコミュニケーション能力を前提とすべきであり、その理解の上に性教育が行われるべきものであって、安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではないということ、

そして第3に、性教育においては、集団で一律に指導（集団指導）する内容と、個々の児童生徒の抱える問題に応じ個別に指導（個別指導）する内容の区別を明確にして実施すべきであり、学習指導要領に関する検討に当たっては、特に集団指導の内容について議論すべきであること、である。

集団指導と個別指導の併用は当初から事務局が用意していた論点であるが、子どもたちの性行為を推奨しない姿勢、性教育を人間関係やコミュニケーションの教育と位置づけてそうした観点抜きにした避妊指導等を望ましくないとする理解は、議論の中で追加されたものである。両方とも、子どもたちがおかれている今日的な問題状況を想起した場合は順当な見解である。

3-2 学習指導要領改訂への見解集約

第12回会議において専門部会の最終報告書が作られた後で、審議は学習指導要領の検討に移っていった。審議は、事務局が用意した資料「体育科・保健体育科の現状と課題、改善の方向性（検討のたたき台）」を下敷きに進められた²⁷⁾。同たたき台資料は、性教育を、食育及び安全教育とともに、本体部分から分けて「学校教育全体（教科横断的な内容）の現状と課題、改善の方向性（検討のたたき台）」として次のように提示した。

現状と課題

1 現状

学校における性教育は、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する科学的知識を理解させるとともに、これに基づいた行動がとれるようにすることをねらいとしており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳等を中心に学校教育全体を通じて指導することとしている。

2 課 題

- 学校における性教育については、心身の機能の発達に関する理解や性感染症等の予防の知識などの科学的知識を理解させること、自分や他者の価値を尊重し、相手を思いやる心を醸成することなどが重要であるとの指摘。また、学校において心のつながりや命の尊厳も重視することが必要との指摘。
- 近年、児童生徒の体格が向上する一方、性に関する情報の氾濫など、児童生徒を取り巻く社会環境は大きく変化している。また、若年層の性感染症の問題や人工妊娠中絶の問題があるとの指摘。集団的指導と個別的指導の連携を密にすることが課題。

改善の方向性

- 1 性教育については、発達段階を踏まえて各学校段階や各教科等における指導内容を明確化することを検討してはどうか。
- 2 また、集団的指導や個別的指導など指導方法や指導体制を工夫し、各教科等において、関連した指導を行うよう配慮することを検討してはどうか。例えば、集団的指導と個別的指導の連携を密にするために、指導に当たっては、発達段階を考慮すること、学校全体で取り組むこと、保護者の理解を得ることなどに配慮することを重視してはどうか。
(「体育科・保健体育科の現状と課題、改善の方向性（検討のたたき台）」健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第13回会議配付資料。2006年8月8日。)

論は、第14回会議から本格的に行われている。第14回会議では、方向性についてはたたき台に示された内容が共有され、委員からは語句や表現についての修正提案などが出されている²⁸⁾。第16回及び第17回会議では、話題は性教育批判に直接及んでいる。斉藤けさ子委員は、行き過ぎた性教育があると指摘されていることに触れ、集団指導としての性教育をやりやすくするためにも、道徳、保健体育、学級活動で教えるべき事柄を明確にする必要があると述べた²⁹⁾。教育内容を明確にすべきという斉藤の提案に事務局今関³⁰⁾調査官は、「学習指導要領に書かれることというのは、かなり包括的なことになると思います」と応じ、遠回しに不同意を表明している³¹⁾。

堀内比佐子委員は斉藤の発言を受けて、性教育ではエイズや性感染症あるいは人工妊娠中絶ばかりが話題になる傾向にあるとして、性教育はもう少し広くとらえていかなければいけない、と述べる³²⁾。勝野眞吾委員はそれに賛同し、エイズや性感染症や人工妊娠中絶は喫煙や飲酒とともに青少年期のリスク行動としてくくって系統的に教育したほうがわかりやすく、学校での性教育はオーソドックスなところを扱う方が整理しやすく指導もしやすいと述べる³³⁾。性教育批判に沿いながらも、より大局的な次元での意見交換がなされている。

第17回会議の論議の中で、事務局による用語変更の提案がなされた。一見些細に見える用語変更という案件に、文部科学省が性教育をどのように処遇しようとしたかを見ることが出来る。事務局用意の資料「食育、安全教育、性に関する指導に関する現状と課題、改善の方向性（検討素案）【見消版】」を説明しながら、今関審議官は次のように性教育を指す用語を変更する旨説明する。

このたたき台をもとにした性教育に関する議

今関審議官

性教育については、これまで、各教科横断の名称として用いてまいりましたが、事務局において表現を整理し、これまで「性教育」と表現していたものを「性に関する指導」ということで統一しております。それは学習指導要領上、今回の改善において、「性教育」という定義を新たに作成していくものではないということでございます。したがって、現行の整理としての「性に関する指導」と統一して表現しております。

(専門部会第17回議事録、2007年9月4日)

こうした用語の変更提案について、野津有司委員が、変更するべききちんとした理由があるのかと尋ねる。

野津

文科省関係の冊子では、以前には「性に関する指導」という表現が用いられてきた中で、最近の冊子で「性教育」という用語にした経緯があります。その時に、その改めたことについて様々な声があり、少し話題になったことを記憶しております。この度のところで、「性教育」ではなく、また「性に関する指導」と表記している辺りについて、きちんとした理由で説明できるようなことがあるのでしょうか。その点の慎重な検討が必要と思います。

(同上、専門部会第17回議事録)

今関は、用語変更の意図に関わって次のような説明をした。

今関審議官

これについては、「性教育」という言葉

や、「性に関する指導」の用語の示す内容については、解釈がまちまちであるという現実を認識しておりまして、今回の改善において、「性教育」というものを新たに位置づけて作成していくものではないという整理で、「性に関する指導」とするとしております。

(同上、専門部会第17回議事録)

ひたすら間接的な表現でなされる説明からは、性教育の呼称変更を提案した事務局の真意を汲むことは難しい。しかしながら、少なくともこの用語の変更は、現状使われていた「性教育」という用語を1980年代まで使われていた「性に関する指導」という用語に戻す趣旨、あるいは「性教育」という用語をこの時点では避ける趣旨ではある。われわれがここでの用語変更注目しなければならないのは、ここでの変更が専門部会に続く教育課程部会での更なる用語変更につながっていくからだ。教育課程部会では、専門委員会の提案した「性に関する指導」ではなく「心身の成長発達についての正しい理解」という用語が使われるようになる³⁴⁾。この一連の用語変更によって、性教育領域を検討したセクションは、「性」に関するという特定領域を意味するニュアンスそのものを手放すに至るのである。

一方、同専門部会第17回会議に出席していた教育課程部会委員田村哲夫は、性教育批判が国会で取り上げられたことに言及しながら、性教育の今後の方向性を出すことが同専門部会に期待されているのではないかと次のように述べる。

田村

課長がいらっしゃるから言うまでもないと思うんですけども、ただ、性教育の間

題というのは、中山大臣のときに提議されて、今回である程度答えを出す必要があるのかなと思っているんですけども、個人的には。

(同上、専門部会第 17 回議事録)

専門部会で行われている議論では、提起されている性教育批判の趣旨に十分に答えてない、という懸念の表明であろう。これに対して高橋課長³⁵⁾は、間接的に次のように応じた。

高橋課長

内容については、ぜひここでご議論いただいたものを、また教育課程部会でもご議論いただくようにしたいと思います。ご説明があったかと思いますが、今日、資料 3 でお配りしているものが、これからとりまとめを進めていく全体の目次でございまして、今ご議論いただいているような教科横断に取り組むべき課題というのは、7の(4)のところに項目を設けております。

(同上、専門部会第 17 回議事録)

文字通りには、性教育に関する議論は同専門部会で終わるのではなく、教育課程部会に上げたあとでも継続可能なので、同専門部会では現在予定された計画に沿った議論をすすめたいという趣旨であるが、直裁に言えば、必要であればそちらの教育課程部会でやっていただければよろしい、同専門部会ではこれ以上の議論をすることは必要だと考えていない、ということであろう。

ひとしきりの議論をまとめて、今関審議官は次の点を審議結果に挿入する提案をする。すなわち、発達段階を踏まえること、保護者の理解を得ること、それから学校全体で取り組むことである³⁶⁾。この 3 点の挿入を以て性教育批判に

対する同専門部会の見解としたいという趣旨である。しかし、こうした論点の挿入だけでは、性教育批判が提起した問題に十分応えたことにはならないという趣旨で、同じく同専門部会の会議に出席していた教育課程部会委員井上孝美は、適正な領域を超した過度の指導が起らないような歯どめ措置を置くべきだという趣旨の発言をする³⁷⁾。浅見俊雄主査は、これに対して、専門部会としては特に対応をする予定はないということを示唆しつつ、体育や保健体育に関して書かれるであろう報告書の部分に行き過ぎた性教育を奨励するような箇所は実際のところあるかどうかと次のように審議官に尋ね確認する。

浅見主査

わかりました。体育・保健体育の中ではそういうことを奨励するような書き方は全くないですね。

(同上、専門部会第 17 回議事録)

委員長の確認に、今関調査官は「ありません」と否定して応じた³⁸⁾。現状計画されている書きぶりに問題はないということを確認することで、取り立てて何かを禁じる趣旨の文言を書き加える必要はないことを含意するパフォーマンスである。

しかし和唐正勝委員は、学習指導要領では教育内容について積極的に明確な指針を示すべきなのではないかと繰り返す³⁹⁾。これに対して浅見主査は「学習指導要領にどこまで我々の方で書き込むかというのは、悩ましい問題ではあるんですが。」と応じたにとどめて明確な判断はしていない。高橋課長は浅見の意向を汲み次のように述べる。

高橋課長

教育課程部会というよりは、その前段の

中学校部会が中心になると思いますが、前回は専ら授業時数の話に終始して、その議論は行われておりません。来週また中学校部会の2回目が開催されますので、その中で今のご指摘の点についてもご審議いただくことになっております。

(同上、専門部会第17回議事録)

学習指導要領にどこまで詳しく書き込むかという問題は、同専門部会ではなく、さらには同席委員がいる教育課程部会でもなく、中学校部会が判断すべき包括的な案件であろうという趣旨である。田村、井上、和唐らの提案が中学校部会で採用されるならば同専門部会としても異議を唱えるつもりはないが、何れにしても同専門部会はこれ以上の判断をここでしなければならない役回りにはないという意味が込められている。「来週」に行われることになっている第2回目の中学校部会に議論を期待すればよしとして議論を収束させたのであるが、この、「来週」に行われることになっている第2回目の中学校部会では、性教育について議論がなされた記録は見当たらない⁴⁰⁾。最終的に当該箇所は次のようにまとめられた。

1 現 状

学校における食、安全、性に関する指導は、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、日常生活において適切な健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことなどを目的として行われている。

2 課 題

性に関する指導における課題としては、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきており、

子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶の問題もみられる。このため、体の発育・発達や心身の健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、これらに関連付けて指導することが重要である。なお、指導にあたっては集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが必要である。

3 改善の方向性

学校教育全体での食育、安全教育、性に関する指導を、家庭や地域社会と連携を図りながら推進することができるよう改善を図る。

性に関する指導については、発達段階を踏まえて指導することができるよう指導の在り方の改善を図る。

4 改善例

食、安全、性に関する指導については、発達段階を踏まえつつ学校教育全体を通じて適切に行われるようにするとともに、家庭や地域社会との連携を図り、理解を得ながら適切に行われるようにするなどの改善を図る。

小学校体育科保健領域、中学校保健体育科保健分野において、性に関する指導を発達段階を踏まえて指導することができるよう指導の在り方の改善を図る。

(「食育、安全教育、性に関する指導に関する現状と課題、改善の方向性(検討素案)」健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第17回配付資料、2007年9月4日。)

4 考 察

以下3点を、上記の分析から導く知見とした。

4-1 批判言説を限定化する緩衝剤として機能した中央教育審議会

中央教育審議会の審議の終了時点で、改訂版の学習指導要領に反映されることになる性教育事項は、実質的に従来の性教育方針とほとんど変わっていないことに注目したい。批判動向の高揚期に中央教育審議会の審議にインプットされた性教育批判のダイナミズムは、3年の審議の後に新しい学習指導要領に到達した時には鎮静した限定的なパッケージとなっていた。

性教育批判を受けてなされた中央教育審議会での審議の結果、新しい学習指導要領に集約した変更点は、学習指導要領の関係箇所にも次の3点を留意点として意識することにとどまった。すなわち、子どもたちの発達の段階を踏まえること、学校全体で取り組むこと、保護者の理解を得ること、の3点である。この変更点は具体的には学習指導要領の解説の該当箇所ごとに、「なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。」という文言を挿入することで形にされた。専門部会の第7回会議で配布された資料にも記されていたように、文部科学省は当初、調査研究の結果を受けて望ましい性教育の取組例、全国に参考となる取組例を事例集として作成・配布する意向を示していた。しかしながら、これについては行われていない。それとともに、日本の学校教育における性教育の大本の指針である文部省制作のガイドブック『学校における性教育の考え方、進め方』も、新しい学習指導

要領が出されたあとも改訂されず1999年版がそのまま有効なものとして生きている。

このような経緯を帰結させた中央教育審議会における審議と、そこにおける文部科学省の役割は興味深い。2002年に始まったダイナミックな批判運動の中での、文部科学省の官僚的なルーティーンに徹した対応は、高揚していた性教育批判の言説を限定化する緩衝剤として機能している。文部科学省は、2005年の国会論議を受けて、性教育に対する意見聴取および全国調査の実施に機敏に着手して批判者の意向に誠実に対応する姿勢を見せながらも、同省による新規の対応はいわば条件整備の措置とあってよいそのふたつにとどまっている。内容面の再検討については山谷の求めに従って中央教育審議会に委ねるというルーティーン的な方法が採られ、文部科学省自らの判断は禁欲した形ではあるが、本稿3-1および3-2から分かるように、文部科学省は審議会の事務局として審議の検討案の準備、たたき台の作成、議論の集約作業を担いながら、審議の実質的な方向づけを行っていることを読み取ることができるのである。

その方向は、従来の性教育の方針を大枠で維持し、性教育が過剰に話題化することを避けるものとなっている。合意点として新しい学習指導要領に挿入されることとなった3つの論点にしてもなんら新規なものではなく、既存の論点からピックアップしたものに強調を付したに過ぎない。ましてや、使用する用語を「性教育」から「性に関する指導」⁴¹⁾に戻し、更には、「心身の成長発達についての正しい理解」へと変更した処理は、性教育を健康教育という広い議論の中に位置づけることによって「性教育」批判の焦点化先鋭化を避けるとともに、「性教育」の新たな方向づけという衆目の難題に取り組むことそのものを回避することを可能にする膳立てである。

4-2 特筆すべき副産物としての全国調査

学校の性教育に対する批判キャンペーンの中で、日本で最初の性教育全国調査が副産物として具体化したということは、日本の性教育制度研究の観点からは特筆すべきことである。この種の基本的な全国調査は、十分以前に実施されていてしかるべきであるが、性教育実践に関する全国データが存在していなかったことは、実際のところ研究者にも明確に認識されていたわけではなかった。ようやく学校での性教育の輪郭が明らかになったということである。

批判キャンペーンを解釈する観点からこの全国調査をみると、調査結果は皮肉である。批判者の求めに応じて行われた全国調査の結果が示しているのは、学校で行われている性教育が批判者が主張するような行き過ぎたものであるというより、質量ともに不十分であるという実態であった⁴²⁾。

4-3 親の位置づけ再考

大凡において従来の性教育の方向性を維持した文部科学省対応であったが、中央教育審議会の審議を通じて提示された観点の中に、日本の性教育にはそれまで脆弱であった要素を看取することができる。それは、性教育における親の位置づけである。性教育における保護者の理解の重要性については、新しい学習指導要領で強調された3つの論点のひとつとしても入れられているが、ここに従来とは異なるベクトルを読み込まなければならない。

確かに、性教育における親の重要性は従来から日本においても認識されていなかった訳ではない。しかし、性教育はあくまでも学校の責任においてなされているという理解を前提として親に協力を求めるという趣旨であった。2002年に始まった性教育批判キャンペーンが学校現場をそれ以前になく当惑させた原因のひとつは、

批判の論理が親こそが性教育の最終的な決定の権限と責任を持つのであって、したがって学校でどのような性教育を行うかの決定に親の意向は優先席に考慮されるべきだという論理が足場となっていたからである。この「単刀直入」な考え方⁴³⁾は、欧米の性教育論議ではしばしば見られるもの⁴⁴⁾だとはいえ、日本ではあまり馴染みがあるものではなかった。文部科学省の全国調査の結果が、小学校では10.1%の学校が、中学校では33.1%の学校が、性教育の教育内容をどのような形であっても事前に親に知らせていないことを明らかにしたように、性教育の内容について親の承認を得るという発想そのものが、日本の学校には一般的であったとはいえない。

そうした中で2002年から始まった批判キャンペーンでは、親の理解を得るという論理にとどまらずに、親こそが性教育の最終的な決定権限を持つという議論もが一足飛びに展開されたのであり、その論理と乖離した学校現場を、教育内容の議論と混在した形で狼狽させることにもなったのである。文部科学省はといえば、実のところこの考え自体には反対していない。したがって、学習指導要領に強調点として挿入された「保護者の理解を得る」ことは、従来の、保護者に学校の性教育に協力してもらうという程度の理解を越えた要素を含むことになったということは留意すべき点だ。性教育がときに激しい政治的対立をとまなうのは、親の信教の自由と密接な要素を持つからなのだが、性教育のそうしたナイーブな性格については、日本ではあまり注目されてこなかった⁴⁵⁾。

新しい学習指導要領に挿入された3つの大局的原則的観点は、批判キャンペーンの論理に直接同調するものではないにしても、性教育批判が訴えていた「行き過ぎた性教育」が学校で行われているということを必ずしも否定したものでなく、親の意向が汲まれていないという批

判者たちの論理を排除しているものでもない。新たに強調された3つの留意点は、それらに十分留意することによって批判の対象となった類いの事例は避けられるという趣旨で挿入されたのでもあって、教師たちにはそのような性教育をしてはならないという隠喩的なメッセージともなっている。

【本稿は、科研費24531018および2012年度専修大学研究助成（研究課題「性教育政策分析が顕在化させた公私二元論限界問題の理論的研究」の研究成果の一部である。また、本稿は Hiroko Hirose ‘Consequences of a recent campaign of criticism against school sex education in Japan’ *Sex Education*, Volume 13, Issue 6, page 674-686, Routledge, UK, 2013 (Published online: 19 Jun 2013) の骨子を維持しながら全体的に加筆修正したものである。）

〈註〉

- 1) 中央教育審議会初等中等教育部会教育課程部会健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第17回会議配付資料。「現行の学習指導要領における食育、安全教育、性に関する指導に関する主な内容」2007年9月4日。
- 2) 文部省『学校における性教育の考え方、進め方』ぎょうせい、1999。
- 3) 例えば、1990年代初頭には高橋史朗、田能村祐麒、村瀬幸浩らが関わったものがある。
- 4) 浅井春夫、橋本紀子、村瀬幸浩『ジェンダーフリー・性教育バッシング-ここが知りたい50のQ&A』大月書店、2003。橋本紀子「日本のジェンダー平等と性教育をめぐる動向と課題」日本教育学会『教育学研究』72 (1)、2005。鹿間久美子「わが国における性教育の振り子論：第二次世界大戦以降を中心にして」日本思春期学会『思春期学』26 (3)、2008。猪瀬優理「性教育をめぐる政治と文化」『北海道大学文学研究科紀要』125、2008。
- 5) 北海道新聞2002年6月20日、読売新聞2002年6月19日、熊本日々新聞2002年7月21日。

- 6) 「ジェンダーフリー」という用語は、1990年代に学校教員の間でジェンダー平等を意味するものとして広く使われるようになった。性教育批判をした人々と「ジェンダーフリー」バッシングを担った人々とは多くは重なっている。
- 7) 参議院予算委員会2005年3月4日。
- 8) 同上。
- 9) 東京都議会、2003年第2回定例会（第10号）、7月2日。
- 10) 東京都教育委員会報道発表2003年9月11日。
- 11) 東京地方裁判所平成17年（ワ）第9325号 損害賠償等請求事件（第1事件）、平成17年（ワ）第22422号 損害賠償等請求事件（第2事件）。東京高等裁判所平成21年（ネ）第2622号平成23年9月16日第2民事部判決、各損害賠償等請求控訴事件。本稿校正中の2013年11月28日に、最高裁第1小法廷（金築誠志裁判長）が、原告被告双方の上告を棄却したことによって一審、二審の判決が確定したことが、翌日各紙（読売新聞、朝日新聞、日本経済新聞等）によって報じられた。
- 12) 東京地方裁判所平成18年（行ウ）第236号、懲戒処分等取消請求事件。
- 13) 参議院予算委員会2005年3月4日。
- 14) 文部科学省『『義務教育諸学校における性教育の実態調査』について』、2005年12月22日。
- 15) 同上。
- 16) Hashimoto, N., H. Shinohara, M. Tashiro, S. Suzuki, H. Hirose, H. Ikeya, K. Ushitora, A. Komiya, M. Watanabe, T. Motegi and M. Morioka. 2012. Sexuality education in junior high schools in Japan, *Sex Education*, 12 (1) : 25-46. 日本語版は、橋本紀子、篠原久枝、田代美江子、鈴木幸子、広瀬裕子、池谷壽夫、良香織、小宮明彦、渡部真奈美、茂木輝順、森岡真梨）「日本の中学校における性教育の現状の課題」『教育学研究室紀要：「教育のジェンダー」研究』女子栄養大学、9、p.3-20、2011。
- 17) 同上。
- 18) 同上、p.17。
- 19) 審議のまとめは、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会 これまでの審議の状況-すべての子どもたちが身に付けているべきミニマムとは？-」2005年7月27日。

- 20) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第1回会議配付資料。「『健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会』のスケジュール(案)」2004年10月26日。
- 21) 専門部会の議事録は文部科学省ウェブサイトから閲覧可能。第1回から第15回までは発言者氏名なし。第16回及び第17回は発言者氏名あり。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/022/giji_list/index.htm
- 22) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第5回会議配付資料。「第4回専門部会における主な意見の整理(『性教育』関係部分)」2005年1月31日。
- 23) 本稿「1-1-2」参照。
- 24) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会 これまでの審議の状況—すべての子どもたちが身に付けているべきミニマムとは?—」2005年7月27日。
- 25) 「VIその他 —健やかな体を育む教育という観点から 今後、学校教育全体で取り組むべき課題について—」。
- 26) 「(2)」として置かれたものは食育である。
- 27) 「体育科・保健体育科の現状と課題, 改善の方向性(検討のたたき台)」健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第13回会議配付資料。2006年8月8日。
- 28) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第14回議事録、2006年8月16日。
- 29) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第16回議事録、2007年8月28日。
- 30) 今関の名は、議事録及び出席者一覧には記されていない。
- 31) 前出、健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第16回議事録。
- 32) 同上。
- 33) 同上。
- 34) 「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」平成19年11月7日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会。
- 35) 高橋の名は、議事録及び出席者一覧には記されていない。
- 36) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第17回議事録、2007年9月4日。
- 37) 同上。
- 38) 同上。
- 39) 同上。
- 40) 教育課程部会中学校部会議事録2007年9月11日。
- 41) 文部省「生徒指導における性に関する指導 中学校・高等学校編」1986。
- 42) 前出文部科学省「『義務教育諸学校における性教育の実態調査』について」。前出橋本他「日本の中学校における性教育の現状の課題」。
- 43) Reiss, M. 'Conflicting philosophies of school sex education', *Journal of Moral Education*, 24 (4): 371-381, 1995, p.373.
- 44) 前出Reiss 'Conflicting philosophies of school sex education'、広瀬裕子『イギリスの性教育政策史 自由化の影と国家「介入」』勁草書房、2009。
- 45) 学校で行う性教育が、親の信教の自由の問題、あるいは私的領域と公的領域の分離という近代社会の政治原則と密接な関わりを持ち、したがって時に激しい政治的対立を生むイシューとなることは、たとえばイギリスの事例については前出広瀬『イギリスの性教育政策史:自由化の影国家「介入」』に詳しい。学校における性教育は、子どもたちが直面する諸問題への有効な対処方法を考慮することと、親の意向に沿うことという、時には相反する課題を調整しながら運営されなければならない容易ならざる営みなのである。

<研究ノート>

総力戦体制から国民的総動員システムへ

桑野 弘隆

「すべてを国家の下に。国家の外にいる者、国家に反対する者がいてはならない」

(ムッソリーニの1925年の演説の一節)

はじめに —— 国民的総動員システム

筆者は、近代資本主義国家を構造論的に解明すること、そしてその思想的ステータスを明らかにすることを研究の課題としてきた。そして、近代資本主義国家の中核には、「国民的総動員」という概念が存在することを論証しようとしてきた。近代資本主義国家とは、すなわち〈国民的総動員システム〉と言いかえられるのではないか——これが、筆者が提起しようとした問題である¹⁾。そこで、「国民がすでに在って、それが国家によって動員されたのではなく、国家による動員こそが住民を国民へと次第に仕立てていった」という一つのテーゼを立てた。この動員は歴史的に一回的な出来事ではない。すなわち、ある一回の動員によって、国民が成立したわけではない。そうではなく、繰り返し動員されるなかで、人々は次第に国民となっていくのだ。また、この動員がはじめから住民全体に及ぶものであったわけでもない。住民の国民への動員は、徐々に拡大浸透し、ついには〈総動員〉というステータスへと到達したのである。

では人々は、何にたいしては動員されていったのか。世界資本主義システムにおける〈資本蓄積の運動〉、そしてこの資本蓄積の展開が世界的に不均衡であることと密接かつ複雑に対応しており、それゆえに様々な形態をとりうる

〈戦争〉に、であった。たしかに国民的動員は、近代資本主義国家が成立してから続いてきたものであるが、その動員の形態は歴史的な変遷を経ている。生産様式の歴史的な移行を辿ることができるように、国民動員形態の移行についてもまた記述しよう。すなわち、〈国民的総動員システムの形態の歴史〉というべきものを記述することは可能である。

国民的総動員システムの〈形態の歴史〉のなかで、とりわけ本論との関係において重要なのは、総力戦体制である。総力戦体制といえば、近代国家における「誤った」逸脱形態としてイメージされてきた。たとえば、第一次大戦から第二次大戦までの国家体制、とりわけドイツ、イタリア、日本のいわゆる枢軸国の——それらは帝国主義世界分割戦に出遅れた諸国家であった——ファシズム戦時体制をさすとされてきた。しかしながら、総力戦体制をめぐる研究の深化によって、総力戦体制の現代史的な意味が明らかになってきた。端的に言えば、総力戦体制を、近代国家の例外的な逸脱と片付けることができなくなったのである。

たとえば、山之内靖は、第二次大戦を「非合理で専制的なファシズムの体制（ここにはドイツ、イタリア、日本が含まれる）と合理的で民主的なニューディール型の体制（ここにはアメリカ合衆国、イギリス、フランスが含まれる）

の対決として描き出す」(9頁) ことを批判している。そして、山之内は、総力戦体制こそが階級社会からシステム社会への「社会の編成替え」をもたらしたと主張した。山之内が、総力戦体制のなかに観察しうる契機として最も重視しているのは、国民の(強制的均質化)(Gleichshaltung)であった²⁾。山之内によれば、社会の階級分裂状態は、戦争へと国民全体を動員するにあたっての障害となる。したがって、国民共同体の運命的一体性というスローガンのもとに国民を統合しようとする場合、国家は階級対立に介入しこれを調停しなければならない。とりわけ、「危険な階級」であった労働者階級の体制内への包摂のための妥協が、各種の社会保障制度である。山之内が国民の強制的均質化のプロセスとして重要視しているのは、階級闘争の体制内化——階級対立を国家介入によって制度的な労使交渉の場に移すこと——であり、国民の戦争動員と引き替えに進められた各種社会福祉政策の拡充であった。山之内による総力戦体制論を参照するならば、総力戦体制というものが、ファシズム諸国家に特有なものではなく自由主義諸国にも見られる現象であったこと、さらに、総力戦体制がもたらした諸契機は、ファシズム国家・自由主義国家というような枠組みを超えて、戦後の資本主義諸国の国家体制に引き継がれ、発展させられたということになる。

また、日本における総力戦体制研究の先駆者の一人である瀧川厚は、戦前の国家体制を分析するにあたって、「ファシズム」という曖昧さを残す概念にたいする、「総力戦体制」という概念の優位性を指摘している。瀧川は、合衆国・英国・フランスにも欧米型総力戦体制というものが観察できるし、またソ連・スターリニズムによる独裁もまた一種の総力戦体制であったと指摘し、国家の体制の目標が「国家による国民動員と国民統合にあるとすれば、それは総

力戦体制の用語で括ることが可能である」(瀧川 2013 111頁)と主張している。じっさいに、総力戦体制の構築にいち早く着手したのが、第一次大戦下の英国であった。

瀧川の主張はきわめて理にかなったものである。戦後の日本現代史研究は、戦前の日本の体制を、日本ファシズムあるいは天皇制ファシズムと従来捉えてきた。なかでも代表的なものは、「講座派」マルクス主義による天皇制ファシズム論であり、そして丸山眞男による「上からのファシズム論」である。日本のファシズム体制にたいして、その反近代性あるいは前近代性を強調するという点においては、「講座派」マルクス主義と丸山眞男が奇妙なほどに似通っていることには、すでに多くの指摘がなされている³⁾。

しかしながら、戦前戦中の日本の国家体制は、ドイツやイタリアと異なって、大衆組織による「下から」の運動によって成立したものとは言いがたい。革命の挫折という状況から生じた権威主義的反革命でありながらも、疑似革命的な体裁をとって大衆を動員していくのが〈運動としてのファシズム〉であり、それが反革命的・全体主義的な総力戦体制へと結実していったのであった。

「日本ファシズム」、「天皇制ファシズム」と言われているものは、結果としてもたらされた体制こそファシズムと類似点は見いだせようとも、その成立のプロセスは著しく異なっている。そこで丸山眞男は、ファシズムを「20世紀における反革命の最も先鋭な最も戦闘的な形態」(丸山 1952 257頁)と定義しながらも、イタリアやドイツのファシズムは大衆を担い手とする「下からのファシズム」であったが、日本ファシズムは軍・官僚による「上からのファシズム」であったと規定している。しかしながら、この「上から」「下から」という区別

は、ファシズムという概念を著しく曖昧にするものである。そもそも、ファシズムとは、その疑似革命的な大衆運動という側面を捨象しては考えられないはずのものであった。また、体制としてのファシズムを考える場合も、この疑似革命的大衆運動と既存の国家装置との妥協の産物である〈執行権力の二重性〉こそが、ファシズムを他の独裁体制から区別するものである⁴⁾。

また、日本の総力戦体制がおぞましい野蛮を生み出したことは間違いないが、それは「近代化の遅れ」に起因したのではなく、〈国民的総動員〉という、優れて近代的で壮大な実験が孕んだ暗黒面であることも認識すべきだろう。この観点からすれば、日本ファシズムの前近代性を強調し、「明治以来の絶対主義的＝寡頭体制がそのままファシズム体制へと移行しえた」（丸山 1946 319頁）という丸山の指摘に到っては、ファシズム体制とは一体何を意味するのかさえも不明瞭になってしまう。丸山による「上からのファシズム」という定義によっては、ファシズムという概念が曖昧になるばかりでなく、日本の総力戦体制を正確に把握することも難しいと思われる。

額瀨の議論を受けて、さらに総力戦体制とファシズムとの関係を解明するとすれば、総力戦体制を〈上位概念〉として位置づけ、その類型の一つとしてファシズム体制を位置づけるべきであろう。その場合、当時の帝国主義列強が、それぞれの総力戦体制を確立するに到ったいくつかの経路のなかの一つとして、ドイツ・ナチズムあるいはイタリア・ファシズムを位置づけることになる。ファシズム概念をイタリア以外の国家体制に用いることには慎重であるべきだろう。ムッソリーニは「ファシズムは輸出品ではない」と述べたと伝えられているが、それはある意味で正しいかもしれない。

戦前の日本の体制をファシズムと呼ぶ場合、ファシズム概念が著しくゆがめられてしまいかねない。そして、日本の総力戦体制を解明するには、欧米型総力戦体制・ファシズム体制・ソ連型総力戦体制とも異なる、総力戦体制の新たな一つの類型を用意するべきであり、日本には総力戦体制にいたる別の道があったという認識から出発するべきであろう。さもなければ、山之内が批判している「専制的なファシズムの体制と民主的なニューディール型の体制の対決」というような通念的な図式にはまり込んでしまう。

先行研究をふまえた上で、本論における総力戦体制の位置づけをあきらかにしたい。すでに述べたように、近代資本主義国家はつねにすでに〈国民的総動員国家〉である。総力戦体制だけが国民を動員したわけではない。国家による動員の前に国民が存在するわけではない。戦争や資本蓄積を目的とする動員こそが国民を立ち上げてきたのである。この国民的総動員システムの歴史的な限定形態——そしておそらくは極北の例外形態——として現れたのが、〈総力戦体制〉である。そして、総力戦こそは、国民的総動員システムとしての近代資本主義国家がもっている本質的特徴を明らかにしたと考えるべきである。そして、総力戦体制が、国民的総動員システムの歴史的現象形態の一つにすぎないのであれば、われわれは総力戦体制と国民的総動員システムとを理論的にわけて考えるべきである。そして後者の歴史的な広がり近代資本主義国家の歴史に達するものと思われる。

総力戦体制とは、国民的総動員システムの戦時的・軍事的な現象形態であり、ひるがえって国民的総動員とは、近代資本主義国家がその成立以来一貫して有する根本的な機能である。近代資本主義国家とは、すなわち、国民的総動員システムの別名に他ならない。なるほど、総力戦

体制は終わったかもしれない、しかし、その後も——そして総力戦体制へと至る前から——国民的総動員システムは作動していたのである。したがって、本論は、総力戦体制を戦後福祉国家の起源に位置づけるものではない。総力戦体制とは、近代資本主義国家をその成立期以来貫いてきた諸傾向が、総力戦という国家の存亡が問われる状況のうで、極端な例外的形態をもってあらわれたものと理解する。国民的動員が、総力戦体制の専売特許というわけではない。国民は、つねにすでに動員され続けてきたのである。

たとえば、山之内が総力戦体制の契機として強調する、〈強制的均質化〉についても、それが総力戦体制においてはじめて発動し、そこで完成を見たと考えるべきではない。このような機能は、おそらくは近代資本主義国家に通底している。すでにあったこの傾向が、戦時体制という状況の下で加速され、激烈な形態をとったと考えるべきである。すなわち、国民的総動員システムの極北的な例外としての総力戦体制を、イレギュラーなものとして理論的に片付けるべきではない。そうではなく、総力戦体制という「例外」を解明することによって、国民的総動員システムという「通常の事例」がむしろ見えてくるのである。この方法は、カール・シュミットの次のような構えを参照している。

具体的生活の哲学こそまさに、例外とか極端な事例とかに対してしりごみすることは許されないのであって、最高度にそれに関心を寄せるべきである。具体的生活の哲学にとっては、通例よりも例外の方が重要でありうる。しかもこれは、逆説をこのむロマンチックな皮肉ではなく、平均的にくり返される事例の明白な一般化以上に深部に食い入ろうとする洞察がもつ、徹底したき

まじめさからの発言なのである。例外は通常の事例よりも興味深い。常態はなにひとつ証明せず、例外がすべてを証明する。例外は通例を裏づけるばかりか、通例はそもそも例外によってのみ生きる。例外においてこそ、現実生活の力が、くり返しとして硬直した習慣的なものの殻を突き破るのである。(シュミット 1922 23頁)

カール・シュミットが述べている「例外」という意味で、総力戦体制は非常に興味深い。そして、その例外性については文字通りに受け取るべきである。

したがって、戦後の福祉国家の起源を総力戦体制へと求めることにも慎重でなければならないとも考える。山之内による「福祉国家 (welfare-state) は、実のところ、戦争国家 (warfare-state) と等記号によって繋がっている」(38頁)という指摘にたいしては留保をしなければならない。問題は、山之内の言う「等記号」の性格である⁵⁾。なるほど、戦後の福祉国家、国家介入による労使協調、コンセンサスポリティクス、フォーディズム蓄積様式など、先進国に観察しうる要素の多くは、総力戦体制期にその起源を見いだせるものかもしれない。しかしながら、それをもって福祉国家 (welfare-state) の起源は、戦争国家 (warfare-state) にあるのであるから、現代社会は総力戦体制や戦時体制の延長上にあると主張するのは短絡のように思われる。重要なのは、どこに切断と連続性を見いだすかである。本論は、国民的総動員システムの連続性を見いだすことができるが、総力戦体制という例外的な現象は終わったと考えるものである。戦後の国民的総動員システムにおいては、冷戦への動員という側面を忘れてはならないにせよ、むしろ資本蓄積への動員が前景化してくるからである。総力戦体制の研究者たちは、現在社会も総力戦

体制の延長にあると考える傾向があるが⁶⁾、本論はこのような傾向とは一線を画すものである。もはや、われわれは総力戦体制を生きてはいない、問題にすべきは〈国民的総動員システム〉のほうである。

たとえば、高岡裕之による戦時期日本の社会改革構想についての詳細な研究（『総力戦体制と「福祉国家」』）は、日本の福祉国家の起源が総力戦体制にあったという説にたいして疑問を投げかけるものであった。高岡は、戦時下における社会改革の政策体系・政策構想を綿密に検証するならば、総力戦体制から戦後福祉国家への連続性を直線的に辿ることはできないと主張している。高岡は、戦前社会と戦時下社会改革そして戦後社会のあいだには、複雑な切断と連続があることを論証して見せたのである。そして、「戦後日本の「福祉国家」化も社会の工業化と連動して進行したのであるが、その背景にあったのは「過剰人口」の圧力という「戦前」的な問題状況だったのである。人口問題という側面からみた場合、1950年代までの「戦後」社会は、総力戦体制以前の「戦前」社会との連続性がむしろ際立っているのである」（284頁）と高岡は指摘している。

高岡の議論をふまえれば、本論が連続性を確認するのは、総力戦体制と福祉国家とのあいだではない。そうではなく、たとえば人口問題に焦点を当てるとするならば、連続性を見るべきは、国民＝人口という「対象」を発見し——この発見と同時に新たなタイプの権力が出現した——、これを国家が動員すべき「資源」として見なし、テクノロジーを駆使して介入し、管理しようとする〈権力の機能〉のほうである。政策レベルにおいて詳細に調査するならば、紆余曲折、矛盾と齟齬、切断と連続が見いださせるのは、むしろ自然なことであろう。連続性が見いだされるのは、権力論と国家論の領域にお

いてであると考えられる。

国民的総動員システムも、はじめから完成されていたものでもなく、国民の形成とともに、そして資本蓄積様式の歴史的な移行とともに、さらに戦争形態の変化にともなって、徐々に変化しつつ整えられてきたものであり、かつそれらは日々再生産されなければならないものである。さらに、総力戦体制を通じて、国民的総動員システムが有する本質的な機能が前景化したのである。それらの機能をまとめれば次のようになるであろう。それらは、近代以前の国家形態の否定という側面をもつ。

• 国民的総動員システムが担っている権力の機能について

1 強制的均質化（Gleichshaltung）

身分制・地域主義を解体して、国民的統合を実現する。また階級闘争に介入し、階級利害を調停することによって国民的統合を実現する。国家は、特定の階級利害を退け、〈社会総資本〉の利害を優先する。さらに、特定の階級や派閥の利害が国家装置（軍・官僚機構）を支配してしまうのを避け、国家装置の自律性を確保する。

2 国民＝身体の規律、そして国民＝人口の管理

国民的統合を「演出」し、国民にリアリティを与え、そして「国民」としてふさわしい規律と欲望を備えた個別の〈国民＝身体〉を再生産する様々な装置——ルイ・アルチュセールが〈国家のイデオロギー諸装置〉と呼んだもの——が作動している。たとえば、政治制度、社会保障制度、徴兵制、教育制度、（つねに国民的という限界をもつ）マスメディア等。さらに、〈国民＝人口〉というマクロな対象を目標とし、それを管理するための、様々な知とテクノロジーを用いた介入がある。〈国民＝身体〉の規律、

そして〈国民＝人口〉の管理は様々な形態をとりうるが、その限界を最終審において決定しているのは、状況を共有している資本の蓄積様式である。

3 国民的イデオロギー

「革命」、「独立戦争」、「社会契約」、「統治契約」などの建国神話（日本においては「空気読め」の「空気」の存在）。そして、国民の行く末を決する国民的（国家的）プロジェクトの存在——その究極のものが総力戦であった。

本研究においては、総力戦体制をつうじて明らかにした近代資本主義国家の諸機能を明らかにするとともに、まず必要な前提として総力戦体制というものの精神史的な位置を明らかにした。本研究は、総力戦体制についての歴史学的研究ではない。むしろ、歴史的な事実をふまえた上で、総力戦体制の精神史的なステータスを明らかにしようとするものである。そもそも、われわれが生きている国家諸関係というものは、われわれの思考や感性、そして行動を規定し、それらの限界を画している部分がある。総力戦体制という例外状態を研究することによって、われわれはその限界を認識することもできるのではないだろうか。また、限界の見極めはその突破の契機ともなりうるのである。

1 章 総力戦体制の思想的なステータスについて

ネーションと敵友の区別

第一次大戦が勃発する前までは、国家のあいだの戦争は「内閣戦争」cabinet warと呼ばれ、それは政府と政府のあいだ、正規軍と正規軍のあいだの戦争であった。しかも、この内閣戦争は、「決戦」によって決着がつけられるべきも

のであった。近代戦争をはじめ体系的に論じたとされる『戦争論』で名高いクラウゼヴィッツは、戦争は正規軍によって、定義上ただ一回行われる「決戦」によって勝敗が決せられるのが最良という概念に取り憑かれていた。

ところで、すでに指摘したように、総力戦体制は国民を動員した最初で最後の体制ではない。国民を動員する諸装置は、それ以前からすでに機能していた。総力戦体制をつうじて、動員装置が社会全体を覆い始めたのである。なるほど、国民というものは、総力戦体制における戦争への総動員を通じてはじめて十全に立ち上げられたといえる。しかし、総力戦体制以前にも多くの国民は、内戦と対外戦争を含むいくつかの戦争を経験している。それらの戦争への動員を通じて、住民は徐々に国民として立ち上げられていくのである——国民は一度の戦争にして成らず。

国民国家の歴史とは戦争の歴史でもあり、ネーションとは戦争の記憶を共有する共同体である。その戦争には、内戦civil warもあれば、対外戦争もあった。そして皮肉なことに、度重なる内戦と対外戦争が国民的アイデンティティを確立していった。つまり、戦争をつうじてわれわれは国民となった。これはどういうことなのか。

たとえばカール・シュミットは、「国家という概念は、政治的なものという概念を前提としている。国家は、こんにちの用語法によれば、あるまとまった地域内に組織された国民の政治的状态である」（『政治的なものの概念』）と述べている。シュミットは、国家とは政治的な共同体であると言う。では、ここでいうシュミットのいう「政治」とは何か？われわれは政治というと公共資源の分配だとか、利益誘導などをイメージしがちである。しかし、シュミットであれば、それは政治に固有なものとは言えないと指摘する——それはせいぜいが経済的なも

のだ、と。「政治的なもの」を道徳的・美的・経済的なものと絶対に区別するのは何か？政治は、〈友と敵を区別すること〉にあるとシュミットは主張している。

政治的なものには、それに特有の標識——人間の思考や行動のさまざまな、相対的に独立した領域、とくに道徳的、美的、経済的なものにたいして独自の仕方で作作用する——があるのである。したがって、政治的なものは、特有の意味で、政治的な行動がすべてそこに帰着しうるような、それに固有の究極的な区別のなかに求められなければならない。道徳的なものの領域においては、究極的区別とは、善と悪であり、美的なものにおいては美と醜、経済的なものにおいては利と害、例えば採算がとれる、とれない、であるとしよう。そのさいに問題なのは、このような他の職別と、同種でも類似でもないが、しかもそれらに依存せずに独立であって、さらにそれ自身ただちに分明であるような特殊な区別が、政治的なものの単純な標識として存在するかどうか、またそれはどういう点なのか、ということである。政治的な行動や動機の起因と考えられる、特殊政治的な区別とは、友と敵という区別である。(シュミット 1932 14-15頁)

国民国家がすぐれて〈政治的な共同体〉であるのは、友と敵を区別する決定をその共同体の根本的原理として有しているからである。友と敵を区別しない場合、その共同体を政治的共同体と呼ぶことはできない。シュミットにしたがえば、この友と敵との決定する権こそが「主権」なのであった。

そして留意すべきは、敵と友の区別という論

理こそが、国民のアイデンティティ形成に大きく寄与したという点である。国民国家と国民のアイデンティティというものは、究極的に敵と友を区別し選ぶ、対外戦争そして内戦を通じて徐々に形成されていったものである。内戦というのは、国民国家の成立過程において、避けがたい戦争の一つであるが、これは対外戦争以上に凄惨な被害をもたらす場合もある。たとえば、アメリカ合衆国の南北戦争は、両軍合わせて62万人もの死者を出している。これはアメリカが今日まで経験してきた戦争のなかで、最悪の死者数とされている。

また、植民地化された国地域においては宗主国による支配にたいする反抗と蜂起を通じて、国民的同一性と国民的意識が練り上げられていく傾向があった。ゆえに、韓国や中国においてナショナル・アイデンティティが問われる場合、その起源には日本という侵略者＝敵が刻みこまれてしまっているので、日本が「敵」として捉えられてしまいがちなのである。

ひるがえって日本は、どうであったか。明治維新期における戊辰戦争から西南戦争にいたる内戦、そして日清戦争と日露戦争の対外戦争をつうじて、敵と友が区別され、友に国民的同一性が付与されていった。とりわけ、明治政府は、封建的勢力の解体を徹底して行った。武士階級からは、帯刀や秩禄というような軍事的・経済的な特権が次々に奪われた。これは、近代日本の黎明期における巨大な〈強制的均質化〉といってよい。これは、当然ながら士族の不満を増大させ、国内秩序を脅していた。封建勢力による反乱（西南戦争）は国を二分させかねない事態であった。たとえば、西南戦争の首謀者となった西郷隆盛は、征韓論を唱えて下野している。西郷が征韓論を主張した意図は諸説あるが、西郷は具体的な戦争計画を練っていたわけではなかった。落合弘樹によれば、西郷は維新以後の

社会の道徳的退廃を憂い、日本に戦時体制をもたらすことによって、国内の態勢を改革し維新を貫徹しようとしたという。つまり、西郷は、対外侵略による動員を通じて士族の鬱憤にはけ口を与えるとともに、「国民」を立ち上げようとした。ところが皮肉にも、国民を立ち上げ、国民国家の統合を成し遂げたのは、むしろ西郷が敗れ去った西南戦争（内戦）だった。西南戦争は、士族を中心にした西郷軍と主に農民層から徴兵された政府軍との戦争であった。すなわち、封建的特権身分と〈強制的均質化〉によって成立した国民軍が激突したのである。明治政府は、そもそも戦争に関心がない農民層を戦争へと動員する必要に迫られた。西南戦争は、のちの「大本営発表」のようなマスメディア（新聞）を利用したプロパガンダが行われたことでも知られている。「賊軍」の残虐非道ぶりが報道され、天皇の権威と仁愛を授けられた「官軍」の正統性が喧伝されたのであった。マスメディアという当時最先端のテクノロジーを通じて、敵と友が区別され、「友」に国民的アイデンティティが付与されていったのである。西南戦争が（今のところ）最後の内戦となり、日本と日本人のアイデンティティが培われる基盤ができた。

このように、近代資本主義国家においては、戦争をつうじての敵の設定が、国民（友）を立ち上げていったのである。すなわち、国民というものがすでにあって、内戦や対外戦争に動員されたのではない。そうではなく、むしろ戦争への動員が住民を徐々に国民化していったのである。国民国家（＝国民的総動員国家）は、対内的・対外的な危機の産物（あるいは危機を煽ることによってつくられたもの）であったといえる。

ネーションの根源には、敵と友を区別する論理が刻みつけられているとすれば、国民として

生きる者たちが戦争から自由になるのは容易なことではない。国家という政治的な共同体のメンバーであるかぎり、われわれの存在の根底には、敵と友を区別するような機能が仕込まれているかもしれないからである。つまり、「健全な」ナショナリズムと排外的・攻撃的なナショナリズムのあいだの境はあいまいであり、前者はなにかのきっかけに後者に転換しかねないものである。

総力戦の前史

そして、総力戦とは、この敵と友の区別という論理が、社会のありとあらゆる領域を支配してしまった状態を指すのであろう。社会の外も内も、敵と友という二分法でもって分割され、そして道徳的なもの、美的なもの、経済的なものまで、そして場合によっては科学の領域までも、敵と友の区別の論理が入り込み、それらを覆い尽くしていく。

われわれはともすると現在「国民」としてイメージされるものが、国民国家の黎明期からすでに実現していたかのように思いがちである。しかし、それは事実ではない。なぜなら、19世紀から20世紀初頭までの国民国家は、〈階級-人種-「アパルトヘイト」社会〉だったからである。社会は、階級にそして人種に引き裂かれていた。

たとえば、権力へのアクセスという点でいえば、選挙権一つをとってみても、階級・人種・性別などによって制限されていた。〈階級-人種-アパルトヘイト社会〉にあっては、異なる階級・人種に属する者たちが、同じ国民という意識を共有するのは著しく困難であろう。社会は「あいつ等」と「自分たち」への分裂してしまうからである。20世紀初頭までは、国民といっても、一級市民——たとえば一定の税を納め選挙権をもつ白人男性——とそれ以外の

二級市民は、事実上、住み分けと分離がなされており、政治的権利、経済力そして国家にたいする意識においても、大きな隔たりがあった。二級市民は、国家の担い手として期待されていなかったし、その意識も希薄であった。

さらに、労働者階級は、「危険な階級」であった。労働者階級による蜂起や暴動は、社会秩序を揺るがすのみならず、すぐにも革命や内乱にまで転化しかねないものであった。そして、その危険性は、ロシア革命によって現実のものになる。さらに、農村共同体の自治と自立性もまた、国民的な統一への障害であった。たとえば日本では、1950年代半ばからの高度成長によって農村部からの人口流出が始まるまでは、農村共同体の結束は非常に強く、また独自の自治を保っていた。日本の農村共同体は、戦後の高度成長に入るまで、粘り強く国民的動員にたいして不服従を続けてきたといえる。とりわけ、貴重な労働力を奪っていく徴兵にたいしては大きな抵抗とサボタージュが繰り返されていた。

敷衍すれば、階級、人種、ローカルコミュニティは、国民国家における国民的統合という観点からすれば障害であった。すなわち、第一次大戦を境に総力戦体制が構築されるまでは、国民の立ち上げは十分ではなかった。この状況を大きく変えたのが、第一次大戦であり、また労働者階級による階級闘争の激化——そして1917年のロシア革命の衝撃——であった。

ところで、第一次大戦は戦争のあり方を大きく変えた。戦争は、人的資源をふくむ社会的総資源のすべてを投入する総力戦となった。その場合、戦場での戦闘員どうしによる従来型の戦いは、勝敗の決定的要因にはなりえない。敵は敵国の社会的資源そして生産諸力の全てであったからである。すなわち銃前銃後、戦闘員と非戦闘員の区別はなくなってしまった。戦争は政府どうしの戦争から、国民nationと国民とのあ

いだの戦争となった。

大量殺戮兵器の使用も辞さず、敵国の生産力の全てを破壊し、敵国の市民をも殲滅してしまわなければ戦争には勝利できない。これこそが、太平洋戦争でのアメリカ軍による日本への原爆投下や市街地への無差別絨毯爆撃という戦術の背後にある「思想」であった。第一次大戦を境として、戦争へと国民を総動員できなければ、いや社会的資源の全てを動員しなければ、来たる戦争（予感されていた世界大戦）を勝ち抜くことはできないという考えは、帝国主義諸国家の政治的・軍事的指導者たちに取り憑いて離れなかった。国民的総動員システムは、第一次大戦をきっかけとして、全国民を戦争へと動員していく総力戦体制として発現する。これは、当時の帝国主義諸国家に共通する現象であった。しかも、総力戦体制の構築に最初に着手したのは、民主主義が進んでいたはずの英国であった。

総力戦体制の思想

総力戦体制には、二つの歴史的な意味があると思われる。言いかえるならば、総力戦体制は、二つの歴史的な潮流にたいする国家の反応であった。一つは、戦争が総力戦化していく傾向があった。もう一つは、労働者階級による革命的闘争の激化があった。おそらく、この二つは別個の歴史的な動きであるが、同時に、国家の論理と資本の論理とが複雑に絡み合っている。帝国主義的世界分割戦がいよいよ極まるなかで、当時の資本主義国家は、これら二つに同時に対応することを迫られたのである。その回答の一つが、総力戦体制であった。また、各国における総力戦体制は、それぞれの階級闘争状況、そして来る戦争への対応状況によって限界づけられていた。

総力戦というと、全体主義あるいはファシズムというような通念が付きものだが、先にふれ

たように、戦時総力戦体制の確立に始めに着手したのは、第一次大戦のイギリスであった。第一次大戦当時のイギリスの政治家である、デヴィット・ロイド・ジョージ (David Lloyd George) は、総力戦体制と国民的総動員システムを考えるにあたっての最重要人物の一人であろう。ロイド・ジョージは、第一次大戦において総力戦体制を発案し、構築しようとした一人である。他方で、彼は各種の社会保障制度を整え、労働者階級を体制内へと包摂しようとした。ソヴィエトの指導者レーニンは、このような労働者階級の懐柔策を、ロイド・ジョージ主義と呼び、非常に警戒し、批判を加えていた。レーニンの警戒は正しかった。歴史は、ロイド・ジョージが切り開いた方向へと進んでいくからである。

彼はアスキス内閣のもとで蔵相になり、チャーチルと協力して、福祉国家の基礎を作った人物として知られている。アスキス内閣は、「人民予算」とも呼ばれる 1910 年予算で大胆な改革をおこなった。まずは、所得税の累進強化と土地への課税によって、地主とブルジョアジーをターゲットにした増税がおこなわれた。結果、確保した予算で、失業保険と（全従業員を対象にする国営かつ強制の）健康保険を整備する。英国では老齢年金はすでに 1908 年に整備されていた。つまり、20 世紀初頭には英国は福祉国家の礎を築いていたのである。

ところが、第一次大戦にはいると、同じ人物が今度は総力戦体制を整えていくのである。第一次大戦下、イギリスでは弾薬が極端に不足してしまい、シェル・スキャンダルと呼ばれた事態がおこる。国家をあげて軍事物資を生産調達する必要に迫られた英国政府は、軍需省 Ministry of Munitions を立ち上げる (1915 年)。そして初代の軍需相がロイド・ジョージである。中央集権的な命令系統を確立して、省庁間の縦割り行政を横断して、軍需調達を遂行するのが

軍需省の役割であった。軍需省は、戦時軍需法 the Munitions of War Act によって、民間部門の生産をも軍需優先に振り向けるよう経済活動を統制した。さらに戦時下における労働争議は禁止された。また、国土防衛法によって工場の強制徴用が可能となった。日本で国家総動員法が制定されるのは 1938 年であるから、イギリスの総力戦体制の構築は「先駆的」であったと言える。

同じ人物 (ロイド・ジョージ) が、総力戦とそして社会保障制度の立役者でもあった。これは、とても奇妙な組み合わせにも映る。また、ロイド・ジョージのもとで、軍需省が進めた軍需調達、労働者階級の体制への包摂をもその射程に入れるものであった。ロイド・ジョージは、労働者が国家にとって重要な「人的資源」であることに気づいており、労働者を組織・訓練する必要性を説いていた。そこで、軍需省直営の軍需工場では、労働者の待遇改善が計られ、熟練工が育成されていくのである。さらに興味深いのは、軍需省のなかに福祉部門というものがあって、国営軍需工場で働く労働者の福祉を担当した。軍需省による国営工場は、地方部に工業都市をつくるという壮大な実験を含むものであった。軍需省は、成年男子が前線に送られるのを見越して女性を積極的に雇用し、非熟練工でも生産性を上げられるように最新の設備を導入した工程の合理化を進めた。さらに、近代的工場のみならず、労働者向けの住宅、工場内福利厚生、余暇施設（アルコール中毒にならないような節度ある飲酒のための国営パブ等）がパッケージとして計画された。軍需工場とはいえ、資本主義のモデル都市が作られたとあってよい。政府の積極的な介入による資本と労働者の協調関係は、ロイド・ジョージに始まったとされるのである⁷⁾。

デヴィッド・ハーヴェイが指摘するように、

資本蓄積は、工場を作りそこで「二重に自由な労働者」を働かせるだけでは成立しえない。生産と分配と消費のサイクルが成立し、労働者の再生産が行われうるような環境、すなわち都市空間を整備する必要があるのである。英国軍需省が先鞭をつけた郊外型工場都市の建設は、第二次大戦後のフォーディズム蓄積様式の前鞭をなしているといつてよい。総力戦体制とは、福祉制度と引き替えに労働者を動員し、社会全体を工場化していく最初の試みとしても見なしうる。また、女性の社会進出（国家動員）と並行するような形で、第一次大戦中に女性参政権も実現する。

このように、総力戦体制と社会保障には深い関係があると言わざるをえない。つまり福祉国家 welfare-state と戦争国家 warfare-state には、直接の連続性はないにしても、どこか交差しているところがある。なぜならば、総力戦への動員には、国民の自発的な協力が不可欠であり、社会福祉・社会保障は動員への「見返り」という側面があったからである。総力戦は国家と国民との血塗られた契約でもあった。

総力戦の精神的な意味

——〈全面の敵〉と〈絶対戦争〉

第一次大戦を境として、戦争は、人的資源をふくむ社会的総資源のすべてを投入する総力戦となった。しかし、それは戦場の規模が大きくなったことだけを意味しない。なるほど、当時は兵站（ロジスティックス）の技術が飛躍的に進歩し、列車を使って軍事物資と兵士が大量輸送されるようになった。ゆえに、前線にいる目の前の敵軍を打ち負かすだけでは、直ぐにも新たな援軍・物資がやってきてしまう。したがって、敵国の奥深く入り込んで、兵站や軍需工場を元から破壊しなければ戦争には勝利できないと考えられた。そこから、銃前銃後、戦闘員と

非戦闘員の区別は薄れてしまう。しかしながら、政府と政府のあいだの戦争が、ネーションとネーションのあいだの戦争へと変貌してしまったとはいえ、そこから敵国の市民を大量破壊兵器で殲滅してもよい、とするのには飛躍がある。この飛躍をどうとらえるべきだろうか。

ところで、カール・シュミットは総力戦には二つの側面がある、と述べている。「総力戦とは戦力の最大限の緊張、最後の予備兵力をも含めた戦争への全力の傾注という意味でも用いられうるが、また対敵態度における総力性、すなわちあらゆる絶滅手段を無制約的に用いることの意味でも用いられる」（シュミット 1937 26頁）。つまり、総力戦には、あらゆる社会的資源とテクノロジーを動員して、計画的に国家目標を遂行するという近代合理性、そして敵を完全に殲滅し尽くすという狂気とが同居していた。総力戦とは、おそらく近代資本主義国家が抱えている病の一つを象徴的に表現した「症候」であったといつてよい。

そして、総力戦に含まれているこのような矛盾は、近代における戦争概念に、執拗に取り憑いているものではないだろうか。近代戦争をはじめて体系的に論じたとされる『戦争論』で名高いクラウゼヴィッツもまた、この矛盾に取り憑かれているように思われる。クラウゼヴィッツは、一方で、戦争は政治に従属するものだという信念をもっていた。彼の著作は、戦争を近代合理性のなかに囲い込もうとするものとみなしうる。その信念は、有名な「戦争とは他の手段をもってする政治の継続である」（『戦争論』

第1編第1章）という一節に表現されている。政治の目的が、相手を説き伏せ、服従させることにあるとするならば、戦争それ自体は目的ではない、あくまで政治の手段ということになる。「戦争は相手に我が意志を強要するために行う力の行使である」（『戦争論』 第1編第1

章)。すなわち、戦争は相手を殲滅することではない。戦争は正規軍による〈決戦〉によって、勝敗が決せられるのが最良とクラウゼヴィッツは考えていた。かりに、当事者同士が「決戦」の勝敗を受け入れ、政治的な交渉につくとすれば、戦争は政治の手段であったと言えるかもしれない。しかしながら、正規軍同士による決戦によって戦争が終わるほうがむしろまれで、大抵の場合、非正規軍によるゲリラ戦が展開され、戦争は泥沼化していくものである。

ところが、クラウゼヴィッツの『戦争論』を体系的に理解するのが難しくさせているものがある。クラウゼヴィッツは、近代合理主義から戦争を解釈して見せただけではない。『戦争論』の冒頭で、クラウゼヴィッツは戦争を二つの種類に分けている。〈現実の戦争〉と〈絶対戦争〉である。現実の戦争とは、政治目的のもとに従属させられた戦争であり、政治の手段として抑制が加えられた戦争である。ひるがえって、絶対戦争とは、戦争自体が自己目的化してしまい、敵の殲滅が目的となってしまった戦争である。クラウゼヴィッツは、戦争の自己目的化に警鐘を鳴らし、戦争を近代合理性のなかに確保しようとしたともいえる。しかし、戦争が〈絶対化〉してしまうことを抑止するのは至難の業である。そして、「戦争とは他の手段をもってする政治の継続である」という近代合理主義的な戦争観が後退した後、総力戦は前景化してくる。すなわち、総力戦は、敵を殲滅し尽くすという〈絶対戦争〉の位相を持つのである。

総力戦

——「政治とは他の手段をもってする戦争の継続である」

総力戦において現れたのは、まさに絶対戦争であった。ところで、狭い意味での〈総力戦〉(Der totale Krieg)とは、ドイツのエーリヒ・ル

ーデンドルフによって提唱された戦争理論である。ルーデンドルフの著書『総力戦』は1935年に出版されるのだが、1938年にはすでに日本語に訳されている。ルーデンドルフの本は、当時の帝国主義列強において決定的な影響力をもった。しかしながら、彼の著作は、オリジナリティがあるものとは評価されていない。ルーデンドルフの功績は、各国の政治指導者や軍上層部にすでに幅広く共有されていた思想を、「総力戦」という鮮烈なスローガンでまとめて見せたところにあるとされている。

『総力戦』のなかでも有名なのは、クラウゼヴィッツの名高いテーゼがもじられ、戦争と政治の関係がひっくり返されているところである——「政治とは他の手段をもってする戦争の継続である」(ただし、このもじりもルーデンドルフのオリジナルではない)。総力戦というのは、戦争自体が目的なのであり、政治は戦争に従属すべきというわけである。

このことにカール・シュミットは気づいていた。シュミットは、総力戦において現れるのは、殲滅するべき「全面の敵」だと指摘する。

戦争において事物の核心が現れる。いかに総力戦が遂行されるかによって、国家の全体的性格・形態が定まり、決定的武器の特性から戦争全体の性格・形態が定まる。しかし総力戦に意義を与えるのは全面の敵 totaler Feind なのだ。(シュミット 1937 28頁)。

カール・シュミットがいう〈全面の敵〉という概念は、(とりわけ日本人にとっては)なかなか理解しにくいものである。しかし、〈全面の敵〉が人々に共有されていなければ、総力戦(二つの世界大戦)における非戦闘員・市民の大量殺戮が正当化されるはずがなかった。では、

この〈全面的な敵〉とは、一体どこから来たの
だろうか。ここでも、シュミットは示唆的であ
る。シュミットは、ルーデンドルフが『総力
戦』という著作を著したからといって、総力戦
が「ドイツ製」とは限らないと言う。総力戦そ
して全面の敵の起源は、近代の黎明期におこ
った英西戦争 (Anglo-Spanish War 1585-1604)
における英国の海戦に起源があるとされる。

ヨーロッパ史は、現在までのところ英国の
海戦と大陸の陸戦の対立に支配されてきた。
[中略]英国の海戦が全体的であるという
ことの意味は、じつはそれが全面的敵対性
を可能にするからである。それは世界史上
の偉大な戦争のみがなしえたところのもの、
即ち宗教的・世界観的・精神的・倫理的精
力を動員する能力をもっている。英国の対
スペイン海戦はゲルマン民族とロマン民族、
新教と旧教、カルヴィニズムとジュスイッ
トのあいだの世界闘争であって、これほど
徹底した深い敵意の爆発した事例は他に求
め難い。英国の対ナポレオン戦争は海戦に
よる十字軍であり、1914-1918年の対独戦
争においては、プロイセンとドイツの軍国
主義に対し、文明と人道・民主主義と自由
の名による対世界宣伝によって、恐るべき
精神的・倫理的エネルギーを動員しえた。
(シュミット 1937 29-30頁)

総力戦と〈全面の敵〉の起源が英国の海戦に
あるという、シュミットの説は大胆なものであ
るが、全面の敵を理解する助けになる。シュミ
ットがここで宗教・思想の用語を多用している
のは偶然ではありえない。全面の敵とは、単
なる敵ではない。それは、異教徒、宗教的異端、
異民族、思想上の〈敵〉であるからこそ、いさ
さかの寛容も示すことなく、それを殲滅しなけ

ればならないのだ。

歴史を振り返れば、宗教戦争、異端の迫害や
魔女狩りなどの宗教的争い、そして、社会主義
と自由主義、ファシズムと自由主義、共産主義
と資本主義というような思想的対立が、〈全面
の敵〉を作り出してきたといえる。全面の敵は、
異教者・異端者、あるいは価値観や文明を破壊
し、社会の存立を脅かす者として表象される。
イデオロギーや思想あるいは宗教をめぐる対立
は、絶対戦争・不寛容な殲滅につながりやすい。

総力戦の中心にあるもの

——世界を再創造・再構築しようとする意志

しかしながら、総力戦が、宗教・思想・イデ
オロギー上の敵——すなわち殲滅すべき〈全面
の敵〉——を見いだしたと指摘するだけでは十
分ではない。われわれは、シュミットによる分
析を、さらに推し進めなければならない。〈全
面の敵〉が出現するような総力戦にあっては、
その背景として、「理想」——第三者からすれ
ばそれは神話的・ユートピア的「妄想」に映る
場合が多い——にしたがって、社会ないしは
世界を再創造・再設計しようとする巨大な意志
が存在する。全面の敵とは、この「理想」の実
現を阻む障害に他ならず、ゆえにこれは殲滅し
ても構わないということになる。神話的・ユ
ートピア的な妄想が巨大になればなるほど、それ
に比例して、全面の敵も巨大になるかと思われ
る。図式化すると下のようになろう。

神話的・ユートピア的「妄想」にしたがって社
会あるいは世界を再創造・再設計しようとする
意志 ⇔ 理想世界の実現を阻む全面の敵

総力戦体制がもくろんでいたのは、戦争の遂
行だけではなかった。グランドデザインにした
がって社会および世界を全面的に再創造しよう

とする超国家的なプロジェクトであった。たとえば、ナチス・ドイツにとっての殲滅すべき〈全面の敵〉とされたユダヤ人の迫害について考えてみよう。ヨーロッパにおけるユダヤ人差別・迫害を数世紀に及ぶ連続性をもったものとするべきではない。たとえば、オーストリア＝ハンガリー帝国は、ユダヤ人への優遇政策を行い、ユダヤ人は世紀末ウィーン芸術に多大な貢献をしている。しかし、19世紀末にかけて、帝国主義的な国家対立が激化していくなかで、言語・宗教・民族という三位一体神話によって「再起動」された国民国家が、民族純化路線を取り始める。国家をもたぬ民族であったユダヤ人たちは居場所を失い、ヨーロッパ各国で、激しい差別と迫害の対象となっていったのである（ナチス・ドイツが、同じく国家を持たない移動民族ジプシーを虐殺したことも知られている）。ここから、帝国主義の時代における新たなユダヤ人の受難が始まった。

ところが、ハンナ・アレントも指摘するように、ナチス・ドイツは、その名（民族社会主義ドイツ労働者党）とは裏腹に、民族主義というよりは、人種主義を謳っていた。ナチス・ドイツの「第三帝国」は、ゲルマン（アーリア）人たちの諸国家から構成される帝国とされた。つまり、それは民族国家ではなく、「人種の帝国」であった。第三帝国のなかでは、ドイツ民族の国家も、その一部ということになる。この第三帝国の実現のために、ナチスは海外侵略に打って出たのであった。そして、ゲルマン民族帝国にとっての全面の敵として、ユダヤ人が引っ張り出された。この〈全面の敵〉には、長い歴史をもつ宗教対立、人種差別・階級闘争などの複数の敵対関係が、複雑に折り重なり、圧縮されてもいる。

ナチス・ドイツは、巨大な神話的・ユートピア的妄想によって、世界を再創造するべく駆り立てられていたようにも思われる。そしてこの

妄想は、その理想とする実現するため、社会や世界を根底から作り替えようとする巨大な意志でもあった。ナチス・ドイツの言い分によれば、ヨーロッパの「宿痾」であるユダヤ人問題を最終的に解決して、ヨーロッパに理想の帝国を打ち立てようというのである。

「妄想」によって、現実には人々が虐殺されたのは全くやりきれないものがあるが、逆にいえば、妄想にでも囚われなければ、計画的かつ効率を追求したユダヤ人の大虐殺などできなかったであろう。

20世紀は、計画的で長期にわたる虐殺が何度か行われた世紀として記憶されてよいが、そこには必ずと言っていいほど、「理想」を純粹に表現するような形で社会を再創造・再構築しようという〈ユートピア的妄想〉が作用している。そして、このユートピア的妄想には、「純粹」という脅迫的な観念が取り憑いている。純粹な人種、統制された正統な思想・イデオロギー、純粹な信仰——それらの純粹を侵す「不純」は、徹底的に排除し、殲滅しなければならないというわけだ。

西洋キリスト教社会には、グランドデザインにしたがって、社会あるいは世界を再創造・再構築しようとする意志が存在しているように思われる。これは裏を返せば、一からはじまって宗教・イデオロギー・思想に到るまで意のままに社会を設計しようという「妄想」にまで到達しかねないものでもある。そして、この妄想力は、時には法外な暴力として働いてしまう場合もある。総力戦が孕んでいたこのような思想的な側面は軽視できないであろう。

日本における総力戦

——果たして「全面の敵」は日本（人）に浸透したのか？

総力戦体制は、グランドデザインにしたがっ

て社会と世界を再創造・再設計しようとする巨大な意志によって裏打ちされていた。その実現を阻むものとして〈全面の敵〉もまた巨大な妄想として膨張していくのである。ひるがえって、日本における総力戦についてはどうであろうか。日本においては、戦争に動員できる物量の不足を、国民の精神動員によって補完しようとしたのだった。しかし、この精神論は、総力戦の背後にある「思想」とは全く異なるもののように思われる。なるほど、比較的早い段階で日本は総力戦体制を「輸入」しようとしている。ところが、総力戦体制の構築には成功したとはいえない。その根底には、グランドデザインにしたがって、社会を再創造・再構築しようとする思想が根付かない日本の思想的・政治的な状況があるのではないか。

ルーデンドルフによって、「総力戦」は人口に膾炙したのであったが、第一次大戦以降、帝国主義列強はすでに総力戦体制構築に着手していた。そして、日本もその例に漏れない。総力戦という概念は、日本でも陸軍の一部のエリートのみで独自に解釈され、1920年代にはすでに共有されていたのである。たとえば、陸軍統制派のエリートであり、将来の陸軍大臣と囑望されていた永田鉄山は、1927年の講演で「戦争そのものは、時とともに進化して止まない」ものだとのべ、かつては「戦争の遂行といふことは軍部の手に委ねられて」いたが、「戦争の性質が国民的になつて来た」と指摘し次のように述べている。

すなわち国家総動員とは、有事の際に国家社会の全部を挙げて、平時の態勢から戦時の態勢に移り、さうして、国家が利用する有形無形、人的物的のあらゆる資源を組織し統合し運用いたしまして、最大の国力の競争力を発揮する事業である。

国家総動員という言葉は、そもそも永田鉄山による造語だと伝えられている。永田は、第一次大戦後のヨーロッパに駐在武官として赴任し、ドイツで学んでいる。永田は、1921年、陸軍士官学校16期の同期生、岡村寧次、小畑敏四郎と南ドイツの保養地バーデン＝バーデンで会合し、来たる戦争に向け、軍の近代化と国家総動員体制の確立を誓い合っていた（いわゆる「バーデンバーデンの密約」）。永田は、長州閥が未だにはびこる軍の改革派の急先鋒だった。

『総力戦』が出版される十数年も前に、永田は、第一次大戦という戦争の意味、またそれを戦ったヨーロッパ列強において進行中であつた国家の変化を把握しようと、この造語を当てたのだった。来る戦争が、社会的資源の全てを動員しておこなわれるべき戦争であるという永田の認識は間違つてはいなかった。第一次大戦を戦ったヨーロッパ列強は、次の世界大戦にそなえ、社会的資源のすべてを動員する総力戦体制を着々と構築しつつあつたからである。

しかし、永田にあつても、あらゆる社会的資源を戦争へと動員するという総力戦の一側面こそ捕らえてはいるが、総力戦の中心にある、社会の全面的再設計——そしてその相関物である〈全面の敵〉——という「思想」は見えていなかったのではないか。また、総力戦体制を強化し、軍国教育、プロパガンダ、言論思想の統制、国民の監視を強化したとしても、日本の総力戦体制が、〈全面の敵〉の構築に成功したのかどうか疑問である。たしかに戦争の大義（「八紘一宇」や「大東亜共栄圏」）は喧伝されたし、また「鬼畜米英」などのスローガンは、〈全面の敵〉を作り出そうとしたものだと思われるが、〈全面の敵〉を作り出すためには、宗教上の敵、あるいは文明と自由の敵というような、「崇高な大義」が必要ではなかったか。

日本の総力戦体制において動員された権威主義的なイデオロギーの数々は、敗戦を迎えるとともに、憑き物がとれたように剥がれ落ちた。まさに「空気」が変わり、人々はこれまでも信じたことなど一度もないようにふるまった。日本における総力戦体制というものは、山本七平が分析したような「空気」による動員にとどまるものではなかったか⁸⁾。しかし、思想ではなく「空気」による動員には、それ特有の壮絶さがある。日本の総力戦体制の悲惨さと限界は、「空気」による動員にその原因があるように思われる。

2章 総力戦体制の構築—国家の野心— 社会のあらゆることを把握し、 管理すること

総動員とは、兵士の数を確保するために若年層から中年まで幅広く兵隊として徴集するという軍事用語であった。しかし、軍事的な見地からすれば、1930年代に機械化部隊による機動戦そして情報戦が主流になっていくなかで、この意味での兵士への総動員は、すでに時代遅れになりつつあった。近代戦においては、専門的な訓練を受け、最新の情報機器や武装を操れる兵士でなければ、戦力にならなくなりつつあったのである。たとえばノモンハン事件（1939）においてソ連の機械化部隊に惨敗したのにもかかわらず、日本は軍の近代化・合理化に立ち後れてしまった。徴兵制によって素人を徴集し、貧相な武器装備でもって精神論で戦うというのは、日本陸軍の悪しき伝統であった。

そこから、国家総動員は、できる限り多くの国民を前線に送り込むというよりも、社会のあらゆる諸力と資源を戦争遂行のために徴発し、軍需を最優先にして計画的に再編するという意味に変わっていく。近代戦が物量戦ということ

がはっきりしてきたので、どれだけの軍事物資を迅速に生産し、それを前線に届けられるかが、国の命運を左右するようになった。つまり、ロジスティックス（兵站・物流）の重要性が理解されるようになった。こうして、生産と物流という経済的な問題が、戦争の行方を左右するまでにいたったのである。現在、POSシステムなどの情報技術を駆使して、資本主義企業が取り組んでいる課題——物流と生産の最適効率化——は、もともとは総力戦のなかから出て来たものであろう。総力戦体制においては、国家が、経済の司令塔となり、資源の分配から、何をどれだけつくるのかというような生産の調整、そして物流までも計画的におこなうことが理想とされた。これは、あたかも、社会が一つの軍需工場になるかのようである。これは、それまでの市場にまかせたアナーキーな資本主義経済システムを真正面から否定するものであった。

ところが、これでは、ソ連が推し進めようとしていた社会主義計画経済に奇妙なまでに近づいていく。たとえば、ネオリベラリズムの元祖とも言われるフリードリッヒ・ハイエクは、総力戦のさなかの1944年に『隷従への道』*The Road to Serfdom*を出版した。ハイエクは、この本のなかで、ソ連型の国家社会主義であろうが、ファシズム、ナチズムであろうが、国家が経済活動を中央集権的に管理統制するという点では、同根なのだと批判している。ハイエクによれば、国家による経済統制に必然的に伴う私的所有の制限は、個人の自由を窒息させ、国家による専制をもたらすものであった。ハイエクは、個人の自由は〈所有〉——とりわけその処分権——に基礎づけられるべきものと考えたのである。そして、ハイエクは、国家による経済統制という誤った政策の影響は、自由主義諸国にも忍び寄っていると警告したのである。

彼の憂慮は的中した。第二次大戦後、社会主義国家の計画経済ほどの厳密なものではないにせよ、西側諸国にあっても、国家が主導する〈管理された経済〉the managed economyが主流になっていったからである。もちろん、この管理された経済とは、総力戦のなかで整備されたものであった。

顧みれば、総力戦体制とは、国家が抱いた、あまりにも巨大な野心を表しているものなのかもしれない。そして、この野心を、国家は今なお諦めていないようにも思われる。総力戦とは、人的資源を含む、社会のあらゆる資源resourcesを戦争へと動員しようとするものだった。しかし、動員といっても闇雲に行えばよいというものでもない。動員するためには、国家は社会資源の全てを知り、掌握していなければならない。また、社会は生き物なので、その情報はつねにアップデートされなければならない。そのためには、国家は社会の隅々にまでを見張っていないといけない。そして、国家が社会のあらゆる領域まで、たとえば国民生活のディテールまで、管理・掌握しなければならないという考えは、実は比較的新しいものである。戦争が総力戦へと変貌していく中で、国家はその必要性にはじめて気づいたのであった。

そのなかで、総力戦がもたらしたものの一つは、人間すらも資源の一つとして見なす考え方である。たとえば纈纈厚は、次のように指摘している。

実は国家総動員を国家戦略として最大目標とする政治経済体制としての総力戦体制にとって、国民動員論や人的資源論は、それ自体が目的されたシステムであると言える。人間を一個の資源と捉える認識こそが、総力戦体制を支える基本思想である。1920年代から30年代にかけて、多様なアプロ

ーチからする総力戦論が提起される。そこで共通する課題こそが、人間を資源化するための方法論をめぐる論争であった。(纈纈 2013 103頁)

総力戦において、国民が資源！として発見されたという纈纈の指摘はとても重要である。総力戦体制を構築するなかで、人的資源が効果的に「利用」されるためには、それに投資したり、開発したりしなければならないことを国家は知ったのである。もちろん、人間が資源であるという考えは、総力戦体制に特有のものではない。義務教育制度や徴兵制度の背景にあるのは、国家が動員すべき資源として国民を見なすという考えであろう。しかしながら、総力戦体制における国民の生への国家介入は、国民の生への介入が新たな段階に入ったことを記すものであろう。それは国民の生活全体への介入である。

戦争へと動員される対象は、狭い意味での軍需関連だけではなくなった。経済や文化までが統制されなければならない。そして何よりも肝心なのは、国民の欲望のありかた、考えかた、感じかたを規律することであった。ルーデンドルフは、その著書『総力戦』のなかで、「社会全体を総力戦に巻き込み、社会を一つの軍需工場にしてしまうこと、その中で働く国民たちが、同じ目標・同じ欲望を共有すること」と述べている。これが総力戦体制において国家が夢見たことだと思われる。そして、この夢は、戦後も引き継がれたのであった。たとえば、ルーデンドルフからの引用を、「総力戦→資本主義的高度成長」、「軍需工場→工場」にそれぞれ代えてみればよい。すると次のような図式がえられるであろう。

戦後の国民的総動員システム ＝(総力戦＋フォーディズム)－全面的敵 ＝資本蓄積への国民的総動員

いままで、国家が見ようとしなかった領域まで、国家はその監視の目をとどかせ、規律訓練したり、管理したりしなければならなくなった。人的資源の管理は、主に二つのルート、二つの権力テクノロジーを通じて行われた。人的資源の動員といった場合でも、それが個別の身体＝国民であるのか、それとも総体としての人口＝国民であるかによって、権力の介入様式も、したがって権力の形態も異なってくる。その二つとは、ミシェル・フーコーが〈生を増大させる権力テクノロジー〉と呼んだ権力の二つの極、すなわち人口＝国民という〈マクロな対象〉に介入する管理－権力、そして身体＝国民という〈ミクロな対象〉に介入する規律－権力である。これを可能にしたのが、当時急速に発展しつつあった、人口と身体をめぐる知とテクノロジーであった。

身体＝国民に直接作用するテクノロジー、また人口＝国民を管理する知が発展し、総力戦体制に組み込まれていった。たとえば、公衆衛生学、医学、プロパガンタを可能にするマスメディア、大量生産を可能にしたティラー主義やフォーディズムなどの生産管理技術等々。そして、なかでも中心に置かれた知は、統計学であった。統計学は、身体＝国民に直接介入する規律－権力、そして人口の動態を注意深く監視する管理－権力という二極を束ねるテクノロジーとして機能した。統計学という、国勢 *nation of state* を監視し、記録し、分析するテクノロジーがなければ、総力戦体制というものは成立しえない。そもそも、統計学 *statistics* の語源は、すなわち「国家の学」であった。国家は、統計学を駆使して、社会の様々な領域で起こっていることを

記録し、登録し、分析し、それを管理しようとしたのだ。

終わりに

なるほど、第二次大戦の終わりとともに、総力戦体制は終わりを告げた。そして総力戦体制と戦後高度成長期の福祉国家のあいだには、大きな断絶がある。総力戦は、事実上、福祉国家でもあったという論者もいるが、本論はこれには与するものではない。また、現代社会が、総力戦体制や戦時体制の延長上にあるという主張にたいしても同じく与することはできない。しかし、総力戦体制からいくつかの制度的な枠組みやテクノロジーが引き継がれたことは事実であろう。総力戦体制と戦後福祉国家のあいだの連続性や切断を検討する場合、個々の制度や政策の継続や廃止を見るだけでは、「木を見て森を見ない」ことに終わってしまう。

最大の連続性を見るべきは、国力——その内実は時代によって、軍事力であったり、経済的な国際競争力であったりと変化する——の向上のため、身体＝国民そして人口＝国民は、動員されるべき社会的資源であり、それゆえに国家による介入——すなわち調査・投資・教育・規律・開発・福祉など——の対象であるという考え方であろう。身体＝国民は、そのふるまいや欲望のありかたまで、権力テクノロジーの介入の目標となった。また、マスとしての人口＝国民も、その動態が監視され、記録され、管理される対象となった。また、人口の管理に有効な政策やテクノロジーを用いた介入も試みられるのである。第二次大戦後まで存続したのは、総力戦体制ではなく、〈国民的総動員システム〉であった。

〈注〉

- 1) 桑野弘隆「国民的総動員体制について」『社会科学年報』第47号 専修大学社会学研究所、2013年。
- 2) 山之内は、次のように指摘している。「総力戦体制においては、一国の経済的資源のみならず、人的資源までもが戦争遂行のために全面的に動員されなければならなかった。劣位の市民の存在は総力戦の遂行に際して重大な障害にならずにはいない。というのも、市民としての正当性を与えられていない劣位の諸グループは、政治的責任を負うべき位置に立たされていないがゆえに、総力戦の遂行にあたって主体的な担い手となろうとする内面的動機を欠いていたからである。[中略] 総力戦体制は、こうして、近代社会がその成立いらい抱え込んできた紛争や排除のモーメントに介入し、全人民を国民共同体の運命の一体性というスローガンのもとに統合しようと試みた。強制的均質化は、戦争遂行という非日常的で非合理的な状況によって促されたのであるが、しかし、それだけにとどまったのではない。それは人的資源の全面的動員に際して不可避な社会革命を担ったという点で合理化を促進した。この「強制的均質化」を通じて、社会のすべてのメンバーは戦争遂行に必要な社会的機能の担い手となること、このことが期待されたのである。総力戦体制は、総力戦体制は、社会的紛争や社会的排除（近代身分制）の諸モーメントを除去し、社会総体を戦争遂行のための機能性という一点に向けて合理化するものであった。社会に内在する紛争や葛藤を強く意識しつつ、こうした対立・排除の諸モーメントを社会制度内に積極的に組み入れること、そうした改革によってこれらのモーメントを社会的統合に貢献する機能の担い手へと位置づけなおすこと、このことを総力戦体制は必須条件としたのである。（山之内靖「方法的序論」9-10頁）
- 3) 高岡裕之は次のように総括をしている。「ただし丸山の日本ファシズム論においては、イデオロギー面における「農本主義」の優越性が、「上からの近代化への反発」として位置づけられ、右翼や既成政党の体質の前近代性が強調されるなど、日本ファシズムの「反近代」ないし「前近代」的性格が強調されていた。また丸山の理論的立場は、マルクス主義からは「近代主義」と呼ばれる市民社会論的なものであったが、「明治以来の絶対主義の一寡頭体制がそのままファシズム体制へと移行しえた」とする点では、丸山と講座派マルクス主義の歴史像は親和的・相互補完的な関係にあった。かくして日本ファシズム＝天皇制ファシズムは、二重の意味で非近代的なものとして描き出されることとなった。すなわちその前提となった天皇制が「絶対主義」的（反封建的）なものであり、そしてその「天皇制ファシズム」への転化は、日本社会における「反近代」的ないし「前近代」的要素を媒介とし、その利用によって行われたとされたのである（5頁）。
- 4) 山口定は、他の独裁体制にたいするファシズムの種差的特徴を、〈二重国家〉に見いだしている。この二重状態は、運動としてのファシズムが疑似革命的な大衆運動であった事に由来するものである。もちろん、このような二重国家を戦前の日本の体制に見いだすことはできない。〈疑似革命的な大衆運動〉とそれに由来する〈二重国家〉をファシズムの種差的特徴としてとらえ、それ以外の独裁体制には、それに相応しい概念をそれぞれ与えるべきである。「ファシズム体制独特の特徴が問題になる。それは一口でいえば、執行権力を支える広い意味での官僚機構の二重構造である。ナチズムを例にとると、第三帝国の成立以来、ドイツには、伝統的な専門的訓練を受けた、国家官僚制、普通警察、正規軍と並んで、ナチスの大衆運動を背景に形成された一連の新しい執行権力の装置が存在することになる。[中略] このような執行権力の二重性は、第三帝国の後半期には、伝統的官僚制に対するナチ型官僚の優位の確立と後者による前者の浸食によってある程度解消するが、それでもなお最後までナチ体制の特徴足ることをやめない。ドイツの政治学者フレンケルによって「二重国家」と呼ばれたこのような事態は、イタリアにおいても、ドイツほどではないにしても見られることである。[中略] このような「二重国家」的状况が生まれるのは、前述のように、ファシズム体制が基本的に旧来の伝統的支配層の反動化した部分とファシズムの疑似革命的大衆運動の指導部との妥協を内実としていたところに由来する現象であって、その点で、スターリン型社会主義体制における基本的に一

元的な性格とははっきりと異なっている。また、いわゆるポナパルティズム体制の場合には、この種の二重性は萌芽的にしかあらわれていない」(240-241頁)。

- 5) 山之内は、「総力戦体制が推し進めた合理化は、公生活のみならず、私生活を含めて、生活の全領域をシステム循環に包摂する体制をもたらした。戦後日本に成立した憲法は民主主義の原理を高らかに歌い上げたという点で一つの頂点に達したといつてよい。にもかかわらず、この民主主義は、戦時動員によってその軌道が敷かれたシステム社会化によってその内容を大幅に規定されていた。ここにおいて実現された福祉国家 (welfare-state) は、実のところ、戦争国家 (warfare-state) と等記号によって繋がっているのである。このような状況においては、社会的平等を制度化してゆく民主主義的改革も国民国家による支配と統合を後退させるものとはならない。このような状況のもとでの民主主義的改革は、国民国家による統合をより強化するという傾向から自由ではありえない」(38頁)と述べた。これは、戦後民主主義の性質を明らかにし、それを相対化するという作業において必要な認識である。ところが、山之内等による『総力戦と現代化』(1995)とはほぼ同時期に、野口悠紀雄は『1940年体制—さらば戦時経済』(1995)を発表している。野口の主張は、ネオリベラリズムの立場から戦後の経済システムを否定するものである——「さらば戦時経済」という副題は示唆的である。あるシステムを「戦時体制」あるいは「総力戦体制」と呼ぶことは、そのシステムにたいしてネガティブなイメージを持つよう読者を誘導する可能性がある。福祉国家 (welfare-state) と戦争国家 (warfare-state) が等記号によって繋がっている、という山之内の指摘は、読者を福祉国家を否定するようにミスリードしかねないものである。むしろ山之内の認識において注目すべきは、「社会的平等を制度化してゆく民主主義的改革も国民国家による支配と統合を後退させるものとはならない」というパラドキシカルな認識であろう。それは、国民国家による支配と統合をむしろ後退させるような、民主主義的な改革を創造していく必要性を示唆するものである。
- 6) たとえば、瀬川厚は、現代社会を総力戦社会と規定し、次のように述べている。「一方では

社会のなかに潜在する閉塞感ゆえに、「希望は戦争です」と公言して憚らない青年たちの存在と、社会から事実上放り出される数多の人々の存在が交差する社会こそ、総力戦体制下の社会、すなわち総力戦社会の実態である。その意味で総力戦社会とは様々な矛盾や課題を隠蔽する装置としての役割をも担っていることを自覚的に受け止めておかなければならない」(瀬川 2010 270頁)。本論は、現在社会を「総力戦社会」と呼ぶことには適切ではないと考える。本論の主張は、総力戦体制は第二次大戦にて終了した、しかし、国民的総動員システムはその後にも存続したというものである。

- 7) ロイド・ジョージと軍需省については、河原円の研究を参照している。
- 8) 山本七平は、『空気の研究』のなかで、戦艦大和の沖縄への特攻攻撃が、エリート専門家集団による合理的な戦術決定ではなく、「空気」による決定であったことを論証している。山本は『『空気』とはまことに大きな絶対権をもった妖怪である。一種の超能力かも知れない。何しろ、専門家ぞろいの海軍の首脳に、作戦として形をなさないことが明白な事実であることを、強行させ、後になると、その最高責任者が、なぜそれを行ったのかを一言も説明できない状態に落とし込んでしまうのだから、スプーンを曲げるの比ではない。こうなると統計も資料も分析も、またそれに類する科学的手段や論理的論証も、一切は無駄であって、そういうものをいかに精緻に組み立てておいても、いざというときは、それらが一切消し飛んで、すべてが空気に決定されることになるかも知れぬ。とすると、われわれはまず、なによりも先にこの空気なるものの正体を把握しておかないと、将来なにが起るやら、皆目見当がつかないことになる」(19頁)と述べている。日本の総力戦体制における「空気」の役割は、興味深い。山本はこの「空気」を宗教とのアナロジーにおいて分析し、「日本教」を提唱するにいたっている。これには留保をおきたい。山本が取り上げる「空気」はナショナリズムの一種である。日本におけるナショナリズム、そして国民的総動員システムにおいて、「空気」が果たしている役割については、別の機会に分析したい。

引用文献

- 落合弘樹 『秩禄処分』 中公新書、1989年。
- 河原円 「ロイド・ジョージと軍需省」『軍事史学』通巻139号 軍事史学会、1999年。
- 瀬藤厚 2010『総力戦体制研究』社会評論社。
- 瀬藤厚 2013「総力戦と日本の対応」『総力戦の時代』中央公論新社。
- 山口定 『ファシズム』岩波現代文庫、2006年。
- 山之内靖 「方法的序論」『総力戦と現代化』山之内靖、成田 龍一、J. ヴィクターコシュマン 編 柏書房、1995年。
- 高岡裕之 『総力戦体制と「福祉国家」』岩波書店、2011年。
- 丸山眞男 1946「日本ファシズムの思想と運動」丸山眞男集 第三巻 岩波書店、1995年。
- 丸山眞男 1952「ファシズムの諸問題」丸山眞男集 第五巻 岩波書店、1995年。
- 山本七平 『空気の研究』文春文庫、1983年。
- カール・シュミット 1922『政治神学』田中浩、原田武雄訳 未来社、1971年。
- カール・シュミット 1932『政治的なものの概念』田中浩・原田武雄訳 未来社、1970年。
- カール・シュミット 1937「全面の敵・総力戦・全体国家」カール・シュミット著作集2（1936-1970）長尾 龍一編纂 慈学社出版、2007年。
- ミシェル・フーコー 『知への意志』渡辺守章訳 新潮社、1986年。
- フリードリッヒ・ハイエク 『隷従への道』西山千明訳、1992年。

所 報

2013. 1~12

2013年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである。

1. 機関及び人事

1. 定例所員総会

所員の総意のもとに、各所員の積極的な参加を活力にして、本研究所を民主的に運営し、社会科学の総合的研究を推進していくために努力してきた。今後も、所員の意見・希望等に積極的に応えていきたい。

(1) 第101回定例所員総会 2013年6月8日(土) 14:30～ 生田92B会議室

議事：(1) 新所長挨拶、(2) 所員の委嘱・解嘱、(3) 2012年度事業報告、(4) 同会計報告、(5) 2013年度事業計画案(研究者担当者会議の新設、2013年度夏季実態調査・ベトナム案)、(6) 同予算案、(7) 社研内規等の改正(校閲料・翻訳料・通訳料)、(8) 山田盛太郎文庫の整備、(9) その他、すべての議案は承認された。

(2) 第102回定例所員総会 2013年12月7日(土) 14:30～ 生田1号館第6会議室

議事：(1) 2013年度事業報告、(2) 同会計報告、(3) 2014年度事業計画案、(4) 2013年度春季実態調査案、(5) 社研「規定・細則・内規集」2013年改訂版案、(6) 2014年度予算案、(7) その他、すべての議案は承認された。

2. 所員の異動

(1) 所員の委嘱・解嘱

委嘱：高橋義博(経)、末次俊之(法)、鈴木章俊(経)、佐藤慶一(ネ)。

解嘱：小森田龍生(任期制助手終了→特別研究員)、太田順三、斉藤雄志(以上、定年退職→参与)、中島巖(定年退職→参与辞退)。

(2) 研究参与の委嘱・解嘱

委嘱：太田順三、斉藤雄志。

解嘱：鎌田浩(本人希望により解嘱)、福島新吾(2013.5.1ご逝去)。

(3) 客員研究員の委嘱・解嘱

委嘱：北村厚(法政大学法学部)、三木由希子(情報公開クリアリングハウス)、池田有日子(龍谷大学政策学部・兼任講師)、丸茂雄一(本学法学部・兼任講師/社知セ・客員研究員)

解嘱：末次俊之(任期制助教として所員へ)、唐鎌直義、中西優美子、堀江薫、大島久幸(以上、辞退)。

(4) 特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱：小森田龍生(本学大学院文学研究科社会学専攻博士後期課程)、李春霞(本学大学院経

济学研究科博士後期課程)、中村洋次(本学大学院経済学研究科博士後期課程)
解嘱:横山順一、杜敏(以上、退学)。

3. 運営委員、会計監査、事務局員の委嘱

(1) 2012年度体制

	運営委員	事務局員 (○はチーフ)
所長	町田 俊彦 (経)	事務局長 宮寄 晃臣 (経)
事務局長	宮寄 晃臣 (経)	財政 ○清水 真志 (経)
前事務局長	村上 俊介 (経)	鈴木奈穂美 (経)
	原田 博夫 (経)	研究会 ○佐藤康一郎 (営)
	白藤 博行 (法)	兵頭 淳史 (経)
	佐々木浩二 (営)	樋口 博美 (人)
	川村 晃正 (商)	小池 隆生 (経)
	嶋根 克己 (人)	編集前期 ○福島 利夫 (経)
		後期経済学部長就任に伴い解嘱
		編集 前田 和實 (商)
		内藤 光博 (法)
会計監査	永江 雅和 (経)	編集後期 ○大矢根 淳 (人)
		編集後期より 新田 滋 (経)
		文献資料 ○野部 公一 (経)
		福島 義和 (文)
		ホームページ ○高萩栄一郎 (商)
		吉田 雅明 (経)

(2) 2013年度体制

	運営委員	事務局員 (○はチーフ)
所長	村上 俊介 (経)	事務局長 大矢根 淳 (人)
事務局長	大矢根 淳 (人)	会計 ○鈴木奈穂美 (経)
前事務局長	宮寄 晃臣 (経)	樋口 博美 (人)
運営委員	原田 博夫 (経)	研究会 ○佐藤康一郎 (営)
	木幡 文徳 (法)	兵頭 淳史 (経)
	池本 正純 (営)	宮寄 晃臣 (経)
	川村 晃正 (商)	飯沼 健子 (経)
	嶋根 克己 (人)	小池 隆生 (経)
		編集 ○福島 義和 (文)
		内藤 光博 (法)
会計監査	永江 雅和 (経)	前田 和實 (商)

新田 滋 (経)

文献資料 ○野部 公一 (経)

ホームページ ○高萩栄一郎 (商)

吉田 雅明 (経)

4. 事務局会議

2012年度

- (1) 4月24日 (火) ①2011年度事業報告、②2011年度会計報告、③2012年度事業方針、④2012年度夏季実態調査 (中国) の方針。
- (2) 5月29日 (火) ①2012年度事業方針、②2012年度予算作成方針、③2011年度会計内部監査、④2012年度夏季実態調査 (中国) の計画立案、⑤檀国大学との研究交流。
- (3) 6月5日 (火) (運営委員会との合同会議)
①新所員等の承認、②2011年度事業報告・決算報告、③2012年度事業計画案・予算案、④その他。
- (4) 7月24日 (火) ①事務局員の交代、②2012年度夏季実態調査、③檀国大学との第5回合同研究会、④その他。
- (5) 9月25日 (火) ①第100回定例所員総会に向けた日程確認、②第5回檀国大学合同研究会、③シンポジウム (第100回定例所員総会記念+夏季実態調査の代替執行) 計画案、④その他。
- (6) 11月6日 (火) ①2012年度事業報告・同予算執行状況、②2013年度事業計画案・同予算案、③2012年度春季実態調査先の検討、④第5回檀国大学との合同研究会報告、⑤その他。
- (7) 11月20日 (火) ①2012年度事業報告・同予算執行状況、②2013年度事業計画案・同予算案。
- (8) 11月27日 (火) 第2回運営委員会との合同会議、①2012年度事業報告、②2013年度事業計画案の確認、③その他。
- (9) 2013年2月5日 (火) ①年度内予算執行の状況、②パンフレット制作について、③春季実態調査、④次年度夏季実態調査、⑤今後の事務局会議等の予定、⑥その他。
- (10) 3月19日 (火) ①次期事務局体制、②山田盛太郎文庫整理、③第6回檀国大学との合同研究会、④その他。

2013年度

- (1) 4月23日 (火) ①新所長所信表明、②2012年度事業報告、2012年度春季実態調査 (四国) 報告、③2012年度会計報告、④2013年度事業方針 (研究会担当者会議の設置、2013年度夏季実態調査 (ハノイ) の方針、専大・檀国大学合同研究会案 (10月)、グループ研究助成申込状況、文献担当報告 (山田盛太郎文庫整備、図書館との重複資料整理)、社研規則改訂版作成の経緯・進捗状況)。
- (2) 5月28日 (火) ①2013年度事業方針 (研究会担当・研究会担当者会議による研究会企画・開催について、夏季実態調査 (ハノイ) のプログラム案について、社研規則改

訂版作成（校閲料、翻訳料、通訳料等）について、月報企画・進捗状況について）、②2013年度予算作成方針、③2012年度会計内部監査。

- (3) 6月4日（火）（運営委員会との合同会議）
①新所長あいさつ、2013年度社研体制、②2012年度事業報告、③2012年度会計報告、④2012年度会計監査報告、⑤2013年度事業計画案、⑥2013年度予算要求案、⑦その他（社研内規等の改正、研究助成金の受け渡しについて）。
- (4) 7月16日（火） ①2012年度会計監査実施報告、②2013夏季実態調査（ベトナム）準備進捗状況報告、③定例研究会申し込み・開催報告、④2013春季実態調査企画の始動について、⑤第6回壇国大学合同研究会の準備状況報告、⑥月報編集進捗状況報告（600号記念号／2012年度春季実態調査合併号）／年報応募状況報告、⑦7月末の頒布会開催企画／三研究所相談で書庫の整理、山田盛太郎文庫の整理・修理作業計画、⑧JETRO法人会員希望、⑨社研無線LAN構築。
- (5) 10月1日（火） ①2013夏季実態調査（ベトナム）無事終了の報告・お礼（所長）、②2013年度予算執行状況報告／夏季実態調査（ベトナム）会計報告、③研究会実施・企画報告（2013夏季実態調査／第6回壇国大学合同研究会／定例研究会・シンポジウム／2013春季実態調査）、④編集担当報告（ベトナム特集企画:12月以降号で合併号、VASSより月報への投稿原稿予定、年報の編集進捗状況報告）、⑤文献担当報告（中国統計年鑑の購入／山田盛太郎文庫の整理・修復作業の進捗状況報告）、⑥HP担当報告（新型スキャナ購入検討→了承）。
- (6) 11月5日（火） ①第6回壇国大学合同研究会報告、②2014年度事業計画書・予算要求書案の検討、③VASS企画投稿原稿の集約状況報告／年報・月報合併号の原稿集約状況報告、④叢書の出版契約のあり方についての問題提起、⑤年鑑・統計（洋書）の保存・廃棄・頒布について、⑥2013春季実態調査の日程確認・案内スケジュールの確認、⑦ページスキャナ購入報告・使用方法インストラクション、⑧内規改定の紹介（非常勤講師の講演料と原稿料について）。
- (7) 11月19日（火） ①2014年度事業計画書・予算要求書（案）について、②対VASS対応について：月報への投稿原稿（英語）／書籍の寄贈／東北アジア研究所ミン所長一行の来日について（研究会／学長挨拶）、③研究会担当者会議から、④編集担当から、⑤文献担当から、⑥その他（規約等の改訂について／第102回総会の準備状況について）。
- (8) 11月26日（火）（運営委員会との合同会議）
①VASS東北アジア研究所所長の専大・社研訪問・研究会開催について、②新所員の承認について、③今年度規約等の改正について、④2013年度事業報告書（案）・予算執行状況について／⑤2014年度事業計画書・予算要求書（案）、⑤ベトナム社会科学院関係（月報投稿原稿（英文）について、原稿

料・校閲料について、VASS出版企画への社研サイドの投稿原稿の進捗状況について)、⑥編集担当より、編集権を今少し積極的に作動させていくことについての問題提起がなされた。

5. 運営委員会

2012年度

- (1) 6月5日 (火) (事務局との合同会議)
①新所員等の承認、②2011年度事業報告・決算報告、③2012年度事業計画案・予算案、④その他。
- (2) 11月27日 (火) (事務局との合同会議)
①2012年度事業報告、②2013年度事業計画案の確認、③その他。

2013年度

- (1) 6月4日 (火) (事務局会議との合同会議)
①新所長あいさつ、2013年度社研体制、②2012年度事業報告、③2012年度会計報告、④2012年度会計監査報告、⑤2013年度事業計画案、⑥2013年度予算要求案、⑦その他(社研内規等の改正、研究助成金の受け渡しについて)。
- (2) 11月26日 (火) (事務局会議との合同会議)
①VASS東北アジア研究所所長の専大・社研訪問・研究会開催について、②新所員の承認について、③今年度規約等の改正について、④2013年度事業報告書(案)・予算執行状況について/⑤2014年度事業計画書・予算要求書(案)、⑤ベトナム社会科学院関係(月報投稿原稿(英文)について、原稿料・校閲料について、VASS出版企画への社研サイドの投稿原稿の進捗状況について)、⑥編集担当より、編集権を今少し積極的に作動させていくことについての問題提起がなされた。

2. 研究調査活動

1. 定例研究会

- (1) 4月11日(木) 15:30~17:00 場所 生田校舎9号館7階971教室
テーマ: A Life Story of a Patriotic Lao Woman: From Paris to a Revolutionary Zone in Laos.
——ラオスの内戦・革命・新政権樹立にわたる激動の現代史に最前線で関わってきた回顧談(通訳有)——
報告者: Ms. Bouakeo Dalalay (元ラオス保健大臣夫人)
- (2) 5月27日(月) 16:35~18:05 場所 生田校舎10号館3階10310教室
テーマ: Regional Disparities and Inclusive Development in Southeast Asia
東南アジアの地域格差と開発問題についての事例と分析(通訳有)

報告者：Mr. Edo Andriesse

(Assistant Professor、Department of Geography、College of Social Sciences、Seoul National University)

(3) 6月18日(火) 16:00～18:00 場所 生田校舎10号館3階10310教室

テーマ：ベトナムのビジネス事情

報告者：小林恵介氏(独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)、機械・環境産業部インフラ・プラントビジネス支援課(前ハノイ事務所勤務))

(4) 7月19日(金) 16時00分～18時00分 場所 サテライトキャンパススタジオA

テーマ：正義という虚構

報告者：小坂井敏晶(パリ第8大学)

(5) 7月30日(火) 15:30～17:30 場所 生田校舎社会科学研究所

テーマ：“SOCIAL PROTECTION SYSTEM IN VIETNAM NOWADAYS:ACHIEVEMENTS AND CHALLENGES”(英語・通訳なし)

報告者：Dr. Be Quynh Nga(ベトナム社会科学院)

コメントおよび補足説明：Ms. Dang Thi Viet Phuong(ベトナム社会科学院社会学研究所)

(6) 10月14日(月) 10:30～12:30 場所 生田校舎社会科学研究所

テーマ：The development of Sociological research in Vietnam

報告者：ダン・グエン・アイン氏(ベトナム社会科学院社会学研究所長)

(7) 11月25日(月) 15:30～17:30 場所 生田校舎社会科学研究所

テーマ：現代ベトナムの経済事情

報告者：チャン・クアン・ミン氏(ベトナム社会科学院東北アジア研究所所長)

通訳：ゴ・フォン・ラン氏(ベトナム社会科学院東北アジア研究所日本研究センター長)

2. シンポジウム

(1) シンポジウム 6月22日(土) 14:00～17:00 場所 神田校舎1号館7A会議室

テーマ：明るい選挙を考える—地方からの改革

報告者：伊藤重行氏(松蔭大学)「福岡県の事例」

木村良一氏(青森中央学院大学)「青森県の事例」

討論者：末次俊之(本学法学部助教)

池田美智代氏(東海大学)

司会：藤本一美(本学法学部教授)

共催：臨床政治研究会

(2) シンポジウム 11月2日(土) 14:00～17:30 場所 神田校舎7号館731教室

テーマ：関東大震災90周年記念

大正デモクラシー

—もう一つの可能性—吉野作造・賀川豊彦・末弘巖太郎をめぐって—

報告者：大川真氏(吉野作造記念館副館長)

戒能信生氏 (東駒形教会主任牧師)

コメンテーター: 内藤光博 (本学法学部教授)

司 会: 古川 純 (本学名誉教授)

共 催: NPO法人現代の理論・社会フォーラム

(3) シンポジウム 11月16日 (土) 14:30~17:30 場所 生田校舎1号館13A会議室

テーマ: J・F・ケネディの遺産

報告者: 土田 宏氏 (城西国際大学) 「ケネディ研究の現状と課題—山本和隆著『ケネディの遺産』(志學社)を巡って」

山本和隆氏 (工学院大学) 「ケネディ暗殺の背景」

濱賀祐子氏 (明治学院大学) 「ジャクリーヌの歩んだ道」

討論者: 邊牟木廣海氏 (元・インディアナ州駐日代表)

末次俊之 (本学法学部助教)

司 会: 藤本一美 (本学法学部教授)

共 催: 日本臨床政治学会

3. 特別研究会

(1) 2013年度夏季実態調査 (ベトナム・ハノイ2013年9月2日~9月8日)

9月2日 (月): 成田空港発、夕方ハノイ着後、結団式

9月3日 (火): 専修大学社会科学研究所・ベトナム社会科学院共同開催国際シンポジウム

9月4日 (水): //

9月5日 (木): 日系企業・事業所訪問、ハノイ市内エクスカージョン

9月6日 (金): エクスカージョンAコース (ハロン湾) / Bコース (個人研究従事者@ハノイ市内)

9月7日 (土): エクスカージョンAコース (ハロン湾) / Bコース (個人研究従事者@ハノイ市内)

9月8日 (日): 個人研究充当日、深夜、ハノイ発成田へ。

専修大学社会科学研究所・ベトナム社会科学院共同開催

日越外交関係樹立40周年 (1973-2013) 記念シンポジウム:

『日越関係: 40年の回顧と将来の方向性』

9月3日 (火)

09:00~09:30 オープニングセレモニー

ベトナム社会科学院院長 グエン・スアン・タン教授挨拶

ベトナム社会主義共和国 谷崎泰明大使挨拶

専修大学 松木健一常務理事挨拶

10:00 オープニングセッション

座長: ベトナム社会科学院院長 グエン・スアン・タン教授

座長: 専修大学大学院経済学研究科長・経済学部 原田博夫教授

10:00~10:20

「越日関係40年の道のり：成果と展望」

ベトナム社会科学院東北アジア研究所所長 チャン・クアン・ミン博士

10：20～10：40

「東アジアにおける政治・安全保障の新たなコンテクストと国防・安全保障分野における日越協力関係の可能性」

早稲田大学政治経済学術院 坪井善明教授

10：40～11：00

「今日のベトナムにおける社会保障分野における問題および越日協力の可能性」

ベトナム社会科学院東北アジア研究所政治安全保障研究室室長

チャン・ティー・ニユン博士

11：00～11：20

「ベトナムと日本における社会関係資本と市民社会」

専修大学社会科学研究所所長・経済学部 村上俊介教授

11：50～12：20 討論

13：30 第1セッション：日本およびベトナムにおける経済問題

座長：ベトナム社会科学院東北アジア研究所所長 チャン・クアン・ミン博士

座長：専修大学大学院経済学研究科長・経済学部 原田博夫教授

13：30～14：00

「日本の財政の現状と課題—主要国との比較から—」（論文参加）

専修大学経済学部 町田俊彦教授

14：00～14：30

「ベトナムの経済発展ニーズと経済分野における越日協力の展望」

早稲田大学社会科学部 チャン・ヴァン・トー教授

14：30～15：00 討論

15：20～15：50

「ドイモイ政策実施後27年のベトナム経済」

ベトナム社会科学院東北アジア研究所副所長 ダン・スアン・タイン博士

15：50～16：20

「日本の人口動態と市場四国地方を例にして」

専修大学経営学部 佐藤康一郎准教授

16：20～16：50 討論

9月4日（水）

09：00 第2セッション：政治・安全保障分野における日・越協力関係

座長：ベトナム社会科学院東北アジア研究所副所長 ダン・スアン・タイン博士

座長：専修大学社会科学研究所参与 柴田弘捷名誉教授

09：00～09：30

「新興ドナーとしての中国の台頭と東南アジアへの影響」

専修大学経済学部 稲田十一教授

09:30 ~ 10:00

「ベトナムにおける日本のODAとFDI：政治・安全保障の協力観点から」

外国投資局・計画投資省 ダン・スアン・クワン博士

10:00 ~ 10:30 討論

11:00 ~ 11:30

「東アジア地域の新たな背景および安全保障分野における協力の機構について」

東北アジア研究所機関誌「東北アジア研究」副編集長 ファム・クイ・ロン博士

11:30 ~ 12:00

「東南アジアにおける地域統合—新たな枠組みとなり得るか—」

専修大学経済学部 飯沼健子教授

12:00 ~ 12:30 討論

13:40 第3セッション：日本およびベトナムにおける社会問題

座長：ベトナム社会科学院東北アジア研究所機関誌「東北アジア研究」編集長

ファム・ホン・タイ教授

座長：専修大学人間科学部 嶋根克己教授

13:40 ~ 14:10

「ベトナムにおける都市化の問題および解決法」

ベトナム社会科学院社会学研究所副所長 ブー・マイン・ロイ教授

14:10 ~ 14:40

「斜面都市長崎市の居住問題—日本の2030年—」

専修大学文学部 福島義和教授

14:40 ~ 15:10 討論

15:40 ~ 16:10

「ベトナムにおける高齢者および高齢者保護の問題」

ベトナム社会科学院社会学研究所所長 ダン・グエン・アイン教授

16:10 ~ 16:40

「日本の高齢化と高齢者の暮らし」

専修大学人間科学部 馬場純子教授

16:40 ~ 17:10 討論

17:10 ~ 17:30 閉会式

専修大学社会科学研究所所長・経済学部 村上俊介教授挨拶

ベトナム社会科学院副院長 グエン・クワン・トゥアン教授挨拶

(2) 第6回専修大学・檀国大学合同研究会（韓国・檀国大学2013年10月10日～12日）

檀国大学校・専修大学第6回合同シンポジウム—天安キャンパス・経商大学開設35周年記念—

「変わりゆく東アジアの経済と企業—新たな発展を目指して」

10月10日（木）：移動、事前打合せ、懇親会

10月11日（金）：合同シンポジウム@天安キャンパス

10月12日（土）：市内踏査、移動

10月11日（木）：合同シンポジウム

13：00 開会

開会の辞 Lim、Sang - Hyuk（壇国大学校経営学部学部長）

挨拶 Myung、Young - Soo（壇国大学校経商学部長）

村上俊介（専修大学社会科学研究所長）

出席教員紹介 Lim、Sang - Hyuk（壇国大学校経営学部学部長）

13：25 第1報告「多国籍企業経営3つのジレンマと国際ビジネスモデルの進化」

報告者：今井雅和（専修大学経営学部教授）

コメンテータ：Choi、Chang - Hwan（壇国大学校貿易学科教授）

14：15 第2報告「韓国の技術貿易収支の現況と課題」

報告者：Jeong、Yoon - Se（壇国大学校貿易学科教授）

コメンテータ：山崎秀彦（専修大学経営学部教授）

14：55 第3報告「監査法人における組織文化の監査判断への影響」

報告者：大柳康司（専修大学経営学部教授）

コメンテータ：Park、Jae - Choon（壇国大学校経営学部教授）

15：45 第4報告「広告モデルが製品評価に及ぼす影響」

報告者：Kim、Young - Jo（壇国大学経営学部教授）

コメンテータ：橋田洋一郎（専修大学経営学部准教授）

16：25 第5報告「メディア・エンゲージメントが広告効果に及ぼす影響」

報告者：石崎 徹（専修大学経営学部教授）

コメンテータ：Choi、Chul - Jae（壇国大学校経営学部教授）

16：55

閉会の辞 福原康司（専修大学経営研究所事務局長）

17：00 閉会

4. 研究助成

☆グループ研究助成A（4名以上・年50万円3年間・定例総会にて研究経過報告義務・1名以上論文発表義務）

2011年度発足

◇「大学における生涯学習教育の現状とあり方についての総合的研究」

（鐘ヶ江晴彦〈責〉・小峰直史・野口武悟・荻原幸子・服部あさこの5名）

◇「未踏領域に入った日本経済の諸側面」

（遠山浩〈責〉・西岡幸一・宮本光晴・櫻井宏二郎・山中尚・大倉正典・石原秀彦・田中隆之の8名）

2012年度発足

◇「グローバル化時代の国際経済の諸問題」

(野口旭〈責〉・鈴木直次・浅見和彦・室井義雄・(泉留維)・小島直・大橋英夫・野部公一・大倉正典・飯沼健子・狐崎知己・稲田十一・堀江洋文・加藤浩平・永島剛・伊藤萬里・毛利健三の17名)

◇「アメリカ合衆国における現代の格差・貧困問題とその経済的背景に関する研究」

(小池隆生〈責〉・佐藤康一郎・鈴木直次・鈴木奈穂美・兵頭淳史の5名) 今年度実施せず・了承)

2013年度新規

◇「日本のカメラ産業の競争力・ブランド力分析」

(望月宏〈責〉・梶原勝美・溝田誠吾・金成洙の4名)

※来年度研究メンバー構成についての補足説明あり。了承。

☆グループ研究助成B (2名以上・年20万円1年間・定例総会にて研究経過報告義務) 今年度応募無し。

☆特別研究助成 (5名以上・年100万円3年間・定例総会にて研究経過報告義務、助成終了後2年以内に「社会科学研究叢書」刊行義務)

2011年度発足

◇「ポスト3・11の情報流通とメディアの役割」

(山田健太〈責〉・網野房子・川上隆志・野口武悟・藤森研・三木由希子 (今年度加入) の6名)

2012年度発足

◇「ベトナム社会主義共和国の経済及び産業、社会、文化の変容と諸課題」

(佐藤康一郎〈責〉・宮崎晃臣・大矢根淳・嶋根克己・村上俊介・嶺井正也 (今年度加入) の6名)

2013年度新規

◇「方法としてのドキュメンタリーの生成とアジアにおける発展」

(土屋昌明〈責〉・鈴木健郎・下澤和義・根岸徹郎・川上隆志・三田村圭子・森瑞枝の7名)

※特別研究助成申請についての審査報告書(回覧)。来年度研究メンバー構成についての補足説明あり。了承。

3. 所報の刊行

1. 『専修大学社会科学研究所月報』の刊行

(1) 4月20日 (第598号)

「浜田宏一『アメリカは日本経済の復活を知っている』講談社、2013年1月初版を読んで」

……………森 宏 (参与)

「米国の『大統領選挙』と日本の『衆院解散・総選挙』」……………藤本 一美 (所員)

「中国の『民間ドキュメンタリー』とは何か — 胡傑監督へのインタビュー」

-土屋 昌明 (所員)
- (2) 5月20日 (第599号)
- 「中国の大卒者就職制度の変遷」.....蔣 純青 (特別研究員)
- 「越境する場所とアイデンティティ—群馬県大泉町の「移民1.5世代」の「場所形成」—」
.....藤原 法子 (所員)
- (3) 6月20日 (第600号):「月報600号記念 (この100号間の歴代所長の寄稿)」
- 「社会科学研究所への思いと期待」.....柴田 弘捷 (参与)
- 「専修大学社会科学研究所に思う」.....内田 弘 (参与)
- 「実態調査の『定点観測』化と全調査先・参加所員全員執筆制」.....町田 俊彦 (所員)
- 「専修大学社会科学研究所月報600号記念に寄せて—社研海外視察研修小史」
.....村上 俊介 (所員)
- 「2008年恐慌における資本の絶対的過剰と管理通貨制
—宇野『恐慌論』/大内『国家独占資本主義』再考—」.....新田 滋 (所員)
- (4) 8月20日 (第601・602合併号)「2012年度春季実態調査2013年2月24日～27日 (四国) 特集」
- 「社会科学研究所2012年度春季実態調査行程」.....小池 隆生 (所員)
- 「地域経済発展のための現地経営者の理念と行動について」.....飯田 謙一 (参与)
- 「別子銅山の歴史と山を拓き支えた人々—別子銅山記念館訪問の記録から—」
.....樋口 博美 (所員)
- 「多様な主体の交流による地域づくりの可能性—成果の個性性と仕組みの共通性—」
.....金井 雅之 (所員)
- 「四国中央市産業活力部産業支援課」.....町田 俊彦 (所員)
- 「四国中央市紙産業と大王製紙三島工場」.....宮崎 晃臣 (所員)
- 「ケーススタディ:後発ブランド『エルモア』」.....梶原 勝美 (所員)
- 「宮内紙工を訪ねて」.....村上 俊介 (所員)
- 「『創造的過疎化』という地域再生:徳島県神山町におけるNPO グリーンバレーによる地域再生
の試み」.....広瀬 裕子 (所員)
- 「工芸農産物の商品学的アプローチ—阿波和三盆糖を中心に—」.....佐藤康一郎 (所員)
- 「徳島県の伝統産業である鳴門足袋のあゆみ」.....鈴木奈穂美 (所員)
- 「持続可能な地域社会創造の取り組み—徳島県勝浦郡上勝町における『彩』事業を中心として」
.....石川 和男 (所員)
- (5) 9月20日 (第603号)
- 「中国の地域間経済力と財政力格差実態に対する基礎的考察—県レベルのデータを中心に」
.....徐 一睿 (客員)
- (6) 10月20日 (第604号)
- 「特別研究助成『若年・青年層の不安定就労ならびに社会保障制度の現状』2012年度報告 (3)」
.....高橋 祐吉 (所員)
- (7) 11月20日 (第605号)

「“GOLD” POPULATION STRUCTURE AND SOCIAL SECURITY ISSUES OF VIETNAM:
OPPORTUNITIES AND CHALLENGES」

…………… Prof. Dr. Nguyen Vinh Cu / Dr. Tran Thi Nhung (VASS)

「再考：マーケティング生成論<補遺>」……………梶原 勝美 (所員)

(8) 1月20日 (第606・607合併号) 2013年度夏季実態調査 (ベトナム) 特集

3. 『社会科学年報』第47号の刊行 (2013年3月10日)

- 【論文】 (1) 稲田 十一 (所員) カンボジアの復興開発プロセスと日本の援助・投資
(2) 内田 弘 (研究参与) 『資本論』形成史における『哲学の貧困』
(3) 梶原 勝美 (所員) 消費者はオールマイティか
(4) 小藤 康夫 (所員) 私立大学の正しい資産運用体制を求めて
(5) 高木 康一 (客員研究員) カナダ連邦制における連邦・州政府間関係
(6) 高梨 健司 (客員研究員) 片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制
(7) 西角 純志 (客員研究員) ジェルジ・ルカーチ『歴史と階級意識』「ローザ・ルクセンブルク三部作」評註
——《自然発生性と意識性》の転回＝移動
(8) 森 宏 (研究参与)・三枝 義清 (元東京都立大学教授)
牛肉家計消費におけるO-157およびBSEのインパクト
の計測
—「拡大コウホート」モデルを用いて—

【研究ノート】

- (1) 桑野 弘隆 (客員研究員) 国民的総動員体制について
(2) 鈴木 直次 (所員) 戦後アメリカ自動車産業における労使関係の一断面
—全国協約改定にみる賃金・付加給付の上昇—

3. 「社研叢書」第16巻刊行について

2011年度終了 鈴木健郎 (責) 『フランスと東アジア諸地域相互における近現代学芸の共同主観性に関する研究 (仮)』刊行予定である。

4. その他の活動

1. 文献資料の収集

- (1) 社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの (辞書、統計、白書、年鑑等) の収集に重点を置くという方針に基づいて、文献資料を収集した。
(2) 年度当初から文献購入希望を募り、予算枠を考慮しつつ、随時購入した。
(3) 社研プロジェクト「中国社会研究」の一環としておこなってきた中国経済・社会に関する文献

収集に関しては、東アジア経済社会を対象を広げ実施した。

2. 文献資料の整理、配架

- (1) 文献資料の検索は「図書カード」によるものとして、収集した文献の整理を行なった。また、電子化にむけた作業を開始した。
- (2) CD-ROM 版の文献資料はロッカーに別途保管した。
- (3) 図書館と重複して購入している和雑誌に関しては、書庫が手狭になったため（直近2年分を除き）廃棄処分とした。なお、廃棄にあたっては、希望者に対象雑誌を頒布する期間を設けた（7/22～7/26）。2013年度は、英文資料についても検討を行い、重複所蔵している年鑑・統計集について、2014年度より和雑誌と同等の処理をすることとした。廃棄処分をする資料で図書館に欠号の資料については寄贈を行っている。
- (4) 山田盛太郎文庫整備に関しては、中根康裕客員研究員への意見聴取をふまえて、東亜研究所時代の文献を中心に保全を図るという基本方針を決定した。
- (5) 書庫のスペースを確保するために、判型毎に並び替える作業を試みている。
- (6) その他

「文献ニュース」を社会科学研究所のホームページに掲げ、2012年度末までに収集した主な文献を中心に新着情報を提供した。

- (7) ホームページ（パーソナル・コンピュータ）

パソコンを社会科学研究所と当研究所の研究事業を外部により広く公開するための道具として活用した。

- 1) ホームページの充実

ホームページのさらなる充実をすすめる。論文を読みやすくするために、論文単位のファイル化、抄録の作成、問い合わせ先の追加などを検討する。

- 2) 電子メールの活用

電子メールを活用して、通信業務を効率化する。2007年度より開始した、所員に対する案内等の原則電子メール化を継続する。

総会案内、出欠確認、委任状集約等に電子メール（添付ファイル）を利用することを試行しているところである。

- 3) コンピュータシステムの充実

社研内の無線LANを構築した。

ページ・スキャナを購入・インストールした。

- 4) 専修大学学術機関リポジトリへの登録

社研のホームページに掲載されている論文（月報・年報）を図書館が運用する「専修大学学術機関レポジトリ」に登録している。登録するために、月報・年報の投稿規定に、「掲載された論文は、原則として、社会科学研究所ホームページおよび専修大学学術機関リポジトリに登録し、全文公開する。」を追加した。

以上の論文以外の論文の専修大学学術機関リポジトリへの対応は別途、検討する。

編集後記

社研の年報をお届けします。ほぼ毎月発行の月報と併せて、実に多くの所員等から1年間御投稿頂き、有り難うございます。

我々編集スタッフも、月報の編集後記に関しては可能な限り、投稿論文に沿ってコメントをするように心掛けてきました。もちろんほとんどが専門外の場合が多く、投稿者が100パーセント満足できるものだったかどうかは、自信はありません。しかし、所員間の「かかわりあい」「つながり」に多少寄与できたかも知れません。

最近ふと考えることがあります。社会科学といった大きな枠のなか、50年近く前に提示されたトーマス・クーンのパラダイムにあたるものが出現するのか（既に出てきている?）。本年報中（川口雅正・森宏）で指摘された「科学的経験に基づく理論的仮説の検証」の作業が、

グローバル化が進む現在こそ重要な仕事の一つかも知れません。フィールド科学と称して出歩いている小生にとって、若い頃に没頭した「行動科学」がなぜか妙に懐かしい昨今です。

最後に早稲田大学には現在60を超える地域研究所があり、世界から情報を発信しています。まさに「世界のWASEDA」。一方、1975年に創設された国連大学の傘下に「サステイナビリティと平和研究所」が2009年に設立。気候変動や自然災害といったサステイナビリティに関する問題や紛争地域での平和構築などを研究しています。「専大の社研SENDAI SHAKEN」の今後の展開に大いに期待したいところです。今年報に御投稿頂いた論文や、ベトナムなどの実態調査（月報第606/607合併号）は、社研の今後の展開を考えるのに良い材料かと考えています。（福島義和）

編集スタッフ	福島 義和（文学部）	内藤 光博（法学部）
	前田 和實（商学部）	新田 滋（経済学部）

執筆者紹介 (執筆順)

- うちだ ひろし
内田 弘 本研究所研究参与
- かじはら かつみ
梶原 勝美 本研究所所員 (商学部)
- かわぐち つねまさ
川口 雅正 九州産業大学経済学部教授
- もり ひろし
森 宏 本研究所研究参与
- さとうこういちろう
佐藤康一郎 本研究所所員 (経営学部)
- たかなし けんじ
高梨 健司 本研究所客員研究員
- なかくみこ
中田久美子 本学経済学研究科修士課程修了
- ながえ まさかず
永江 雅和 本研究所所員 (経済学部)
- にった しげる
新田 滋 本研究所所員 (経済学部)
- ひろせ ひろこ
広瀬 裕子 本研究所所員 (法学部)
- くわの ひろたか
桑野 弘隆 本研究所客員研究員

社会科学年報 第48号

2014年3月10日

編集 専修大学社会科学研究所
代表者 村 上 俊 介
〒214-8580
神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1
電話 044(911)1089 FAX 044(900)7829

印刷 佐藤印刷株式会社
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前2-10-2
電話 03(3404)2561 FAX 03(3403)3409

THE
SHAKAIKAGAKU-NENPO
 (THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE)

No. 48

MARCH 2014

Articles:

- Symmetrical Order of The First Manuscript for
 Book Two of Marx's *Capital* *Hiroshi Uchida*
- A Case Study on 'Myanmar' and 'Beerlao' <Appendix>
 *Katsumi Kajihara*
- Cohort Analysis in the Framework of Scientific Methodology
 – Looking for A New Paradigm –
 *Tsunemasa Kawaguchi and Hiroshi Mori*
- Current State and Future Agenda for Food Waste Reduction and
 Food Recycling *Koichiroh Satoh*
- Stockholder analysis of Katakura Echigo & Co., Ltd *Kenji Takanashi*
- War devastation Reconstruction policy in Kawasaki City and Yomiuri Land;
 Relationship of Leisure company and local horse racing
 *Kumiko Tanaka and Masakazu Nagae*
- Rethinking Methodology of Uno Kozo's "Resilience" and
 Yamaguchi Shigekatsu's "Differentiation and Development"
 *Shigeru Nitta*
- How the Japanese Government Handled the Campaign of
 Criticism against School Sex education *Hiroko Hirose*

Note:

- From Total War System to National Mobilization System
 *Hiroataka Kuwano*

Edited by
 THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE
 SENSHU UNIVERSITY
 Tokyo & Kawasaki